

令和二年十一月二十六日開会
令和二年十二月十六日閉会

令和二年第四回定例会会議録

西之表市議会

令和二年第四回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 十一月二十六日（木）

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	五
一、会期の決定	五
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	六
八板市長	六
一、議案審議	九
議案第七三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	九
大瀬総務課長説明	九
長野広美さん質疑	一〇
大瀬総務課長	一〇
議案第七四号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一〇
大瀬総務課長説明	一一
橋口美幸さん質疑	一一
大瀬総務課長	一一
一、日程報告	一三
一、散 会	一三

第二号 十一月三十日（月）

一、開 議	．．．．．	一九
一、議案審議	．．．．．	一九
議案第七三号	西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一九
河本総務文教委員長報告	．．．．．	二〇
議案第七四号	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	二一
河本総務文教委員長報告	．．．．．	二一
議案第七五号	西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	二二
柳田税務課長説明	．．．．．	二二
議案第七六号	西之表市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定について	二三
大瀬総務課長説明	．．．．．	二三
議案第七七号	公の施設の指定管理者の指定について	二四
下川福祉事務所長説明	．．．．．	二四
議案第七八号	公の施設の指定管理者の指定について	二五
中里社会教育課長説明	．．．．．	二五
議案第七九号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について	二五
大瀬総務課長説明	．．．．．	二五
議案第八〇号	令和二年度西之表市一般会計補正予算（第九号）	二六
奥村財産監理課長説明	．．．．．	二六
議案第八一号	令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）	二九
長野健康保険課長説明	．．．．．	二九
議案第八二号	令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）	二九

下川高齢者支援課長説明	三〇
議案第八三号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	三一
長野健康保険課長説明	三一
議案第八四号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	三一
高橋水道課長説明	三一
一、議案追加上程・議案審議	三二
議案第八五号 西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	三三
下川議会運営委員長説明	三三
報告第一五号 令和元年度種子島中央青果株式会社経営状況報告について	三四
中野農林水産課長説明	三四
一、日程報告	三五
一、散会	三五
第三号 十二月一日(火)	
一、開議	四一
一、一般質問	四一
鮫島市憲君	四一
中野農林水産課長	四二
八板市長	四四
吉田教委総務課長	四五
奥村財産監理課長	四六
一、休憩	四八
一、再開	四八

一、一般質問	四八
橋口好文君	四八
中野農林水産課長	四九
八板市長	五〇
上妻建設課長	六一
一、休憩	六二
一、再開	六二
一、一般質問	六二
河本幸男君	六三
下川福祉事務所長	六三
大瀬総務課長	六四
八板市長	七〇
岩下経済観光課長	七〇
柳田税務課長	七一
奥村財産監理課長	七三
上妻建設課長	七三
一、休憩	七四
一、再開	七四
一、一般質問	七四
下川和博君	七四
中野農林水産課長	七五
八板市長	七八
大平教育長	八三

一、日程報告	八六
一、散会	八六

第四号 十二月二日(水)

一、開議	九一
一、一般質問	九一
小倉初男君	九一
中野農林水産課長	九一
八板市長	九五
上妻建設課長	九八
内学校教育課長	一〇三
大平教育長	一〇四
一、休憩	一〇五
一、再開	一〇五
一、一般質問	一〇五
渡辺道大君	一〇五
長野健康保険課長	一〇六
八板市長	一〇九
森企画課長	一一五
一、休憩	一一七
一、再開	一一七
一、一般質問	一一七
橋口美幸さん	一一七

八板市長	．．．．．	一七
松元地域支援課長	．．．．．	一二五
下川福祉事務所長	．．．．．	一二八
森企画課長	．．．．．	一三一
一、休憩	．．．．．	一三二
一、再開	．．．．．	一三二
一、一般質問	．．．．．	一三二
和田香穂里さん	．．．．．	一三二
八板市長	．．．．．	一三四
森企画課長	．．．．．	一三六
岩下経済観光課長	．．．．．	一三八
長野健康保険課長	．．．．．	一四七
下川福祉事務所長	．．．．．	一四七
下川高齢者支援課長	．．．．．	一四八
大瀬総務課長	．．．．．	一四九
松元地域支援課長	．．．．．	一四九
一、日程報告	．．．．．	一五二
一、散会	．．．．．	一五二
第五号 十二月三日(木)		
一、開議	．．．．．	一五七
一、一般質問	．．．．．	一五七
長野広美さん	．．．．．	一五七

下川福祉事務所長	．．．．．	一五七
大瀬総務課長	．．．．．	一六〇
中野農林水産課長	．．．．．	一六二
岩下経済観光課長	．．．．．	一六五
長野健康保険課長	．．．．．	一六六
内学校教育課長	．．．．．	一六七
柳田税務課長	．．．．．	一六八
森企画課長	．．．．．	一六九
八板市長	．．．．．	一七〇
一、休憩	．．．．．	一七六
一、再開	．．．．．	一七六
一、一般質問	．．．．．	一七六
田添辰郎君	．．．．．	一七六
八板市長	．．．．．	一七八
奥村財産監理課長	．．．．．	一八七
一、日程報告	．．．．．	一九三
一、散会	．．．．．	一九三
第六号 十二月十六日(水)		
一、開議	．．．．．	一九九
一、諸般の報告	．．．．．	二〇〇
一、議案審議	．．．．．	二〇〇
議案第七五号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	二〇〇

生田産業厚生委員長報告	二〇〇
議案第七六号 西之表市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定について	二〇一
河本総務文教委員長報告	二〇一
議案第七七号 公の施設の指定管理者の指定について	二〇三
生田産業厚生委員長報告	二〇三
議案第七八号 公の施設の指定管理者の指定について	二〇四
河本総務文教委員長報告	二〇四
議案第七九号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について	二〇五
河本総務文教委員長報告	二〇五
議案第八〇号 令和二年度西之表市一般会計補正予算(第九号)	二〇六
議案第八一号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	二〇六
議案第八二号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	二〇六
議案第八三号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	二〇六
議案第八四号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	二〇六
小倉予算特別委員長報告	二〇六
橋口美幸さん反対討論	二〇二
河本幸男君賛成討論	二〇三
請願第二三号 西之表市ウミガメの繁殖促進及び生息環境保全等に関する条例制定を求める請願書	二〇四
生田産業厚生委員長報告	二〇四
竹下秀樹君反対討論	二〇六
和田香穂里さん賛成討論	二〇六
河本幸男君反対討論	二〇八
橋口美幸さん賛成討論	二一〇

一、休憩	111
一、再開	111
一、議案追加上程・議案審議	111
議案第八六号 安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書の提出について	111
河本総務文教委員長説明	112
和田香穂里さん賛成討論	113
一、休憩	114
一、再開	114
一、議案審議	114
議案第八七号 馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、計画の撤回と計画に係る手続きや調査等の全ての中止を求める意見書の提出について	114
長野馬毛島対策特別委員長説明	115
下川和博君反対討論	116
和田香穂里さん賛成討論	116
竹下秀樹君反対討論	118
議案第八八号 馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に対する地元意向の尊重と慎重な対応を求める意見書の提出について	118
長野馬毛島対策特別委員長説明	119
竹下秀樹君反対討論	120
橋口美幸さん賛成討論	121
和田香穂里さん賛成討論	122
議案第八九号 公立学校情報機器購入事業契約について	124
内学校教育課長説明	124

	長野広美さん質疑	1235
	内学校教育課長	1235
	橋口美幸さん質疑	1235
一、	休憩	1235
一、	再開	1235
一、	議案審議	1235
	議案第九〇号 令和二年度西之表市一般会計補正予算(第十号)	1236
	奥村財産監理課長説明	1236
一、	休憩	1237
一、	再開	1237
一、	議案審議	1237
	小倉予算特別委員長報告	1237
一、	選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	1239
一、	議員派遣の件	1239
一、	閉会中の継続審査	1240
一、	市長挨拶	1240
	八板市長	1240
一、	議長閉会挨拶	1241
	永田議長	1241
一、	閉会	1242

令和二年第四回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
十一・二十六	木	委員	会	付託	案件	審査 総務文教委員会
二十七日	金	休	会			
二十八	土	休	会			
二十九	日	休	会			
三十	月	本	会	議	議案	審議（総務文教委員長報告・質疑・討論・表決）、議案一件・報告案件一件追加上程、議案審議（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・表決）
十二・一	火	本	会	議	一般	質問
二	水	本	会	議	一般	質問
三	木	本	会	議	一般	質問

十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四
火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金
休 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	委 員 会
	各特別委員会・議会運営委員会・全員協議会						付託案件審査 予算特別委員会	付託案件審査 産業厚生委員会			付託案件審査 総務文教委員会

十六		
水		
本 会 議	委 員 会	本 会 議
<p>議案審議（予算特別委員長報告・討論・表決）、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙、議員派遣の件、閉会中の継続審査、閉会</p>	<p>付託案件審査 予算特別委員会</p>	<p>諸般の報告、議案審議（各常任委員長報告・質疑・討論・表決、予算特別委員長報告・討論・表決）、請願・陳情継続分審議（産業厚生委員長報告・質疑・討論・表決）、議案五件追加上程、議案審議（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（提案理由説明・委員会付託）</p>

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 七三号	西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十一月三十日原案可決
議案第 七四号	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十一月三十日原案可決
議案第 七五号	西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十六日原案可決
議案第 七六号	西之表市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十六日原案可決
議案第 七七号	公の施設の指定管理者の指定について	委員会付託	十二月十六日原案可決
議案第 七八号	公の施設の指定管理者の指定について	委員会付託	十二月十六日原案可決
議案第 七九号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について	委員会付託	十二月十六日原案可決
議案第 八〇号	令和二年度西之表市一般会計補正予算（第九号）	委員会付託	十二月十六日原案可決
議案第 八一号	令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月十六日原案可決
議案第 八二号	令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月十六日原案可決
議案第 八三号	令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月十六日原案可決
議案第 八四号	令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月十六日原案可決

一、付議事件（追加分）

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 八五号	西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	即決	十一月三十日原案可決

報告第	一五号	令和元年度種子島中央青果株式会社経営状況報告について			十一月三十日	報告
議案第	八六号	安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書の提出について	即	決	十二月十六日	原案可決
議案第	八七号	馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、計画の撤回と計画に係る手続きや調査等の全ての中止を求める意見書の提出について	即	決	十二月十六日	原案可決
議案第	八八号	馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に対する地元意向の尊重と慎重な対応を求める意見書の提出について	即	決	十二月十六日	原案可決
議案第	八九号	公立学校情報機器購入事業契約について	即	決	十二月十六日	原案可決
議案第	九〇号	令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十号）	委員会付託		十二月十六日	原案可決

一、請願書・陳情書（継続審査分）

番号 事件 名

請願第 二三号 西之表市ウミガメの繁殖促進及び生息環境保全等
に関する条例制定を求める請願書

提出者

西之表市伊関一一五番地
山本 伸司 他九名

結 果

十二月十六日採

扱

本会議第一号（十一月二十六日）

本会議第一号(十一月二十六日)(木)

◎出席議員(十五名)

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一番 田添辰郎君
二番 生田直弘君
一三番 橋口好文君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員(〇名)

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	下川由喜さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	柳田さゆりさん
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	小園啓太君
書記	和田帆波さん

令和二年十一月二十六日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより令和二年第四回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十五名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明
- 日程第五 議案第七三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第六 議案第七四号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

△会議録署名議員の指名

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、一五番議員渡辺道大君、一六番議員橋口美幸さんを指名いたします。

△会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る十一月二十四日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から十二月十六日までの二十一日間とし、配付してある日程表のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から十二月十六日までの二十一日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第七三号から議案第八四号までを一括して上程をいたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君登壇〕

○市長（八板俊輔君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和二年第四回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

市内のさとうきび畑では、鎌による手刈りの姿が見られるようになります。伝統の黒糖づくりの準備ということでもあります。

例年であれば、忘年会などにぎわいを見せる季節ではありませんけれども、今年は少し状況が異なっております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きく、今後も感染症対策にしっかり取り組む必要があります。一方、万全の感染症対策を行いながら、社会経済も回さねばならず、日本全体が厳しいかじ取りを求められている状況であります。

今、国におきましては臨時国会が開催され、各種法案の審議がな

されております。また、政府は新型コロナウイルスの感染防止策の徹底と社会経済活動の両立を図るため、総理より追加の補正予算編成の指示が出され、当初予算と合わせて十五か月予算の考え方で予算編成に当たるとの報道がなされているところでもあります。

これから予算編成作業も終盤を迎えることとなりますが、国の予算や施策の動向を注視し、今後の本市の各種施策へ生かすことができるよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、議案説明に先立ちまして、産業や地域の状況、行事経過や課題などについて触れたいと思います。

まず、農業についてであります。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響については、G o T oトラベルやG o T oイートの影響もあり、全国的に消費の回復が進んでいることから、農産物や畜産物の販売価格が徐々に回復傾向になってきております。

しかしながら、本市基幹作物でありますさつまいもにおきましては、基腐病が蔓延し、安納いもを中心に重大な被害をもたらしております。大幅な減収も見込まれているところであります。現在、国、県、関係機関が一体となりまして、生産者への支援策及び次期作に向けた対策を検討しております。

日本で初めてさつまいもが栽培されたこの歴史ある本市のさつまいも栽培を絶やさないためにも、生産者が次年度に安心して生産が行えるよう、早急な対策を講じるよう努めてまいります。

なお、でん粉原料用さつまいもにつきましては、見込平均反収が四十六俵、昨年実績比二割減、安納いも等の青果用さつまいもについては、見込平均反収一千キログラム、昨年実績比五割減と大幅な減収となる見込みとなっております。

さとうきびにつきましては、生育初期は順調に生育していたものの台風十号及び台風十四号による塩害の影響が残り、見込平均反収五千四百二十三キログラム、昨年実績比およそ八%減となっております。なお、製糖工場の原料受入れを十二月十日から開始し、年末年始休暇や増産推進日を挟んで、来春の四月六日に受入れ終了し、四月八日製糖終了予定となっております。

一昨年度から夏植え、秋植えの積極的な推進により増反が進んできているものの、高齢化による担い手不足が課題であることから、受託組織のさらなる強化を図るなど、将来を見据えた取組を進めたいと考えています。

畜産につきましては、外食産業等の消費回復により、枝肉価格及び子牛セリ市価格の相場が回復傾向にあります。直近の十一月の子島家畜市場における子牛平均価格は六十八万七千円余りで、今年最低価格でありました五月と比較しますと、プラス十一万三千円余りの高値となりました。

有害鳥獣のシカ対策については、捕獲と防護の両面からの対策を進めており、捕獲頭数については十月末現在で千九百九十九頭となりました。

林業につきましては、市有林における間伐を実施しており、本年度はおよそ九・七ヘクタールの施業となる見込みであります。

次に、観光・商工業の取組について御報告をいたします。

十月十五日から三十一日まで、東京都浅草のまるごとにつぼんにおきまして、種子島産安納いもを使ったコラボレーションメニューの企画販売及び特産品プレゼントキャンペーンを実施しました。

十月二十九日には鹿児島市の池田小学校の児童五十名が、また、十一月二十日には京都市の洛北高等学校附属中学校の生徒七十名が修学旅行による学習プログラムで来島し、火縄銃試射の見学も行われました。

十一月四日、福岡市の株式会社博多大丸を情報発信アンバサダーに認定するための認定式が本市で行われました。今後、九州探検隊プロジェクトとして、ホームページ掲載や物産展等を通じたPR活動を行っていく予定になっております。

十一月八日から九日までの二日間、港町再生基本構想に基づき、商店街の道路空間デザインを検討するため、国道五十八号線の一方通行の社会実験を行いました。

八日は、西町、東町の通りで商工会主催によります商工フェスタや子どもまつり、夜は種子島鉄砲まつり振興会による花火の打ち上げがあり、三密を避けながら、久しぶりのイベントを楽しむ様子が見られました。

十一月十八日、東京大学未来ビジョンセンターと種子島一市二町

によりまず包括連携協定調印式がオンラインで開催されました。これは、種子島における地域課題の解決を図るため、相互連携と協働による新たなプロジェクト、プラットフォームを構築し、持続可能な社会を目指すものであります。

次に、社会教育分野の状況について御報告いたします。

体育関係では、中止が相次ぎました。十月十一日に第五十八回市民体育祭、十五日に第四十九回駅伝競走大会、二十九日に第五十四回種子島相撲大会を、また、文化関係でも、十一月七日に第四十九回市民文化祭、二十一日に第四十六回熊毛地区広域文化祭をそれぞれ開催予定でありましたけれども、全て中止となったところであります。

文化財関係では、十月十七日から十一月二十三日まで、鉄砲館におきまして上妻家文書展が開催されました。国内最古級、およそ五百年前の夫婦肖像画や種子島時堯公の槍の許状など、旧上妻家住宅から発見され、修復・復元を終えた史料を展示公開いたしました。大きな話題としていただいたところであります。

また、恒例の西之表市いけばな展は、十一月二十八日と二十九日に鉄砲館で開催することとしております。

社会福祉関係の取組についてであります。

十一月七日には、令和二年度西之表市戦没者追悼式がわかさ公園慰霊塔前で行われました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参加規模を縮小しての開催となりましたが、戦没者

に哀悼の意を込め、献花をさせていただいたところであります。

馬毛島問題について申し上げます。

私は、今年八月の防衛省による馬毛島への施設整備の説明を受け、十月に、施設整備により失うもののほうが大きく、同意できない旨の所見を発表いたしました。

また、十一月九日には、防衛大臣、航空幕僚長らにお会いいたしました。所見を手渡した上で、地元の理解が得られない中、これ以上計画を進めないでほしいという旨のことを伝えてまいりました。同様に、塩田県知事と二回意見交換をいたしまして、私の考えをお伝えしたところであります。

防衛省側は、海上ボーリング調査や環境影響評価を早期に実施したい意向を示しておりますが、地元の理解が得られない中、スケジュールありきの一方的な計画推進は許されるものではないと考えております。

国には、この問題が地元にとつては将来を左右する非常に重大な問題であることを改めて認識された上で、真摯に対応していただきたいと思っております。

それでは、主な議案について御説明いたします。

議案第七三号及び議案第七四号は人事院勧告関連の議案で、特別職及び一般職の期末手当の額を改定するため関係条例を改正しようとするものです。

議案第七五号は、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等につ

いて、政令の改正に伴い条例を改正しようとするもの、議案第七六号は、地方税法の一部改正による関係条例の改正です。

議案第七七号及び議案第七八号は、公の施設の指定管理者の指定に関するもの、議案第七九号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の変更に伴い議会の議決を求めるものであります。

議案第八〇号は、令和二年度西之表市一般会計補正予算(第九号)であります。歳入歳出予算の総額に四千五百四十二万五千円を追加し、予算総額を百三十億八千三百二十二万七千円とするものであります。

本予算の主なものについて御説明いたします。
諸収入において、種子島地区広域事務組合や熊毛地区消防組合の前年度精算に係る返納金などを主に、四千三百三十九万八千円増額しております。

また、障害者福祉サービスの利用者が増加した事などにより、民生費、障害者福祉費関連に五千八百三十七万二千元を増額しております。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響による事業費縮小や各種事業の執行額確定に伴う減額が主なものとなっております。

議案第八一号から第八四号は、それぞれの特別会計及び水道事業会計に必要な補正を行うものとしてあります。

なお、さつまいもの基腐病対策に関連して追加議案も予定してお

ります。

提案いたしました議案につきまして、議員各位の御審議をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長(永田 章君) 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長(永田 章君) それでは、これより議案審議に入ります。

△議案第七三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(永田 章君) 初めに、日程第五、議案第七三号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長(大瀬浩一郎君) 御説明いたします。

議案書一ページをお開きください。

議案第七三号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、令和二年度人事院勧告などを踏まえ、市長、副市長、教育

長の期末手当の額の減額改定を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

ちなみに、今年の人事院勧告は、令和二年十月七日にボーナスについての勧告報告を、同月二十八日に給与についての報告を実施しました。これは、勧告の基礎となる民間給与の実態調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上に、二回に分けて実施したものであります。

給与については、民間給与との差が百六十四円、マイナス〇・〇四％と極めて小さいことから、改定はなし。期末勤勉手当については、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月額を〇・〇五月引き下げるものとなっております。

人事院勧告は国家公務員の給与に関する措置であります。令和二年十一月六日付け総務副大臣文書で、地方公務員に対しても勧告どおりの措置を行う旨を決定した閣議決定の趣旨に沿って適切に処理されるように要請が来ており、特別職に対しても、その趣旨に沿って取り扱うものとされており。ちなみに、県内十九市全てで勧告どおりの措置がなされる見込みであります。

条例改正の内容について御説明いたします。

議案書のほか、条例の新旧対照表も御覧いただければと思います。

議案書を御覧ください。

改正条文は二条から成っております。

附則を御覧ください。

この条例は公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和三年四月一日から施行するとあります。したがって、第一条は今年度分、第二条は来年度以降分の改正となります。今年度六月分は既に支給されておりますので、こういった改正となります。

第一条は、今年度分の西之表市長、副市長、教育長の期末手当の改正であります。改正前、百分の百六十二・五を、改正後、百分の百五十七・五と〇・〇五月分の減額改定となります。

第二条は、来年度分以降の西之表市長、副市長、教育長の期末手当の改正であります。六月支給分と十二月支給分を均等に振り分けるために、百分の百五十七・五を百分の百六十に改正するものであります。ちなみに、この改正により、市長、副市長、教育長の年間分の期末手当は三・二五分が三・二百分となります。

今回の改正による年間の影響額は、三役合計で十一万三千二百円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 第一条と第二条に分けて会計年度がま

たがるという御説明でしたが、このような分けた改正分については、これも国の人事院勧告に従った改正ということかどうか、確認です。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 改正につきましては、人事院勧告そのものものではございませんが、改正例が来てございまして、それに

従いましての改正をしております。
以上です。

○一四番（長野広美さん） 今の御説明はちょっと分かりかねたので。

つまり、本市独自で勘案した手続なのか、それとも、実質的には第二条になりますので、第一条の部分で、第一条と第二条と分けた改正の部分は本市独自でこのように勘案されたものかということです。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

人事院勧告の平成三十一年度からの措置によりまして国がこのような措置をしておりますので、同様の措置を行っております。以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七四号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第七四号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

議案書二ページをお開きください。

議案第七四号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、議案第七三号と同様、令和二年人事院勧告などを踏まえ、職員及び任期付職員の期末手当の額の減額改定を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

人事院勧告の概要は議案第七三号で説明申し上げましたとおりであります。期末手当分の○・○五月分の減額改定となっております。

ちなみに、特別職同様、県内十九市全てで勧告どおりの措置がなされる見込みであります。

条例改正の内容について御説明いたします。

議案書のほか、条例の新旧対照表も御覧いただければと思います。

議案書を御覧ください。

改正条文は四条から成っております。第一条と第二条が西之表市職員の期末手当の改正をしようとするもの、第三条と第四条が一般職の任期付職員の期末手当の改正をしようとするものであります。

附則を御覧ください。

この条例は公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は令和三年四月一日からとあります。

議案第七三号、市長などと同様な措置がなされておりまして、第一条と第三条は今年度分、第二条と第四条は来年度以降分の改正となります。今年度分につきましては、六月分は既に支給されていることから、こういった改正となります。

第一条につきましては、西之表市職員の期末手当を〇・〇五五分減ずる改正であります。百分の百三十を百分の百二十五に、〇・〇五五分減ずるものが課長職以外の一般職員の期末手当分、百分の百十を百分の百五に減ずるものが、いわゆる課長職の期末手当の減額改正分となっております。

新旧対照表は、一条関係が三ページとなっております。御参考にしてください。

課長職と課長職以外の一般職員では、全体では同じではありませんけれども、期末手当と勤勉手当の支給率が違いますので、こういった改正となります。

ちなみに、改正後は、課長職が年間で勤勉手当二・三月、期末手当二・一五五分、合計四・四五五分。課長以外の一般職員で、勤勉手当一・九月、期末手当二・五五五分で、合計四・四五月と同じ支給率となります。また、会計年度任用職員につきましても、本市の場合には一般職員の期末手当と同じ支給率の期末手当を支給すること

としているため、一般職員と同じ支給率の二・五五五分となります。

第二条は、先ほどの議案第七三号と同様、来年度以降の一般職員の期末手当の額を年間で均等に振り分けるための措置で、課長職以外の一般職員について、百分の百二十五を百分の百二十七・五に、課長職について、百分の百五を百分の百七・五に改正するものになります。

新旧対照表は、二条関係は五ページとなっております。

第三条、第四条につきましては、一般職の任期付職員の期末手当を一般職員と同様、〇・〇五五分減額するための改正であります。

第三条が今年度分の特定任期付職員の期末手当の改正で、百分の百七十を百分の百六十五に、〇・〇五五分減額改正しようとするものであります。

特定任期付職員とは、弁護士など特定の能力を有する者を任期を定めて任用しようとする職員のことです。ちなみに、本市には特定任期付職員は存在いたしません。

新旧対照表は、三条関係が七ページとなっております。

第四条につきましては、第二条と同様、来年度以降の一般職の任期付職員の期末手当の額を年間で均等に割り振るための措置であります。

特定任期付職員について、百分の百六十五を百分の百六十七・五に、六月支給分と十二月支給分で均等に振り分けられます。

新旧対照表は、四条関係は八ページとなっております。

ちなみに、任期付職員については、現在、本市には採用されておられませんので存在いたしておりません。

最後に、改正による期末手当への影響ですが、四百三十七万九千八百八十一円の減額となります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） この条例の対象の会計年度任用職員の人数と金額を教えてください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 後半が聞こえませんが、人数と。

○一六番（橋口美幸さん） 人数と金額を教えてください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 会計年度任用職員につきましては、全体で百六十七名であります。影響額で百十一万四千四百七十五円あります。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

以上で、本日の本会議は終了いたします。この後、全員協議会を終了後、総務文教委員会は付託案件審査をお願いいたします。

○議長（永田 章君） 明日、二十七日から二十九日まで休会です。三十日は午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議等です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前十時三十分散会

△日程報告

本會議第二号（十一月三十日）

本会議第二号（十一月三十日）（月）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一番 田添辰郎君
二番 生田直弘君
三番 橋口好文君
四番 長野広美さん
五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板俊輔君
副 市 長	中野哲男君
教 育 長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	下川由喜さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	柳田さゆりさん
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	小園啓太君
書記	和田帆波さん

令和二年十一月三十日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

- 日程第一 議案第七三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第二 議案第七四号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第三 議案第七五号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第四 議案第七六号 西之表市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第五 議案第七七号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第六 議案第七八号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第七 議案第七九号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織す

る地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

日程第八 議案第八〇号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第九号）

日程第九 議案第八一号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一〇 議案第八二号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一一 議案第八三号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）

日程一二 議案第八四号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）

日程一三 議案第八五号 西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程一四 報告第一五号 令和元年度種子島中央青果株式会社経営状況報告について

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第七三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第七三号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第七三号、西之表市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、令和二年度人事院勧告を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

その内容について説明いたします。

令和二年人事院勧告では、民間給与との格差を埋めるべく、期末手当の支給率を○・○五月分引き下げることとしています。

これを受け、第一条は、条例第四条第二項中百分の百六十二・五を百分の百五十七・五に改めるものです。これは、これまでの期末手当と比較して○・○五月分引下げを行うもので、市長にあつては四万四千九百七円、副市長にあつては三万五千三百五円、教育長にあつては三万二千八百九十円、それぞれ引き下げられるものです。

第二条の改正は、引き下げられた期末手当について、六月期、十二月期を均等にするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、第二条の規定は令和三年四月一日から施行するとしております。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七四号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第七四号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第七四号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、令和二年人事院勧告を踏まえ、職員の期末手当の額の改定を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものです。

その内容について説明します。

令和二年人事院勧告では、期末手当の支給率を○・○五月分引き下げることとし、また、民間給与との格差が極めて小さな月例給については、改定しないとの説明を受けました。

第一条は、西之表市職員の期末手当を○・○五月分減額する改定で、百分の百三十を百分の百二十五に○・○五月分減ずるものが課長職以外の一般職員の期末手当分、百分の百十を、百分の百五に減ずるものが、いわゆる課長職の減額改定分となっております。

これは、課長職と課長職以外の一般職員では、全体は同じですが期末手当と勤勉手当の支給率が異なることから、このような改正となったことや、また、会計年度任用職員については、本市の場合、一般職の期末手当と同じ支給率となつていているとの説明でした。

第二条は、第一条の改正によつて期末手当が六月支給分と十二月支給分が異なることから、次年度以降は年間均等になるよう改正しようとするものです。

第三条は、西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、一般職の任期付職員についても職員同様、人事院勧告等を踏まえ、○・○五月分を引き下げる改正を行おうとするものです。

第四条も、職員同様、第三条で改正したものを次年度以降は年間均等になるよう改正しようとするものです。

なお、特定任期付職員は、弁護士等の特定の能力を有する者を任期を定めて任用する職員のことであり、本市の場合は該当する職員はいないとのこと。

この条例の改定による影響額は四百三十七万九千八百八十一円の減額になるとの説明でした。

この条例は公布の日から施行するものの、第二条及び第四条の規定は令和三年四月一日から施行することとしています。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七五号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第七五号、西之表市

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 柳田さゆりさん」

○税務課長（柳田さゆりさん） 御説明いたします。

議案書の三ページをお開きください。新旧対照表は九ページからになります。

議案第七五号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和三年一月一日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

内容いたしましたしは、平成三十九年度税制改正において、給与所得控除、公的年金等控除について十万円引き下げるとともに、基礎控除を十万円引き上げる見直しが行われました。そのことに伴い、

国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないよう規定の見直しを行うものです。

第二十三条は国民健康保険税の減額で、低所得者に対する保険税の負担を軽減するため、所得の合計額が一定額以下の場合に軽減措置を講じております。

第一号は七割軽減基準額について定めたもので、基礎控除額を三十三万円から四十三万円の引上げと、年金、給与所得者が二人以上いる世帯は、被保険者の担税力に変化がない場合でも、給与所得控除、公的年金等控除について十万円引き下げることにより、軽減判定所得は被保険者の人数掛ける十万円分増加する一方、軽減判定基準は人数にかかわらず十万円しか増加しないことから、軽減措置に該当しなくなる影響を遮断するため、被保険者等のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えることを規定するものです。

第二号は五割軽減基準額について、第三号は二割軽減基準額について定めたものですが、改正の趣旨は今ほど説明をした前号と同様であります。

附則第二項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について定めたもので、軽減判定所得基準の見直しに併せて規定の整備を行うものです。

附則として、第一条は施行期日で、令和三年一月一日から施行す

ることを定め、第二条は適用区分を定めるもので、令和三年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和二年度分までは従前の例によるものとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第七六号 西之表市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第七六号、西之表市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

議案書の五ページをお開きください。新旧対照表は一二ページからになります。

議案第七六号、西之表市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の一部が令和三年一月

一日をもって施行されることに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

第一条は、西之表市督促手数料及び延滞金条例の一部改正で、附則第二項は、令和二年度税制改正において、国税と同様に地方税法において用語の見直しが行われたことによる改正で、特例基準割合が延滞金特例基準割合に改められたため、所要の規定の整備を行うものです。

附則第三項として、延滞金の割合が〇%となることがないように、割合が年〇・一%未満の割合であるときは年〇・一%の割合とすることを定める規定を追加しようとするものです。

第二条は西之表市介護保険条例の一部改正、第三条は西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、改正の趣旨は、今ほど説明した前条と同じであります。

附則として、第一条は施行期日で、令和三年一月一日から施行することを定め、第二条は経過措置を定めるもので、第一条から第三条による改正後の条例の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日以前の期間に対応するものは従前の例によるものとしています。

なお、今回の条例改正は用語の改正でありますので、予算等、数値への影響はありません。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七七号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第七七号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 議案第七七号、公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

議案書七ページを御覧ください。

本案は、西之表市立児童館の指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めめるものです。

指定管理者に管理を行わせる施設は、西之表市立かもめ児童館及び西之表市立美浜児童センターです。

指定管理者として指定する団体は、社会福祉法人西之表市社会福祉協議会です。

指定する期間は、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの三年間です。

なお、参考資料として、議案書八ページに指定管理者として指定

をしようとする社会福祉法人西之表市社会福祉協議会に関する資料を添付しておりますので御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第七八号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第七八号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔社会教育課長 中里千秋君〕

○社会教育課長（中里千秋君） 御説明いたします。

議案第七八号は、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

西之表市指定文化財種子島家住宅、赤尾木城文化伝承館月窓亭の指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四の二第六項の規定により議会の議決を求めます。

一、指定管理者に管理を行わせる施設は、西之表市指定文化財種子島家住宅、赤尾木城文化伝承館月窓亭でございます。来館者用の駐車場も含むこととしております。

二、指定管理者に指定する団体は、赤尾木城文化伝承館月窓亭ひとつ葉の会。

三、指定する期間は、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まででございます。

なお、次ページ、一〇ページには、参考といたしまして、指定管理者として指定しようとするものの概要でございます。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七九号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方

公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第七九号、鹿児島県

市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

議案書一一ページをお開きください。

議案第七九号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてであります。

本案は、大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したので、地方自治法第二百八十六条第一項及び第二百九十条の規定により議会の議決を求めるものであります。

一二ページを御覧ください。

鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部を次のように改正する。別表第一及び別表第二中、「大島農業共済事務組合」を削る。附則として、この規約は令和三年四月一日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第八〇号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第九号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第八〇号、令和二年

度西之表市一般会計補正予算（第九号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、議案第八〇号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第九号）であります。

別冊の予算書条文を御覧ください。また、参考でお配りしております、財政係が作成いたしました詳細説明書についても御覧いただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四千五百四十二万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百三十億八千三百二十二万七千円とするものであります。

五ページをお開きください。

第二表地方債補正は、変更四件であります。

まず上から、辺地対策事業は、事業の進捗に伴う完了や縮小による減額です。その下、公営住宅建設事業は、市営住宅改修工事の設計変更によるものでございます。その下、緊急自然災害防止対策事業は、県単急傾斜地崩壊対策事業の県補助金減額に伴うものでございます。その下、災害復旧債は、七月豪雨や台風十号による災害の復旧事業に対応してございます。

それでは、詳細について、目の金額の大きいものや特徴的なものについて歳出から御説明いたします。

一三ページをお開きください。

一番上になります。一款議会費、一項議会費、一目議会費は千六百三十七万七千円の減額をしております。

主なものは十七節備品購入費一千百九十八万九千円の減額で、こちらは、本会議場映像音響設備整備の事業費が確定したことによるものでございます。

続きまして、下から二段目、二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費、二十四節積立金に二千九百五十七万五千円増額しております。

説明欄にありますように、財政調整基金へ二千九百十六万円、その下、西之表市学校教育施設整備基金へ四十一万五千円、それぞれ計上しております。

その下になります。二款総務費、一項総務管理費、十二目企画費は一千七十七万七千円減額しております。

主なものは、一四ページをお開きください。

十八節負担金補助及び交付金、説明欄の種子島幹線バス対策補助金七百九十四万四千円の減額で、こちらは、路線バス維持対策事業における補助金交付について、概算払いで交付していたものを赤字額確定後の次年度交付に変更したことに伴い、減額するものでございます。

続いて、中ほどになります。二款総務費、一項総務管理費、二十目地域振興費は一千二十二万四千円減額しております。

主なものは十二節委託料四百八十六万二千円の減額で、こちらは、当初、校区ごとにワークショップの委託業務を予定しておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により中止をしたこと

によるものでございます。

一六ページをお開きください。

最下段になります。三款民生費、一項社会福祉費、八目障害者福祉費に五千八百三十七万二千円を増額しております。

主なものは十九節扶助費四千八百三十万五千円の増額で、こちらは、説明欄に記載しております各種障害福祉サービスの利用者が増加したことによるものでございます。

一七ページを御覧ください。

最下段になります。四款衛生費、一項保健衛生費、一目保健衛生総務費に一千三百六万六千円増額しております。

主なものは、一八ページをお開きください。

十八節負担金補助及び交付金一千二百八十九万三千円の増額で、こちらは、種子島産婦人科医院の医業収益減収に伴う資金不足を補うため、負担金を増額しております。

二〇ページをお開きください。

七款商工費、一項商工費、五目産業創出費は二千六百三十九万一千円を減額しております。

主なものは十八節負担金補助及び交付金、説明欄の雇用機会拡充事業二千二百七十六万三千円の減額で、こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初採択された事業者が申請を取り下げたことなどから、減額をしようとするものでございます。

続いて、歳入について御説明いたします。

九ページをお開きください。

一番上になります。十三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目民生費国庫負担金は二千三百五十五万三千円の増額です。

主なものは一節社会福祉費負担金二千三百九十六万七千円の増額で、説明欄に記載の障害者自立支援給付事業に係る補助基本額増額に伴うものがございます。

一〇ページ、一番上を御覧ください。

十四款県支出金、二項県補助金、一目総務費県補助金は一千九百二十一万円減額しております。

主なものは一節総務費補助金、説明欄の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金一千八百二十一万円の減額で、こちらは、歳出で御説明いたしました雇用機会拡充事業の申請実績によるものでございます。

一つ飛ばしまして、その下、同款、同項、四目農林水産業費県補助金を一千百六十四万円減額しております。

こちらは、二節農業費補助金、説明欄の農業次世代人材投資事業の補助金変更交付決定による五百二十五万円減額と、中心経営体等施設整備事業の事業の不採択により六百三十九万円減額しております。

一一ページをお開きください。

二段目になります。十七款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は一千七百五十六万六千円減額しております。

主なものは一節基金繰入金、説明欄の公共施設建設基金一千百九十八万九千円の減額で、こちらは、歳出で説明をいたしました本会議場映像音響設備整備の事業費が確定したことによるものでございます。

続きまして、十九款諸収入、四項雑入、一目雑入は四千三百三十九万八千円増額しております。

主なものは三節衛生雑入、説明欄の種子島地区広域事務組合精算返納金一千九百六十六万九千円の追加、並びに、一つ飛ばしまして、七節消防雑入、熊毛地区消防組合負担金返納金一千六百二十五万八千円を追加しており、ともに令和元年度決算に伴うものでございます。

一二ページを御覧ください。

最下段になります。二十款市債、一項市債、九目災害復旧債は一千十万円増額しております。

こちらは、一節災害復旧債、説明欄に記載の七月豪雨や台風十号により被災した農林水産施設や公共土木施設の復旧事業に対応してございます。

説明は以上でございます。

○議長（永田 章君） 説明は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く十四名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第八一号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算(第三号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第九、議案第八一号、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長(長野 望君) 御説明いたします。

本案は、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十一万二千元を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億五千六百三十四万七千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明します。

予算書七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十一節役務費十二万二千元の追加は、国のマイナンバーカード取得促進の取組要請により、被保険者証の更新に伴う新被保険者証の送付に併せ、マイナンバーカード申請書類を同封したことによる通信運搬費の補正でございます。

八ページをお開きください。

五款、一項保健事業費、一目疾病予防費、十二節委託料四十万一千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、頸動脈超音波検診を実施しなかったことによるものでございます。

次に、歳入について御説明します。

予算書五ページをお開きください。

一款、一項国民健康保険税四百五十二万九千円の減額は、決算見込みに基づき補正するものでございます。

四款県支出金、一項県補助金、一目保険給付費等交付金二百二十七万三千円の追加は、令和二年度の交付要領案等に基づき再計算をしたこと等によるものでございます。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節保険基金安定繰入金の保険税軽減分二百七十五万五千円の減額及び二節保険基金安定繰入金保険者支援分八十二万七千円の減額は、国庫及び県負担金申請額の確定によるものでございます。

同目、三節職員給与費等繰入金六百四十五万五千円の追加は、会計年度任用職員の人件費に充当する繰入金の追加等によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第八二号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第八二号、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

本案は、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）であります。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五千七百四十五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億八千六百二十二万一千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書の七ページをお開きください。

最下段になります。二款保険給付費、一項介護サービス等諸費、五目施設介護サービス給付費二千九百五十七万一千円の追加は、上半期の給付実績から年間給付費の増加が見込まれることによる増額の補正になります。

続きまして、八ページの下段になります。

同じく二款保険給付費、二項介護予防サービス等諸費、そこから九ページにかけての四項高額介護サービス等費、五項特定入所

者介護サービス等費、その下の三款地域支援事業費、一項介護予防生活支援サービス事業費の増額につきましても、上半期の給付実績を踏まえて、年間給付費の増加が見込まれることによる補正になります。

一一ページをお願いします。

最下段の七款諸支出金、二項繰入金二百三十一万五千円の追加は、種子島地区広域事務組合負担金の前年度精算額確定に伴い、一般会計へ返納するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三段目の三款国庫支出金、二項国庫補助金のうち六目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、令和二年度より創設されたもので、予防や健康づくりに資する取組に重点化をして交付される交付金で、本年度交付額内示により三百五十万一千円を計上してまいります。

そのほか、三款の国庫支出金から六ページにかけての七款繰入金、一項一般会計繰入金までの補正は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の補正に伴い、再算定したものでございます。

続いて、その下の七款、二項基金繰入金一千八百四十三万二千円の追加は、本補正予算の財源調整のためのものです。

その下の九款諸収入、二項雑入二百三十七万三千円の追加は、種子島地区広域事務組合負担金の前年度精算額確定による返納金が主

なものになります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第八三号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第八三号、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六百十三万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億四千八百六十一万七千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明します。

予算書六ページをお開きください。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金六百十二万四千円の追加は、保険基盤安定分担金の確定による追加及び歳入の保険

料の減額補正に伴う保険料等負担金の減額によるものでございます。

四款諸支支出金、一項償還金及び還付加算金、二目保険料還付金十七万三千円の追加は、決算見込みに基づき補正するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料四十五万九千円の減額は、決算見込みに基づき補正するものでございます。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、二目保険基盤安定繰入金六百五十八万三千円の追加は、歳出の保険基盤安定負担金の補正に伴い、一般会計からの繰入れを増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第八四号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算

（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第八四号、令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 高橋英樹君〕

○水道課長（高橋英樹君） 議案第八四号、令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）について御説明いたします。

予算書一ページをお願いします。

第二条は収益的収入及び支出で、収入の事業収益を五万九千円減額して四億八千三百八十七万円とし、支出の事業費を二百八十万円増額して四億七千六百六十五万二千円とするものです。

第三条は資本的収入及び支出で、資本的収入を百二万九千円増額して四千百七十三万二千円に、資本的支出を一千四百万円増額して三億五千二百七十九千円とするもので、収入に対して不足する額については、本文二行目の不足する額二億六千三百五十四万七千円は、過年度分損益勘定留保資金二億五千九十七万五千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千二百五十七万二千円で補填するものとするに改めます。

内容については、一四ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書。

収入の第一款事業収益、二項営業外収益、二目他会計補助金五万九千円の減は、基礎年金に係る公的負担に要する経費です。

支出の一款事業費、一項営業費用二十万円の減は、一目原水及び浄水費、並びに二目配水及び給水費、並びに四目業務費、並びに五目総係費のそれぞれ法定福利費、職員共済組合負担金の増減によるものです。

四款予備費、一項予備費三百万円の増は、一目予備費の増額です。一五ページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正は、収入の一款資本的収入、二項負担

金、一目工事負担金百二万九千円の増額で、県道西之表港線の維持工事、人にやさしい道づくり東町工区に伴う配水管移設補償費です。支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目施設改良費の一千四百万円の増額は、人にやさしい道づくり東町工区に伴う配水管布設替え及び発注済みの県道伊関国上西之表港線配水管布設替え、市道野木平又延伊関線送水管布設替え、南部浄水場送水ポンプ付帯配管の取替えの変更設計による工事費増額です。

二ページにお戻りください。

第四条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を二十万円減額して九千二百七十一万八千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案等追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案等の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、議会運営委員会から、議案第八五号、西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが、また、市長から、報告第一五号、令和元年度種子島中央青果株式会社経営状況報告についての議案一件、報告案件一件が提出されました。

この際、議案第八五号、報告第一五号の議案一件、報告案件一件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第八五号 西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 日程第一三、議案第八五号、西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「議会運営委員長 下川和博君」

○議会運営委員長（下川和博君） 議案第八五号、西之表市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出をいたします。

令和二年十一月三十日、提出者、議会運営委員会委員長、下川和博。

本案は、新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活や地域経

済への影響と令和二年人事院勧告を踏まえ、市議会議員の期末手当の額の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正条文は、令和二年十一月二十六日に上程をされました議案第七三号及び七四号と同様な措置でありまして、二つの条からなっております。

第一条は今年度分の議員の期末手当の額の改正で、改正前、百分の百六十五を改正後、百分の百六十とし、〇・〇五月分の減額改正とするものであります。

第二条は来年度以降分の議員の期末手当の額の改正で、六月支給分と十二月支給分を均等に振り分けるために、百分の百六十を百分の百六十二・五に改正をするものです。

この改正により、年間期末手当は三・三〇月分が三・二五月となります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、ただし、第二条の規定は令和三年四月一日から施行することとなります。

以上、説明を終わります。議員各位の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、議会運営委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△報告第一五号 令和元年度種子島中央青果株式会社経営状況

報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、報告第一五号、令和元年度種子島中央青果株式会社経営状況報告についてを議題といたします。

報告説明を求めます。

「農林水産課長 中野賢二君」

○農林水産課長（中野賢二君） 報告第一五号、令和元年度の種子島中央青果株式会社の経営状況について報告いたします。

追加の議案書を御覧ください。

本件は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、種子島中央青果株式会社令和元年度の経営状況を報告するものであります。

決算報告書を御覧ください。

種子島中央青果の決算は八月締めでございますので、今回の報告は、令和元年九月一日から令和二年八月三十一日の分となります。

一 ページを御覧ください。貸借対照表になります。

左側の資産の部において、流動資産が六百六十四万九千四百六円、固定資産が二百七十四万一千三百七十七円で、合計九百三十九万三千六百三十三円でございます。

右上部の負債の部におきまして、流動負債が二千三百八十九万八

千七百四十七円、固定負債が七百七十八万八千三百九円で、合計三千七百七十五万六千六百六十六円でございます。

右下の純資産の部におきまして、株主資本が二千六百六十八万六千六百九十三円のマイナスとなっており、負債と純資産の合計が九百三十九万三千六百六十三円となっております。

二ページを御覧ください。損益計算表でございます。

令和元年度種子島中央青果株式会社の決算は、売上高が一億六十八万五千五百円、売上原価が八千九百九十五万八千四百九十六円、売上総利益が一千七十二万六千五百九十九円、販売費及び一般管理費が一千二百七十一万九百九十二円、営業利益が差引きの百九十八万四千三百九十三円の損失となっております。これは、前年比、七十四万三千四百七十七円のプラスとなっております。

三ページでございます。

販売費及び一般管理費明細書で、種子島中央青果株式会社を経営するための経費でございます。

四ページにつきましては個別注記表で、重要な会計方針に係る事項に関する注記でございます。

五ページは株式資本等変動計算書で、令和二年八月三十一日時点では増資の登記まで終わっていないため、資本金はそのまま一千万円となっております。

六ページから七ページは売上実績表でございます。前年度より九百十三万八千九百九十円マイナスの九千九百七十六万五千六百八十八円

でございます。うち、島内産が四千七百九十五万五千八百二十三円で約四八%を占めております。

八から九ページは入荷量実績表でございます。前年度より約七十八トンマイナスの四百三十七トンでございます。うち、野菜が約三百五十一トンで約八〇%を占めております。

経営改善といたしまして、計画に沿って、令和二年一月から協力を買受人組合と近郊園芸組合からそれぞれ一%いただいております。また、市場法改正によって、七月から給食センターへの納入も行ってまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一五号は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定による議会への報告案件であります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） 明日十二月一日は、午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

午前十時五十二分散会

本會議第三号（十二月一日）

本会議第三号（十二月一日）（火）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一番 田添辰郎君
二番 生田直弘君
一番 橋口好文君
二番 長野広美さん
三番 渡辺道大君
四番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	下川由喜さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	柳田さゆりさん
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議事事務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	小園啓太君
書記	和田帆波さん

令和二年十二月一日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

九番 鮫島 市憲 議員

一三番 橋口 好文 議員

八番 河本 幸男 議員

一番 下川 和博 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

〔九番 鮫島市憲君登壇〕

○九番（鮫島市憲君） おはようございます。昨年のお話で恐縮ではございますが、十一月十四日、十五日に、国事行為として行われた天皇陛下の即位継承祭祀大嘗祭の供え物は、庭積の机代物と呼ばれるもので、全国の農林水産物が集められたようです。本県は、七品目が推挙され、本市からも、独特の甘みとねっとりとした食感が人気の安納いもが奉納され、時の新聞等マスコミでも大きく紹介されました。このことは生産農家の大きな励みとなってきました。記憶に新しいところでもあります。しかし、ここに来て大きな問題に直面しているところであります。

それでは、通告書に基づき一般質問を行います。

さつまいも基腐病に係る現状と今後の対応について、質問いたします。

農業生産の基幹作物である安納いも、でん粉用、原料用いも等の基腐病は、生産農家の経営に大きな衝撃を与え、今後の対応が喫緊の課題であります。

まず、現状について説明を求めます。でん粉原料用さつまいも及び青果用の安納いも等を、各品目ごとの耕作面積及び生産農家数についてお尋ねします。

以下の質問は質問者席から行います。

「農林水産課長 中野賢二君」

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

令和二年度のさつまいもの面積及び生産農家数は、青果用が三百十八・七五ヘクタールの二百五十戸、でん粉用が二百五十三・七二ヘクタールの三百八十五戸、焼酎用は、推定になりますけれども、六十ヘクタールで、農家数は把握できておりません。焼酎用につきましては、毎年一月に焼酎会社等に取り引量の調査を実施しておりまして、でん粉用の反収を参考に、面積を逆算しているところでございます。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） 次の質問に移りますが、二と、次の三の質問については、趣旨が重複するようなどころもありますので、まとめて質問いたします。

でん粉原料用さつまいもは、収穫最盛期ではありません。生産量については、市長の所信表明の中では、一反、十アール当たり四十六俵、前年対比二割減収。安納いもと青果用甘しよは五〇％減収とのことでありました。

私たち産業厚生委員会でも、所管事務調査で現地に出向き、生産者の説明を受けたところであります。被害は、市内全域的なものなのか、また、試算されていれば、予想される被害額についてお示ください。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

まず、被害率の算出方法についてでございますけれども、被害のあった圃場の面積が、全体作付面積に対してどれくらいの割合があるかで数値を出しております。

なお、被害のあった圃場の面積とは、圃場内に被害株が一本でもあれば、その圃場の全面積がその被害に遭った圃場面積となります。また、あくまでも地上部の状況から見た数値となっていること、あと、被害の程度が圃場ごとに異なることを申し上げておき、被害率をお答えいたします。

まず、青果用につきましては、作付面積の八二％となる二百六十一ヘクタール、でん粉用につきましては、作付面積の七五％となる百九十九ヘクタールに、焼酎用につきましては、作付面積の七五％に当たる四十五ヘクタールに被害が出ていると見込んでおります。なお、市内全域に、被害については確認されております。

予想される被害額ということでございますけれども、これにつきましては、十二月から一月にかけて生産実績の調査を実施いたしますので、一月末には減収量や減収額が判明することから、ちよつと正確な数字がつかめておらず、この場では、まだお答えできない状況でございます。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） 今回のこの安納いもの被害等々についてですね、これ、今、市が積極的に進めております農地の中間管理事業、これによって農地の優良化を推進しているわけでございますが、安

納いも等の生産農家は、これまでは自家の労力、それと、雇いによる労力というものを考えながら、これに合わせた面積を確保して、さとうきびより収益性の高い安納いもへ転換した農家が多いわけでございます。今後の安納いも等の生産農家の転作作物等を含めて、未整備地区など、耕作放棄地等への危惧も感じてなりません。

これらのことから、生産農家の生産意欲の衰退及び低下があつてはなりません、その抑制策として、関係機関、団体等との連携強化等が不可欠であることは言うまでもありません。情報の共有、農家等への手厚い情報の提供及び指導、助言等を強く要望するところがあります。

農家では、作業用機械や農地の確保等を考えますと、一気に他作物への転換は困難を極めることとなります。現時点での取組及び今後の対応について説明を求めます。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

本年度に発生した圃場につきましては、可能な限り他作物への転換を行い、次年度にさつまいもを作付する場合は、新たな圃場への作付をお願いしているところでございます。

御承知のとおり、さつまいも基腐病の特性として、基腐病は、さつまいもにしか症状が発生しないことから、発生圃場の次年作については、他作物の作付を行うことで、菌密度の低下はもとより、議員がおっしゃっている耕作放棄地化の防止も図られると考えられます。今後、さとうきび圃場や牧草圃場との交換栽培を考えている生産

者もおられると聞いておりますので、農業委員会及び中間管理機構と連携をし、農家が安心して作付できるよう支援してまいりたいと考えております。

それから、まず、国の対策としましては、令和三年産への取組への支援事業を実施中でありまして、事業内容としましては、薬剤、資材等の購入費の二分の一以内の助成、あと、他作物への転換助成金が十アール当たり三万円、さつまいもを継続栽培するための支援金が、被害程度によつて十アール当たり二万円又は一万円となっております。ただし、被害率や次年度の作付状況等次第では、農家ごとに補助金の金額が異なることを申し添えておきます。

次に、県の対策としましては、基腐病の熊毛プロジェクトを設置し、栽培管理と被害発生の原因関係の分析、あと巡回指導、あと実証圃の設置などに取り組みます。

あと、本市の独自の対策としましては、残渣処理対策として、市営牧場でのすき込み処理の実施を行っております。

また、経営基盤の弱体化を防止するための支援につきましては、今回の十二月補正の追加議案として予定しております。

あと、農協が融資する支援資金への利子助成事業につきましては、令和三年度の当初予算で計上を予定しております。

今後とも様々な支援を行いながら、農家の皆様が次年度作への生産意欲が保てるよう関係機関一体となつて取り組んでまいります。

以上です。

○九番（鮫島市憲君）　ここで全体的に言えることなんですが、このような状況を鑑みたときですね、改善対策として、転作等で対応した場合においても、二年からないし三年をかけての取組が求められます。また、生産農家の経営、農家経営ですね、の回復、これにはそれ以上の努力が強いられることとなります。

このような状況下の中で、市長は積極的に英断を持って、市単独による支援対策事業を立ち上げて予算化するときであると強く要望するものであります。

さきに施行しましたお茶生産農家の皆さんの声を聞くときに、ありがたかったと、価格の低迷に、やっぱりこれぐらいの後押しをしてくれたということに、非常に感謝の声が、私たちどもにも伝わってきました。農家の経営というのは、やはり厳しい立場に、今置かされているわけで、安納いもについては、今回は非常に、この二、三年かけて、果たして元に戻れるものか、そして経営はどうなのか、このことを考えていくときに、今後の、やはり農業振興という面からしますと、大きな問題になってきます。

そこで、市長に見解を求めますが、本市単独で、先ほど国からは、それぞれ三万円、二万円の金額を、十アール当たりですね、交付するというようなことで、今課長から説明がありました。市長として、この安納いも対策に対して、自ら市単独ですね、一反当たり幾らとかいう、それは金額はよろしいんですが、そういったお考えを持って臨まれているのか、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君）　基腐病についての御質問にお答えをいたします。

議員御案内のように、国の支援策というのは決まっております。昨日から農家に校区別に受付が、申請の受付が始まっております。そのほか、それが被害の著しかった圃場の農家への補填、それから次期作についての支援という、被害に対するものと、それから、来年度以降といえますか、来年度ですね、次期作についての支援というのが必要になってまいります。

それで、市といたしましても、次期作の、この苦しい状況の中で、来年も引き続き耕作を、特に安納いも、さつまいもですけれども、さつまいも、あるいは転作なさる方もいらっしゃいますけれども、まず、ブランド化について、非常に重要視して、再ブランド化構築の試みも続いております。特に安納いもを何としても支えなければなりませんので、市といたしましても、その次期作についての支援をするつもりで、今、事務局で被害の精査をしながらですね、今議会中に独自の支援策として追加提案をする計画にしております。まだ金額については申し上げられませんけれども、とにかく農家が、来年意欲を持ってですね、農作に取り組めるように、そういう支援をする、元気づけるような策を提案したいと考えております。

○九番（鮫島市憲君）　非常に、市長からも力強いお言葉をいただきましたが、私たちも、やはり選挙人という立場でもある、この公

約の中に、市長は市長なりに、議員は議員なりに、一番最初に掲げているのが、第一次産業の振興というのを、まず、うたっておりま
すよね。こういった点からしますと、やはりこんなときこそ、この
ようなときにあるからこそ、やはり、財政を握る市長としての見解
は、ものすごい勇氣も要るし、それゆえに英断であると、そういつ
たことから、市長に対して、この対策について今後も力強く後押し
をしていただければと、このように考えます。

それでは、次の質問に移ります。

学校教育予算についてであります。これまでも機会を捉えて一
般質問でも市長の教育予算配分の比率を高めるよう要望を重ねてき
ました。各学校運営に係る配当予算及び施設の維持管理に伴う営繕
費等の予算、この増額について見解をお示しくください。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えをいたします。

教育費予算につきましては、過去三年間を見ても伸びている状況
であり、特段の配慮をいただいているものと考えております。

これによってテレビ会議システム導入、校内ネットワーク整備、
各学校における空調設備整備、種子島中学校プールの新設、安城小
学校特別校舎新築など、教育環境の整備、充実は進んでいるものと
考えております。

一方で、学校施設の老朽化対策につきましては、長寿命化計画に
基づき改修を進めていくこととしておりますが、教育委員会といた

しましては、予算確保に努めるとともに、より一層効率的な予算執
行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 非常に、この教育予算もですね、普通建設
予算、プール建設とかですね、こういった予算そのものは、やはり
長期振興計画に基づいて執行して、実施していただきたいし、実現
していただきたいわけですが、何分にしても、その年、その年の運
営に伴う予算というところに、もう少し力量を置いて、予算を頂け
ればと、このように思うところであります。

そういうことから、当局としてもですね、ヒアリングの際も、や
はりその辺を強調しながらですね、児童生徒の顔、取組、そして学
校教職員の、その先生方の取組なんかもですね、描きながら、財政
当局との折衝を重ねていただきたいと、このように考えるところで
あります。

二番目に入りますが、今年度コロナ対策で、緊急対策が講じられ
て、国庫による多額の予算の配分が受けられました。これまでは、
大規模改修も行われてきたわけですけども、もう、その大規模改
修等に対応してきた以上に、この空調関係が、設備が導入されたこ
とから、果たして学校ごとに、今の電気の容量で足りるのか、新た
にこれを、容量を増やしていかなければ対応ができない、これは学
校ですら、電気を使う時間は全く一緒で、一日中電気がついてい
る、使っているという現実があります。果たしてこれに足り得る容

量を確保するということは、非常に予算等も必要になってくるわけですが、これに対しての考え方を、ちょっとお示しください。

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えをいたします。

まず、空調設備設置工事の状況について御説明をいたします。

昨年度に、各小中学校の図書室への設置は完了し、本年度から来年度にかけて、校長室、職員室、普通教室の設置工事を進めているところでございます。よって、校舎内の空調設備設置は、校長室、職員室、普通教室、図書室、パソコン室となります。

議員御指摘の電気容量の確保についてでございますが、空調設備設置工事に係る実施設計時において、校舎で使用する電気設備の最大値を見込んで容量計算を行い、容量に不足が生じる学校については、関連する電気設備も改修してございます。

なお、空調設備の使用につきましては、空調設備運用指針を定め、使用期間や時間、設定温度や健康への配慮も考慮しながら、経費節減も含め、適正な運用をお願いしているところでございます。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） 非常に、学校数も多かったりということもありますけれども、非常に受けてる児童生徒は、やっぱり均等に受ける、享受する、やっぱり、ことも必要であります。特に、予算も非常にかかってくると思います。そして、これから先も、タブレット等の費用、そういったこともどんどん学習教材等も、時代の流れとともに買換えとか、更新とか、いろんな形、新しい材料の購入とかいうことに

予算も、とどまることなく進んでくるわけです。そういうことからして、先ほど申しましたように、その辺を詳しく当局にも御説明しながらですね、理解していただいて、環境の整った中で、児童生徒が十分な教育が受けられる環境を整備していただきたいと、このようなことを考えるところであります。

次に移ります。

馬毛島問題について、ちょっとお諮りをします。

馬毛島につきましては、百年を超える馬毛島の歴史の中で、大きな役割を担ってきたのが、市が保有する小学校、中学校であります。この公共用の土地、これについて、どれだけ西之表市有、保有地ですね、市の保有地、これがあるものかお示しください。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

財産の所管につきましては、総務課でございますけれども、市有財産全体の数量や面積につきまして、台帳上で財産監理課が把握をしておりますので、こちらでお答えさせていただきます。

御質問の旧馬毛島小中学校の面積でございますが、敷地は二筆に分かれております。地番ごとに申し上げますと、字八重石九番百九十五が四千百九十二平方メートル、同字九番二百十八が四千六百六十一平米、合計で八千八百五十三平方メートルとなっております。以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） ただいまの、この約九千平方メートルです

ね、この学校敷地、あるという説明でございます。

さきに、私たち馬毛島対策特別委員会が、防衛費用に対して、質問事項等について申入れをして、今回、十九日には防衛省からの説明を、あえて交流意見交換会という形の中で取り組んできたわけです。その中でですね、市有地及び私有地の買収に合意しなければ、強制的な買収を行うのかというふうにして、防衛省に質問をしているわけですが、この質問については、市当局も同様な質問書を出して、その回答はしてるちゅうことで、同様の回答がなされたわけです。

この自衛隊馬毛島基地、この仮称ですね、の安定的な運用を確保する観点から、馬毛島小中学校跡地等の市有地及び民有地を含めた馬毛島の全ての土地を取得したいという防衛省の回答がなされたところがあります。

市長は、今回の所信表明で、八月の防衛省の説明を受けてから、十月及び十一月の防衛省への市の対応について述べられました。そこで、この土地の防衛省との売買交渉について、土地の交渉について、市長の御見解をお示しいただきたいと思っております。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島の土地の売買交渉についてのお尋ねでございます。

現時点では、国から馬毛島の学校跡地の売買交渉等について接触はありません。ただ、国が、この市の所有する学校跡地、そのほかの民有地も含めてでありますけれども、馬毛島の全ての土地の取得

を考えているようであります。今後相談したい旨の意向を示しているところでもあります。

これについて、本市におきましては、馬毛島活用への取組を、基地以外の活用の取組を進めているところでもあります。現時点では、馬毛島の特異な自然環境や種子島と密接なつながりのある歴史を生かした取組を進めていく上で、馬毛島が教育、あるいは観光面で十分活用できるというふうを考えております。

したがって、学校跡地、このほか市道、港湾施設、その他文化財埋蔵地もございませけれども、そういうものを全て含めて活用可能な資源として、そういうものを中心にして、具体的かつ実現可能な活用策の検討を進めてまいりたいと考えております。

市の有する土地については、リースですとか、あるいは売却等は考えておりません。

○九番（鮫島市憲君） ありがとうございます。

今、市長が、馬毛島の歴史、それと種子島との関わり、そういったこと等について、今述べられました。港湾にしましても、やはり同じでございます。

今後、やっぱりこういった交渉等も防衛省からありましようが、やはり大切なことは、いろんな長短期にわたっての考え方、そしてまた、多面的に、多角的に角度を変えて物事を考えていくときに、非常に今後の将来性とか、そういういったものが、やはり位置付けられてくると思っております。いろいろな、それぞれの意見の相違はありまし

ようが、やはり、この西之表市所有の馬毛島というのが、いかに大事なものであるか、これはもちろんどの地域、校区、集落にあっても、そこはものすごく大切なものであります。そういう広い観点から、今後の土地利用、そういった面について前向きに、そして建設的に、そして半永久的に、やはり物事が、安定した環境の中でできていく行政を築いていただきたいなど、こう願うところであります。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十時四十五分頃より再開いたします。

午前十時二十九分休憩

午前十時四十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） おはようございます。

今日は、四年の任期最後の一般質問になります。令和二年、本年は、新型コロナウイルス感染症が拡散し、多くの国民、多くの世界の方が亡くなりました。罹病した方、また、この感染症で亡く

なられた方々に対し哀悼の意を表したいと思えます。

本市においては、新型コロナウイルスの感染症は出ておりませんが、細心の注意をしていかなければならないと考えているところであります。

さて、本市基幹産業である農業のさつまいも栽培において、さつまいも基腐病が発生し、誰にも想像できないくらい猛威を振るいました。そのことにより、さつまいも栽培農家には甚大な被害が発生しており、経営が深刻な状況に追い込まれております。被害に遭われた生産農家の皆様に対し心よりお見舞いを申し上げます。

この基腐病は、今年発病した圃場に、来年も栽培したら、また発生すると言われております。現在のところ、正確な原因も特定できていない状況の中で、有効な対策が見いだせていないのが現状で、非常に厄介な病気であり、生産農家にとりましては、非常に悩ましい、大きな問題でございます。

私も、一昨年からさつまいも栽培はいたしておりますが、過去三十数年間さつまいも栽培を続けてまいりました。ですから、この農家の痛み、苦しみというのは、この議場における、参集しております誰よりも、私は農家の痛みが分かっていると自負するところであります。

生産者の、いや、さつまいも栽培をなりわいとしている生産農家さんにとっては死活問題でございます。生産者の中からは、基腐病はさつまいものコロナウイルスだという声も聞こえてきております。

そういうことで質問に入らせていただきます。

まず、農業振興についてでございます。(一) さつまいも基腐病についてであります。ア、安納いも、でん粉いもの被害状況を聞きたいと思えます。先ほど同僚議員も同じ質問がありました。また、簡単でよろしいですので、御答弁をお願いします。

以下の質問は質問者席よりいたします。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長(中野賢二君) お答えいたします。

先ほど鮫島議員の質問に対して答弁しましたけれども、もう一度答弁したいと思います。

青果用につきましては、作付面積の八二%となる二百六十一ヘクタール、でん粉用につきましては、作付面積の七五%となる百九十ヘクタール、焼酎用につきましては、作付面積の七五%に当たる四十五ヘクタールに被害が出ていると見込んでおります。

十二月から一月にかけて、生産実績の調査を実施いたしますので、一月末には減収量や減収額が判明いたします。

以上です。

○一三番(橋口好文君) 今、報告がございましたが、この被害額

についてですけど、一月になれば判明するということでございます。昨年、安納いもにおいては、売上げが、本市全体で九億八千六百万円だったと思えます。ですから、JAの営農課の話でも、六割近い被害が出ているということをおっしゃいますので、もう九億八千六

百万円の六割といったら、もう本当、農家に五億ぐらいの収入がなくなるということになるんじゃないでしょうか。

そういうことで、(二)の市としての支援を問うということでございますが、ア、JA種子屋久農業協同組合では、被害農家を対象に、希望者に融資をすることが理事会で決定されております。この融資に対する利子一・五%、組合長さんが理事会で一・五%ということを決めておりますが、この助成ですね、助成を求めたいと思えますが、どうでしょうか。

○議長(永田 章君) 橋口議員、もう最後まで、最後までお願いします。

○一三番(橋口好文君) それで求めたいと思えます。

コロナ禍では、国が手厚い支援が用意されました。基腐病でも、被害農家に対し経済支援が必要ではないかという声も上がっております。この経済支援は、国にも要請すべきではないかと、私は考えております。

九月ですね、JAきもつき、さつまいもが被害に、基腐病の被害に遭いましたですね、九月下旬、森山代議士も来ましてですね、鹿屋市長とか、いろんな関係者、生産者が集まりましたですね、現状を把握したそうです。その中で、焼酎いも十三ヘクタール栽培している農家さんが、平年は十アール当たり収量は五百キロのプロコンの袋で八本あったそうです。それがですね、今年二本しかないということになっております。ですから、JAきもつきの組合長さん

は、さつまいもはなくてはならない品目だと。ですから、国が法制化して、産地を守ってほしいという訴えをされております。

本市においても、そういうことで、何らかの支援が、経済的支援を、私は求めたいと思います。生産についての支援は、国も、先ほど市長さんも答弁がありました。国もやるわけですから、生産者に対して経済支援をできないかということです。要するに、さつまいも農家は、もう本当に収入が減ってしまってますね、お金がないんですよ。ですから、何とかここは、市も財政も厳しいことは分かっておりますが、そこは市長さん、どうでしょうか、しつかり支援していただけないでしょうか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

農家に対する、特に安納いも、そしてまた、そのほかのさつまいも農家についての支援でございますけれども、議員おっしゃいましたように、JAが一・五%の利子で融資をするということを決めております。それについては、自治体と、本市と、それから県も支援するということがありますので、農家に負担のかからない形で融資を受けられるようにするという方向で進めております。

ただ、利子は一月から十二月までに返済したものについてということがありますので、返済自体は、来年以降になるのかなど、そうした場合に、新年度予算で手当てするというのが現実的なのかなどということがございます。そういうことで、今、準備を進めていると

ころであります。

あと、経済支援ということでございますけれども、先ほどの鮫島議員の質問の御趣旨も、そういうようなことだと思えますけれども、これについては、国の支援が、被害のあった三割でしたかね、三割と、それ未満というところがありますけれども、三割以上ある圃場の農家には、十アール当たり二万円ということがあります。それに満たない場合は一万円というところで、それは被害に対する支援ということになりましたけれども、次期作についての支援という形で支援金、奨励金という形でしょうか、実質的にはそれが農家の資金繰りといえますか、生活の補填にもなるような形で考えなければいけないと。それを今、精査をしているところであります。まだ金額は申し上げられませんが、そういう形で対策、支援策を、今早急にまとめつつあるところであります。

先ほど鮫島議員にも申し上げましたけれども、今議会中に追加提案の形で御提案申し上げたいと、そういうふうにご考えています。

○一三番（橋口好文君） ちょっとここでですね、先ほど順番を間違いましたですね、写真をちよつと見ていただきたいと思えます。

これがですね、さつまいも基腐病の基腐菌の糸状菌でございます。この菌が、拡大したものでありますが、この菌が、さつまいもの茎とか、そういう傷口から侵入してですね、腐敗を進めるということでございます。

それで、この写真がですね、株の根元が侵入して黒くなっていく

と、そういう写真でございます。

それですね、これは安納校区の圃場の写真なんですけど、九月二十五日です。九月二十五日、もう全滅です。三十アールの畑です。全滅してます、九月二十五日に。もう葉っぱも何もないです。普通ですね、九月二十五日といったら、青々と畑に葉っぱが生い茂って、そういう光景が見られるはずなんですけど、残念なことに、今年はこの基腐病に侵されてますね、この畑全滅です。

それとですね、この間農林水産省の専門技官も見えたということで、これ、私の榕城校区の、私の地域の写真です。これ、一反七畝あるんですけど、これ九月二十五日ですけど、それから一か月後も、農林水産省の技官なんかも来て、ずっと回ったときの写真はですね、もう全滅です。葉っぱも何ありませんでした。

特に、ここはマルチをしますので、黒マルチをしますので、ピクリンを畝に、ピクリンを消毒してやったそうです。ピクリンを打つたんですね、病気が侵入したら、進行が速いそうです。要するにピクリンで畝全体が無菌状態になるんですから、この溝の部分に菌がおって、ここから侵入したら、無菌状態に瞬く間に広がっていくと、そういうことになっておるそうです。

それからですね、これは、立山校区のですね、でん粉用甘しよの畑ですけど、ここですね、ここ、青い葉、緑の粒が、葉っぱもまだ残っていますけど、畑の形状がですね、この手前のほうは低くなっているんです。ですから、葉っぱの残っているところは、畑の高い

ところですので、湿気が案外少なくてですね、まだ残ってるんですけど、この低いほうは、やっぱり湿気が多いちゆうことで、菌の移動が、水に乗って移動するそうですから、この菌は。ですから、もう湿気の低いところは、ほとんど全滅です。

それで、これがもう一か所の、これ、でん粉用甘しよ、品種がシロユタカなんですけど、これも立山の畑です。この部分、この部分は変色して、茶色に変色して、これからどんどん日にちがたつにつれて腐ってしまうというような写真でございます。

それで、これが、シロユタカを作ったところの畑なんですけど、もうほとんど壊滅状態、こういう状況でございます。

ですから、私、七月の頭に安納校区、回ったんですけど、その圃場が、農家の御婦人がですね、さつまいものつるを引き抜いているんですよ。基腐病で広がるということで、その原因の株を全部引き抜いて捨てているんです。それから一か月したらですね、また行っただんです。もう全滅して片づけありませんでした。

ですから、私も、伊関、安納、現和、立山まで、三回、四回足を運んで、圃場も見て、それで、農家さんともお話をさせていただきました。農家は嘆いています。泣いてました。もう畑に行ってもやる気が出ないと。それはそうでしょうよ。畑に行っても、あるはずの、なければならぬさつまいもが腐ってないんですから、やる気が出るはずありません。

そういうことですね、市長、今先ほどの答弁になりますけど、こ

の国の補助事業で、三割被害については二万円出すということがありましたが、これは、さつまいもを次年度も作付していかなければ、二万円は出ないんじゃないですか、どうですか。

○農林水産課長（中野賢二君） あくまで次期作、継続の交付金です。次年度も、その圃場じゃなくても、新たに圃場を求めて、そこでもを継続して作付すれば、対象となります。

その、出たところは、ほかの作物を作ってもいいんですが、また、そのの別のところ、取りあえず、取りあえずじゃない、さつまいもを継続して、経営体として続けて耕作をするというのが条件となっております。

○一三番（橋口好文君） 私ですね、大字の校区長さんからとか、生産農家さんから伺ったんですけど、八板市長が、国に行つて、森山代議士とも会つて、転作すれば、反当二万八千円出すと。それで、また二万円も出すと。何も条件も言わんで、要件も説明がなくて、そういうことを言われたみたいです。間違いありませんか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

国の支援策の内容についての御質問かと思えますけれども、議員御承知だと思いますけど、JAでも、市のほうでも、農家のほうには説明しているわけですが、支援策を大きく分けますと、地域全体への支援といえますか、それが、例えば、次期作の場合の消毒薬、それから残渣の処理、防除薬等についての、これを次期作の経費がかかりますので、その半分を支援すると、それが足していくと二万

八千円、二万八千円というのは、そういう意味だと思います。

それから、被害のあったところについて、圃場が三割以上あれば、十アール当たり二万円出しますよと。そして、それに満たなくても一万円出します。いずれにしても、それは継続栽培への支援ということでありますので、それを簡略に説明したときに、あるいは今言われたような、校区長さんの誤解といいますか、捉え方があったかもしれないけれども、いずれにしても、この支援策が決まりましたから、国のほうで政党、国会議員を中心としたチームで案を作つて、それを政府と協議しながら、国の政策としてきちんと打ち出すまでにはかなりの時間が、一か月以上ございました。その間に、その方向性というのを、農家に早く伝えたいということから、まず、校区長さんを回つたり、それから、農家で中心的なリーダーである生産農家がいたら、そういう現時点、その時点での国がやるうとしている支援策についての説明を、私も圃場を回っていたしました。そういう中で、今、議員の御指摘は、間違つた内容を伝えていないかという御趣旨だと思いますけれども、そういうことではありませんで、私は、その時点で伝えられる範囲での内容で申し上げた。ただ、トータルとして、例えば、よく言われたのが、反当五万円ぐらい前後は、次期作を、来年も耕作を続けてくれる農家に対しては、被害に対して、あるいは継続栽培についての支援が、十アール当たり五万円前後になるという大ざっぱな形で説明したことがございます。

○一三番（橋口好文君） あのですね、市長さん、今、大ざっぱな説明をしたと言われますが、それじゃいけません。農家は大変な目に遭っているんですよ。それに向けて大ざっぱな説明とはどういうことですか。あのですね、市長、農家は、私に電話、何本も来ました。市長は、とにかく二万八千円と、それから、被害に遭ったあれ、圃場について、反当二万円くれるんだと、ただそれだけ言ったそうですよ。その後の要件は言っていないそうですよ。ですから、先ほど市長が答弁されたように、国が一か月後に要件を出すまでの期間に、先走って、市長が農家にそれを報告したから、農家はですね、やっぱりものすごく減収になって苦しんでいる中で、反当五万円もらえると、こういうことを言われたらですね、飛び上がって喜びますよ。そして、よくよく聞いたら、そうじゃないんだと、要件があつて、ですね。それで、JAの営農販売課にも、農家からその問合せの電話が、毎日みたいにきているそうです。どうするんですか。営農課の課長さんは、もう仕事にならんと、仕事にならんと、もう仕事の邪魔だと。何で市長はそういういいかげんなことを言うんだらうかと、もう怒ってますよ。昨日の話です。どうするんですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

国の支援策が、国が基腐病の被害に遭われた農家に対して、支援策をまとめていると、これが発表する、発表される前のことでありますけれども、これについては、それなりの、これを話していいかというところをですね、確認した上で、どこまで伝えられるかとい

うことを考えた上で、私の判断でやってまいりました。

そのときの、ついでに申し上げると、農家の皆さんの反応というのは、ああ、そうか、国はそこまで考えているのか、市は、それほど農家のことを考えているのかというふうにおっしゃっていただける農家のほうが大半でありました。その後、私が話したような政策が公表されてですね、それで、公表された後も、また農家の皆さんに伝わっていないわけですね。だから、いち早く伝えられる範囲で、正確なところをですね、伝えたいということで、私の判断でやりました。

だから、私が直接伝えた内容についてはですね、議員が、ちよつと誤解があるようにすけれども、私の伝え方としては、その時点で、最低限言えるものについて伝えたつもりでありますので、議員が御心配のような、あるいは関係の方々が言われるような内容のことは申し上げておりません。その点は誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

○一三番（橋口好文君） 今、そのようなことは発言されてないという答弁でございしますが、農家にとつては、そう言つたと、市長がそう言つたと言っているんですよ。十一月でしたか、慰霊祭があつたのは十一月だったですかね、その慰霊祭の会場でも、安納校区の農家さんにそう言われたそうじゃないですか。ですからですね、市長、農家が混乱するような発言は慎んでいただきたい。よろしくお願ひします。

それで、先ほど市の、農協が融資する一・五%の利息について、県も出すようなことを言われました。県は何%ぐらい出すんでしょうか。そしてまた、県はどこまで、この件について進捗しているんでしょうか、お伺いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

県につきましては、〇・五%を、今予定で進めておるところです。予算としましては、地域振興費のほうで、熊毛支庁が独自で持っている予算のほうからしていくということなんですが、熊毛支庁としては新年度、三年度からの予算じゃないと、ちょっとできないということでございますので、そういうことでございます。

○一三番（橋口好文君） その進捗状況、県としては、もう本課に送っているんですか。そこは確認してますか。

○農林水産課長（中野賢二君） 今、起案、もう話は詰めておりまして、あの上の、起案をして、あとはもう進捗状況なんで、そうですね、こちらで確認した中では、もうほぼほぼ決まりということ聞いております。

○一三番（橋口好文君） 分かりました。

それで、国はですね、このコロナウイルス対策で、GOTOKYAPPEN、GOTOTRABEL、GOTOイートに予算、一次補正で一兆七千億円の予算を投入しております。ですから、このさつまいもの基腐病の被害に遭われた農家も、同じ日本国民ですから、そういうキャンペーンに一兆七千億円の予算を使うなら、やっぱり本

市のさつまいも基腐病に、被害に遭われた農家さんにも、国の経済的支援があつて、私はおかしくないと思うんですよ。ですから、八板市長、鹿屋市ですね、中西市長さんとも連絡を取り合つてですね、国にそういうことも、農家のためですから、要求してもらえんですか、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

国に対して支援等をですね、要望するということは、常日頃から私は心がけておりまして、例えば、東京に行つたときは、関係の元の国会議員さんとか、あるいはそれを通じて省庁に申し上げるのかですね、そういうことはしております。例えば、せんだつての現地調査のときには、既に私は東京に行つておりましたので、その旨を伝えたところ、先ほどの地域全体の支援については、大体固まつていた段階、協議なされておりましたけれども、現地の首長、市長が訪ねてきたということで、地元の国会議員の方、それから農林水産省の、この問題の担当の方とも直接お会いする機会がありまして、そういうこともあつて、窮状を訴えて、継続栽培への支援ということが追加して、政府案としてまとまってきたように聞いております。ということでもありますので、議員の御指摘のように、こういう活動については、今後とも継続して、機会を捉えてですね、その都度、あるいは緊急の場合は何をしておいても、その現地の窮状等を、事情等を中央に伝える役目は、今後とも続けてまいりたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） 市長、ぜひ今後ともですね、よろしくお願ひしておきます。

次の質問に入ります。

(三) さつまいもの転作作物としてのさとうきび作付面積は何ヘクタール増えたかということでございます。お願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

本年度、夏植え及び秋植えに係る経費を助成するさとうきび生産性向上支援事業の効果もありまして、夏植えが二・七ヘクタール、秋植えが五十八・二八ヘクタールの申込みで、申込み面積が六十・九八ヘクタールが申し込まれております。昨年度の面積と比較して二倍以上増加しておりますのでございます。

基腐病が発生した圃場への転作作物につきましては、昨日、十一月三十日から行っております国の事業の申請受付において、転作作物についての聞き取りを行っておりますのでございます。現時点では、基腐病からの転作作物として、さとうきびの作付予定面積は調査中ということになりますので、十二月中には報告ができるかと思っております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 今、さとうきびが六十・九ヘクタール増反されるといふ報告がございました。そこですね、この六十・九ヘクタール作るための種苗は、確実に確保できる見込みは立っているんでしょいか。

○農林水産課長（中野賢二君） 種苗につきましては、一応年度当初のほうで種苗用の農家をお願いをしたところなんですけども、種について、また原料用のほうに、ちよつとその分流れていくのかなというところで、一応農家のほう、農協と、あと、きびの振興会のほうで、苗の、種のほうの調整には、今、ちよつと増えたんですけども、そこは対応していきたいと思ひます。ただ、春植えのほうの分との、合わせての新植という形になってきますので、そこら辺で調整はしていつておるところでございます。

○一三番（橋口好文君） いや、その確保が大丈夫かということをお問うてるんです。どうですか。

○農林水産課長（中野賢二君） 確保については、一応大丈夫です。こちらのほうで対応していつております。

○一三番（橋口好文君） 糖業会社もですね、子会社をつくって、今年五ヘクタール、種用のさとうきびを栽培しておるそうです。ですから、五ヘクタール栽培しているということで、栽培面積にすれば十倍、五十町歩の種苗は、会社としては確保しているということでございます。会社としては、中種子町、南種子町にも配付せんといかんですから、西之表市ばかりじゃないですから、ここにどれだけの量が回ってくるか、未定だと思います。今後注視していきたいと思ひます。

それで、次の質問に入ります。

(四) さとうきび生産者交付金引上げ要求についてでございます。

私、毎回、毎年これはお願いしているんですけど、ア、市長は、令和二年第三回定例会の答弁の中で、少しずつでも活動の成果は現れていると思っておりますという答弁が行われました。現れている成果とはどういうものでしょうか、市長、お願いします。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

成果、活動の成果とは何かということでありませうけれども、関係、農業の生産者をはじめですね、種子島一市二町の振興会長とJAの組合長も含めまして、平成三十年の十一月に、さとうきびに関して、中央に要請活動に参りました。その関係、それを一例としてですね、そうした一体となつての要望活動によりまして、少額ではありますけれども、交付金の単価が上がつていたということを、せんだつての答弁では申し上げたところであります。

しかしながら、議員も感じていらつしやるように、さとうきび農家の経営を安定させるためには、交付金の引上げだけにとらわれず、さとうきび関係の補助事業における様々な対象の拡充等によつて、経営コストを抑えること、そういうことで農家の経営安定が図られるというふうにも考えております。

今後も制度についての議論も含めまして、関係機関と連携して、積極的な要請活動を行つてまいりたいと、そういうふうにご考えております。

○一三番（橋口好文君） 何か、あんまりはつきり分からんような答弁でありましたが、市長、あのですね、私、毎回言っているんで

すが、農家は、さとうきび農家は、現状の交付金と原料価格では生活ができないんだと、幾ら補助事業をもらつても、今年みたいに反収五トン四百です、南種子町は四トン七百です。そういうところで、交付金と原料、交付金が大幅に上がらんことにはやっつけられないだど、ほとんどの農家はそれを言います。今朝も言いました。私の後輩が、安納いもが全滅した畑に、今度新植するというところで、の下に、八反ばかり作つていますが、それを、さとうきびを倒してですね、種苗を準備してましたが、その畑も原料に出せば、七トンは下らないさとうきびができておりました。でも、こんだけあつても、言うんですよ、その農家さんが、こんだけあつても、さとうきびはあんまり残らんとやなあど。それが農家の共通した思いであります。

ですから、この交付金の引上げについては、そういう、私過去にも、トン当たり一万円は、農家は引き上げんといかんちゆうことを提案もしておりますが、この制度がですね、引上げがなかなかできないような制度になつていくわけですから、引き上げるためには、この制度を変えなければなりません。その変えるための努力をしてほしいんですよ。

昔、もう亡くなられておりませんが、自民党の山中貞則衆議院議員がおりました。彼はですね、今、でん粉の甘しよの価格も抱き合わせ販売でやるということで法制化してやつたわけです。彼が、代議士が、ここに選挙遊説に来たとき、あの人はこう言いました。私

は忘れておりません。ないものは作ればいいんだということ、彼はそのでん粉、抱き合わせ販売のことを法制化して、現在に至っているわけですから、彼流に、ないものを、あるものを、変えたらいいじゃないですか。その努力をしてくださいよ。農家の、さとうきび農家は、もう力は残っておりません。なぜかといったら、価格が安いからです。

九月の議会でも、私、ちょっと申し上げて、答弁も頂いたんですけど、三十年前と令和元年の原料価格、交付金の価格で、トン当たり千百十四円しか上がってないんですよ。一キロ一円十四銭ですよ、それだけしか上がってないんです。今年交付金は一万六千八百六十円です。昨年より百三十円上がっただけです。これでは話にならないのですよ。ですから、市長、イの引上げ要求は、今後南西諸島の自治体の首長と共同で行ったらどうかということ、私は提案しているんですが、徳之島とか与論とか、種子島以南の島々のさとうきび生産している首長さんですね、共同ですね、共同で国に要求する、そういうやり方をしたらどうでしょうか。八板市長が一人で行くよりも、やっぱり二本の矢は折れにくいわけですから、中種子町・南種子町の首長さんはこちらですよ。そういうことを考えて実行したら、いや、実行していただきたいんですが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

共同要請、要望活動についての御提案でありますけれども、奄美、

それから沖縄などの南西諸島とはですね、共通しているところもありますけれども、やはり事情の違うところもございます。また、市のきび・甘しょ振興会やJA種子島中央会等の調整も必要になると思いますので、その共同してできる部分については、実現できるところがあるのか、関係者と協議をしながら研究をしてまいりたいと、そう考えております。

いずれにしても、農家の経営基盤安定のためにも、様々な方策を考えながらですね、支援していきたいと思えます。

以上であります。

○一三番（橋口好文君） 大分、もう昔になります、奄美大島の生産者と熊毛の生産者がですね、フェリーを貸し切って、東京に陳情に行ったことがございます。ですから、現在は生産者も大分減っているわけですから、やっぱり地元の首長に呼びかけてですね、そういうことも、ぜひ市長、農家のためですから、よろしく願います。

それで、さとうきびは、何回も申し上げておりますが、経済波及効果は四倍強と言われております。熊毛支庁の農政普及課でも五倍弱、五倍まではないけど、五倍弱、四倍強は確実にあると報告されておりますので、このさとうきびがなくなったら、西之表市の経済が回っていきません。農家あつての経済ですから、農家がさとうきびを作らなくなる、さつまいもを作らなくなるといったら、地元の生産者に販売している肥料店とか農薬店も仕事が無くなりますので、

そういうことで、農業が基幹産業というならば、やっぱり農業を中心に政策を進めていく努力を、市長には今後ともお願いしておきます。よろしくお願いします。

次の質問に入ります。

(五) 枝物(ヒサカキ、サカキ、シキミ、フェニックスロベレニ) 育苗施設について、ア、フラワーセンターのハウスを有効活用し、育苗事業を展開するところがあるが、進捗状況を聞きたいと思えます。

○農林水産課長(中野賢二君) お答えいたします。

令和三年度から園芸花卉優良品種育苗供給運営事業として、フラワーセンターのハウスを活用しまして、フェニックスロベレニ及びヒサカキの育苗事業を行う予定でございます。

フェニックスロベレニにつきましては、市の花卉振興会の協力をいただきまして、十一月月上旬に次年度からの育苗事業用でも活用できる種をまいておりまして、その苗を活用させていただき、事業を行う予定としております。

また、ヒサカキにつきましては、育苗事業に必要な苗の数量を積算するために、令和三年度に農家からの要望を聞き取った後、事業計画を立てて育苗を開始したいと考えております。

以上です。

○一三番(橋口好文君) 今、ヒサカキについて、令和三年から聞き取りをして始めるという答弁がございましたが、何で令和三年なんです。何で、今からやれないんです。先に延ばさんでください。

い。できることをちゃんとやってください。

○農林水産課長(中野賢二君) 分かりました。はい、三年度からしていきたいと。

できることを、まず、今からでもしていきたいと思えます。

○一三番(橋口好文君) お願いいたします。

それでですね、この育苗について、この管理をする方、私ね、いつでしたか、森林組合の山神祭に行きましてですね、祭りが終わってから、組合長さんと語ったんですが、昔は、森林組合はイヌマキの苗とか、いろんな苗を、樹木の苗を生産して、桃園の圃場で生産していたんです。今は、もうそういうことはないですけど、それで、組合長さんに、私がですね、今、市は枝物の育苗施設を作ろうかとやっている。ですから、森林組合さんその管理をお願いできないかということ、私は問うたんです。そしたらですね、組合長さんは、西之表市からも毎年お金を借りているということで、ぜひ協力したいと。それで、簡単なことだと、一日、朝から晩まで管理をするわけじゃないから、水かけたり、薬剤を散布するぐらいの程度だから、それはできますよという組合長さんの回答をいただいたんですけど、そこら辺も、やっぱり森林組合にも足を運んでですね、そういうこともお願いすべきじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○農林水産課長(中野賢二君) 市の花卉振興会もございまして、そこも含めて、森林組合との協議を進めていきたいと思えます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 次の質問に入ります。

シカのジビエ事業についてでございます。もう、これ、八板市長、私もですが、議員に、市長になってから、市長の肝煎りで、（一）八十九万円の調査費を使って、その後の事業の結果はどうなっているかということで、私、この時点で、この事業には、この予算には反対した経緯がございます。それでですね、私は、そのときですね、鹿児島県の幹部職員も、これは駄目だと、やったらいかんということと言われておりました。そしてまた、本市の農業生産法人の幹部役員も、これはばかげたことだと、やったらいかんということをし、私は提言、意見として申し上げたところですが、それは議会が通したわけですけど、その後、ランニングコストも考えたりして、民間でやれる人がいないかちゅうことを、何か伺ったんですが、現在、そのやろうという、手を挙げている民間の方はおられるんですか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

現在、民間の方でやりたいという方は、現在おりませんけれども、ジビエの利活用に関心を持つ方がいらっしやいましたら、いつ相談に来て受けて付けて、対応できるように準備はしておるところでございます。

○一三番（橋口好文君） 今、民間でこういうジビエ事業をやるという方はいないということで、現状はそういうことだということでありますが、やっぱりですね、結果が、調査費を使ってですね、成果が出てないんですよ。八板市長、やっぱりね、人の言うことも

よく聞いてですね、時には、人の言うことに耳を傾けて、傾けてですね、そういう姿勢が大事だと思いますので、今後そういうこともよろしくお願いしときます。

次の質問に入ります。

畜産振興についてでございます。一、市長の畜産に対する姿勢を聞きたいと思えます。現在、年間中種子町の競り市場で、十か月子牛競り市が開催されておりませんが、市長は、競り市場に何回足を運んだんでしょうか、お答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

子牛の競り市は、年間十回程度行われているわけですが、毎回出品者の名簿とかいうのは手元に届いておりますので、行きたいと思っているんですが、調べましたところ、令和二年一月から十一月現在までの訪問でありますけれども、令和二年一月二十一日の一月競り市、それから五月十九日の五月競り市、この二回でありました。

○一三番（橋口好文君） 実に、ちょっと少ない回数だなあと、私は感じております。今、本市の農業で、安納いもが傷んで、さとうきびも反収五トン七百で、その中であって、畜産は、今農業生産額も西之表市で一番の稼ぎ頭になっております。たしか十四億円ぐらい、昨年も上げているんじゃないでしょうか。

そういうことですね、私、十一月二十六日午後三時でしたか、競り市場にも行きました。でも、その日は登録検査で、ほとんどの方が出払っていなかったもんですから、中種子町役場に行って、町

長さんに面会したんですけど、田淵川町長さんも東京に出張中で不在で、土橋副町長さんが対応してくれました。土橋副町長さんはずね、競りには、町長が行けないときは私が行くんだと、そういうふうにお互いですね、仕事も忙しい中、都合をつけて、できるだけ競り市には足を運ぶんだということを言われました。確かに田淵川町長は、競り、何回か姿を見るんですよ、競り市場で私も。私、今年の一月から先月十一日まで、十三回ぐらい足を運んでおります。その中で、田淵川町長さんは見えてですね、牛のつなぎ、競りが始まる牛のつなぎ場に行つてですね、中種子町の生産農家さんとはお話をしているんですよ。非常に大事なことだと思います、このことは。その光景を見ている西之表市の生産農家は、何で西之表市の市長はあんまり来んとかと、私は、御婦人が言われるんですよ、競り市場で。私は、八板市長の顔はどんな人か忘れたと、そう言うんですよ。農家は、生産農家は、実に寂しい思いを競り市場でしているんですよ。私に言うんですよ、何で市長は来ないのかと、私に問うんですよ。私も非常に気持ちが悪いですね、そういうときは沈んでしまします。

それから、中種子町を過ぎて、今度は南種子町に行きました。南種子町は小園町長と小脇副町長が面会にに応じてくれました。町長室でですね、三十分ぐらい、三十五分ぐらい、いろんな農業問題を中心に話をしたんですが、その中で、小園町長は言うんですよ、競り市に行つて、島外から購買者が来るから、お得意さんがいるんだと、

南種子町の生産者が出した牛をよく買ってくれる購買者がいるんだと、だから、挨拶もして、言うたら、トップセールスをしてるんだということ言われました。このことは非常に大事なことだと思います。農家のためにも、八板市長、今後ですね、やっぱり副市長と相談しながら、できるだけ足を運んでですね、そして、購買者とも話もして、農家とも話をする、そういう姿勢を示してください。よろしくお願いします。時間がありませんから、もう答弁は結構です。

次の質問に入ります。

四、(一) 都市公園と財産管理についてでございます。(一) わかさ公園・中央墓園・嘉永山公園の管理は、業務仕様書にのっとつて適正に管理されているかということでございます。写真を使わせていただきます。

これは、中種子町の太陽の里運動公園の陸上競技場近くの駐車場の写真です。皆さん、見てください、きれいでしよう。ツツジが植栽されて、全然草なんか、雑草なんか生えてないでしょう。

これは、この間も見せましたが、この駐車場から撮った光景です。それですね、これ、西之表市のわかさ公園の、シカ小屋のある反対側の風景です。スキで穂が出てですね、大荒れ。

これは今朝撮った写真なんですけど、これは、わかさ公園の、公園下の駐車場、交差点からわかさ公園に上がる左側に、これヤシですかね、枯れた枝がぶら下がっている。これはもう何年も前からこういう状態。これもですね、ここ七本、ヤシの木が植栽されております。

した。

それからですね、忙しいんですよ。これ、これは墓地公園の写真です。ツツジが植栽されていますが、竹が生え、カズラが舞い、あれ、何ですか、カシワが生えているんですよ。

これは嘉永山公園です。最近、十月頃、イチョウ、カシワ、これはケダですか、払っているんですが、もうまたススキがこういう状態です。

そこで、適正に管理されているかということですが。答弁をお願いします。

「建設課長 上妻敏男君」

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

都市公園の維持管理は、指定管理者制度の仕様書を基本としまして、管理区域や清掃、作業回数等を定めて。

○一三番（橋口好文君） 議長、質問に答えさせていただきます。適正に管理されているか、ないかを答えてください。

○建設課長（上妻敏男君） まちづくり公社からは、毎月業務報告書が提出されます。その内容を確認しますと、定められた回数以上の作業を行っておりますので、適正に管理されていると思われる。しかしながら、これまで御指摘を受けましたように、状態が生じることもありますので、現地確認の巡視を増やし、可能な限り作業計画に盛り込むよう努めているところでございます。

○一三番（橋口好文君） 課長、今適正に管理されていると思うと

いう答弁がございましたが、課長、今、私示した写真、見ませんでした。この状態が適正に管理されている状態ですか、どうですか。

○建設課長（上妻敏男君） まちづくり公社へは、業務仕様書にのっとり作業計画、時間、草払いの回数とかをお願いしております。その条件につきましては、作業を行っていただいております。こちらが示している回数の倍くらいの作業を行っておりますので、それから申しますと、適正に管理されているという判断をしておりますが、御指摘のような状態が起きることは、についても、職員共々重く感じておりますので、それについては努力しているところでございます。

○一三番（橋口好文君） 九月議会です、答弁書で、草払い作業の状況としましては、指定管理者から引き継いだ業務内容を基に作業計画を立てて行っていますということとで答弁されております。九月議会では、仕様書にのっとりちゅうことは答弁されております。

それです、問題はですね、この指定管理者から引き継いだ業務内容です。この指定管理者も十年間やったわけですけど、市民からですね、非常に苦情が来たんです。荒れてると、どうかせいで。そういう荒らしたような状態であったわけですから、そういう事業所をモデルとして参考にしたら間違いじゃないですか。仕様書にはですね、公園利用者が安心して施設を使用し、快適かつ楽しく公園を利用できるように、常にこれらを適正な状態に維持す

ることとなっております。私、写真見せましたけど、適正に管理されてないじゃないですか。分かるでしょう。あの写真見て、適正に管理されている、そういう答弁は間違いですよ。訂正してください。取り消してください。

○議長（永田 章君） 八板市長、見解を。

○市長（八板俊輔君） 公園の植栽の管理についての御意見、御質問でありますけれども、確かに議員の撮影した時点では、非常に荒れているわけありますので、それがずっと続いておるわけではありません。その後、その指摘を受けまして、期間を置いてですね、しっかり植栽の管理を、作業をしているわけであります。ですから、以前橋口議員からお褒めをいただいたことがあると思いますけれども、庁舎の周りの植栽について、きれいになっている時期もございます。ただ、その端境期で、あるいは管理期間の一番悪いところもございますので、そうした期間がなるべく短くなるように、そういう荒れた状況が続かないように、まちづくり公社とも状況をですね、市民の御意見等も、情報も交換しながら適正に、市民が癒やされるような公園の維持に、景観の維持に努めてまいりたいと思いません。

いずれにしても、議員が指摘されましたような光景が長く続かないように、あるいは生じないようにするための努力を、今後とも続けてまいりたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） 市長、このわかさ公園についても、中央

墓園についても、嘉永山公園についても、もう六月からですね、十月まで草払いをしてないんですよ。だから、市民は私に言ってくるんですよ。だから、私はこんな証拠写真を提示したんですよ。

市長はですね、平成二十九年第三回定例会で、私の質問に、市民からも指摘を受けたことがある、今後しっかり指導していきたいと答弁されております。しっかり指導された結果がこれなんですか。しっかり指導したんですか。どういう指導したんですか、教えてください。

○議長（永田 章君） 八板市長、時間がありません、簡潔に。

○市長（八板俊輔君） 指摘を受けた点については注意するように、今後ともしっかり指導してまいりたいと思います。

○一三番（橋口好文君） 時間が来ましたが、六百七十万円という公園管理費です。税金ですから、市民の税金が有効に使われるようよろしく願います。終わります。

○議長（永田 章君） 以上で終わります。

以上で、橋口好文君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時頃より再開いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、河本幸男君の発言を許可いたします。

〔八番 河本幸男君登壇〕

○八番（河本幸男君） 皆さん、こんにちは。我々議員の任期もですね、任期も来年二月までと、今議会ですね、最後の一般質問の機会ということになります。私は、年二回、四十分を目標にですね、一般質問を行ってまいりました。最後の質問になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、質問をさせていただきたいと思えます。

まず、本市の防災についてであります。来年の大きな目標の中でもですね、市の目標の中にも、この防災についてが、一番最初に課題として上っております。そういう意味で、今年起こったですね、台風を中心に質問をさせていただきたいと思えます。

今年台風十号、そしてまた、十四号とですね、大きな爪痕を残して去っていききましたけども、いずれにしても、予算の追加や臨時議会を開催してですね、市としての対策が、早く行われたということですね、住民の方も本当に、大変喜んでおりました。本当にありがたいことだったと思っております。

台風十号にあつてはですね、気象庁が、最初から、早い段階からですね、最大級の注意をと、大型ということですね、最大級の注意を図るようというところで喚起がなされたことから、市民の皆さんはですね、厳重な警戒を行ったと思えます。また、高潮等の関連

もあつて、ホテルに予約が殺到してですね、ホテルが満杯になったということもお聞きしております。

そういう中で、私の地域でもですね、独居の方とかですね、老人宅を回つてですね、役員の方が回つて、戸締り等を手伝いをしてですね、注意を、危険がならないうちに、前もって避難をしてくださいというようなことですね、そういった呼びかけも行ったところでもあります。

そういうこともありましたが、避難所に避難する方もですね、多かつたようでありまして、コロナ禍の中ではですね、避難所の開設箇所が増えていったということを聞いております。

そういう状況、そういったことだろうと思えますけども、そのときの状況というのをですね、市全体ではどのように捉えているか、お伺いをしたいと思います。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 台風十号に係る避難所の開設状況について、時系列に御説明をさせていただきます。

九月五日土曜日午後五時に、市民会館を含む指定緊急避難所十五か所を開設をいたしました。また、高潮への警戒が必要となったことも要因となりまして、六日日曜日午前九時に、市民会館大ホールを含む指定避難所等十一か所を開設をいたしております。市民体育館については、同時刻で閉鎖をしております。この時点で二十四か所の避難所が稼働していることとなります。翌七日月曜日午前七時

に、全ての避難所が閉鎖しております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 最初に、土曜日に十五か所、日曜日に十一か所、そして最終的には二十四か所の避難所を開設したということであります。そのほかにも、国上校区においてもですね、中央公民館、そういった小学校の体育館を開設しながらですね、元農協支所のですね、児童保育を行っている施設を、区長として開放したということ、後から聞いたところであります。そのような状況ですね、一般の方にもですね、親戚の方に避難したとかですね、そういった部分もあったんではないかなと思っております。そうして、二十四か所避難所を開設をされたということですけども、それに対して、市の職員をそこに派遣をし、その管理に当たったと思いますけども、何人ほどの職員が、そこに当たったんでしようか。

○福祉事務所長（下川法男君） 台風十号に係る避難所への職員の配置の状況について御説明をいたします。

避難所開設に当たりまして、途中交代の要員確保のためにも、通常三班の体制を組んで準備をいたします。台風十号に係る避難所については、途中一回の交代を行いましたので、一班と二班で対応をいたしました。

また、高潮への警戒が必要となったことも要因となり、増設した避難所への対応については、第三班が対応いたしております。

庁内での待機を行っていた要員を除きまして、避難所において従事していた職員の人数は、三班で計八十二名となっております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 三班で八十二名、この間補正予算をされるときに、百数十名ということと聞いておりますので、その中でも、庁内の配備の職員もいたと思いますが、庁内の配備については何名をしたのでしょうか。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 台風十号につきましては、災害対策本部が設置されましたので、結構人数も多くてですね、庁内で三十二名が配置されております。

以上です。

○八番（河本幸男君） その中で、庁内のこの三十二名ですけども、総務課、あるいは避難所との連絡を取るですね、福祉事務所関係の職員についてはですね、非常に仕事もあったと思うんですけども、そのほかの職員は、私がそういった本部にいるときは、何もしないまま夜を過ごすというようなことがですね、多かったですけど、現在はどういう状況なんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 確かにですね、一次配備というものを、文言どおり配置しますと、全く何もせずに待機しているだけの職員というのが結構存在します。今回は、そういったことも考慮いたしましたして、災害、もし緊急の対処が必要になったときの要員、あ

るいは部署というのを考えまして、若干絞って配置をしてござい
ます。

以上です。

○八番（河本幸男君） 大変いいことだと思ってます。本当に、最
後、私は教育委員会でしたので、本当に何もしまま夜を過ごし、
そして、次の日はそのまま勤務をするというようなですね、そうい
うことが長年続きましたので、できるだけ、そういったことのない
ようですね、しっかりした仕事がある方のみ、もちろん自宅で待機
をするわけですので、焼酎を飲んだり、酒飲んだりですね、そうい
うことはあつてはならないわけですけども、やはりそういった形で
ですね、本当に仕事のある人のみをですね、配置するようにですね、
してほしいものだと思っております。

今回は三班で八十二名ということがあります。それと、本
部のほうというのか、庁内のほうと合わせますと百十名強の方がで
すね、この台風の処置に就いたということでございます。二百名、
職員が約二百名でありますので、半数以上は就いたということにな
るわけですけども、今回は三班まで使っておりますが、今度は土、
日、月の朝までということ、大体台風は土曜、日曜が多くてです
ね、妙なもので、土日が多くて、そして、職員の人は月曜には、当
たり前の仕事に就くというパターンで、ずっと来ておりますけども、
そういった部分で二百名、そういった部分の二百名で足りるのかと、
やっぱり心配してならないわけです。その点については、どうなん

でしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 今回の台風十号の場合は、通常でし
たら、避難所を配置しても、あまり避難される方が少ない避難所も
ありまして、さほどないと言ったら変ですけども、今回の場合、特
に人数が多くてですね、対応が大変でしたので、職員の負荷は随分
かかったかと思えます。それで、そのまんま月曜日から業務という
ことになりましたので、議員のおっしゃるとおり、職員で対応して
いくにはですね、ちょっと足りないといえますか、もうちょっとど
うにかならないかなというふうな状況があつたことは確かござい
ます。

以上です。

○八番（河本幸男君） そうですね、職員が多ければ多いほどいい
わけですけども、なかなかそういうわけにもいきませんのでですね、
職員数は、今の現状が、本当に妥当な数で推移をしているのかなと
は、私も思っているところであります。

そして、その防災計画の中に、今年から会計年度任用職員がいる
わけですけども、計画の中に、この会計年度任用職員も入っている
んでしょうか、その計画の中にですね。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 会計年度任用職員の配備は、予定は
してございませんので、計画の中には入ってはいません。

以上です。

○八番（河本幸男君） 会計年度任用職員は入っていないということ

で、正規の職員のみですね、対応、今後も図られていく部分だと思いますけども、今回は、多くの避難所をですね、開設したということで、避難所のことについてお伺いしたいと思いますけども、避難所の中にトイレがなかったり、あるいは給湯施設がなかったりですね、不自由な施設もですね、多かつたんではなからうかなあと思っているところで、また、それと畳等がなかったりですね、体育館等はですね、板間であるわけで、そういった部分で、そんなところで問題といますか、課題が出てきた部分はあるんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

○福祉事務所長（下川法男君） 台風十号に係る避難所の設備等の状況について御説明をいたします。

避難所の閉鎖後に配置された職員から、市民の皆様から頂いた声や、職員の意見等を集めましたところ、大変多くの意見が集まりました。それらの意見については、今後の避難所運営の改善に活用したいと考えております。

避難所となる施設の選定に当たっては、安全性を最重視しつつ、より設備の利便性がよいところを地域の意見の、皆様の意見を踏まえて指定をしているところでございますが、コロナ禍にあつて、身体的距離を確保するため、一定の広さを有することが必要となり、選択肢が少ない状況です。施設によっては、御指摘のとおり、トイレや水回りで御不便をおかけしている施設もあると認識をしております。

特に、今回の台風で、比較的充実している施設であった老人福祉センターにおいても、天窓の破損により雨漏りが発生をし、加えて停電により、トイレを使用する際に、職員の補助が必要になるという事態も発生したというふうにご存じます。

停電に対しましては、小型発電機を準備した避難所もありましたけども、島内の一般家庭で痛ましい事故も発生したことから、その利用については、安全点検と操作スキルの習熟を図るよう、日頃からの取組が重要であると、改めて感じているところでございます。以上です。

○八番（河本幸男君） この避難所施設についてはですね、やはり今、所長が答弁したようにですね、やっぱり安全性というのが一番大事だろうと思うし、また利便性もですね、やっぱり大事だろうと思っております。そういった部分でですね、今回の教訓をですね、参考にして、また避難所ですね、部分で、また再検討をしていたきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、国上小学校の風力発電等ですね、についてお伺いをしたいと思えます。

国上小学校にある防災施設としてですね、造った風力発電、太陽光蓄電池等があると思ってるんですけども、これは、この防災の事業で、たしか造った部分で、体育館を避難所と開設するときですね、そこに電気を供給するという部分で造った施設ではないかな

と思っているところであります。これまででは、中央公民館を主にですね、避難所として活用してきたわけですけども、今回は、コロナ禍の中でですね、人が多くてですね、国上小学校の体育館も避難所として活用をしたということのようでありますけども、停電のときの電気ということですね、聞いていたんですけど、今回の台風ではどうなったんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

国上小学校と住吉小学校に風力発電があるんですけども、これについては、背景を説明していたほうがいいと思いますので、若干お時間をいただきます。

平成二十三年の東日本大震災、三月に起きたけども、それを、発生を機に、福島県の原子力発電所の事故がありました。その背景の中で、国のほうで再生可能エネルギーの推進をしないといけないということをつくった補助制度がありまして、それに基づきまして、国の一〇〇%補助で整備された施設でございます。

実際のところは、国、県の指導を受けながらやりますので、その指導に基づいて整備を行うんですが、国上小学校と住吉小学校では仕様が違います。理由は、そういった背景があるわけなんですけども。その施設を稼働させておりました、背景がそういったことがあるもんですから、どちらかといいますと、長期的な避難ですね、長期的に電力が止まったときの対応というのは大変優れたものになっておりますが、台風のときのような強風で、短期的な状況があると、

多少いろいろ問題も出てまいります。そのような施設であります、その中で、平成二十九年の八月の台風五号で、国上小学校のブレードが飛ぶというトラブルが発生いたしました。それを受けて、国、県等とも協議をしたんですが、補助金の返還ですとか、施設の再整備ということにはなりませんで、そのまま管理を続けていくというふうの方針が決まったと聞いております。

それを受けて、国上小学校のブレードにつきましては、瞬間最大風速が四十五メートル以上のときには、ブレードを外す必要が出てきます。そういった状況の中で、庁内で管理体制について協議をしまして、その結果、台風の予測ですとか、あるいは気象庁とのやり取りというのは、当時の総務課の防災が一番やり取りをしてましたんで、そちらのほうで対応するのが最も適しているのではないかとということで、当時の企画課のほうから総務課の防災のほうに移ってきたというふうな経緯がございます。

そういった経緯がありまして、施設の整備をやっておるわけなんですけども、実際上は、蓄電池も整備されておりますし、短期間で、短時間で施設の対応はできるはずですので、しっかり対応を取らないといけないというのは、再度認識しているところです。しかしながら、なかなか、そういったブレードを外すということもありませんので、現実的には対応できておりませんので、今回の台風十号も瞬間最大風速四十五メートル以上が予測されましたので、トラブルが起きないように、事前にブレードを外しております。なので、風

力発電を使つての発電はできていないというふうな状況でございます。

台風シーズンが過ぎましてから設置するわけなんですけれども、大体今頃ですね、十一月ぐらいになると、もう安心ですので、今、設置業者と話をしまして、設置の準備を進めているところです。

そういったことで、東日本大震災の再生可能エネルギーの推進というところで、長期的な避難所の開設には適しておるんですけども、強風で瞬間的な停電が起きる台風には、なかなか対応が難しいというのが現実でございます。ただし、設置したものを活用することはできますので、これからもしっかり設置業者、あるいは専門家の皆さんと、それと実際学校で運用に当たられる学校関係の皆さんと協議を進めながら運用を進めていきたいと考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） その経緯についてはですね、よく分かりました。

ただ、これは蓄電池がついているわけで、太陽光もあるわけですよ。したがって、風力で電気が発電されなくてもですね、蓄電池では、太陽光では発電ができるはずですので、そのできた電力というのは、蓄電池に、恐らくためられて、そして、体育館のほうにも配線が行っていると思うんですけども、体育館での発電が、電気が停電のときに止まったということは、これはどういうことなのか、ちょっと説明してください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

ブレードを外したという関係もございますけれども、実際国上小学校の教頭先生が一番管理をされていらつしやるんですけども、先生とも話をしたんですけども、なかなか運用のほうがうまくいってないというのが現状のようでございますので、しっかり協議をしまして、しっかり対応できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） その教頭先生とのお話はいいんですけども、完成検査、できたときはすぐは、しっかり体育館でも活用が、蓄電池を通じた活用がなされているんですね、完成検査の時点は。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 当初しっかり発電して対応できているというふうに聞いております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 少しちょっと合点がいきませんが、できた太陽光、あるいは風力でですね、できた電気も、実際には職員室と校長室、それと体育館に、できた電気は使うということをお聞きをしているんですけども、そのようになってるんですか。例えば、一般開放で、夜電気を使う場合は、九電からの電気じゃなくて、その蓄電池からの電気で使える状況にはなっているんでしょうか。どうなの。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 電気を切り替えて使うような仕組みにはなっているというふうに聞いております。その切替え作業の運

用がうまくいっているかどうかというのは、若干問題があったんじゃないかなと思います。

以上です。

○八番（河本幸男君） できた電力で蓄電池にたまらない部分、あるいは職員室とか、体育館で使わない部分ですね、放電をされて、全然使っていないというようなことも聞いておりますので、せっかくできた施設ですので、十分活用ができるようにですね、学校側ともまたそういった非常時にもですね、使えるような形でですね、また指導なり、仕様書等をですね、しっかり見てですね、対応してほしいと思っております。

これについては、住吉小学校も同じ内容だと思うんですけども、ただメーカーも違うし、その部分だと思うんですが、住吉小学校の部分はどうかでしょうか。しっかりした夜間は使える状況なんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 住吉小学校のほうも、使える仕様だったんですけども、これも大変申し訳ない話ではあるんですけど、今年の七月ですね、落雷にやられてしまいました、その関係で、現在修理の見積りをしているところです。實際上、十二月補正に上げようかという議論もありましたけども、金額が大型になりますし、台風シーズンも過ぎているというのもあるんですけども、当初予算で計上するのが妥当ではないかということで、現在そちらのほうで調整を進めているところであります。

以上です。

○八番（河本幸男君） それは、どっちのほうでしょう、風力。分りました。

せっかくできた施設ですので、有効活用が図れるようにですね、ぜひしてほしいと思いますし、また、国上小学校についてもですね、まだブレードがついてません。最近静かだなと、近所の方は喜んでいられるかもしれませんが、ぜひ有効活用が図られるようにですね、していただきたいと思っております。

次の質問に移りますけども、この防災に関してですね、避難所訓練等ですね、避難の訓練等ですね、やっぱり地域との連携が必要だと思います。また、私は、この間の一般質問の中でですね、避難所の運営についてもですね、やっぱり地域との連携が必要ではないかなというようなことをですね、述べたところですけども、その点についてはどう考えているんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

地域との連携につきましては、避難所の運営以外で、開設するときにお手伝いをいただきますので、そういった意味での連携をさせていただきます。それ以外に、地域の中で防災の設備などを整備する必要があるしますので、そういったことでの施設整備も一部始まってございます。

ただし、これまで自主防災組織との連携というのが、なかなかできておりませんでしたので、そういったところも含めまして、いろ

んな部分で協議を、今後も進めたいというふうを考えてございます。以上です。

○八番（河本幸男君） 今回についてはですね、台風でしたけども、今後、平成十三年のようですね、水害が起きたりですね、南海トラフ、心配される南海トラフ地震ですか、そういった部分も考えられて、避難所も長期に開けなければならない、また、たくさんの施設を開けなければならないとかですね、いろんな部分が想定をされると思いますので、また、今回の台風のようにですね、高潮等によつてですね、ホテル等の活用という部分も、新たに出てきたんではないかなあと思っています。そういった部分も含めてですね、今後防災計画等をですね、十分見直すなりしてほしいと思います。

この防災について、来年重点施策の中にですね、入れていらっしゃるんですが、何か市長、特別に何か考えている部分があるんでしょうか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市の防災体制についてでありますけれども、先ほどから出ております台風十号の際に、コロナ禍の中で、非常に教訓といえますか、課題が多く見えてきたと考えております。

先日開催されました消防団の幹部会でもですね、避難所の運営について、消防団で何かできないだろうかという提案もございました。また、先ほどの自主防災会議、自主防災組織の会議の連絡会議の中

でも、地域の方から同様に発言が、市と一体となって対応したいという発言もあったところでもあります。そういうことから、避難所の設備、それから体制につきましてですね、設備でいいますと、トイレの問題、高齢者への対応の問題、それから空調というのもですね、非常に課題でありました。そういった点も含めてですね、今後充実を図っていくように、計画のほうでも注意して、その辺も盛り込んでまいりたいと考えております。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。ぜひ、その方向でですね、進めていってほしいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

時間も大分過ぎてきましたので、簡単にいききたいと思いますが、ふるさと納税についてであります。私は、新型コロナウイルスの関係ですね、ふるさと納税が少なくなっているんじゃないかなと思ってたんですけども、これについてはどうなんでしょうか。よろしく願います。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 新型コロナウイルスによる影響についてお答えいたします。

本市の令和二年度のふるさと納税は、外出自粛による自宅での消費傾向、いわゆる巣籠もり需要の影響などにより、十一月二十日時点において、前年同期と比較し、受入額で約一・五倍の一億百五十万五千円、受入れ件数で約一・三倍の七千五百九十九件となっております。

おります。

今年度の累計額で、一億円に到達した日が十一月十六日、昨年度は十二月十五日ですので、約一か月早く、全国の多くの方々から御寄附をいただいております。

このように、現在のところふるさと納税の受入額においては、新型コロナウイルスのマイナス面での影響を受けていないのが現状でございます。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。昨年よりも早いペースで一億円を超えたということで、大変いいことだと思っております。

次の部分に行きますけれども、今年度の市民の生活を見てみますと、新型コロナウイルスとかですね、基腐病等によってですね、今年度の市民の収入というのが落ち込んでくるんではないかと思えます。予算編成の時期になっているわけですけども、税務課としてはどのような、この市民収入、課税についてですね、まだ課税もしてありませんので、まだ今言える状況ではないと思えますけども、どのような予算編成のほうに、数字として出しているものか、お伺いしたいと思えます。

「税務課長 柳田さゆりさん」

○税務課長（柳田さゆりさん） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費や観光、娯楽産業等の落ち込み、また、議員も申し上げましたように、さつまい

も基腐病の被害が深刻化していることを受け、来年度の税収は減収が見込まれるものと思っております。

○八番（河本幸男君） 税収の落ち込みが見込まれるということがあります。やっぱりこれをカバーするのはですね、私は、このふるさと納税、これが全て一般財源に使えればいいんですけども、そういうわけにもいきませんので、なんですけども、そういった部分で、やはりこれをカバーをする取組がですね、ふるさと納税で減収をカバーするというようなことがですね、私は大切なことと思っているんですけども、今後、このふるさと納税をですね、今以上にアップされるようなことは考えられていないのかどうかですね、特別なことをやっておりますね。どうでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 今後の取組についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の長期化により、次年度以降も本市のふるさと納税については、少なからず影響が懸念されるところでございます。このような中、コロナ禍の影響を最小限に抑え、目標額を達成するため、現在二社の納税サイトに加えまして、十一月二十五日から、新たにオープンした日本航空のJALふるさと納税サイトに参加し、寄附の受入れの環境を拡大いたしました。

今後は、新規のふるさと納税サイトを加えた三社で情報発進と魅力ある返礼品の開発及び質の向上を図り、本市へのふるさと納税につなげてまいりたいと考えております。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。新たな紹介のサイトを立ち上げるということで、大変いいことだと思っております。

返礼品の応募について、返礼品をですね、出してる業者さん、あるいは個人の方に聞きますと、大変ありがたい制度だと、向こうから買いに来てくれる、買いに来てくれるじゃないですけども、注文があるということですね、大変喜んでおりました。

もう一つ言われているのは、もう少し注文があればなあというように、その職種、品物によって違ってくると思えますけども、そういったこともあります。そういった部分で、やっぱり地場産業ですね、育成にもつながってくるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ、この推進役をですね、このふるさと納税に取っていただきたいと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 返礼品による地場産品の振興についてお答えいたします。

コロナ禍で、島内外でのイベント中止や来島者が減少していることから、ふるさと納税を通して販売機会と売上げ確保につなげていただくため、返礼品事業者の加入促進に努めてまいりました。この結果、本年の四月以降、新規で八事業者が加入することになり、本年度九月末現在の返礼品事業者数は三十八、返礼品数も九品増の二百十三となっております。

具体的には、全国的に知名度の高い安納いもをはじめとした魅力ある地場産品に加えまして、種子島バター、牛乳、島バナナ、焼き

物・陶器、それから、種子島高校生物生産科の加工品など、地域の特色を生かした新たな返礼品を加えております。

今後は、航空会社の納税サイト活用や、博多大丸など新たな連携企業とのタイアップ企画を通じて、ふるさと納税の返礼品による地場産品の販路拡大、産業の振興を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。このふるさと納税について、今年、特に新型コロナウイルスの関係で、出郷者の会とかですね、それと、こちらでやってた、それぞれの学年ごとの同窓会とかがですね、ほぼなくなっているんじゃないかなと思っております。そういった部分でですね、ますます大変なことだと思えますけども、ぜひ、このふるさと納税がですね、本市に与える影響というのも、大分大きくなってまいりましたので、ぜひ振興を図るようですね、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

今期が最後の質問になりますので、これまでの一般質問の繰り返しになるかもしれませんが、二点お伺いをしたいと思います。

市有林のクヌギの活用についてであります。これについては、旧市営牧場にですね、クヌギを植えておりました。一部活用がされたと聞いておりますが、その活用はどのようなように行われたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

市有林のクヌギの活用を図られたのかという御質問でございますけれども、普通山林や、普通山林の立ち木等については、普通財産に属するため、所管課であります財産監理課において、森林行政を担う農林水産課と協力しながら活用を進めているところでございます。

現在のところまでの実績といたしましては、昨年度末に、県の森林教育事業の一環といたしまして、市有林のクヌギをシイタケ用原木とするため払下げを行ったところでございます。これは、下西小学校において、シイタケを栽培用の教材として使用されたというものでございます。

県の森林教育事業につきましては、今後も継続されることや、一般市民からの需要も一定程度あるということから、今後も適時適切に木材需要に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。一部活用がされたということ、大変喜ばしいことだと思っております。

最近、私もあつぽくらんどに行つてですね、クヌギの前の道を通りました。そうすると、相当数残っております。あまり大きくなり過ぎると、非常に重い木でありますので、活用がなかなか難しくなりますので、できるだけ早くですね、活用を図れるようにですね、ぜひお願いをしたいと思います。

また、切った後についてはですね、十年以内で、恐らく活用が可能になると思いますので、できるだけ早くですね、手入れをしていただければなと思つているところであります。

次に行きます。

次は、市道の草払いに関連してですね、ですけども、草払いについてはですね、班を二班からですね、三班にしていたいて、本当に範囲がですね、何回も、また回数もですね、少しは増えたのかなと思つて感謝をしているところでもありますけども、ただ、高いところ、道路の高いところですね、伐採が、どうしても集落では非常に難しいと考へております。そういった部分で、チラシとかですね、配つて、地域でやつてくださいというようなことでですね、お願いをされておりますけど、なかなか難しいのかなと思つております。例えば、市がですね、高所作業車をですね、借りて、また地域でお願いするとか、そういうことはできないものか、もう一回検討してもらえないでしょうかと思つての質問ですが、いかがでしょうか。

「建設課長 上妻敏男君」

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

道路法では、安全に通行するために、一定の幅と高さの範囲内に障害物を設けてはならないということになっておりますので、土地の所有者に対して、木や竹の張り出し等についての管理をお願いしているところでございますが、しかしながら、地域での草払い作業もままならない状況のところや、高枝の伐採まで行える地域は、ご

く一部しかないということも承知しております。さきの区長会においても、同様の要望を受けましたことを踏まえまして、道路の伐開作業に余裕が生まれる冬場、年明けから年度末にかけて、支障となる高枝の伐採作業を計画するように考えております。

ただ、地権者の承諾、それと伐採木の処理方法についての課題等もございますので、地域と相談しながら、可能なところから作業に着手するようにしております。

以上です。

○八番（河本幸男君） ぜひ、本当に地域の方はですね、これからきびの収穫も始まってですね、大きな、大型の車が通っていきます。そういった部分で、みんな心配をしておりますので、ぜひですね、そういうことにもですね、気を配ってですね、仕事に頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（永田 章君） 以上で河本幸男の質問は終了いたしました。ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時頃より再開いたします。

午後一時三十九分休憩

午後二時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、下川和博君の発言を許可いたします。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） 本日最後の一般質問になります。新型コロナウイルスが、ここ最近全国的にも、また感染者の数が増えております。種子島では、先ほど同僚議員の方も言われましたけれども、今のところ一人の感染者も発生をしておりません。これは大変幸いなことかと思えます。これからも換気、手洗い、消毒、マスク着用等を徹底をして行い、このまま感染者が出ないで、終息することを願うものであります。

さつまいもの基腐病やきびなご漁の記録的な不漁など、一次産業には大きな打撃を受けております。以下、通告に従い、質問をいたします。

まず、基腐病についてでありますけれども、先ほどからも同僚議員のほうから質問もありましたので、重なるところについては省略をさせたり、また、確認をさせていただきます。

アとイの栽培面積や被害の状況等については省略をさせていただきます。

ウの原因についてでありますけれども、これについては、当局のほうは、何が、どのような原因なのか、先ほど同僚議員のほうもありましたけれども、これについては、再度確認をさせていただきますと思います。

「農林水産課長 中野賢二君」

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

鹿児島県の資料によりますと、さつまいも基腐病は、糸状菌の一種であるさつまいも基腐病菌の感染が原因ということになっております。

基腐病の伝染経路としましては、感染苗による伝染、発病残渣による土壌伝染、発病した茎葉からの接触感染、排水の悪い圃場での停滞水により胞子が拡散する胞子伝染があります。

なお、基腐病は、育苗、本圃栽培、貯蔵の全ての段階で発症することから、それぞれのステージで適切な予防が必要であります。

現在、本病に効果的な治療薬の登録がなされていないことから、生産者は土壌消毒や苗消毒等の予防薬での化学的防除と併せ、発生株の抜取りや排水対策等での耕種的防除を行ってまいりましたけれども、本年度につきましては、長雨や台風の影響もあり、感染が拡大しているものと考えられます。

以上です。

○一番（下川和博君） ありがとうございます。

国や県の対策、エのほうになりますけれども、農家に対しての国、県、市としての対策についてであります。国や県の対策は、先ほどこから同僚議員のほうもたくさん質問をしていただきました。

一つ確認をさせていただきたいと思えます。被害が三〇%以上であれば二万円、それ以下であれば、一反当たり一万円ということでありまして、また、他の作物に転換をした場合は、一反当たり三万円

の国のほうからの補償があるということについて、確認を、まず、お願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

議員のおっしゃったとおり、三〇%以上の。

○一番（下川和博君） それでよければ。

○農林水産課長（中野賢二君） はい、そのとおりでございます。

○一番（下川和博君） その中でもう一つ確認をさせていただきますけれども、三〇%以上が二万円、三〇%以下は、未満ですか、一万円、これについては、次年度作について、今年と同じ面積以上の作付が必要なのかどうか、その確認をお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

面積につきましては、耕作を、次年度耕作すれば対象なんですけれども、その際の交付金の計算の対象面積というのが、前年被害のあった部分と、今度作る分とで比較して、小さいほうの面積というのが、国のほうの要綱のほうで示されておりますので、被害があつて、それより作った場合は、結局被害面積のほう、それより小さいときは、新しく、小さいほうということで、対象面積は、それぞれ比較しないといけないので、そのほうは、ちよつと気をつけていただきたいと思います。

○一番（下川和博君） 被害の面積以上に作った人には、その以上の面積でくれるということですね。うん、少ないほうに出てくるちよつこと。そうしたら、それから当てはまらない人が出てくる可能

性はないですか、農家で。

○農林水産課長（中野賢二君） 当てはまらないということは、次年度作らない、いもを作らない方は対象外ということになっていきます。

○一番（下川和博君） はい、分かりました。

できるだけ作っていただくようにしていかなくてはならないと思うんですけども、先ほども出ておりました、例えば、面積を、かなり被害があった農家が、例えば、五反被害があったと。そうしたら、誰か、自分の畑でもいいですけども、ほかに持ってきて、五反、とにかく作ると。例えば、ほかの方の牧草とか、さとうきびを作っている方の畑を借りて作るという方法もあるわけですよ。その場合に、例えば、交換をしたときに、ほかの人の畑を借りたときにですよ、借りた人には何も無いわけですよ、補償は。貸した人、畑を貸した人には何も無いんですね。

○農林水産課長（中野賢二君） 土地を提供、貸した方については、今のところ何もありません。

○一番（下川和博君） それでは、市としての、何かできる対策と、いうので聞いてみますけれども、先ほどから、JAが資金を貸すというところで、その利子補給を市と県ですということは聞いております。また、市長がそれ以上に、最終本会議に補正で出すということで、金額はまだ言えないということでしたけれども、そこで抑えて、止めたいと思います。

今、課長が言われた、畑を貸した人には何も無いということでありますけれども、種子島の農家、西之表市の農家かもしれませんが、なかなか畑の貸し借りは、現実にも厳しいところがあると思います。やはり自分の使いやすところ、いいところ、何を作ってもいい畑はいいですし、あんまりよくないところは、そういうふうな状況もありますので、厳しいところもあるのかなと思うんですけども、市として、これから対策を練っていく中で、そういうところもひとつ、対策の一つに入れていただければどうかというふうに思うところです。

やはり、次年度以降の作物、次のオとも関わってきまされども、なかなかさとうきびに変えようというふうにしても、さとうきび自体の種の確保とか、いろんな問題もありますし、先ほど面積を聞く、全部で六百町歩以上の面積が、さつまいもはあるわけですが、その中の半分以上は、なかなか厳しいんじゃないかなと思うわけですけれども、その三百町歩、例えばですよ、三百町歩としたら、その代わりになる面積が本当に、面積だけ作れるような作物が、実際にあるのか。さとうきびの話を、出ておりますけれども、バレイシヨは、かなり面積は作れますが、価格が、バレイシヨはもう本当の一発勝負、何ちゅうんですかね、賭けですから、一つの。今年は価格はいいんじゃないかと言われてますけど、当たるのは五年に一回ぐらいだつてというふうな形で、バレイシヨは言われてます。種の確保も大変ですけども、やはりこれだけの面積、ほかに代わるよ

うな作物というのは、行政としては何か考えておられるかどうか、お聞きをしたいと思います。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

一応農協のほうと熊毛支庁のほうで、ほかに何か代わりの作物はないかということで、技術員のほうで、今検討をしておりますところでございます。まだ具体的なものは出てきておりません。今のところ、さとうきびかなというところでありませぬ。

○一番（下川和博君） ここで、ちよつと紹介をいたしますけれども、ちよつと見にくいでしょうけど、十一月二十九日付けの日本農業新聞です。農協系列のやつですけれども、これの一面のトップに、さつまいもの基腐病が猛威だという見出しで載っております。この中にですね、特に焼酎のことを書いておるんですけども、特に。県内の焼酎メーカーが、予定数量が確保できないということで、二〇年の焼酎の生産量を計画より一五%減らしたみたいです。ところが、この基腐病の蔓延で、今度は原料不足に陥っているというようなことが書いてます。

また、関西の青果の卸ですけれども、青果用のさつまいもの入荷量が、昨年同期比に比べて、九州では三割ほど少ないと。

それから、いもがない畑を農家が、ここ二、三年たくさん見てきており、今後も続けないこうかという気持ちになれるだろうかというのを、JAの鹿児島もつきの方が言われております。

また、代わりの作物として、その畑で大根とかじゃがいも等を栽

培に取り組んでいると。ただ、野菜の売り先が確保できないで、出荷に大変困っているということが言われております。

そして、最後に、被害農家に向けた支援策として、農林水産省は、今年病害対策などに係る費用を助成をしております。来年度は被害を受けつつ、生産を続ける農家に、先ほども言いました、十アール当たりの定額を支援するとしております。関係者としては、栽培を続けるため、農家は発生の抑制や防除などで基本的な対策を求めているとしております。

このように、全国紙の農業新聞の一面トップでも扱われている基腐病であります。

そして、最後に市長にお聞きをしたいと思いますけれども、この安納いもは、種子島の、特に西之表市ではブランド、安納という地区の名前もついているぐらいの作物です。先ほども同僚議員のほうからありましたけれども、やはり、このからいも、安納いもがなくなってしまう可能性があるということが、私は本当に危惧をしておりますけれども、今回、市としても農家への対策を取るということではありますけれども、一つ提案ですが、財源がなかなか確保できないというような形であれば、例えば、ふるさと納税の基金、今一億七千万円ほどあるようですけれども、このふるさと納税の返礼品に六割から七割は安納いもが出ています。この機会ですから、安納いもの農家に対して、基腐病対策にその基金を使うという方法は考えられないものか。やはり安納いも自体がなくなっていくような可

能性もありますんで、そこら辺はしっかりと危機感を持って対応してほしいんですけども、市長、いかがでしょうか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

さつまいも、とりわけ安納いもの危機についての御心配であります。これは、その認識につきましては、私どもも、市職員も同様の意識を持っているところであります。

いずれにしても、今期大打撃を受けた農家の皆さんが、来年も続けて作物を作って、いもを作っていたかどうかの支援をしなければなりません。それは、そのために、先ほどから出ておりますが、利子補給の問題があります。それも新年度ということでした。それから、栽培指導ということもございます。栽培防除さくの対策、なかなか農家自身で難しいという場合の指導する役割の人材が要るのではないかと、そうした人材を雇用するというようなこともですね、次期作に向けて必要になってくるのではないかと、これも考えております。これも、新年度の対応になろうかと思えます。それにも、奨励金的なものですね、これは安納いもを中心に、それから、先ほどの焼酎いもの話もございましたけれども、でん粉いもも含めて、さつまいもの農家に対しては、元気の出るような支援策を早急にまとめたかと考えております。

以上です。

○一番（下川和博君） ぜひ早急に、本当に早く農家の元に届けて

いただくように、そして、農家の生産の意欲というものがなくならないようにお願いをしたいと思います。

それでは、次に移ります。

次は、さとうきびについてなんですが、まず、アの令和二年、三年の作付面積については、これはまだ聞いてないですよ。作付面積についてお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

令和二年、三年の作付面積については、五百八十一・八七ヘクタールとなっております。

以上です。

○一番（下川和博君） 今度は、イですが、イの生育状況については、五千四百二十三キロ、一反当たり、それから、受入れについては十二月十日ということで聞いております。これは割愛します。

それから、今年度の夏植えと春植えの面積についても、先ほど報告がございましたので、割愛をさせていただきます。

それから、春植えの予定面積についてと、基腐病についての予定面積についても、基腐病に関係のない春植えの予定面積が、もし分かればお願いをしたいと思いますが、基腐病については、十二月中に大体分かるということでしたんで、それについては割愛をさせていただきます。春植えだけの面積をお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

春植えの予定面積については、百四十ヘクタールを目標にしてお

ります。新植面積自体二百ヘクタールが目標としておりまして、春夏植えて六十ヘクタールを確保しているの、残りの百四十ヘクタールを春植えて確保したいというところでございます。

○一番（下川和博君） 春植えの面積は百四十ヘクタールが目標というところでありますが、そこで、オに入りますが、春植えに対する補助はないかということなんですけれども、例えば、今年夏植えと秋植えに一万二千円の補助がありまして、夏植えについては、二・何ヘクタールでしたけれども、春植えについては五十、二つ合わせて六十町歩ぐらいの面積が出てきたということでありまして、かなり効果が出たんじゃないかと思えます。

そこで、今回このような基腐病について、さとうきびに変える農家もあるということでありまして、思い切って、春植えに対しても同様のような補助の対象としてやっていけばどうなのか。予算は新年度予算でいいと思うんですが、当初で、そのような考えは、市長、ありませんか。これは、もう市長が答えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

春植えそのものについての支援というのは、現在では予定はしておりません。けれども、転作ということから考えますと、ちょっと重複になりますけれども、転作でさとうきびを作っていただけの方には、基腐病に関連しては三万円、十アール当たり三万円というのがありますので、それが支援にはなると思えます。

それ以降のことにつきましては、またいろいろ研究したいと思

ます。

○一番（下川和博君） 基腐病の方は三万円もらえますからですけども、さとうきびだけを作ってる方についても、やはりこれから先の面積の確保についても、やはり何かとやっていくべきではないかというふうに、私は思いますんで、ぜひお願いいたします。

それから、カのほうになります。ハーベスタの導入に対するさらなる財政支援についてなんですけども、ハーベスタの新品を入れると、大体二千五百円ぐらいすると、自己負担が一千万円ぐらいになるということでもあります。農家もかなり高齢化をきて、今から一千万円借金をするというふうなことが、なかなか厳しいのかなと思えます。

それと、もう一つ懸念されるのが、今回基腐病によってさとうきびに、百町歩単位でいくんじゃないかなあというふうに予想されますけれども、ハーベスタの数が少なくて、切り切れないというような現状も、実際あるみたいなんです。ですから、さらなる、私としては、ハーベスタ導入に対しては、今以上の何かこう、力添えをしていただければいいのかなと思ったり、やる気のある農家にですね。高過ぎるものですか、更新をなかなかしようとしません。修理で済ませよう。それと、来年からになりますかね、「はるのおうぎ」が、来年、再来年ですか、なってくると、堅くてなかなか切りにくいんじゃないかと、機械が、そういうふうな懸念もありますんで、機械が古いと、そういうふうなことも、支障もできませんんで、やはり

この機会に、さらなる、そういうふうなやる気のあるところには更新をしていくような方法というのはできないものかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

ハーベスタ収穫に委託する農家の割合は、高齢化や労力不足によって年々増加しております。本市において稼働しているハーベスタのほとんどが耐用年数を超過しており、機能向上事業、修理ですね、を活用しながら、ハーベスタの延命措置を行っているところでございます。しかしながら、導入から二十年以上経過したハーベスタもあるため、新規導入も同時に進めていかなければなりません。近年の連続した不作により、ハーベスタ収穫を受託する生産組合の経営も逼迫しております。現在のハーベスタが動かなくなれば、ハーベスタ収穫をやめる生産組合も出てくるのではないかと考えております。

農家への増産推進を図る一方で、収穫ができないという状況だけは作らぬよう、今後も関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○市長（八板俊輔君） ハーベスタ導入、なかなか資力の要る問題で、なかなか大変だということは何っているところであります。

各受託者組織の状況、保有する機械の年数ですとか、そういう情報等も、今農業振興公社を通して調査したりしております。そういう

ことも踏まえて、関係者と協議をしながらですね、効率的な支援の方法を考えてまいりたいと考えております。

○一番（下川和博君） さとうきびについては、基腐病の影響もあ

って、面積が増えていくのは確かだと思います。そしてまた、「はるのおうぎ」が、二年後ですか、一般農家に配られて、三年目からはすっかり利益がどうか、売上げになる作物であります。あれができたときに、みんな期待をしました。一反当たり十トンあるんじゃないかというふうな期待をしております。ただ、期待ばかりでなくて、今になっていろんな問題も出つつあります。実際作ってみたときにどうなるか。今、一年きびでもすごいと言われているのが、三年きびになったら、これは大変なことじゃないかというふうな問題点もありますんで、やはり今のうちにか先のことを見据えて、しっかり対応していつてほしいなと思うところです。

それでは、次に行きます。

次は、水産業についてになりますけれども、大変おいしいきびなご、種子島ではザコと言いますが、このきびなご漁については、まず、まず。きびなご漁は、現在十三の船で、十三そうだそうです。一つの船に三人か四人乗っていると。漁獲量の状況を、まず、お願いします、短く。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

本年度の種子島漁協における漁獲量でございますが、八月は天候不良により出漁しておらず、九月が百五十六キロ、十月が千十四キ

口、十一月が百六十九キロとなっております。例年ですと、月平均十五トン程度の漁獲量がありますが、本年度の九月から十一月までの漁獲量は、過去五年平均の一割にも届いておらず、平成二十九年以来の不漁となっております。

以上です。

○一番（下川和博君） 取れない原因というのは何だと考えられますか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

きびなごは、回遊すると言われておりまして、各地先で漁獲されているきびなごが、周回海域に住み続けているものなのか、回遊しているものかははっきりとは分かっておりません。平成二十九年度の不漁時には、漁期前から黒潮の蛇行が続きまして、きびなごの回遊に不利な状況だったとの調査報告も出ております。海流の状況や台風の襲来、あと、自然環境の変化等、様々な要因があると考えております。

以上です。

○一番（下川和博君） 漁師の方に聞いたところが、やはり一番は海水温じゃないかというふうな話もありましたし、実際にきびなごはいないと、もし、いたとしても、小さくて、網から抜けていってしまうというふうな話でした。

そこで、一割にも満たないということでありませけれども、実際に漁師の皆さんが言うには、来年以降もこのような状態だったら、

とにかく漁を続けることができないというふうな話も聞かれております。

そこでですね、漁師の皆さん方、個別に共済とかにも加入している人もおるようですけれども、今言ったように、今後もこのような状況が続くようであれば、やっぱり市としても何らかの対策も必要ではないかと思えます。漁業については、燃油の補助はされてるみたいですが、そのほかには、なかなか目立っていないような助成はないように、私には見えるところなんです。実際魚がいなければ、もう漁に出ないから、油もたかないし、経費はかからないんだというふうなことを言われる方もおりましたけれども、漁に行かなければ、収入が減るわけですから、そういうところもしっかり何か対策を練っていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

きびなご漁に限らず、不漁が続くと収入が減り、経費だけが增加することとなります。このような状況が続きますと、漁業者の操業意欲の低下につながることから、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、燃油の助成を、今しているところでございます。今のところは、この燃油の助成を、本年度も引き続き支援しております。今のところ、この分だけしかしていないところがございますので、有効に活用していただければと考えております。

○一番（下川和博君） 漁に出なければ、補助どころじゃないんで

すよね、燃油については。

市長には、後でまとめてお聞きをしますんで。

何かこう対策も、漁協ともしつかり相談をしていただいて、対策も取っていただきたいなと思います。これは、きびなご漁ばかりではないようです。やはりある漁師の方ですけれども、例えば、一本釣りに行っても、アラなんかを釣りに行っても、アラはかかるんだけれども、途中でフカに食われて、値がしないと。ある方は、イシダイですか、ここではヒサの魚と言いますが、あれを五キロのイシダイを釣っても、市場じゃ三百円しかないよ、一キロですね。

だから、千四、五百円か、一匹しない現状だということだそうですね。そういうこともあって、漁師さんに聞いたところが、やはり今までは、外に出て魚を取ってきたけれども、これからの漁は育てていく魚、漁という形に変えていかなければいけないんじゃないかというのを、漁師さん自らも言っておりました。その育てるといいうのも、例えば、シマアジとか、今モジヤコを取ってますけれども、あれを成魚まで、途中で育てて、それをば養殖に出荷をしていくような方法とか、そういうふうなことも、今後考えていったらいいんじゃないかというふうなことを、漁師の方から聞いた話ですけれども、そのようなことについて、まず、課長のほうから、その後市長のほうからお願いをできればと思います。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

議員がおっしゃられるように、今後は取る漁業から栽培漁業や養

殖漁業も検討していく必要があると考えております。

本市におきましては、離島漁業再生支援交付金を活用しまして、鹿児島大学水産学部や関係団体が集まり、漁業の実践的な取組として検討を行っているところでございます。

一例を申し上げますと、住吉漁業集落等では、籠漁や底引き網の試験的な操業を実施していたり、県の熊毛地区水産環境整備事業に對して、国の上之古田沖に漁礁を設置するなどをして、国において直轄事業で大隅海峡に大型漁礁も設置しているという状況でございます。

あと、海面養殖に適した場所が少ないために、栽培漁業や海面養殖漁業が困難な地形となっております。また、陸上養殖においても、養殖技術や施設整備費が高額になるなど、漁業者や関係機関と一体となって検討を進めなければならないと考えております。

以上です。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

育てる漁業についてということでありませけれども、なかなか最近の種子島近海の漁場としての力が、少し落ちているような気がいたします。最近、近年、例年漁業者にも協力も得ながら、藻場再生の取組など、県等も、あるいは研究機関も含めてやっているところでありませけれども、今ほど課長のほうから御報告した各地での漁礁の取組、国も含めてですね、やっているところでありませが、例えば、馬毛島がございませけれども、十年ほど前に、四割ほどのお

もりが失われて、その影響もあるのではないかというような見方の方も、研究者の声なんかもあるわけです。そういうことも含めまして、せっかく国が買収をしたところでありますから、馬毛島の植林事業などということもですね、今すぐにはかなわないかもしれませんが、馬毛島の漁礁としての価値を回復、機能を回復させると、そういうことも重要になってくるのではないかと思います。というようなことで、この熊毛地域の海域の、種子島を含め、屋久島を含めて、漁業海域ですね、海の力を強めるところをですね、研究者のお力も借りながらですね、努力して研究してまいりたいと思います。

○一番（下川和博君） できれば、もっと具体的な話で、答えが欲しかったなと思いますけれども。
とにかく取るだけの漁業でなくて、いろんな、そういうところも検討していただきたいと思います。よろしく願います。

それでは、大きな三つ目の学校施設の充実についてですが、これには、教育長と市長のほうに答弁を求めたいと思いますけども、まず、下西小学校の外トイレを早急に、できれば職員室の横に建て替えてほしいということであるんですけども、この件については、田添議員、渡辺議員からも、以前一般質問がございました。私も、自分の校区の学校ですし、自分の母校でもありますんですけども、以前、どの運動会やったか分かりませんが、市長、教育長、そして私も一緒にトイレを見たことが、確認をしたことがありました。外のあのようなトイレは、多分市内の小中学校には、今はもうない

んだらうと思います。実際残っていないと思いますけれども、そこを踏まえてですね、小学校の校区や、また体育祭等において、小学校の運動会とか、校区の体育祭など、下西もたくさんの児童生徒、保護者が、そしてまた区民の方が参加をして、グラウンドを使用して、そのときには、唯一外のトイレですから、よく使っております。また、あそこは男女の区別もないところでありまして、いまだにくみ取式のトイレであります。

実際現場を見ますから、と思うんですが、とにかく早急に建て替えをお願いしたいと。その際は、できれば、職員室の横であれば、今の浄化槽に流せるという、高さがあるということなんで、金額的にも浄化槽が必要ないということであれば、かなりできるんじゃないかなと思ってますんで、とにかく前向きに御検討を、回答をいただきたいと思いますが、まず、教育長からお願いします。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） 下西小学校の校庭のトイレにつきまして、以前校区の運動会の時きだったでしょうかね、議員も一緒に現場を見たところでありました。

早急に建て替えたいという気持ちは持っておるわけですが、御存じのとおり、学校施設整備において、大きな工事がずっと続いておりますので、計画的に準備を進めているところでございます。

建て替えの場所として、職員室の横にという御提案でありますけれども、職員室の横のトイレの浄化槽につながるのか、あるいは体育

館につながとポンプアップしなければいけないと、いろんな形があります。一番近いのが職員室のトイレに続くのかなあと、今考えておりますけれども、様々なことを考えながら進めていく必要があります。

必要性については、重々認識しているわけでありませけれども、具体的にまだ、いつ整備をするというふうに至ってはいないというところであります。

くみ取式になっておりますので、まず最初に撤去して、そうした上で計画を立てて、新設ということも検討したんですけれども、今のままでも、まだ使用のニーズがですね、若干あるということでしたので、それでは、もう早急に整備したいと思っておりますけれども、廃棄と整備を同時にするのかなあとという形で、現在のものを残しているという状況でございます。

○議長（永田 章君） 答弁求めます。

○一番（下川和博君） 一緒ですか。それ以上のことがあればありますがたいですけど。一緒ですか。よかよか。

○議長（永田 章君） いいですか、はい、はい。

○一番（下川和博君） 今、教育長のほうから気持ちはあるということでした。取るのが先か、できれば同時にしてほしいということはありませんけれども、実際現場も見ておりますし、ああいう、ああいうと言ったらあれですけども、あのような状態のトイレは、市内にないと思いますし、確かに需要はあります。今でもスポ少の後と

か、体育館とか職員室に入るよりは、靴のまま行けますから、あると思いますけれども、そこは、やっぱり需要はありますけれども、早急にしていただきたい。計画もあるんでしょうけれども、一般質問も、私を含めて三回目ですから、三人の議員もお願いをしていますわけですから、ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思っております。それ以上は、市長、ないですよ。それ以上の言葉があれば、お願いしたいと思いますけど。ないですか。いいです、なければいいです。もう時間もありませんので。

最後になります。馬毛島の問題についてであります。これは、もう市長に、担当にお願いをします。

まず一番目は、国が百六十億円で買収をしたという現実があるわけですけども、実際島の九九％は国有地となるという現実があります。これを市長、どのように思われるのか、短くお願いします。

○市長（八板俊輔君） 国におきまして、馬毛島の土地の大半を取得したという状況がございますけれども、そのことによりまして、施設の整備が決定されたというふうには考えておりません。このため防衛省が、今説明をしておりますけれども、市民、それから私、議会も含めまして、受け入れるべきか、否かというところの判断を、またされるのであろうと思っております。

私は、先般より、この計画について同意できないという考えを持っているところであります。

○一番（下川和博君） 二番目ですけども、二十年、三十年後の

西之表市を見据えたときに、やはり、もし、今できるのであれば、メリットは、もう最大限に生かしていかなくてはならんだろうと思いますし、デメリットがあれば、それを最小限にしていくべきだろうと思います。そういうふうな形で受け入れるべきだと思うところですが、市長、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

メリット、デメリットということでありませけれども、今年の夏に防衛省が案を示して以来、私の考えは述べたところでありませ、それについての防衛省の考えも出されております。そういう現段階では、メリット、デメリットの情報が、材料がですね、明確にされていないところが大きいと思っております。繰り返しになりますけれども、こういう状況では、未来の子どもたちに、子孫に対してしっかりした判断をしなければならぬと考えておりますので、今後防衛省とのキャッチボールが続くと思いますが、いずれにしても、現段階で同意できないという状況には変わっておりませぬ。ということであります。

○一番（下川和博君） 最後の質問になります。もう時間もありませんけれども、現状で、先ほども説明があったわけですが、市民の多数の方から聞くんですけれども、隊員の宿舎も西之表市以外になるんではないかというふうなことを、結構危惧されている方がおります。昨日も、前の議会についての説明もでしたけれども、宿舎は島内であるということを、防衛省は言っております。西之表市という

言葉は一つも出てきておりませぬ。そういうような市民の危惧されている声もあるわけですが、これについて、市長はどのような考え、どう思われるか、お願いします。もう時間もありません。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島への施設の整備に係る種子島への隊員の宿舎の件でありますけれども、国の回答では、宿舎の場所は、種子島の島内において、幅広く調査するというような考えであります。西之表市以外とする可能性もしておりますけれども、まだ調査の段階であると考えております。

そうした隊舎のことを含めまして、基地経済に対する期待のある、期待をする市民もいらっしゃるわけでありませけれども、私の考えといたしましては、基地経済に頼った地域の発展は、基地機能の強化の度合いに比例するものと思えます。同時に、他の資源の利用を妨げることから、一度踏み入れれば、引き返せなくなるおそれがあると危惧しているところでもあります。このような懸念がありますことから、繰り返しになりますけれども、本問題は、まず、我々の疑問点が払拭できる情報を基に議論されるべきものだと考えております。

○一番（下川和博君） 西之表市の将来を左右する問題もありますんで、しっかり議論をしてやっていければいいかなと思えます。以上で終わります。

○議長（永田 章君） 自席にお願いします。
ただいまの下川和博君の質問をもって、本日の日程は全て終了い

たしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） 明日二日は午前十時から本会議を開きます。
日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後二時四十五分散会

本會議第四号（十二月二日）

本会議第四号（十二月二日）（水）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一番 田添辰郎君
二番 生田直弘君
一番 橋口好文君
二番 長野広美さん
三番 渡辺道大君
四番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市 長	八板俊輔君
副 市 長	中野哲男君
教 育 長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	下川由喜さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	柳田さゆりさん
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	小園啓太君
書記	和田帆波さん

令和二年十二月二日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第一 一般質問

二番 小倉 初男 議員

一五番 渡辺 道大 議員

一六番 橋口 美幸 議員

七番 和田香穂里 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、小倉初男君の発言を許可いたします。

〔二番 小倉初男君登壇〕

○二番（小倉初男君） おはようございます。

コロナ禍に揺れ、馬毛島問題に揺れ、私たち農家にとりましてもかつて経験したことはないさつまいもの基腐病発生と、大変厳しい現実を突きつけられていますが、今やるべきことをみんなで考え、議論し、一つ一つ乗り越えてまいりたいものです。

それでは、通告書に従い質問に入らせていただきます。

まず初めに、有害鳥獣シカ対策について伺いたします。

一番目、シカの被害が深刻になり、農家からどうにかしてくれと切実な声が出始めて十年以上が経過しましたが、いまだにシカの被害は続いています。特に、基盤整備の進まなかった中山間地区では、耕作放棄地が目に見えて増えてまいりました。

一番目の現在のシカによる被害の実態はどのようになっているのか。作物別と、分かっているならば、校区別の被害状況をお願いします。併せて、二番目の捕獲頭数の推移を併せての答弁をお願いいたします。

以下の質問については質問者席よりさせていただきます。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

まず、シカによる被害の実態についてでございますけれども、毎

年三月から四月に農業者へのアンケート調査を実施して把握に努めております。

令和元年度の被害額は三千七万八千円となっております。五年前と比較しますと半減しておりますけれども、依然として被害額自体は高い状況が続いております。

作物別に見ますと、芋が五八％、牧草などの飼料作物が一六％、さとうきびなどの工芸作物が一三％、水稲が八％を占めております。

それと、近年のシカの捕獲頭数の推移ということでございますが、ここ五年間のシカの捕獲頭数の推移につきましては、平成二十七年度が千九百五十四頭、平成二十八年度が二千頭、平成二十九年度が二千頭、平成三十年度が二千五百九頭、令和元年度が二千五百一頭となっております。

以上です。

○二番（小倉初男君） ただいまの御答弁の中で、農作物の被害は減っているというような話もありましたが、被害が減ったのではなく、シカの被害により作れなくなった畑が多くなったのではないのでしょうか。農家の生産意欲の低下も見られます。

三番目に入ります。

シカの適正頭数を何頭と捉えているのか。

近年、年に二千五百頭から三千頭近く捕獲しているようです。もしこの事業を取り組んでいなかったなら、どれだけシカが増えたことだろうと思ひ、市の担当職員、猟友会の方々には本当に感謝して

おります。

しかしながら、実情は、毎年シカが増えている。ただいまの説明にもありましたが、三年ごとの目標頭数を示しながら捕獲をしているようですけれども、二千頭捕獲してもシカは減らず、目標を二千五百頭にしても減らない。三千頭近く捕獲してもシカは減らない。そもそもシカの捕獲頭数の目標設定が低いのではないかと私は思います。

西之表市の適正頭数を何頭と捉えていますか。簡単に言って何頭ぐらいまで減らしたいと思っておりますのかお答えください。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

県が策定している第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画におきましては、生息密度頭数を保護地域では一平方キロメートル当たり五頭、その他地域では一平方キロメートル当たり二頭とすることを管理の目標としております。

よって、この単位密度頭数に面積を掛けた約四百頭を現時点での本市の管理目標としております。

以上です。

○二番（小倉初男君） はい、分かりました。

ただいま四百頭ということでございますけれども、十年ほど前、農作物への被害が多いのでシカの駆除対策を取ってほしいとお願いしたことがあります。そのときの県の説明では、まだ五百頭以内であるから駆除の必要はないと。五百頭以内は適正な頭数であるとい

うことだったでしょう。ただいま、今説明があったように、四百頭という頭数は言われました。そういう記憶も私もあります。私は、この頃にはもう既に被害から見て五百頭を超していたのではないかと思います。はるかに超しておつたんだろうと私は思っております。

この四百頭の頭数にするまでには、先ほども言いましたように、適正頭数に合わせた捕獲目標を大幅にしていく必要があるのではないかなど、そう思うところです。

四番目に移ります。

短期間で有害鳥獣を大幅に減らした他市町村の実例はないのか、お願いいたします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

調べた中では、そのような実例は聞かれませんでした。本土の場合は、陸続きであることもありまして、シカが広範囲に移動することも想定されるため把握が難しいと伺っております。

以上です。

○二番（小倉初男君） 五番目の短期間でシカを減らす対策ができない理由は何か。予算的なものなのか、猟友会のメンバーが少ないのか、そこら辺りの理由を教えてください。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

本市におきましては、捕獲目標を平成二十七年から二千頭、平成三十年から二千五百頭、本年度から三千頭と段階的に増やし、猟友会の全面的な協力の下、捕獲強化に取り組んでおります。

県の調査では、平成三十年度五千二百八十頭から令和元年度三千四百六十頭と、千八百二十頭の減少となっております。

また、近年は、十一月からの狩猟期間中も有害捕獲に取り組んでおるところでございます。

それと、捕獲従事者の人数でございますが、まず、新規の狩猟免許の取得者が、令和二年度が五名、令和元年度が四名、平成三十年代が三名となっております。

捕獲従事者の推移といたしましては、平成二十七年が六十名、平成二十八年度が六十一名、平成二十九年度が六十四名、平成三十年代が六十四名、令和元年度が五十六名、令和二年度が五十九名となっております。

ただ、年間三百日ほど有害実施で捕獲が三千頭になる試算でございますけれども、捕獲がなくても、従事者はわなの見回りとか、あと有害期間中はほぼ毎日の仕事になっております。現状の捕獲従事人数では、ちよつと今が限界に近いのではないかと考えております。

以上です。

○二番（小倉初男君） ただいま説明がありましたけども、先ほどの課長の答弁の中に、適正な頭数と質問したところが四百頭前後という話でございました。

この中で、今、年間三千頭捕りながら、目標頭数が五百頭ずつ上がっていく、その中の目標頭数ではシカは減らないということではないですか。頭数が減るまで、ただいま解禁している、捕獲でき

る期間が三百日という話でしたけれども、一年中、頭数が減るまで解禁にしてシカを捕ることはできないのか、そこら辺りの説明をお願いいたします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

一年中捕ることができないかということですが、先ほどもちよつと説明しましたが、捕獲がなくても、結局、見回り、わなの見回りとかしないとけないというところで、高齢の方もちよつと多いです。人数がこれ以上増えていただければいいんですが、こちらとしても、免許資格を取得する経費を半分見たりとか、従事者が増えるような支援はしておるんですが、今のところ、基本的にもう捕獲従事者自体が増えないことには、ちよつとこれ以上増やすというのは、捕獲頭数の、増やすと。

○議長（永田 章君） 期間。年間を通してできないか。

○農林水産課長（中野賢二君） あ、期間については、すみません、期間については、今、猟友会のほうと協議をしまして、要望があれば延ばす努力はしていきたいと思いますが、今のところは現状で、今後、検討していきたいと考えております。

○二番（小倉初男君） 捕獲日数についてもですね、三百日ということやって、今、検討してまいりたいと。猟友会の方々も高齢化していると、そういう話も随分聞きます。そういうことも含めて、一年に捕れる、捕ってもいい、体の都合に合わせて捕る方もおられると思いますけれども。

それとですね、やはり、この目標設定を何で三千頭程度にするんですか。四千頭、五千頭に目標を上げて、予算もつけて、猟友会の方々にも捕ってもらうと。そうしないと、いつまでたっても減らなと思いますけれども、その点、どうですか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

現在、猟友会の方に意見を聞きますと、以前に比べ、シカの目撃が減った、あとまたシカがわなにかかりにくくなったという話を聞いております。

で、今、三千頭に上げたところで効果は出てきていると思いますので、もうちよつと状況を見て、また頭数を増やすかどうかはまた考えていきたいと思えます。

○二番（小倉初男君） ひとつよろしくお願いいたします。

六番と七番は関連がありますので、六番と七番に移ります。六番の金網さくの設置はどの程度普及していますか。また、現在の条件では、補助の対象が三戸以上のグループ申請であります。共同による設置が条件であるので、導入したくてもなかなかうまくいかず、補助が受けられない取り残された一枚畑とか、そのような問題の圃場はないのですか。

また、七番目の国に個人でも補助が受けられるように条件緩和の要望を伝えることはできないのか。ぜひとも個人で設置ができるように要望したいと思えます。

私も金網さくを設置しておりますが、非常に効果的であります。

金網さくをした畑にはシカは全く入れず、被害はありません。

六番、七番についての御答弁をお願いいたします。

○議長（永田 章君） 課長、六番については課長のほうで答弁をお願いいたします。

七番については、八板市長、七番については八板市長のほうでお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

金網さくの設置につきましては、平成二十四年度から令和元年度までの累計で延長七万三百六十八メートル、およそ七十キロメートルでございます。受益面積が百二十九ヘクタールとなっております。

国庫事業であることから実施要綱が定められておりまして、地域全体で被害防止対策に取り組むことを趣旨として、受益戸数が三戸以上と明記されております。

山間部の離れた圃場であったり、なかなか三戸以上のグループがまとまらなかったりなどの事情で、本事業申請ができなかった事例も伺っております。

一応、金網さくの対象にならない圃場につきましては、現在のところ、市単独のネット助成事業で対応をしておるところでございます。以上です。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

シカ被害、鳥獣被害の防護について、金網の条件緩和というお話でございますけれども、このシカ被害を防止すること、対策を取ることについては、やはり農家の耕作意欲の向上につながることで、それから先ほどのような耕作放棄地の解消等につながることで、重要なことだと思えます。

選択肢としては、金網のほかにもネットのこともありますけれども、それぞれ農家のニーズがあるようであります。

その要件をつけていることにも理由があるというふう聞いております。しかしながら、やはり効果的なことでその金網のほうがいいということであれば、その適用がですね、スムーズにいくように、農家等のニーズも伺いながら、県にもその要望は伝えてまいりたいと考えております。

○二番（小倉初男君） ただいま市長の答弁もいただきましたけれども、やはり効果的なのは金網さくです。個人で離れた畑にしている方々、一人では張れないということで金網さくを申請していないわけですので、ぜひとも国のほうに要望してですね、金網さくができるようにと。この補助事業にのせられない方で、金網さくの下の段だけ、丈夫ですので、下の段だけ個人で買って、畑の周りに取り付けておる方々もおられます。これが個人で補助になるとすれば、やはり皆さん金網さくに替えていくと思います。ネットを毎年張らなくてもよいし、農家の負担軽減にもなります。ぜひとも農家の中に入り込んだ施策をお願いいたします。

種子島の周りは海です。シカを捕獲さえすれば、減るはずですが。

陸続きの内地とは違います。今のままのやり方では、シカは増えるばかりで、被害は解消されません。今、思い切った捕獲目標設定が必要だと思います。シカも、種子島は環境がよいので、簡単に減り過ぎるということはないと思います。被害に遭っている農家の気持ちにもっと寄り添った対策を立てて、短期間で駆除ができるようにお願いしたい。強く要望いたします。

もう一度、市長、ジビエの考え方も一理あると思いますが、農家の身に添った政策を立ててほしいと思いますけれども、市長の考え方をもう一度お示しくください。シカの捕獲についてもお願いします。

○市長（八板俊輔君） ジビエのことについてということでしょうか。

○二番（小倉初男君） いや、ジビエじゃなくて。

○市長（八板俊輔君） 鳥獣被害のことと併せて。

○二番（小倉初男君） 対策の。

○市長（八板俊輔君） 先ほども申し上げました、繰り返しになるかもしれませんが、地域の農地を守るといことは、生産者の耕作意欲につなげるという観点から非常に重要でありまして、その事業の要綱を地域の実情、ニーズに合わせた柔軟な運用をするようにですね、県にも要望してまいりたいと思います。

以上です。

○二番（小倉初男君） ひとつよろしくお願いいたします。

二番目のジャンボタニシの駆除についてお伺いいたします。

ジャンボタニシの駆除につきましては、同僚議員から第二回定例会で質問が出されましたが、その後、担当課はどのように進めたのか、また今後の対策についてお聞きします。

本年度の校区別のジャンボタニシの発生状況と被害の実態についてどのように調査をしたのか、またその調査結果は公表されましたか、御答弁をお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

地区別のジャンボタニシの発生状況につきましては、もう、現在、市内全域で生息していると考えております。で、地区別についてはちよつと調査はしておりません。

ただ、農家や農協技術員からの情報によりますと、やはり一部じやなく、今、先ほど言ったように、全域で生息しているということでございます。

共済のほうでちよつと確認しましたところ、島内で五件、共済の支払いというか、あったんですが、うち西之表市が三筆あったというところで、西之表市のほうが広がっているのかなというのを、西之表市のほうが島内では広がっているということ把握しております。

以上です。

○二番（小倉初男君） 第二回の定例会でも質問が出された中で、なぜ調査をやらないのですか。ジャンボタニシは確実に広がって

ると農家の話も聞きます。どの程度広がっているのかなぜ調査をしないのかと私は思います。

それでは、二番に移ります。

被害拡大防止に向けての対策はどのようにしているのか。

先日、各地域の班長さんを通じて、農林水産省からの広報「ジャンボタニシによる水稲の被害を防ぐために」、この両面刷りのチラシですけれども、これが配付されました。ジャンボタニシの見分け方や防除対策が詳しく掲載されており参考になりましたが、西之表市の被害状況、被害地域など、当然載っておりません。被害が拡大していると思われるが、他人事のように感じました。

今、水稲農家が知りたいのは、西之表市内の田んぼでどのくらいの地域に広がっているのか、薬剤散布はどうすればよかどや、身近な被害拡大防止に向けての情報が欲しいと思います。

より一層の注意喚起のために、西之表市独自の広報などが必要だと思えますけれども、それに向けてどのように考えますか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

先ほど議員のおっしゃるように、ジャンボタニシによる被害を防ぐために、十一月二十五日の班回覧において、戸別配付をした部分もありますが、農家の皆さんへ対策を周知したところでございます。内容につきましては、秋冬について、石灰窒素の散布、冬期の耕うん、水路の泥上げ等の対策が有効であることから、防除対策を組み合わせる対策していただきたいと考えておるところでございます。

一応、駆除に向け、えっと、そうですね、一応。

○二番（小倉初男君） 農家に対して、注意喚起のそういう資料的

なもの、チラシ的なものは出さないのかということをお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） 一応、市としましては、関係機関の協力を得まして、JAの水稲部会や飼料用作付講習会等で防除の方法の周知をまた行っていきたいと考えております。

○二番（小倉初男君） 先ほどの課長の答弁の中には、市内一斉広がっているだろうという話ですけれども、そういう話も出ました。

効果的にジャンボタニシを駆除するためには、期間を決めて市内一斉に薬剤散布をする等の手だても必要かなと思っております。被害拡大防止に向けての対策を早急に進めるように、ひとつよろしくお願いいたします。

三番目に入ります。

駆除に向けて、米生産農家への今後の指導をどのように進めていくのかお答えください。

今の話とも共通しますけれども、農業振興公社や受託農家は、田植からコンバインによる収穫作業、また大型トラクターによる耕うん作業など、幅広く請け負って作業しております。農業振興公社及び受託農家ともジャンボタニシの被害情報を共有し、被害拡大防止に向けて連携した取組をしていただきたいと思います。

被害が拡大してからは農家の負担も経費も大きくなります。先ほどのシカの問題も一緒だったと思います。被害が少しでも小さい

うちに、早め早めに対策を取ることが急務であります。よろしくお願いたします。

三番目に入ります。

次に、市道、農道、河川等の維持管理についてお伺いいたします。補修・改修工事が必要な危険な市道、農道をどのくらい把握しているのか、二番目の市民からの苦情はどのくらいあったのか、三番目のここ二、三年間の補修・改修工事を何か所実施したのか、関連がありますので、三問併せての御答弁をお願いいたします。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

市道、農道で危険と判断した箇所につきましては、緊急性を要しますので、応急的対応を含め、必要な対策を講じているところがございます。

農道では、舗装や拡幅などの要望が百四十一件あります。市道で補修、改良が必要と判断しているのは、現在のところ、百四十八か所あります。内訳は、側溝五十二か所、舗装六十九か所、安全施設二十七か所となっております。

続きまして、二番目の質問についてです。

苦情や通報、要望を含めた件数で申しますと、今年度は、十一月末現在で、農道五十六件、市道二百九十七件となっております。

内容で多いものは、道路の路面補修、側溝の詰まりや蓋版の取替え、排水処理などとなっております。

次に、三番目でございます。

維持補修工事の件数ですが、農道では、毎年一か所を実施しております。市道では、毎年十か所ほどを計画的に実施することとしておりまして、平成三十九年度は九か所、昨年度は十か所、本年度はこれまで四か所実施しておりまして、今後、五か所ほど実施する予定としております。

以上でございます。

○二番（小倉初男君） はい、分かりました。ありがとうございます。

四番に入ります。

ひび割れや凸凹になっている市道、農道の簡易な舗装作業はどのくらい行っているのか。しているのか、していないのか、御答弁をお願いします。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

簡易な舗装補修に関しましては、主に職員が直営で行っております。年間、農道では七十件程度、市道では百十件程度行っております。

このほかに、アスファルトの補修材料を支給して地域で作業をしていただく場合が年数回ほどあります。

また、多面的機能支払交付金事業を活用して舗装をする地域もございませう。

以上です。

○二番（小倉初男君） 苦情、市道については二百七十件ほどあった。その中で、簡易舗装を職員等でしながらということで、百十件等はしているというお話でございますけれども、大字の市道を回りますというところ、アスファルト舗装のひび割れや凸凹になった道路が多く見られ、道路の路肩が谷になっているところや側溝の流末に近いところのひび割れがたくさんあります。

大きな傷みになる前に簡易的な補修と改修を行えば、大字の市道はまだまだ長もちすると思います。簡易なアスファルト舗装、生コン舗装を今以上に増やして、先ほどの住民の苦情にありますことに對しての解消と、住民の苦情に對して要望に応えるという意味で増やすことはできないのか、簡易な舗装についての御答弁をお願いいたします。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

現在職員で行っている舗装補修につきましては、危険性を考慮しまして、すぐ対応するという形を取っております。

議員おっしゃられたように、舗装の長寿命化を考えた手当てというのにつきましては、維持補修をするのを週一日ほど取って作業に当たるようにしておりますので、その中で、そういう場所についての補修というものを計画して行っていくと考えています。

○二番（小倉初男君） 道路の谷側のひび割れのところは、やはり農家の方々、離合する車との中で非常に危険な箇所であります。危険な箇所が多いと思います。

重ね打ちでもいいから、それをやることによって大分助かるし、長寿命化にもつながるんじゃないかなと。簡易的な舗装をちよくちよくやることによって道はもつと、長もちすると、私はそう思いますので、ぜひともこころを、そうすることによって、職員の方々、市内を頻繁に回ることにもつながってまいります。どうかひとつよろしくお願いいたします。

五番目に入ります。

近年の市道、農道、河川等の維持管理に係る予算の推移はどうなっているのか教えてください。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

維持管理に係る予算の過去五年の推移について申しますと、農道の維持は、生コンやハエ等の原材料が主なもので、平成二十八年度の一千二百七十九千円から本年度一千四百五十八万円と、二百四十万一千円、一九・七％の増加です。

市道の維持は、道路維持作業員の人件費が主なもので、平成二十八年度二千四百五十六万四千円から本年度二千八百七十六万一千円と、四百九十九万七千円、一七・一％の増加です。

道路、橋梁の維持補修は、維持工事や舗装補修が主なもので、工事量と内容の違いから年度間で増減がありまして、本年度の二千六百六十六千円に對しまして、五か年の平均は二千四百十五万八千円となっております。

交通安全対策は、区画線やガードレールの設置で、平成二十八年

度百五十万円から増減はありません。

これらの総額では、平成二十八年度六千四百二十一万五千円から本年度六千六百三十七万七千円と、二百十六万二千元、三・四％の増加となっております。

また、農業分野の農道、水路、圃場の補修実績で、これも年度間で増減がありますが、昨年度までの三か年平均で七百四十万六千円となっております。

以上です。

○二番（小倉初男君） ただいまの説明の中で、維持費、維持管理に係る予算の推移も説明をいただきましたけど、少なくとも増にはなっておるということに理解をいたしました。

新しい道路も場所によってはどうしても必要だと思っんですけども、道路が、市道が、農道が古くなればなるほど維持費もかかりますし、危険度も大きくなっております。大きくなっていくと思えます。どうか早めの対処をするためにも、予算要求もしながらですね、予算も多く取ることが先々にはかえっていい方向に向かうんじゃないかと私は思います。

六番目に入ります。

陳情・請願で採択されたものの、まだ実行されていない場所がどのくらいあるのか。

以前、産業厚生委員会でも、平和の園の周り、市道の改良舗装工事ですか、これも採択されたように記憶をされています。その後、

そこら辺りについても説明をお願いいたします。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

農道では一件ございまして、住吉上能野の松小田線の農道、未登録部分の一部が未舗装となっております。川氏集落の農道・排水路整備につきましては、中山間地域総合整備事業西之表創生地区で、現在、測量設計業務を行っておりますので、今後、着手されると思われま。

市道では、着手していない路線につきましてはございません。

なお、改良等の要望がある路線箇所につきましては、長期振興計画の実施計画にて着手年度を調整しているところであります。

今質問のありました平和の園に係る路面等や安全さくの対策につきましてはは行っておるところでございますが、拡幅については、隣接が墓地ということもありまして、土地の取得等、ちょっと困難さを感じております。そこら辺についてはまだ着手するには至っていませんのでございます。

以上です。

○二番（小倉初男君） ただいまの答弁の中に、平和の園の前の通りや拡幅工事にはまだ至っていない、まだ着手していないというところで、この請願・陳情で採択された分についてはですね、やはり地元住民の方々の要望もありまして委員会も議会も動いておりますので、そういうことも含めて、やはり検討をお願いしたいと。国、県へも要望しながらですね、あらゆる事業に配りながら、しておると

思うんですけども、より一層頑張ってもらいたいなと思うところです。次に移ります。

道路補修作業員の応募や雇用の状況を教えてください。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

道路維持作業員の構成は、会計年度任用職員の男性六名、シルバ―人材センターの女性六名、地域雇用の男性六名となっております。

このうち、会計年度任用職員は「市政の窓」やホームページで募集を行い、十一名の応募がありましたので、書類と面接による選考を行いました。

シルバ―人材センターとは年間通した業務委託の契約をしております。

地域雇用者は随時申込みが可能でして、現在、四十六名が登録されております。作業場所や期間等を考慮して雇用をしている状況となっております。

以上です。

○二番（小倉初男君） 現在は、この作業班、三班体制で行っているということもありますけども、この地域雇員者についてもですね、現在の市民の要望に対する、道路の脇払い等について、人員の確保はもうできておるとい判断でよろしいですか。

○建設課長（上妻敏男君） 地域雇員者に関しましては、多数の登録をいただいております。この中で、場所や期間等を考慮して作業

に当たってもらっている状況ですので、人を募集するということまで行っておりません。

○二番（小倉初男君） 分かりました。

次の質問、八番目に移りますけども、道路沿いの高枝を切るため、草払い等は地域でやっておるんですけども、高枝等の切り方は非常に難しい、そのような質問もありましたが、この高枝を切るためにはバケット車とかいろいろ必要な作業車が必要だと思うんですけども、このバケット車についての、市は購入計画はないのか、そこら辺りをお願いします。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

高枝伐採の際に必要な高所作業車につきましては、リースをして作業を行うこととしております。年間の稼働時間や運転資格の確保等を考えますと、今のところ、購入する計画はございません。

以上です。

○二番（小倉初男君） 購入する計画はないと、リースで対応をしていくということですけども、地域によっては、業者のバケット車を運転手ごとお願いし、高枝の切り作業を自分たちでやっているところもあります。そのレンタル代というか、リース代の経費についてですね、市のほうから補助はできないのかと。刈り取った枝の処理の問題もありますし、地域との連携を取りながら高枝解消をしようか、レンタル料の補助はできないのか、そこら辺りをお願いします。

す。

○建設課長（上妻敏男君） 地域で高所作業車を使用する際に、これまでほとんど業者のボランテアという形で高所作業車を出されているようにございます。

ただ、高枝伐採についての苦情やそういった問題が出てきておりますので、議員がおっしゃられたようなことについても、これは前向きにちよつと検討していきたいと思えます。

○二番（小倉初男君） ありがたい言葉、答弁をいただきましたけれども、草払い等についてはですね、各地域の方々は皆さん草払い機を持っていますので、道路沿いの草払い機はスムーズな形で非常に能率も上がっておりますですけども、高枝についてどうしてもネックになり、もちろん大きな車が通ったときなんか、車をこさあでというか、車が触つてですね、また道路も切れたりとか、枝が落したり、そういう苦情もあり、ぜひとも前向きに検討して、地域で作業する場合に、そういう高所作業車を借りた場合には、そのリース代、その借り賃をまた出してあげると、補助してあげると、そういう旨、検討してほしいと思えます。

それでは、次の質問に入ります。

市道、農道の脇払いの場所の順番調整はどのように計画されているのか教えてください。また、順番調整のための現場の見回りはしているのか、どのようにしているのか御答弁をお願いいたします。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

道路維持の伐開作業は、市内を大きく三つにエリア分けしまして、各班が路線や地域単位で計画を立てます。例年の作業工程を参考としながら、要望のあった箇所を確認して優先度を決めます。

優先度把握の現場確認は、主に各班が作業の行き帰りに行うようにしております。また、道路の点検パトロールや職員が他の用務で出かける際にも、常に道路状況を把握することとしておりますので、併せて優先度を決め、日程調整を行っているところでございます。

以上です。

○二番（小倉初男君） 各集落によつては、小さな集落では、やはり高齢化で農道の草払い等も非常に難儀をしております。ぜひですね、草払い等の場合には、こういう、もちろん危険性のあるところ、荒れたところ、そういうところから払っていくと思えますけども、小さな集落等の、また海岸まで下りる場所とか、非常に通りの少ないような場所、必ずそこも地域の方は利用しますので、そういうところもぜひ見回りをしながら、少なくとも年に一回の草払い等はしてほしいなど。必ず海岸等についてはですね、市民の方々も海に行ったり、魚釣りに来たり、利用するわけですので、ぜひとも草払い等を年に一回以上していただきますようお願いいたします。

十番目に入ります。

桜園川、湊川、その他の河川のヨシや土砂を取り除く作業はどのようになっているか。

桜園川は集落の中を流れているため、平成十三年の豪雨災害では、

床上浸水が起きた河川であります。近年、全く業者が入ってヨシの除去作業が行われていないようです。また、業者が入っても、土砂の除去作業が多いため、ヨシ全てを撤去する作業は時間がかかり、予算の範囲内では作業の一部しかしないような状態が続く、このままのペースでも何年もかかるような状況です。作業はどのようになっていますか、お願いします。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

河川の流下断面を確保するための土砂等の取り除きは、維持管理の範疇として数年置きにやっておりますが、一部除去にとどまる状況でございます。

国は、近年の河川氾濫による浸水被害の発生状況から、維持管理のための河川に堆積した土砂の撤去が重要だとして、本年度、緊急浚渫推進事業を創設しました。期間は令和六年度までとなっておりますので、市としましても、令和四年度の事業採択、実施を目標に、桜園川及び湊川の河川維持管理計画を策定していくこととしております。

以上でございます。

○二番（小倉初男君） ただいまの課長の答弁の中で、緊急の推進事業という国の事業が新しいのが出てきたと、そういう説明もありましたけども、この事業を、こういうことを素早く取り入れながら、またですね、地元の方々にも協力もらいながら、ヨシの刈取り、撤去作業、これだけでも年に一回はずつとやっていくと。そういうこ

とが流木とかそういうものたまりがなくなり、また土砂についても少なくなるんじゃないかなと。

私が言いたいのは、業者に全て任せた段階で、ヨシの撤去作業ということでやっていった場合には、竹の処理、土砂ということで、その作業の範囲が非常に狭いわけです。下がやったか、どれだけやったか目に見えないし、また大水の際の件のもなかなか解消されない。

そういうことも含めて、ヨシだけでも切り取る作業を、この事業も利用してでも、年間に河川がきれいになるようにひとつ取り組んでほしいと、このように思います。

建設課に対しては非常にたくさん質問になりましたけども、直接住民の生活に係る問題ですので、ぜひとも職員一体となって検討をお願いいたします。

最後の質問に入ります。

しおさい留学について伺いたします。

留学生の親子や子どもたちがとてもいい雰囲気、受入校区や地域の中を盛り上げ、新しい風を起こしてくれているといううれしい話を耳にします。

親子留学、里親留学の受入家庭の現状と今後の取組をどのように進めているのかお伺いいたします。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

本年度の種子島しおさい留学の受入人数は、里親留学が四世帯に八人、親子留学が四世帯八人の計十六人となっております。

過去三年間の推移は、平成三十年度六人、令和元年度七人、本年度十六人と増加しております。これは、各校区実行委員会の御協力に加え、昨年度から新しく親子留学制度を取り入れたことが大きいと考えております。

今後は、実行委員会のさらなる協力をいたくとともに、関係課とも一層の連携を図りながら、里親の確保や住宅の整備に取り組み、留学生のさらなる確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○二番（小倉初男君） 地元の学校のことなんですけども、国上小学校にしましてもですね、一昨年が大阪の親子、本年度が北海道からの親子ということで受け入れながら、非常に地域の中にもなじんで、非常に行事等にも盛り上げていております。

なおまた、隣の伊関校区についても、同じような形で親子留学とか、また向こうは移住の方々も住んでおられます、この方々がまた中心になりながら非常に盛り上げて、校区の行事等にも盛り上げておられるような感じを受け止めております。

教育長は、このしおさい留学についての考え方を、どう進めていくつもりなのか、お願いします。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） しおさい留学については、私どもも拡大

の方向で努力をしております、過去三年間の動きは今課長が申し上げたとおりであります。

今議員のお話のように、留学生のほうも大変好評をいただいているようであります。それにつきましてはですね、やっぱり校区の方がですね、今年、コロナで、例えば、歓迎会もできなかった、何かそれに代わるものをしてあげたいのだけれども、何かできるだろうかとかですね、そういう温かい思いやりといいますか、そういった配慮をしてくださっている、そういうその地域の温かさというのが反映して、入ってきた方もまた地域を盛り上げようと、そういう気持ちになってくださっているんだらうというふうに思います。

また、里親の皆さんにつきましてもですね、学力面あるいは生活指導の面とかですね、実親に勝るとも劣らない愛情を注いでくださっております。そういったことがお互いにそのいい関係を生み出しているんだらうというふうに考えております。

今後、現在、十六人ですけれども、来年の受入体制としては、二十八人程度を受け入れられる体制は整えているところであります。さらに留学生の数を増やしてですね、そしてそれが学校の活性化、地域の活性化につながるように努力をしていきたい、そのように考えているところでございます。

○二番（小倉初男君） この留学制度の中でですね、期間が一年間ですか、これを延長する形というのはどうなんですか、お願いします。

○教育長（大平和男君） 現在の要綱の中でもですね、もし延長を

希望する方がおりましたら、その実行委員会、校区の実行委員会あるいは全体の連絡協議会の同意を得た上で可能であるというふうになっておりますので、そのことについても、またですね、検討していきたいというふうに考えております。

○二番（小倉初男君） ぜひですね、地元の方も、できればもう一年いてほしいなど。子どもたちがやっぱり増えるということは、地域の活性化に大きくつながると思います。ただいま話も出た、特に親子留学についてはですね、親も一緒にということ、非常にまた安心して中で地域にも溶け込むことができるんじゃないかなと思います。それに必要な受け入れるための住宅の改修と確保と、ひとつ頑張っていたきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

最近は何田舎暮らしに興味を持っている人たちが多くいると聞きます。種子島は昔から移住者を受け入れて発展してきた地域です。留学制度に魅力を感じ、多くの子どもたちや親子がさらに増えることを期待します。自然豊かな子育てのしやすい島で、伸び伸びと新しい人間関係をつくり、たくましく成長してほしいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で小倉初男君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時十分頃より再開いたします。

午前十時五十四分休憩

午前十一時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 通告書に従いまして一般質問を行います。平成二十七年五月二十七日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成三年度から都道府県が財政運営の責任主体となる、国民健康保険の運営の中心的な役割を担うこととなっております。

それにより、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化などの措置が講じられると県は示しております。

しかし、依然として、この国民健康保険の現状を、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険税の負担が重い、財政運営が不安定になるリスクが高い小規模保険者が多く、また財政赤字の保険者も多く存在するという構造的な問題を抱えているとしております。

そのような中で、県の一人当たりの保険税必要額が平成三十一年度十萬五千六百九十七円で、令和二年度が十一万六千七十五円とな

っており、ここ西之表市では、平成三十一年度九万一千九百二十三円、令和二年度が十万一千七百十三円、その差額が九千七百九十円となっております。

市町村では、垂水市以外、全ての自治体で一人当たりの保険税必要額が伸びていることが示されております。

また、平成二十九年六月一日現在、県全体の滞納世帯は三万六千九百八十八世帯、西之表市では百七十五世帯となっており、平成三十年六月一日現在では、同二万九千八百十一世帯、西之表市では百八十八世帯となっております。鹿児島県は全国でもこの差押え率が高いこともまた県が示しております。

国民健康保険法は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としておりますが、国民健康保険の現状にあるように、高過ぎる国民健康保険税が納付できず、医療費の十割負担で、病院に行きたくても行けない状況をつくり出すという問題もあります。

まず初めに、国民健康保険法が定める、世帯主に特別な事情がある場合は保険証を取り上げることができないとしておりますが、本市ではこの特別な事情をどのように捉えているかお答えをいただきたいと思っております。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

国民健康保険法第三条第三項には、市町村は、保険料の滞納につ

いて、災害その他の政令で定める特別な事情があると認められる場合を除き、保険料を滞納している世帯に対し、被保険者証の返還を求めるものとするというふうの規定されております。

議員の御質問は、保険料の滞納について、どのような場合に特別な事情に当たるのか、言い換えますと、どういった場合に被保険者証の返還を求められないのかということかと思っております。

国民健康保険法施行令第一条にこの特別な事情についての規定がございます。第一号としまして「世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと」、第二号としまして「世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと」、第三号としまして「世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと」、第四号としまして「世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと」、第五号としまして「前各号に類する事由があったこと」というふうな挙げられており、これらの事由により保険料を納付することができないと認められる場合が特別な事情ということになります。

本市としましては、被保険者証の返還を求める際に、世帯主へ弁明の機会や納税相談の機会を付与した上で対応しており、世帯主は、被保険者証の返還を求められた場合に、保険税を納付することができない特別な事由がございますときには、その事由を申し述べるというような取扱いとなっております。以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

特別な事情とは、国民健康保険法施行令の第一条に定める理由に該当する世帯主ということで、今四つ、五つほど課長のほうからもありました。

そのことによつて保険料を納付できないという、そういうことが認められることが特別な事情ということで、やはり特別な事情は、収入がなくて保険税を納付できない場合、つまりはこの一から四の事由からすると、当事者が病気になつた場合を特別な事情というふうにして言えるのではないかなというふうにして、私なりの解釈になるんですけども、そう思います。

さきの六月議会で、本市では、この国民健康保険証の短期保険証の発行世帯が三十六世帯、資格証明書の発行世帯が五十六世帯というふうにして私は発言したんですが、後の県の資料では、平成三十年の六月一日現在、全世帯の三千四十四世帯に対して、滞納世帯が百八十世帯、短期保険証の交付世帯数が三十七世帯、資格証明書の交付世帯が五十四世帯というふうにして確認をしておりますけれども、それぞれにこの子どもがいる世帯というものは何世帯あるかお答えをいただきたいと思えます。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

令和二年六月議会における短期被保険者証の交付数三十六世帯、被保険者資格証明書交付世帯五十六世帯につきましては、令和二年五月末時点の交付数でありまして、そのうち子どものいる世帯、高

校三年生相当の年齢以下の被保険者がいる世帯でございますけれども、短期被保険者証交付世帯、被保険者資格証明書交付世帯ともそれぞれ五世帯ずつございました。

なお、短期被保険者証、被保険者資格証交付世帯であっても、高校三年生相当年齢以下の被保険者に対しましては、期間が六か月の短期被保険者証を交付しているところでございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

高校生以下の世代についても六か月の有効期限のある短期証が発行されているというふうにして確認しますけれども、この問題については、二〇〇九年の一月に、政府が、国民健康保険料が払えず保険証を取り上げられた世帯については、医療が必要と生じ、世帯主が市町村の窓口で医療機関への医療費一時払いが困難だと申し出た場合は、短期保険証を発行する方針を初めて閣議決定をしておりますので、子どもへのこの速やかな短期保険証発行というものは法律で決められているものと思えます。

この問題は、子どもの無保険に対しての世論の批判が高まって、厚生労働省が二〇〇八年十月に、子どもについての医療の必要性がある場合は発行するという通知を出しております。

保険証を取り上げられると、資格証明書を発行されて、医療機関で一旦医療費全額を支払わなければならない。そのため、医療を受けられない層が拡大していて、国会での答弁書では、医療費の一

時払いが困難である旨を申し出れば、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況があるとして短期保険証を交付できるというふうにしております。

また、滞納が一年を超えた世帯からの保険証取上げについても、医療を受ける必要があり、医療費の一時払いが困難な旨の申出があった場合は、特別な事情に準ずるという考え方を踏まえて判断すべきだというふうにしております。

こういった二〇〇九年代からあるこの問題で、子どもにもやはり限定をせずにですね、保険証を交付すべきではないかというような動きもあります。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、短期保険証発行世帯や資格証明書発行世帯に対して、やはり目に見えて安心するですね、正規の保険証というものを実際に発行すべきだというふうにして考えますけれども、現在の認識についてお答えをいただきましたと思います。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

令和二年六月議会でも同趣旨の質問をいただいております、その際に、公平性という観点から、ルールに基づいた短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付の必要についてお答えさせていただいたと思います。

一方で、窓口全額負担による受診控えの懸念についても議員のほうから御発言があったかと思えます。

受診を控えることにより疾病が重症化することは、医療費の増加による担税力の低下、つまりは保険料が納付できないというような状況にもつながってまいりますので、本市としても、そういったことは本意ではないところでございます。

本市では、被保険者資格証明書の交付を受けている方から医療機関を受診したい旨の申出があった場合、短期被保険者証を交付しております。その際、本人が来庁できない場合には、郵送による交付や家族の方への代理交付など柔軟に対応しているところでございますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 横浜市ではですね、短期保険証の発行を二〇一九年の八月からやめているようで、二〇一六年には医療費負担十割の資格証明書の交付もやめているようです。それによって、横浜市の国民健康保険は全て正規の保険証が発行されるようになっているそうです。

考え方については、やはり資格証の発行の際、機械的な運用を行うことなく、保険料を納付できない特別な事情の有無を把握するよう国が通知をしており、そのとおりに対応すると、多くの滞納者との接触や訪問など事務量が膨大となるため、機械的な資格証、短期証を発行せざるを得なかったと。で、発行業務と発行後の対応に人手が取られることで、保険料の滞納者への対応が十分に行えなかったと。また、資格証明書、短期保険証を発行しても、突如として

保険料を払えるようになるはずがなくて、保険料の回収率が引き上がりはしないというようなこと。保険料の滞納者は保険料を払えない状況にあることが分かり、結果として、短期証の発行ゼロにした。これは国の通知に立ち返っただけだというふうにして示しております。

きつかけとしても、やはり国会の答弁で、一年間滞納したからといって滞納者の特別な事情を確認することなく資格証明書を交付することは想定していないとの回答や短期保険証の交付については申出があることのみが要件である、滞納金の一部納付は必要ないとの考えがきつかけとなっているようです。

市長は、六月議会で、これまでの納付の経過などからも、やはり公平性の問題もあり、現行のルールにのっとってやっていくというのが筋というふうにして言っておりますけれども、それで市民がですね、病気が重症化、あるいは亡くなったりするケースも出てくるかもしれない。そういったときに、やはりこの市民の健康を守るためにですね、こういった特別な交付の措置を取るべきではないかなというふうにして思いますが、市長の答弁を求めます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

この資格者証、短期保険証の件につきましては、全国各地でそれぞれの対応がある中で、横浜市の事例ということも挙げられましたけれども、先ほど課長が答弁申し上げましたように、公平性のところ、この制度をきちんと維持していくためには、その公平性のところがやはり重要であると思っておりますので、そういう中で、議員御指摘のこと、他自治体の事情それから運用の実態等も研究しながらですね、よりよい方向に持っていければと思います。現時点では、直ちに現在の対応を変えようというところにはお答えはできませんけれども、今後検討していきたいと思っております。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

ぜひですね、このコロナ禍の下ですね、一つの転機というか、そういったものが来ているのではないかなというふうにして思いますので、ぜひそういったことを前向きに取り組んでいただけたらなというふうにして思います。

次の質問に入ります。

全国各地で新型コロナウイルスの感染者が急増し、連日、新規陽性者数、重症患者数が最多を更新する状況で、春の第一波、七月から八月の第二波に続く第三波の感染拡大というものが起こってきております。

北海道とか首都圏、中部圏、大阪などでは、重症患者の増大が病院のベッドやマンパワーの限界を超えて医療体制が機能不全になる医療崩壊の瀬戸際に陥る地域も出てきておりますので、医療体制がですね、脆弱なこの地方においてはもっと厳しくなるのではないかなというふうにして思われます。

こうした深刻な事態が起こっているんですけれども、政府として

は、静かなマスク会食など、国民にです、自助の努力を求めているだけで、専門家をつくる感染症対策分科会がGOTトラベルの一時停止を提言しても、まともに受け止めようとしていないというような状況にあります。

検査や医療の体制を拡充する施策や雇用、営業、暮らしを守る抜本的な政策を打ち出すことが求められている今ですが、経済を回さなければならぬと言っており、このことについて言えば、感染防止策が結果的には一番の経済対策と日本医師会長は指摘をしておりますし、WHOの専門家からも政府によるGOTトラベル事業の推進が感染者急増の契機になったということも指摘をされております。

感染拡大を抑えるためには、社会的検査、医療機関、病院、診療所です、介護福祉施設、保育園、幼稚園、学校、学童クラブなど、クラスターが発生すれば多大な影響が出る施設等で定期的なPCR検査を行うことが言われておりまして、この間、東京都や神戸市などでも高齢者施設等への社会的検査が始まっていて、沖縄県でも医療機関と介護施設への定期検査を始めようとしているような状況であります。

国も、感染者多発地域などにおける医療機関、高齢者への一斉・定期的な検査を自治体をお願いするという連絡事務を出しているんですけれども、そうした検査を実施する費用が、国の負担が二分の一、地方の負担が二分の一と、やはりその負担が重いためにです、

検査拡大に二の足を踏む自治体も少なくないとされており、この問題については、やはり自治体任せでなく、国が先頭に立って社会的検査を推進すること、検査の地方負担問題を解決するため、全額国庫負担の行政検査の仕組みをつくることが求められているとやはり思います。

そのような中で、今現在、PCR検査を受けるためにはどのような手続が必要かをお答えいただきたいと思っております。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

発熱や倦怠感等の症状がある場合、これまでにつきましては、帰国者・接触者相談センターに電話で相談した上で帰国者・接触者外来を受診し、必要な検査を受けるという流れでございました。

今後、季節性インフルエンザの流行期を迎え、発熱患者の増加等が予想されるに当たりまして、十一月からでございますけれども、発熱等がある場合には、まず、かかりつけの医療機関に電話で相談することと変更になっております。

相談を受け付けたかかりつけの医療機関は、自院を含め適切な医療機関を案内し、そちらでの検査というふうなことになるかと考えております。

○一五番（渡辺道大君） 今の件で、霧島市ではです、九月一日から始めた独自のPCR検査について、その検査費用、保険適用されずに、税込みで三万三千元と。陰性証明書発行費用が二千二百円というふうになっていっているそうですけれども、今現在、その検査

を受けるためにどのぐらいの費用がかかるのかをお答えいただきましたと思います。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

御質問については、保険診療外の、いわゆる自主検査といわれるものかと思いますが、そちらについては、各医療機関によって金額の設定は違いがあるというふうに認識しております。

保険診療の部分でPCR検査を受けた場合についての金額についてはお示しできるので、そちらをお示ししたいと思いますけれども、診療報酬上の点数から計算したPCR検査の一回当たりの費用は二万円というふうになっているところでございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 先ほど、第三波の感染拡大にG・T・O・T・ラベル事業が指摘をされたというふうには、指摘をされていただけ

れども、この事業を利用した旅行者についても種子島を多く訪れている方もいると思います。

鹿児島県の南埠頭から乗る際は、サーモグラフィーで体温の高い方に通知をするなどの対応が当初は取られておりましたけれども、現在、高速船などで島外から訪れる仕事や旅行の方に対してどのような対策が取られているかをお答えいただきたいと思っております。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

現在、鹿児島県が、鹿児島本港南埠頭におきまして、鹿児島発の高速船乗船者に対しサーモグラフィーによる検温を実施してござい

ます。

発熱のある方がいた場合には、船舶会社に報告し、船舶会社が症状の確認を行いました。状況によっては乗船をお断りする旨、本人に伝えるというふうな事になっておりますが、これまで発熱のため乗船できなかった方はいないというふうなところでございます。

また、種子島空港におきましても、こちらは到着客に対してですが、サーモグラフィーによる検温を実施しております。

発熱のある方がいた場合、再度検温の上、宿泊先や連絡先、滞在期間等の聞き取りをいたしまして、その旨、保健所のほうに連絡するというふうな体制になっておりますが、こちらもこれまで発熱を確認された方はいないというふうなところでございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

鹿児島市ではですね、市の保健環境試験所でもPCR検査の実施を始めていて、鹿児島市の感染症検査の設備やスキルを県全体の検査体制の充実に生かしており、市と医療機関との協議を重ねて、連携した取組として鹿児島市内におけるドライブスルー式の検査を取り入れて、増加する検査への対応を一部始めています。

また、市内の二つの民間検査機関を活用して、保険適用によるPCR検査も始めているようでもあります。

また、さきに述べた霧島市においても、もうPCR検査の独自検査を行っているようですけれども、まだこの種子島ではですね、感

染が確認されていないことから、未然に防ぐために、PCR検査を積極的に受けられる体制、仕組みをつくるべきだと思いますけれども、今現在のその考えについてお答えをいただきたいと思えます。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の検査につきましては、医師が必要と判断した方に対する検査、それから濃厚接触者に対する検査、それとクラスターの発生など地域における感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合に行う検査などがございまして、これらの行政検査がスムーズに受けられる体制が重要だというふうに関の指針でも定められているところでございます。

このほかに、医療機関によつては、行政検査以外のいわゆる自主検査も行われているところもあるようでございます。

一方で、各地域の医療資源には限りがございまして、無尽蔵に検査を増やせるようなものではないと認識しております。

季節性インフルエンザの流行期に向けましては、検査需要も増加が予測されますので、必要な検査に支障がないように、県や地元の医療機関とも協議しながら、どのような対応を取るのかというところについては協議をしてみたいと思えます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね、無症状の方が感染を拡大しているというふうにして言われておりますので、感染拡大防止のため、誰でも安心してこのPCR検査を受けられる体制づくりにも、ぜひ

ひですね、医療機関と連携を図りながら取り組んでいただきたいと思えますけれども、今現在の市長の考え方というものを伺いたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） PCR検査の体制づくりについてのお尋ねであります。

この問題については、今、本市の補助もありまして、種子島医療センターでPCR検査ができるようになっております。この体制についてはさらに強化する方向性も出ているようであります。でありますので、この体制の強化することにつきましては、医療機関それから県との連絡体制を取りながらですね、情報共有もしながら進めてまいりたいと思えます。

それと同時に、ワクチンの開発も進んでいると思えますので、幸い、本市では発生しておりません。市民の皆さんの意識の高さとか、飲食店業その他の皆さんの努力の結果だと思えますので、それと併せて、体制については、医療機関と、繰り返しになりますけれども、この体制を維持強化する方向では、進めていきたいと思えます。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

ぜひですね、そのワクチンの開発、進んでいて、そのワクチンの出来というものを待つのではなくてですね、やはり積極的にこういった体制づくりを進めていただきたいなというふうにして思えます。

最後の質問になります。馬毛島問題であります。

十月七日に、馬毛島への自衛隊基地建設計画について、地元市長として同意できないという市長の所見が公表されております。大変重要な発言であり、施設建設に反対する市民団体の皆さんも運動にはずみがつくと言われております。実際、全国からも三十万筆を超える反対署名も集まってきたという状況でありますけれども。

この所見の中身ですが、滑走路二本を整備して、自衛隊も各種訓練をしたり、南西諸島防衛の後方拠点として活用したりする計画に対して、騒音被害や環境汚染を懸念し、軍事上の標的となり地域の安全が脅かされると指摘をしておりますし、防衛省の一連の対応を事を急いで焦っているというふうにしても示しております。

また、一度基地を容認すると、米軍は自由に行動でき、国内法で歯止めがかけられない状態が沖縄をはじめ日本各地でも起きていると。基地に頼った地域振興に対しても、一度踏み入れれば引き返せなくなると否定的な見解も示しております。

さらに、防衛省の回答では環境アセスメントをしないと明らかにできないとして不明なことが数多く残されるとしておりまして、基地設置に伴う騒音などの影響が不明、それによる交付金の額を明らかにしていないこと、また市長は、環境アセスメントが終えるまでに着工への準備が進められて、地元の意向がどの点で反映されるのかも不透明としております。

所見には、まだまだ不明な点として書かれている内容もありますけれども、今後、この四十二項目の質問の回答に不明な点を防衛省

に対して市長はどのように明らかにしていくかお答えをいただきましたと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御案内のように、今年の八月に防衛省の副大臣が来島して、馬毛島の施設整備について説明をしたところであります。

それについての本市の疑問点を質問書の形にして、その回答を得たと。その回答には、例えば、海上ボーリング調査や環境アセスメントの結果を基に我々の疑問点を明らかにできるといふような言い方をしているところであります。このことは広報紙にも、市民にお知らせしたところでございます。

今議員もおっしゃいましたように、この問題につきましては、賛成される方それから反対される方、両方市民におられまして、その知りたい内容、我々が求めております騒音や交付金、それから経済的な効果などの詳細な説明がまだ不十分であるところであります。

私といたしましては、これまでの経緯等も踏まえて、このままでは地元の理解なしに計画が進められる懸念があるということを感じております。

この所見のあのタイミングというのは、やはり施設整備によりまして失うものが大きく、同意できないということ所見として説明させていただいたところであります。

私といたしましては、このような状況下で、これ以上、計画を推

し進めるべきではないと考えておりまして、これは先般の防衛大臣
ないしは県知事にも申し述べたところであります。

今後、国及び県の動向も注視しながら、引き続き、防衛省が把
握している情報等があれば、速やかに提示するよう求めてまいりた
いと考えております。

○一五番（渡辺道大君） 十一月十六日にですね、参議院会館で、
野党国会議員でつくる沖繩等米軍基地問題議員懇談会に地元からも
六名参加して防衛省ヒアリング、質疑を行ったんですけども、や
はりそのときもですね、回答はほとんど、明確な回答というものは
得られませんでしたし、特に、総額百六十億円の土地を八八%購入
したけれども、それについてやはり幾らで購入したかということも
言えないですし、それは残りの一一%の今後の交渉に影響が出ると
いうことが一つの理由だったんですけども、そういったことや、
飛行経路もですね、米軍に飛ばないでほしいと言っても、やはりそ
ういった確約が取れないというようなことも分かっております。

十一月の十九日ですね、馬毛島対策特別委員会の説明会でも、
やはり本当に知りたい部分については納得のいく回答は得られなか
ったというふうにして私は思っておりますし、またこの馬毛島対策
特別委員会のときの防衛省からの説明会で、質疑に対して、今後
様々な問題を市長とキャッチボールをしながら解決に向けてやつ
ていくと、そういったニュアンスの回答がありましたけれども、こ
の件について、今現在、市長はどういった姿勢でそういう防衛省の

動きに対してどのような姿勢を取るかお答えをいただきたいと思
います。

○市長（八板俊輔君） 防衛省との間の情報のやり取りということ
でありますけれども、この問題について市民の皆さんが判断できる
情報をそろえていくことが重要でありまして、そのためには、防衛
省とのキャッチボールと言われましたけれども、それが今後必要
不可欠であるというふうに考えております。

その上で、私の考えといたしましては、市民の皆さんが未来の子
孫に引き継ぐ重要な選択をするための判断材料としてはまだ不足し
ていると考えております。

繰り返しになりますけれども、防衛省側とのやり取りを通じて正
確な判断材料をそろえる作業をまだまだ必要だと、そういうふう
に感じているところであります。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

市長がそういった態度であつてもですね、やはり何事も後になつ
てきているんなことが分かってくるというようなことが今までもあ
るのではないかなというふうにして思いますし、いろんな様々な問
題について解決されていないというようなこともあります。

滑走路建設をするために、土地の開発に、県から得た森林伐採届
や林地開発の許可よりも大規模な伐採、整地盛土をして、森林法に
違反した疑いが持たれているというふうにしても言われております。
そのことについて、会社側は行政の調査を拒否していると。

県議会でも違法開発の疑いがあると指摘されながら、県が二〇一二年に二回の現地調査を実施して、開発の違法性について再調査する必要があるとの認識を示していますが、日程調整など様々な要因があるとして、引き続き調整中というふうにしておりました。

このことについて、立入調査を許可しなかった法的根拠について、防衛省側の回答がですね、森林法上の林地開発許可制度は民有林を対象としており、今回国が取得した土地にある森林は、もはや民有林ではなくて国が所有する森林となることから、林地開発許可制度の対象外となるものと認識し、防衛省としては、その制度の施行を理由とした現地確認調査について法的には必要ないものと認識している。

また、市がですね、森林法に基づく伐採届手続に関しても違法性が高く、現地調査を求めることについても、国が所有する森林となるため、市が所管する伐採届出制度は対象外になるものとしており、防衛省としては、現段階において、今回の立入調査について法的に必要なものはないと認識しているとの回答があります。

このようにですね、森林伐採について市が現地調査をできない状況に今現在あると思いますけれども、今後、そのことについてどのように対応をしていくかお答えをいただきたいと思えます。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） それでは、お答えいたします。

森林法に係る現地調査を含め、これまで国に対し、市史編さんに

係る事業など、馬毛島に係る様々な現地調査について協力依頼のほうを行ってきております。

防衛省といたしましたは、基本的に、防衛省が所管する土地の自由な立入りは認めていないとの回答を得ています。

御質問の森林伐採に関する現地調査につきましては、担当課での調整作業に加えまして、市長と副市長がそれぞれ防衛省へ連絡し協力を求めた経緯もございます。

しかしながら、防衛省は、今議員がおっしゃったように、国が取得した土地にある森林は隣地開発許可制度等の対象外となり、原状回復義務が生じることはないとの認識していると考えています。

本件の林地開発の所管である県も同様の認識であると考えているところでございます。

しかしながら、本市におきましては、あくまでも防衛省による土地取得前の開発行為を問題視してございまして、国の見解とは相違がございますので、引き続き理解を求めていく必要があると考えているところでございます。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

やはりその違法開発の疑いがある土地をですね、国が多額の税金を使って購入して、その後の調査ができていないと。つまり、こういったことをなかつたことにする、そういうことはやはり容認できないと思えますし、県もですね、ボーリング調査を認めてしまえば、現地調査をですね、放棄することにもなりかねないと思うんですね。

で、所信表明でも、その海上ボーリング調査や環境影響評価を早期に実施したいと国は意向を示しているけれども、地元の理解が得られていない中、スケジュールありきの一方的な計画推進は許されるものではないというふうにして市長は所信表明で述べておりますけれども、昨日からですね、海の状況を確認する潜水作業に入ってから九日以降に岩礁破砕などのボーリング調査に入るという予定になっているようですけれども、やはり漁場を守ってですね、漁師のなりわいを守るためにもですね、このボーリング調査の許可を出すべきではないと。

県知事に対してですね、許可を撤回すべきだというふうにして伝えるべきだというふうにして思いますけれども、市長の見解を最後に伺いたいと思います。

○議長（永田 章君） えっと、渡辺君、あのですね、ただいまの質問受けますけれども、県が許可したことを踏まえて、昨日からボーリング調査の事前調査に入っております。それを踏まえて市長に答弁を求めたいと思いますが、それでよろしいですか。

○一五番（渡辺道大君） いいです。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

海上ボーリング調査に関連するお尋ねでありますけれども、この問題では、十一月の十八日に県知事と意見交換をいたしました。その際にも、ボーリング調査が漁場への影響があり、漁業者の一部からは反対の意見があること、さらに調査周辺海域においてはトコブ

シの稚貝放流も行っており、水産振興の観点からボーリング調査は好ましくない旨の意向を申し上げたところであります。

しかしながら、その後、県においては、法令に沿って審査をされ、許可をしたものと理解しております。

その後、報道では、ボーリング調査の事前の潜水調査なるものについての報道がありますけれども、これについては防衛省のほうから市のほうには情報として提供されておられません。こうしたことは、もし報道が事実であれば、これまでの国の地元の理解を求める丁寧な対応とは言えないのではないかと印象を持っております。

今後、防衛省とはこの点につきましてもですね、問合せ等をして、市民の皆様への情報提供ということの努力を続けてまいりたいと思います。

なお、これ以上の計画を進めるべきではないということは、繰り返し申し上げておりますように、今後も主張して伝えていきたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

やはり、書かれていますように、国には、この問題が地元にとつては本当に将来を左右する非常に重大な問題であることを改めて認識された上で真摯に対応していただきたいというふうにして所信表明にも書いておりますので、ぜひですね、市長にはですね、毅然とした態度で防衛省等に臨んでいただけたらなというふうにして思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時頃より再開いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） こんにちは。日本共産党、橋口みゆきでございます。

提出しております質問通告に沿いまして一般質問をさせていただきますと思います。

まず、馬毛島問題についてです。

米軍空母艦載機の陸上離着陸訓練、FCLP及びNLP訓練基地を前提とした港湾整備を伴う海上ボーリング調査について、塩田知事が十一月二十七日付けで許可をいたしました。

知事は、ボーリング調査を許可しながら、一方では、基地建設計画を認めるか認めないかの判断は別物だとの認識も表明しております。

すが、実質、海上ボーリング調査は施設整備に向けた地盤調査が目的であり、米軍空母艦載機の陸上離着陸訓練、FCLP及びNLP基地を前提とした調査そのものです。

米軍に提供する訓練施設を一度受け入れてしまったら、元には戻りません。安全保障条約第六条、基地の供与に基づいて日米地位協定が適用され、米軍は航空法も無視していいことになっています。日本は裁判権も放棄しています。米軍は日本のどこにも基地を置くことができ、日本の海も空も自由自在です。万が一、馬毛島に米軍基地を許してしまったら、基地を受入れに賛成した人も含めて、将来にわたって禍根を残すことになるのではないのでしょうか。

さて、知事が許可した鹿児島県海底の土地管理規則によれば、地質を調べるために海底に穴を空け土石を採取する行為と調査のためのやぐらを設置することを認めています。この行為は馬毛島の自然を壊し、漁業への影響は避けられないと思っています。

市長は知事に対してボーリング調査の撤回を迫るべきだと思います。昨日の報道にもありましたけれども、また知事の許可により一歩進んでしまった、こういう状況もあります。それも含めて、市長はボーリング調査を実施させない、その市長の覚悟を問いたいと思います。

以下は質問者席より行います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の施設整備に関して、防衛省が計画しております海上ボーリング調査について、法令に基づく対応はどうかという御質問であります。

議員もおっしゃいましたように、これにつきましては、鹿児島県海底の土地管理規則に基づいて土地使用許可及び海底の土地土石採取の許可申請を県知事に求めたわけでありまして、それに際して市の意見書の添付が求められたところであります。

そういう中で、市長の意見書といたしましては、海上ボーリングによる土質調査箇所が一部の漁場に集中し、多地点であることから、水産資源の保護培養の観点より漁場環境に影響が生じる可能性を否定できないと考えると、そういう記載をして市長の意見として提出したところであります。

そういう中で、この海上ボーリング調査を好ましくないという考え方も付け加えて、実施しないほうがいいという考え方を、そういう意向を申し上げたところであります。

ただ、今般のボーリング調査につきまして、漁協自体が同意の判断を出していることがあります。これについては、この同意につきましては、漁業関係者においても大変な心労があったことと推察しております。

私といたしましては、引き続き漁業や漁協、漁業者の意見を幅広く聞きながら、本問題について対応してまいりたいと考えております。

〇一六番（橋口美幸さん） ぜび漁業者の皆さん、組合長から意見書を付されたとはいいまでも、やはり漁協の漁民の皆さんが本場にそこに同意をしたかという点、とてもそういう状況ではなく、多くの、四十数人の漁民の皆さんは、なりわい、あしたからの暮らしをどうするんだという怒りの声が渦巻いていると思います。

そういう意味では、この鹿児島県海底の土地管理規則、これは土木部河川課、それから鹿児島県漁業調整規則、これは商工労働水産部水産振興課の所管であります。

こういう所管の説明を聞きますと、漁場内の岩礁破碎等の許可という第四十四条では、漁業権が設定されている漁場内三千メートルの範囲で岩礁を破碎し、または土砂、砂鉄もしくは岩石等を採用しようとするという行為になっていきます。

それを知事が許可をしたということは、市長が今伝えていただきましたけれども、私たち地元の声、まさしく漁民の皆さんがあしたからの暮らしがどうなるかという状況の中での知事の強硬な行為であります。知事は、もともと地元の声を丁寧に聞くというところで知事の責任を負っております。

そういう意味では、市長が十月七日に所見を発表しましたが、失うものが大きく、同意できない、こういう意見書、そしてまたさらに漁民の皆さんのなりわいを守るという意見書をつけたにもかかわらず知事が許可したということで、一歩進んでしまったということでは、引き続き私たちも地元の声を知事に伝える、怒りをぶつけて

いくということもぜひ一緒にやっていきたいと思えます。

そのことを含めまして、この申請書ですね、引き続き、昨日から始まっているという報道はありますが、諦めずに、撤回をせよというのを伝えて知事には迫っていきたいと思っています。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問なんですけど、馬毛島問題と日米地位協定についてというところで質問をしたいと思えます。

この日米地位協定は、米軍のFCLP訓練施設建設が、今、私たちに八月に説明をし、そしてまた議会にも説明がありました。そういう中で、これは米軍のためのFCLP訓練施設建設だということのはつきりしてまいりました。万が一、馬毛島に米軍基地を許してしまつたら、様々な事件や事故が多発が予想されます。

市長はそんな中で反対の所見も出してはおりますが、改めて、この馬毛島問題と日米地位協定についての認識をお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 答えいたします。

日米地位協定に関する認識につきましては、基本的に、全国市長会で要望を既にいたしておりますけれども、その内容と同じであります。

ただ、その後も、その運用を改善するだけでは諸問題の解決は望めないということがあります。この日米地位協定を見直す必要があり、よって国は国民の生命、財産、人権を守る立場から日米地位協

定の抜本の見直しに向けた対話を行うことが必要である、そういう認識に立っております。

○一六番（橋口美幸さん） 日米地位協定と一言で言いますけれども、この正式名称はですね、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定という長い名前がついております。

そして、具体的には、日米安全保障条約には、事前協議をして守っていただきましょうということが明記されましたが、その表向きの公表文書とは別に密約の取決めがあります。

事前協議の対象にならない内容としては、核を積んだままでも出入りが自由になります。

在日米軍が海外での戦闘にも私たち日本の国内の米軍基地から世界のどの戦地にも出撃が自由にできます。これは、米軍の合衆国が言うには、この行為は移動だと、戦闘に行っているのではなく、移動だと解釈する。こういうことが裏の事前協議の対象にならない中身としてあります。

それから、米軍の基地特権。これは、一九六〇年の安保改定に当たって、行政協定に代わってつくられた秘密文書の中に、日本国内で演習、射撃訓練等が実施され、軍用機は飛ぶ、新しい基地の要件を決める権利も現存する基地を保持し続ける権利も米軍が判断できる、いわゆる日本全土基地方式といわれる、このことです。だから、

日本のどこにでも、米軍が望めば基地を置くことができる。これが今まさに私たち馬毛島の問題じゃないかなというふうに思います。

それともう一つ、地元の私たちが本当に危惧しているのは裁判に関わる密約です。裁判権の放棄もしております。公務中であれ、公務外であれ、日本で犯された米兵の犯罪を日本の法律では裁くことができない。

こういう密約がある以上、馬毛島に基地ができてしまえば、日米地位協定が適用されます。そういう意味で、この日米地位協定と馬毛島問題、本当に切実な問題だと思います。市長が今おっしゃられたように、日米地位協定、抜本的に見直す必要があるということが本当に切実な問題となっていると思います。

かつての翁長沖縄県知事は、沖縄の実態に触れた県議会答弁で、日米地位協定がある意味で憲法の上にあつて、それから日米合同委員会が国会の上にある、ある意味では日米安全保障体制が司法の上にあるという意味からしますと、全て日本の権限の上に米国がある、こういう日米地位協定や合同委員会の在り方を鋭く批判しているということについては、今市長がおっしゃられたように、本当に全国知事会でも全会一致で採択をされ、そして全国市長会でも採択をされております。

そういう日米地位協定の在り方、抜本的に変えていかなければいけない、そういう姿勢をぜひ、市長の今答弁されましたので、ぜひ引き続き求めていただきたいと思います。

それから、イの爆音被害はどのように予測されるかということも市長の見解として求めたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

爆音、騒音につきましては、先般の防衛省の回答によりますと、今後実施する環境アセスメントにおいて、航空機騒音予測コンターを作成して、米軍機によるFCLPのほか、想定される自衛隊機の運用に伴う航空機騒音についても予測評価を行っていくという説明でありました。その結果を踏まえて、必要に応じて実際の騒音状況を把握し、適切な対策を行うというふうにしております。

ということでは、この御質問の件につきましては、現状では、爆音被害について断言することが非常に難しいと考えております。

私自身は、環境アセスメントについても実施すべきではないという考えに至っております。

○一六番（橋口美幸さん） 心強い答弁、ありがとうございます。

やはり今、いろいろ議会も質問いたしましたし、市長も質問書を出しておりますので、防衛省が答えていることが本当にどこまで本当なのかというのは、多分、多くの皆さんが信じられないことだと、信用できないというふうに思っていると思います。

この日米地位協定の異常さを指摘しているんですけども、日本では、駐留米軍に対して、特別の取決めがない限り、米軍に対して国内法は不適用としております。日本政府がこのような立場ですので、多くの市民が不安に思っているのは当然だと思います。

現在、基地を抱えた日本全国の地域では、中国、四国の状況がよく報道されていますが、低空飛行で鶏の圧死などの被害があり、改善を米軍に求め続けていますが、なかなか改善されず、この報道が何回も、住民が米軍に要請をしている、防衛省に要請をしているという報道があります。

私たち、この西之表市の酪農家の皆さんもですね、酪農が私たちは本当に盛んで、酪農に依拠していく西之表市の経済政策も有効だと、本当に大事にしていかなきゃいけない第一次産業だと思つていますが、今、牛を飼っている皆さんから、酪農家の、普通のヘリコプターが通っても、音に対して牛が怖がっているのが分かると、涙声で飼い主の方がおっしゃっています。そういうことを、普通のヘリコプター、私たち人間ならあれはドクターヘリだなどか分かりませんが、動物はそういう大きな音に対してとても敏感で、ましてや酪農を営んでいる方たちにとっては大事な家族だというふうに思います。

そういう牛の被害が本当に全国で広がっている、こういうこともぜひ私たち住民の皆さんにはですね、牛を飼っている人は賛成の方もいらっしやあって、ほんの小さな音なんだという認識の方もいらっしやいます。だけど、やっぱりそういう実態があるということもぜひ知っていただきたいというふうに思います。

例えば、航空法はですね、人口密集地の最も高い障害物上空から三百メートル、人家のない地域の地上、水上から百五十メートル下

は飛んでいけないんだということがありますけれども、米軍はそういう規則も当てはまりません。

沖縄県ではですね、私たちも馬毛島から十キロメートル離れたところに多くの学校があるわけですが、沖縄県では、二〇一七年に、皆さんも御存じだと思いますが、保育園や小学校に窓枠などの部品が落下しました。そういう事故を起こしても、保護者が東京に行つて何回交渉をしてもですね、航空法違反で取り締まることも、処罰することすらできません。

しかし、他国ではですね、ドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスでは、自国の法律や規則を駐留米軍に適用している。日本では、合衆国は、施設及び区域において、それらの設定、運営及び管理のため必要な措置を取ることができると明記されております。

そしてまた、環境汚染が疑われるときでも、原則立ち入れません。立ち入れないのは基地だけでなく、首都圏や中国・四国地方そして沖縄県の空にある広大な米軍専用区域は、日本の空であるにもかかわらず、米軍の許可なしには民間航空機が入ることすらできないという、この異常ですね。

そういう、今、航空法、米軍のある意味やりたい放題の中で、私たちの空を、例えば、ここ、説明の中には、まるで空に線路でも走っているような線を描いてですね、この上は通りません、飛びませんといいことを説明されておりますが、この説明の中身について、市長にもう一度、やはり住民の皆さんにですね、航空法の状況も考

えながら、この日米地位協定がどのように危険なものかということ
をぜひ知らせていただきたいと思いますが、市長の認識はいかがで
しょうか。

○議長（永田 章君） 橋口議員、もう一度。分かりやすくですね。
ちよつと捉えにくいんですよ。

○一六番（橋口美幸さん） はい、すみません。

そういう航空法がある中で、馬毛島問題が今出ているわけですけ
れども、それをもって防衛省の説明が、いえ、飛びませんという説
明に対して、市長はどのように対応されるのかをお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 日米地位協定におけるその米軍の行動につ
いては、国内の関連法の適用を受けない例が、議員御指摘のように、
あるということはよく知られているところであります。

今回のFCILPについても、訓練の経路については示されており
ますけれども、それ以外のところを訓練機が、戦闘機などが通る可
能性があるということについては、説明を求めていますけれども、
詳細な答えは返ってきておりません。

ということは、議員の御指摘のように、そういう懸念が払拭され
ていないということだと思います。それについては、今後防衛省
とのやり取りの中でただしていきたいと考えております。

また、市民の皆様におかれましても、そういう点について注意を
払っていただくように、私からも御説明をしたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

やっぱり市長は賛成、反対の立場でもなく、正しい情報を市民に
知らせるんだということを常日頃言っております。やはり全国の事
例が示すように、やっぱり現実に起きていることが何なのか、そし
て私たちの第一次産業、酪農の人たちに与える影響、そして子ども
たちの学業の時間、遊べる運動場を保障するとか、そういうことを
考えたときに、やっぱりどれが正しい情報なのかということ皆さ
んと一緒に調べて、考えてですね、ぜひ賛成も反対もない、これが
本当に正しい情報なんだということ伝えていただきたいなという
ふうに思います。

それから、ツー・プラス・ツリーの、（三）番に行きます。

二〇一一年のツー・プラス・ツリーでの馬毛島を恒久的な訓練基地
にするの合意文書の撤回、私は最初からこれは申し上げますが、防
衛省は、私たちに説明した八月七日ですね、八月七日の説明がスタ
ートなんだというふうに説明をされました。

しかし、私たちは、二〇一一年のツー・プラス・ツリーで、頭ごな
しに、私たち地元は何の説明もなく、馬毛島を恒久的な訓練基地に
すると、アメリカから二人、日本から二人出てきて、ツー・プラ
ス・ツリーといわれるそこで合意をしてみました。地元には何の説明
もなく、こういうことをしてしまいました。私はそこがスタートラ
インだというふうに思いますので、やっぱりこのツー・プラス・ツ
リーの合意文書があって、そこからアメリカと日本の国との馬毛島を
めぐる問題がずっと続いてきていると思います。

そういう意味では、ツー・プラス・ツーの白紙撤回を迫ることが私は大事なことじゃないかなというふうに思っています、この問題を、質問、市長にお伺いしたいと思います。

馬毛島における施設整備の必要性を強調する問題として、北朝鮮の核開発、中国の脅威を米軍基地建設の最大の理由にしています。

しかし、日本政府は、中国の人権抑圧にも一回も抗議しておりません。そしてまた、核兵器廃絶にも、五十か国が調印したにもかかわらず、日本は背を向けている。

こういう状況の中で、危険だけあおって馬毛島に、中国や北朝鮮が危険だから、馬毛島に基地を置かなければいけないんだというふうに私たち地元で説明するというのは全くもおかしい論理だと思います。

そういう意味では、ぜひ、説明文書六ページ、馬毛島に自衛隊施設を整備する必要性の三で馬毛島にFCLP施設を置く必要性を説明しています。硫黄島は千四百キロメートルだから遠い、だから岩国から近い馬毛島、四百キロメートル、これをアメリカにとつて都合がいいんだということを決めて、ツー・プラス・ツーで決めました。そのことについて市長はどのような認識なのかをまずお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 二〇一一年の日米の合意文書について撤回を図るべきだというお尋ねだと思います。

この文書につきましては、その撤回を求めて、種子島、屋久島の

首長と議長とで協議会をつくりまして、国や県に反対の要請を続けてきた経緯がございます。

その後、この協議会は解散しておりますけれども、最近では、地元市民の中でも賛成の動きも活発、出てきていることも事実であります。

そういう中で、御質問の撤回の件につきましては、慎重に貴議会とも相談の上、対応が必要だと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 今の市長の答弁は本当に当然だと思います。こういう長い、二〇一一年といたら約十年前のことです。その間に私たちに何ら情報もなく、突然、この一、二年で話が進み、そして百六十億円という辺野古の予算を国会審議も経ずいきなり私たちの前に提示されたということでは、本当に地元無視だなどというふうに思います。

そういう意味で、反対の人も賛成の人もですね、ぜひ正しい情報を知って、このツー・プラス・ツーに限らず、これはあくまでも国民が納得したわけではなく、ただ米国の二人、そして日本の二人が決めただけの話だというふうにも捉えられますので、ぜひ私たちは馬毛島に基地を許さない。

○議長（永田 章君） 橋口議員、今の発言ですけど、米国の二人、日本の二人という発言はいかがなものかと思えますけれども。

○一六番（橋口美幸さん） はい、じゃあ、訂正します。

国の代表の重要な二人の人たちで決めたことではありませんが、国

会の中でどのように議論されたか、そして私たちにどのように報告されたかというのは、全くされておりません。

ですので、私たちは、馬毛島の米軍基地に反対する、こういう運動は引き続き一緒に強めていかなければいけないというふうに思います。

そこで、(四)番に行きますが、今、防衛省の説明がですね、榕城校区の説明が下西校区と併せて昨日から始まっております。そういう意味では、新聞記事を読みますと、反対する人たち、そして、不安な人たちの意見が多かったというふうに昨日の記事ではあります。

私は、そこで、この記事の中で本当に大事だなと思ったのは、移住者の人たちの声です。市長も、議会の初めの頃に、人口が増えましたということはこの議場で本当にうれしそうに報告されました。私たちにとっては本当にうれしいことです。しかも、今、移住をしてくれる方々が大変増えております。そういう中で、移住者の皆さんは、基地がないからこの島に来たんだということをおっしゃっています。

そういうことも、やはり市長がですね、市民になぜ今の馬毛島基地が反対なのかって、市民の皆さんの、なぜ反対するのか、なぜ賛成しているのかということを知りたいという説明会をですね、ぜひ設定するべきだと思いますが、そういう計画はあるのでしょうか。あるのかないのかをお聞かせください。

○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

現在、防衛省による住民、各校区への説明会が進行しているところではありますが、そうした中で、この開催以前から、市長についても説明を、考えを聞きたいという申出がございましたので、これまでも区長会には申し上げてきたところでありましたけれども、今後、私の考えを説明してほしいという要望があれば、校区というようなことになると思いますけれども、その旨は伝えてきておりますので、要望があれば答えていきたいと考えております。

現在、榕城校区、それから立山校区、下西校区での説明会の開催が決まっております。いずれも十二月中の実施を予定しております。以上です。

○一六番(橋口美幸さん) ぜひ、そういう日程が進んでいるのであれば、ぜひ住民の皆さんが、賛成の人も反対の人も含めてですね、本当に将来、私たちのこの地域に馬毛島米軍基地建設、本当にプラスになるのか、そして将来に禍根を残すようなことにならないか、このことも含めて議論していく大事な機会をつくっていただければと思います。

以上で馬毛島問題を終わりました、次の質問に移りたいと思います。

中割地区地域活性化交流拠点施設(通称こうのみね館)が今運営されておりますけど、この状況、今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

まず、このみね館の目的は何か、その目的をどのように達成したか、その評価について担当課からお伺いします。

〔地域支援課長 松元明和君〕

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

当該施設の設置目的につきましては、中割地区地域活性化交流拠点施設の設置及び管理に関する条例第一条におきまして、市民の生きがいづくり及び健康づくりを促進し、地域の交流及び地域活動を支援するとともに、地域資源の活用により市の活性化に資するためと規定されております。

その達成状況及び評価につきましては、中割校区住民の各種会議やイベント、元氣アップ体操等の集いの場として活用されており、また平成二十九年十月に開所以来、徐々に宿泊者数も増加してきておりますので、さきに述べた生きがいづくり、健康づくり、市民の交流及び地域活動を支援するといった設置目的を一定達成しているものと評価しているところでです。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 現在の中割校区の第一条目的、設置目的というふうを読んでいいと思うんですけど、市民の生きがいづくり及び健康づくりを促進し、市民の交流及び地域活動を支援するとともに、地域資源の活用により市の活性化に資するため、交流の機会及び場所を提供する公の施設として、中割地区地域活性化交流拠点施設を設置するとの設置目的になっておりますが、この目的達成

に向けて地域の要望は何だったのか、そしてその地域の要望がどう生かされ、活用されようとしているのかをもっと具体的にお伺いしたいと思います。

○地域支援課長（松元明和君） この設置目的に対しまして、地域自体に関しては、地域の中での実行委員会形式を取って議論を重ねてまいりまして、当然、担い手の不足、人口の減少に対してその部分の補填、それから高齢者の見守り等ですね、それを地域一丸となってやっていきたいという、そのようなお声をいただきまして、この拠点化を進め、活動、取り組んでいるところでございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） じゃあ、担い手不足があつて、担い手を育成するまでには行っていないという理解でよろしいんでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） 地域の在り方、それから地域のゴールという部分につきましては、当然、住んでいる人たちですね、高齢化であったりとか社会の状況の変化、そういったものがありますので、簡単にそのゴールの部分のところをこれですというふうな設定はできない状況です。

そういった中で、日々、お話を聞きながら、変化にも対応していきながらですね、取組を進めているところです。

それでも、この担い手の部分のところに関しましては、平成二十五年についてなんですが、高齢化率の分が四六%だったものが、令和二年の三月三十一日で高齢化率は四七%、ある程度横ばいの状況

がずっと続いております。

この要因としては、移住者、若い世代の方々が何世帯か入ってこられまして、この分の高齢化率の向上という分を抑えているように、もらっておりますので、ここは一定評価できるものと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） まさに地域支援課の課題である移住者の皆さんによって、高齢者の皆さんもこの交流館を拠点にしてコミュニティションが進んでいるという実態もあるのではないかと私は思っているんですね。

そういう意味で、やはり今後の活用方向としては、現在、地域おこし協力隊が配置されております。そして、地域の人たちが集える食事会や押し花教室、料理教室など、まさに地域の食材や自然を利用した取組が進んでいると私は認識しておるんですが、その取組を担当としてはどのように評価しておられるのかをお伺いしたいと思います。

○地域支援課長（松元明和君） 今の御質問につきまして、集落支援制度であったりとか地域おこし協力隊制度の活用という部分でよろしいでしょうか。はい。

このことにつきまして、高齢化それから人口減少に対して、地域の中での校区運営であったりとか活動内容自体が徐々に縮小してきている傾向がありましたので、外からのそのお手伝い、それから地域の中で中心的に活動していただく方をそこに据えることで活性

化を推進していこうというような考えで取り組んでおります。

そういった中で、中割校区に関しては、協力隊の活用をしているんですけども、その方の持っているスキルが先ほど議員がおっしゃられたような内容になっております。地域の特に高齢者を中心に楽笑会、そういったところで展開をしたりとか、あと各高齢者のお宅に訪問しながら取組を進めているというような状況です。

○一六番（橋口美幸さん） 本当、協力隊の皆さんと地域の皆さんが協力し合って、協力隊のスキルを本当に地域の人に広げたい、この中割校区生姜山の近くで取れた野菜を料理して、ワンコインで地域の高齢者の皆さんと食事を、食事会をして交流をする、こういうことが行われていて、やっぱりそういう取組を各校区に広げていけるような教訓的なものをぜひ市内に、担当課としてはですね、広げていただきたいなということをまず要望したいと思います。

で、市長にお伺いしたいんですけども、この中割地区の地域活性、あ、すみません、もう一点、担当課にお願いしたいと思います。

今後、今まで活用している活用の仕方が来年度からはどのように変わっていくのかということが地域の皆さんはちょっと分からないという声も、全体ではないでしょうけど、部分的に、来年からはどのような活用がされるのかということがちょっと不安なところだそうですね。民間の会社が聞きに來たりしているという状況もありますので、その正しい情報を担当課にお伺いしたいと思います。

○議長（永田 章君） 橋口議員、これ、（五）ですか。ちよっと

課長も戸惑っていますよ、答弁に。

○一六番（橋口美幸さん） ごめんなさいね、すみません。（四）です。

○議長（永田 章君） 四ですか。

課長、四ということで答弁をお願いします。

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

（四）であれば、今後の方向性はどう議論されているかという質問だと思いますが、当該施設の運営につきましては、中割校区に委託しているこの運営状況の中で、令和元年度に行った校区の今後の在り方を検討するワークショップというものを開催しまして、地域住民の中で、校区で施設の運営、維持をしていくことについて、マンパワ一的にも限界を感じているという、そういうふうなお声もありました。

公共施設の管理運営は、原則、指定管理者制度の活用が基本となっているんですけども、地域住民の皆さんと一緒に同制度への移行について議論をしていきたいというふうに考えておりまして、その中で、島外の民間企業のお力をお借りすることができないかということ、過去二年の中で十社以上、中割のほうにもお連れしているいろいろお話もしたところだったんですが、その中で、中割のほうに興味をいただいているところが一社ございまして、その部分のお話を今進めているところでございます。

よろしいでしょうか。

○一六番（橋口美幸さん） その一社の、どういう事業者だとか、そこがお伝えしている範囲でお聞きしたいと思います。

○地域支援課長（松元明和君） 現在お話を進めているところにつきましてはIT関係の企業でして、もともとプログラム等をして商品を海外のほうでつくりというふうなビジネスモデルをつくっているんですけども、その研究開発部門を種子島のほうに設置したいということでお話を進めております。

企業側の話、今の現段階では、当然、我々も中割校区の部分の担い手を増やさなければいけないというところがありますので、社員の方に来ていただいて、当然、移住者を増やして、会社、働く場所も設置するというような考え方の中で今話を進めています。

で、軌道に乗りましたら、地元の高校生ですとか若い方を採用していきたいというふうなお話もいただいていますので、ぜひとも進めていきたいというふうに考えているところです。

○一六番（橋口美幸さん） では、そのことは、このみね館の運営形態が変わるといふこととは関係ないという捉え方でよろしいのでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） こうのみね館の運営形態につきましては、先ほど話を、説明させていただきました指定管理者制度への移行という部分のところにおいて形態が変わるといふふうに捉えた場合、現在は中割校区のほうに委託をさせていただいている状態で、企業のほうが入ってこられてすぐ指定管理のほうの話にはなり

ませんので、当然、地元のほうと企業と一緒に話を進めていきながら、指定管理のほうで運営のほうをしていきたいというふう
にこちらのほうは要望を持っているところですよ。

○一六番（橋口美幸さん）　じゃ、今の答弁で、地元との合意形成
をつくっていくということが前提だというふうには認識をいたしました。

市長にお伺いしたいんですけども、今担当課の方もおっしゃいました
が、やはり協力隊のスキルを生かした、地域の声にあった食
材を使った食事会だとか、そういうことを今進めているわけですが、
やはり調理室とかそういう作業場を欲しいという地元の皆さんの声
があるんですが、そういう予算編成については協議されているのか、
されたことがないのか、要望が伝わっているかどうかということも
含めてお伺いしたいと思います。

担当課、すみません、お願いします。

○地域支援課長（松元明和君）　先ほど説明させていただきました
とおり、現段階では、まだ地域のほうと顔合わせをしたりとか、こ
の話の部分のところを成立に向けて調整をしている段階でございます
して、地域の中での一定の協力であったり役割の部分であったりとか、
課題の設定であったりとか、そういったものがしつかりできた
状態の中で、予算化、正式な手続のほうに進めていきたいというふ
うには考えているところですよ。

○一六番（橋口美幸さん）　ありがとうございます。

現段階のこのみね館の実情をまた整理して、地域の皆さんにも
私も伝えたいと思います。担当の皆さんもぜひ分かりやすい報告を
お願いしたいと思います。

続きまして、子育て支援策として、三歳未満児の保育料軽減を求
めたいと思います。

まず、子育て支援策として、保育料無料化制度の現状、消費税一
〇％に引き上げて、その財源は社会保障に充てるとして、四歳から
の保育料が無償化されました。制度後の園児数やその負担額、負担
割合をお伺いしたいと思います。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君）　教育・保育施設の無償化に関する
園児数、負担額、負担割合について御説明をいたします。

初めに、園児数についてですが、平成三十一年四月において、保
育園二百九十五人、認定こども園百七十一人、幼稚園二十八人、計
四百九十四人となっております。

教育・保育施設の無償化後の令和二年四月時点において、保育園
二百八十五人、認定こども園百七十一人、幼稚園二十七人、計四百
八十三人となっております。

全体で十一人減少しており、無償化により大きな変化はなかった
ものの、少子化の影響が出ているというふうには考えております。

次に、教育・保育給付費に対する利用料の負担額及び負担割合に
ついて御説明をいたします。

令和元年度の教育・保育給付費が六億八千二百九十一万九千八百四十一円に対して、利用料が四千九百八十九万六千二百二十円、負担割合は七・三二%となっております。

令和二年度見込みは、教育・保育給付費が六億八千八百八十三万四千六百九円に対して、利用料が二千八百三十六万七千六百円、負担割合が四・一二%となっております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

保育園の園児数が十人減となっていることは少子化の影響ではないかというふうに担当課の所長もおっしゃられました。

単純に出産数との比較とはなりませんけれども、とは思いますが、平成二十九年度の出産数百七十七人、平成三十九年度は出産数で九十七人、一年で二十人の出産数の減となっております。

特に、三歳未満児を預かる保育園での園児数減も気になる場所ではないかと私も思っております。そういう意味では、本当に三歳未満児、一番保育、お金のかかる年齢だと思います。そういう子どもたちの保育料が、今、有料というふうになっていることを考えると、やはり三歳未満児を預かる保育園での園児数減をしている中で、少なくなっている子どもたちに厚い保障をしていく、こういうことも大事になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

保育給付の数字も出していただきました。負担率七・三二%から四・一二%に下がっております。そういう意味では、子どもたちの

少子化に対する状況が見えてきたなというふうに思います。

次に、次の質問をしたいと思います。

三歳未満児の園児数と世帯数、お願いいたします。

○福祉事務所長（下川法男君） 三歳未満の園児数と世帯数について、十一月一日現在の数値を用いて御説明をいたします。

ゼロ歳児が保育園二十七人、認定こども園八人、幼稚園は〇人となっております。計三十五人。一歳児が保育園四十四人、認定こども園二十人、幼稚園は〇人となっております。計六十四人となっております。二歳児が保育園六十八人、認定こども園三十人、幼稚園三人、計百一人、合計で三歳未満園児が二百人、世帯数は百六十七世帯となっております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） この資料も頂きましたけれども、保育園、認定こども園、幼稚園合わせて、ゼロから三歳未満児の占める割合は、保育園で四八%、そして認定こども園で三三%、幼稚園で〇・一%というふうになっております。

圧倒的に保育園の子どもたちが園児数の半分近くを占めているわけですが、やはりゼロ歳から、女性が働き続け子どもを産み育てる状況がやっぱり保育園に預けている、この保育園の役割が非常に大きいのではないかと思います。

三歳未満児の占める割合、ゼロ歳が多いということと、それからゼロから三歳児の保育料負担の現状を見ますとですね、利用者負担

が十二段階と現在なっておりますが、うち二段階から五段階の世帯が多いという資料が、資料を見ると分かります。

そういう意味で、子育て支援策として、三歳未満児の保育料の軽減策をぜひ求めたいと思います。

現在、四歳以上の子どもたちは、国の消費税一〇%と絡めて無料となっておりますが、ゼロ歳児からの支援策こそが女性が安心して働き続けられ、若い人が結婚して子どもを産み育てやすい環境整備を進めることが地域の人口増や経済活性化につながるようになるのではないかと、これをぜひ根拠に提案をしたいと思います。

保育士の配置基準、ゼロ歳児は三対一です。三人の子どもに、乳幼児に対して一人の保育士が必要です。一・二歳児は六人の子どもに対して保育士一人、三歳児になりますと、二十人の子どもを一人で見れます。四歳以上は三十人の子どもを一人で見れます。

こういう保育基準を見ますと、本当にゼロ歳児に費用がかかりますし、人として育てる、育っていく大事な年齢ですので、丁寧で質的にもいい保育が必要だと思えます。そういう保育だからこそ、ゼロ歳児の保育環境に行政が手を差し伸べるべきだと思います。そういう財政的な援助が必要ではないかという提案ですが、市長の見解を求めたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

子育ての支援策として、三歳児未満への軽減策をとということになります。

これにつきましては、本市といたしましても、積極的にこれまで取り組んでいるところであります。子育て世帯、子どもを取り巻く環境への経済的な負担を軽減する施策といたしましては、これまで保育料の負担軽減、それから子ども医療費助成の十八歳までの段階的拡大、それから給食費の第二子以降の無償化といった市独自の取組もこれまでしてまいりました。

これに加えて、本年度からの幼児教育・保育の無償化ですとか、それから乳幼児医療の現物給付など、国や県の取組に対してスムーズに対応するというところにも心がけてきたところであります。

本年度からは、幼児教育・保育の無償化に伴う第二子の副食費の無償化と子育て応援券の出生時の拡充に取り組んだところであります。

今後とも、子どもたちが健やかに成長し、安心して子育てができる社会の実現を目指して努力を続けてまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 子育て支援については、前長野市長の時代から子ども医療費を、もう今は高校生までやっていたり、六万円のお産の、新生児へのお祝い金、本当に子育て支援は他自治体に比べても充実していると私も本当に自負しております。だからこそ、やはり私たちの自治体、西之表市ですとね、若い人たちがもつと住みやすい環境づくり、求めていきたいと思えます。

そういう意味では、国がですね、四歳以上を無償にしたということについてはすごく評価をしながらも、やはり今、日本は女性の活

躍推進を掲げております。しかし、日本のジェンダー・ギャップ指数、男女平等度ですね、これは百五十三か国中百二十一位という残念な結果になっております。

現在、私たち、皆さん担当課の方を見ましても、女性の方が増えているということは、大変、私も同じ女性として喜ばしいなと思います。それにも、やはり半分の課長さんは女性がいると、もっといろんな政策面でも充実するんじゃないかなというふうに同じ女性の立場で思うんですが、やはり女性の活躍推進、どんどん進めていってほしいなと思います。

そういう、女性が社会進出をするからには、やはり産後すぐ職場に復帰できるような環境づくり、これが大事じゃないかなというふうに思います。

ゼロ歳から安心して預けられる保育環境、そして四歳からの、今、無償化制度になっておりますが、国の制度としてゼロ歳児から拡充することをぜひこの自治体からですね、要望しながら、自治体独自の子育て支援策として、例えば、三歳未満児二百人、百六十七世帯でした。例えば、本当に徹々たる三千円とか二千円とか五千円とかの保育料軽減をしていって、徐々に国にもそのゼロ歳からの保育料無償化を求めていってほしいという要望も加えながら、この質問を終わりたいと思います。

次に、高速船のダイヤ改正についてお伺いしたいと思います。
高速船は冬ダイヤに入りまして、私自身もいつ、突然冬ダイヤを

知ったような気がします。

鹿児島からの最終便、現在、十五時発ということになっております。住民から最終便を十六時発にしてほしい、こういう声はずっと以前からあるんですけれども、本当に向こうを十五時発ということになりますと、今、七時がない段階では、八時発で行って、そして三時に乗るということになる、病院に行ったときに一泊しなければならぬ状況が生まれてきています。

そういう中で、会社側に対してですね、行政から住民の声を、十五時発じゃなくて十六時発にしてほしいという住民の声を届けていただきたいということなんです、このことについてはいかがでしょうか。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員御案内の件につきましては、熊毛地域の公益的組織でございます種子島屋久島振興協議会にて要請ができないか、関係自治体と協議させていただきたく存じます。

県とも情報を共有し、島民の利便性向上のため努めてまいります。
以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 高速船は生活道路として、会社側も、そして行政も位置付けていると思います。その上で、ダイヤ改正がどの時期に行政に伝わってくるのか、そしてお盆や年末年始の臨時便などのダイヤ変更時に行政はどのような段階で伝わっているのか

を教えていただければと思います。

○企画課長（森 真樹君） えっとですね、そのときそのときによって実は違うという、一定のルールがあるわけではございません。変更前に来る場合もございますし、変更した後に連絡が来る場合もあるということで、その辺につきましては、最近は大分改善はされてきていると思いますけれども、引き続き会社とも連携を取りながらやっていきたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ダイヤ変更については、ルールがないからそのときそのときだというふうにおっしゃいましたけれども、やはり島民にとっては、本当に冠婚葬祭だったり通院だったり、旅行で利用するということはあまりないと思います。職場の出張だったりですね。特に、通院の場合、宿泊を伴うということは、ただでさえ低所得の人が多いこの島民なので、ぜひ日帰りができる十六時発を冬ダイヤでも確保していただきたいというふうに思います。

安心して暮らしたいと願う住民の声を、民間の会社ではありませんけれども、市長として、この市民の声をですね、ぜひ届けていただきたいと思います。皆さんの高速船に対する思いは、あって本当にありがたいという気持ちもありながら、やはり緊急に病院に行かなくやいけない、冠婚葬祭があった、急に行かなくやいけなくなったという事案が多くなっております。そういう中で、高速船のダイヤ改正、何とかしてほしいという声は、会社への要望ではありませんが、そういう声がありますので、ぜひ市長も含めて担当課の皆さんも住

民の声を会社側に届けていく努力をしていただきたいというふうに思います。

以上を要望いたしましたして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時二十分頃より再開いたします。

午後二時二分休憩

午後二時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） お疲れさまでございます。和田香穂里です。

本日最後、そして私にとって任期最後の一般質問となります。通告書に従って質問を行います。

まず初めに、十月七日の市長の所見で示された基地経済に依存しないまちづくりの姿勢と課題を伺います。

十月七日、馬毛島問題への所見の中で、市長は「失うもののが大きい」として「基地経済に依存しないまちづくりを推進するこ

とにこそ、持続可能な社会への希望があります」と述べられました。その失うものとは、第六次西之表市長期振興計画基本構想で掲げられた目指すまちの姿、すなわち西之表市の将来像として挙げられている「人・自然・文化——島の宝が育つまち」に示される島の宝にほかならないと思います。

市長の所見には、自然、豊かな漁場、景観、遺跡が秘めている歴史など馬毛島の宝と、豊かな自然、海の幸、先人の知恵、静かな環境、そして地域本来の力など種子島の宝が挙げられています。これらの宝は、まちづくりの資源となるだけではなく、人を引き寄せる力を持っています。

新型コロナウイルス感染防止のために、多くの方が島外との行き来を控え、帰省や観光で来られる方も少なかった中でも、移住者や観光客の多くの方々から高い評価を得ていることは非常に喜ばしいことですし、先ほどの同僚議員の質問にあつたしおさい留学生の倍増もこの島の宝によるところが非常に大きいと思います。

先日行われた「ブルーエコノミーと種子島の漁撈文化」というシンポジウムでは、三人の移住者の方が種子島への思いを語られました。

まず、北海道から沖縄まで旅をしたその末に種子島への移住を決めた女性は、開けた空、緑の多さ、きれいな海、人のよさ、これらを理由に、唯一住みたいと思ったところだったと述べられ、四人の子どもさんのうち二人はここ種子島で出産されたそうです。

次に、農業や地場産の木材を使った製造業に関わっている男性は、種子島には環境配慮型の一次産業をベースにした循環型の生活に取り組みやすい環境があり、そういった暮らしを求める人にとってはほかにないとても魅力的なところだと繰り返し返されました。

福島原発の事故から避難してこられた男性は、四国、九州、沖縄等の南西諸島を探し回った中で、家族の満場一致で決まったのがこの種子島だった、ふるさとを失って不安だらけのこの心を穏やかにしてくれたのは島の大自然だったと言われ、第一次産業の聖地のよくなこの島の自然を取り戻そうという訴えには大きな拍手が湧いていました。

島の宝に魅力を感じて、島の宝を生かし、島の宝を守って暮らしている移住者の思いをシンポジウムに参加された多くの方々が共有されたと思います。

観光や仕事で訪れる方も、美しい海、豊かな自然、人のよさなどに引かれ、リピーターが多いと聞いています。

一方で、地元の方からは、しばしば、よそから来た人に案内できるところがない、一日見て回ればおしまいで間がもたないとか、芋と焼酎と黒糖くらいしかないとか、遊ぶ場所がないなどの声を聞きます。

中には、次の質問に挙げるように、ここには何もない、よそからよくこんな何もないところに来るもんだとか、豊かな自然だけじゃ食っていけないという声も聞きます。

これは謙虚さの表れとも取れますが、あれもない、これもないと評価が低いところに、実は地域活性化へのヒントがあるように思います。

そこで、伺います。島の宝が育つまちを掲げて市政を進めている市長は、移住者や観光客の目から見た島の宝と地元住民の何もないという意識の差をどのようにお考え、そしてどのように埋めていかれるでしょうか。

以下の質問は質問者席より行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

種子島の島の宝についての議員の見解、それから御指摘でありま

す。何も無いということへの、いう言葉が聞かれるということですが、議員もおっしゃいましたように、謙虚さの表れと言われましたけれども、私も、どちらかというと、謙譲の美德というか、それを象徴するような言葉ではないかと思えます。

しかしながら、この島のよさを、言外に胸に秘めているよさを、へのその表現力といえますか、それから発信力が発揮され、発揮すれば、もっとよくなるんであろうという激励の言葉と受け止めたいと思います。

移住者や観光客の目から見た際に、この地に長く接するほど、この島の宝の魅力を感じてくださると思っております。引き続きこの

宝を生かして地域の魅力に磨きをかけた取組を推進してまいりたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 確かに市長のおっしゃるように、表現力、発信力を高める、これはとても大事なことでと思うんですが、最近では、地域おこし協力隊の方の活躍などでその辺りも大分高まっているのではないかと思います。

それでもですね、ほかに、西之表市はお金がない貧乏な自治体だとか、子どもや若者が減っていくばかりでどんどん人がいなくなるなどの声も実は多く聞こえています。

西之表市は、では、そんなにも危機的で先行きの暗いまちなのでしょうかと考えたときに、実はそうではないという客観的なデータや考察を幾つかここで共有したいと思えます。

まず、市の財政についてです。今月の「市政の窓」で、今年度前期の予算状況と昨年度の決算について、西之表市の台所事情が示されています。読む気が起きない数字と文字が並ぶ中には、実はとても大事なことが書いてあります。

まず、特別会計も含めた昨年度の決算の実質収支が二億二千万円の黒字だったこと。それから、二〇〇一年には、これ、平成でいうと十三年ですが、には百七十五億円もあった地方債の残高が二〇一九年度末には百一億七千万円、つまり十八年間で七十三億円以上も借金を減らしたということです。

そして、ここには書かれていませんが、市の目的別の貯金ともい

える基金残高、こちらは十八年前の三億七千万円から、昨年度末には三十四億八千万円にまで増えています。

我が西之表市は黒字決算で、借金は減らして貯金を増やしているんです。大赤字で貯金も底をつきそうだった二十年ぐらい前から大きく改善されています。もちろんここに至るには、現在第五期にある行財政改革大綱を柱にした身を切る改革が続けられてきたことを正当に評価すべきだと思います。

ただ、市民一人当たりの税負担や公債費負担の増加は見過ごせないところではありますが、いずれにしても、「市政の窓」のこのページが市の財政に対する市民の意識や認識を深めることに全く役に立っていないと思われるところが非常に残念です。ぜひとも記事の編集に工夫をしていただきたいところと考えます。

次に、出生率やUターンについてです。

先日、南日本新聞に、南西諸島における若者の動向、三十代の三〇%から四〇%Uターンという記事が掲載されました。執筆者、徳野貞雄熊本大学名誉教授は、冒頭で、日本の合計特殊出生率は一・四〇だが、種子島から与那国島に至る南西諸島は出生率が高く、多くの子どもが生まれているのに、地元の人がその事実をあまり認識していない、なぜだろうと問いかけ、地域全体の人口減少と五十年前の激しい人口流出の記憶が心の傷として深く刻まれていると答えた後に、現実には、進学や就職で島を出た若者の三〇から四〇%が三十代までに故郷やその近くに戻ってくるUターン現象が起きてお

り、人口減少の原因は、若者の流出ではなく、高齢者が亡くなっていくためだとして、伊仙町と西之表市の人口動態を挙げています。

二〇一五年の西之表市の合計特殊出生率は一・九四とかなり高く、高齢化で人口減少はしばらく続くも、若年層は安定的に再生産され、若者は定常的な人口規模をサステイナブルに維持し続けるとしています。

具体的には、十代前半で七百六十三人の人口が二十代前半で三百三十一人と半分以下になるが、三十代前半で六百八十一人、三十代後半では八百人まで増えており、昔のように多く子どもを産むわけではないが、統計上、西之表市の若・壮年層の人口は安定していると説明されています。

そして、Uターン、Iターンの動機が暮らしやすさ、子育てのしやすさであり、様々な生活産業で働くことで暮らしを成り立たせていること。生活産業とは、分かりやすく言えば、電気、ガス、水道、道路、船舶、港湾、学校、病院、介護施設、役場、スーパー、コンビニなどのほか、離島で欠かせない車に関わるガソリンスタンドや修理工場、保険会社なども含まれることを紹介した上で、田舎には働く場がないと言う大人が多いが、仕事がないから若者が戻ってこないと言っている人はぜひ認識を改めてほしいとも述べられています。

記事の締めくくりに、南西諸島が都市部のように密集化せず、環境や人間関係が適度に保たれた生活しやすい地域として、また国連

のSDGsを充足しやすい地域としても評価されつつあることに加えられています。これは先ほど紹介した移住者の言葉と見事に重なり合うものだと思います。

ところが、そういった我が市のプラスの状況や活性化につながる要因が市民に認識されていないところがあるのではないかと、そこから基地を誘致あるいは許容することで雇用や人口を増やすべきだという声が上がってくる、基地に頼った経済を望む声が増えてくるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねします。(二)です。大幅に持ち直した市の財政や都市部に比べて高い出生率やU・イターンの若い世代の活躍など、活性化につながる諸要因が市民に共有されていない原因とその対策をどのようにお考えでしょうか。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

御質問の件につきましては、本市の情報発信の在り方、あるいは市民の市政への参画の在り方、その仕組みなど、まだまだ改善すべき点が多々あるかと思えますので、検証の上、対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○七番(和田香穂里さん) それでは、この問題に関して、市長の御見解はいかがでしょうか。

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

先ほど議員御紹介のあった徳野貞雄さんの記事に関して、私も興味深く読ませていただいたところでありました。内容につきましては、日頃から私も感じておるところでありまして、流出した若者が五年後ないしは十年後には力強く復帰して、復元、Uターンという形でありますけれども、そういう方々が戻ってきていると。このことを我々も再認識して、その人たちがなぜ帰ってきたか、どういうことがよくて帰ってきたのかとかですね、その理由についても分析しながらですね、これを我々そしてまた市民が、その原因とかにつきまして十分認識して、我々の将来のまちづくりに役立てるように、そういう生かし方を考えていきたいと思えます。

○七番(和田香穂里さん) ぜひ私は一度この徳野教授のお話を聞いてみたいと思うんですが、こういった島の宝の再発見につながるようなお話をぜひ行政、議会、市民そろって面白い材料について学んだり共有したりする機会を持ちたいと思うんですが、来年度実現する可能性はないでしょうか。通告外なんですけれども、お答えいただけますか。

○市長(八板俊輔君) 徳野さんとは以前から、私、何ですか、交友といますか、お会いしたことがございまして、今回、この記事の前後に、つくる前後に、電話ですけれども、お話をいたしました。また、その中で、機会があれば、種子島を訪れている協力的なということもございましたので、その意向を非常にありがたいと感じております。何らかの形で徳野先生にですね、協力していた

だけけるように何か考えていきたいと思っております。

○七番（和田香穂里さん） 楽しみにしております。ぜひお願いいたします。

ちなみにですね、十一月二十四日の産経新聞には、複数のなりわいを持つ若者、いわゆるマルチワーク、例えば、半農半Xなんていう言葉もあるんですが、そのマルチワークの実践者が農林水産省検討会で行った報告について、田舎は仕事がないほうそという見出しで、産経新聞ですね、記載されていることも付け加えさせていただきますと思います。

さて、先日、一方通行の社会実験に合わせたイベントがありました。ここでは、多くの子ども連れの御家族が三人、四人と横に手をつないで、あるいはゆったりとベビーカーを押しながら笑顔で歩く様子が見られていました。こんなにたくさんの方々がここで子育てをしているのかと、私は本当に驚きながらもとてもうれしく感じたところでした。

一方、やはり若い世代の減少によって、一次産業や地域の深刻な担い手不足が生じているのは事実だと思います。

十代後半での人口流出、これは高校卒業後にほとんどの生徒が進学や就職で島を出ることと起きています。彼らは地元の仕事がないからという理由で島を離れるのでしょうか。私は、それは一つの小さな要因にすぎないのではないかと考えます。本当の理由は、人としての根源的な望み、すなわち自分の未来につながる道

を自分自身で見つけない、親元を離れて自由に羽ばたきたい、そういった思いなのではないでしょうか。広い世界に出て様々な経験に鍛えられ、懸命に生きる若い命は、遠い町にいても、この島にいても、どこにいても島の宝には違いないと思います。先ほど市長もいつか帰ってきてくれる、そういったことをおっしゃっていましたが、その巢立ちゆく背中を、行ってこいとどんと押し上げてあげることが島の大人の責任であって、仕事があるなしとは別の長い長い歴史の中の人の営みの一つだと思えます。

先ほど、島の宝に引かれてUターン、Iターンする若い世代の姿を共有させていただきましたが、私は二〇一八年三月の「自然と共生するスマートエコアイランド種子島」シンポジウムで、種子島高校の生徒による発表、そこで若い人の思いに触れたことが忘れられません。

大学の先生方も感心されたすばらしいその発表のキーワードの一つは、「帰ってきたいねがしまんま」という言葉でした。覚えていらつしやる方もいらつしやると思いますが、それは、一度はふるさとを離れても、豊かな自然と人情あふれる今と変わらないこのままの種子島にいつかは帰ってきたいという思いを込めた言葉でした。けれど、何もしないでいては、島のよさは持続できずに衰退してしまう。では、何が必要かということを高校生が真剣に考えて、その彼らが出した答えの中に、馬毛島基地の姿も米軍FCLPの影もありませんでした。発表した高校生は既に卒業しているはずですが、

若い人が帰ってきたいと心に描くふるさとの姿をいま一度聞いてみたいと思います。

また、子育て世代が町のイベントにあふれているのに、大字地域にその姿が見えなくなっている原因は何か、なぜ若い世代は大字を出ていってしまうのかについては、これまでは個別の事情として捉えられている部分が多かったように思いますが、住まいや子育て環境や地域との関係性などを若い世代の視点で見直していく必要もあるのではないのでしょうか。

そこで、伺います。市街地でも大字でも、まちづくりには若い人たちの実態や思いを反映させることが不可欠だと思いますが、(三)です。若者の流出は雇用がないことだけが原因なのか、若い世代が地域の担い手になっていないのはなぜかなど、若い世代の生活の実態や意識の把握をどのように行っているかをお答えください。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○**経済観光課長（岩下栄一君）** 若い世代の実態や意識の把握についてお答えをいたします。

本市では、毎年、高校二年生を対象に進路等に関する意識調査を行っており、将来の担い手となる若い世代の意識の把握をしております。

また、今年で三回目となる中高生を対象にした未来ワークショップでは、地域の現状や課題を踏まえ、地域資源を有効活用して持続可能な社会のあるべき姿について提言を行うことで、本市の持つポテ

ンシャルを考える機会につながっております。

さらに、高校の一・二年生を対象に、一昨年から島内企業との進路情報交換会も行われており、職業の選択として本市の事業所を知る機会を増やすことで、地元への定着を推進しているところでございます。

関連してでございますけれども、先ほど議員が熊本大学の徳野名誉教授の論文の御紹介させていただきましたけれども、本市が本年四月に実施しました市民アンケート調査におきましても、回答者の約四割が就職等で島外に一度転出し、その後市内に帰ってきたUターン者となっております。

また、本市の商工業におきましても、例えば、商工会の青年部では、近年、Uターンによる新規の加入者が多く、活動も活発になってきております。

さらに、地域の伝統行事が若い世代の手で復活した事例も聞かれるようになりました。

今後、若い世代がこれからの時代をしっかりと担えるように、実態を踏まえた課題の解決を図りながら各施策を実施してまいりたいと考えております。

○**七番（和田香穂里さん）** 市民アンケートで、四割がUターンという結果がちゃんと出ているということですね。ただ、これがやはり市民の中に共有されていないというところが問題なのかなというふうにも考えます。市長も先ほどおっしゃいました表現力、情報発

信力、これを島の外へももちろんなんですが、やはり市民が共有できるような形の情報発信というのをしっかりとただけたら、市民も、ああ、私たちの島はこんなにすてきなんだという認識を持っているのではないかなと、その認識を強められるのではないかなと思います。

そしてですね、市長の馬毛島問題への所見、ここに、基地に「依存しないまちづくりを推進することこそ、持続可能な社会への希望があります」という言葉、その後「将来にわたって島の子どもたちが安心して生活できる島を築くことが、今を生きる者の責任である」と続いています。

これは多くの人が納得する普遍的な理念であり、言い換えれば、平和な社会を築くことが大人の責任だということだと思います。

平和とは、戦争の対義語ではありません。平和の定義は様々ありますが、辞書には、心配やもめごとがなく和やかな状態ともあります。平和な社会とは、戦争がないというだけではなく、憲法で保障された基本的人権が尊重される社会、命が大切にされ、誰もが安心して生きられる時間と場所、対立や分断のない暮らし、そういったものではないでしょうか。

では、平和な社会は何によって築かれるのでしょうか。防衛省説明の冒頭のように、近隣諸国の脅威を大きく前面に掲げて、備えが必要だからと島々にミサイルを並べて近隣国にらみを利かすようなやり方で、対立や分断を解消することはできません。幾ら戦闘機

を爆買しても、敵基地攻撃能力を高めても、それで平和な社会をつくることはできません。戦争をしないために防衛力が必要だという説明もされますが、決して戦わないのであれば、準備など不要なはずです。

一体、外交とは何のためにあるのでしょうか。それは自国の利益につながる他国との友好な関係を構築するためにほかありません。日夜働いている我が国の外交官、外務官僚は優秀な人材がそろって、外交の失敗といわれる戦争を起こすような下手な交渉は行わないでしょう。

それでも、近隣国のどこそこは信用できないから、何をするか分からないから、領海や領空への接近に対する監視体制も万が一に備えた防衛力も必要なのだという声はちまたでも耳にします。

近隣国が信用できないがゆえに、もし武力衝突事態を想定するならば、そのときには、基地のある場所は真っ先に標的になることを覚悟しなくてはなりません。そのいざというときに自衛隊がいてくれれば安心というのは間違った認識です。基地があるところ、自衛隊が配備されているところが当然戦場になります。そこで応戦するのが自衛隊の任務であって、住民保護は自治体の責任とされています。

以前も御紹介したと思いますが、西之表市内で講演された石破茂元防衛大臣は、有事と災害が同時に起きたら、有事を優先するのが自衛隊であると明言されました。

少なくとも自衛隊が近隣諸国との対立や分断を解消して平和をつくるための組織ではないことだけは確かだと思います。

身近な馬毛島問題について言えば、西之表市においては、賛否双方の考え方やそれぞれの立場、あるいはそのどちらでもない考えや立場がありながら、今、大きな対立や分断が起きているように感じられませんが、これからはそれが深まり、広がるのではないかと心配をしています。その心配やめめごとがなく和やかな暮らしに大きな影が差していると感じています。

二〇一六年三月に自衛隊が配備された与那国島与那国町に、二〇一八年五月、奄美市議会総務企画委員会が所管事務調査に訪れました。その報告書には、配備受入れに反対の人は反対のまま、感情のもつれが与那国に残っているということが書かれています。配備計画が分断を持ち込み、配備実施がそれを固定してしまったのは明らかです。

与那国島では、増えた税収で小中学校の給食無料化が実現しましたが、反対派住民の子どもが、基地に反対したくせに給食をただで食べるのかと言われたという話はあまりにも悲しい一例だと思います。

自衛隊配備さえなければ、地元の住民同士が対立したり分断したりせず仲よく暮らせたはずなのに、買物一つでも、賛成派か反対派かで店を選ぶという話を与那国の方から直接伺いました。

絶対に西之表市をそんなまちにはなりません。

そこで、(四)です。周辺諸国との関係や馬毛島基地化の賛否が分かれる住民相互の関係など、様々な分断を融和し、平和を発信するまちとして、将来にわたって島の子どもたちが安心して生活できるために必要な要件は何だと市長はお考えでしょうか。

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

住民の分断を回避するためにはどうするかと、どう考えるかというお尋ねでありますけれども、私は、ある特定の問題に関して互いの意見が異なっても、相手を尊重するという、そういう寛容の精神で当たるといふことだと思います。

将来の子どもたちに何を伝えるかということになりますが、抽象的な言葉になりますけれども、地域社会を、この地域、自分たちの地域社会を維持するためには、暮らしの豊かさ、心の豊かさ、それが重要であるうと思えます。

子どもたちが安心して生活していけるよう、馬毛島問題だけでなく、様々な課題にそういった精神で取り組んでまいりたいと考えております。

○七番(和田香穂里さん) 様々な課題については、また後ほど私も伺ってまいりたいと思えますが、種子島がどれほど素晴らしい宝を抱えているか、その宝をどれだけ生かしているか、いけるか、暮らし、心の豊かさが重要と今市長もおっしゃいましたが、そういったものをどれだけこの宝を使って、島の宝を使って豊かにしていけるかということ、そしてそれが平和なまちづくりと直結するとい

うことと同時に、目の前の馬毛島から戦闘に向かう自衛隊の姿を見たくないという思いが多くの市民の中にあります。

戦争は絶対に駄目だ。戦争につながるものを受け入れてはならない。平和な種子島、平和な西之表市を次世代に引き継いでいこう。

そういう市民の意思に応える、その言葉としても、そして住民と市民によって選ばれた首長とが手を取り合って平和なまちをつくっていくという民主主義の下での理想的な地方自治の実現、その礎にとっても、今回の市長の十月七日の所見は高く評価されるものだと私は思っておりますので、この所見に基づいた市長の態度をこれからも堅持していただきたいと、そのように思います。

次に、大きな二番になります。

馬毛島問題について、市長の反対表明後の動向の整理と防衛省の姿勢に対する見解並びに防衛省の住民説明会の問題点への見解及び馬毛島問題の今後の課題を問うとさせていただきます。

まず、前提になる、先ほどからも御紹介しております国の計画に同意できないとの市長の表明に対して、市内外から様々な反応があったことと思います。テレビ、新聞、雑誌などでも多く取り上げられて、関東や関西の知人から私も個人的に感想をいただいております。市民の方々からも市長の表明を好意的に受け止めている声を多く聞いています。

市役所に届いたものもあるでしょうし、市長が個人的に受け取ったものもあるのではないかと思います、ある程度集約されている

のではないかと思うので、(一)番ですね、市長の所見への市内外の反応と反響として、どのような意見や感想が届いているかをお聞かせください。

○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

正直にお答えするんですけども、共感できるお話と、一方で、逆に共感できないという趣旨の御意見も様々いただいているところがございます。

以上でございます。

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

私のところに届いているのは、メールですとかはがき、手紙とか様々な形態がありますけれども、おおむね私の所見に対して共感したと、あるいは激励する内容が大半でございます。

内容を完全に集計できているわけではありませんけれども、簡単に私の印象で整理いたしますと、一つ目、三つぐらいありますが、一つは、国の計画に対して、地方自治体の首長として同意できないという表明をしたということへの共感、これは小さな自治体の首長に対する励ましかと思えます。

二つ目といたしましては、田舎の故郷の自然、歴史、文化といったものが施設によって、施設を造った場合に失うもののほうが大きいと、この「失うもののほうが大きい」という文言についての共感が二つ目であります。

三つ目としましては、日米地位協定に対する様々な不信が国内に

あるわけですが、そうしたことに、日米地位協定に対して言及したということに対する共感、そういったものが寄せられております。

○七番（和田香穂里さん） ありがとうございます。

私のところに届いているのも、今市長が御紹介してくださったようなことがほとんどです。言い方は悪いですが、たかだか一万五千人程度の小さな市のその市長が、これだけ大きな、とても普遍的なこの言葉をきちんと国に対しても、そして市民に対しても表明した、このことに大きな共感と、また感謝や尊敬、そういったものが私のところに多く届いております。そのことをお伝えしたいと思います。

これはさらに広く知っていただきたいなどは思っているんですが、この所見の最後で述べられたとおり、国、防衛大臣に対しても、そしてそれに先駆けて鹿児島県知事に対しても直接伝えたということを知っています。このときの大臣や知事の受け止めはどうだったのかということを知りたいと思います。

今週中まで行われる予定の防衛省説明では、市長の所見表明から二か月前の資料がそのまま使われています。そして、市長の所見も、その前に出された質問書とその回答書もまるでなかったことのようにボーリング調査への手続が進められ、ボーリング調査に関する意見書、漁業環境に影響が生じる可能性を否定できないという意見書にもかかわらず、県知事は調査を許可してしまいました。

これに関しては、単に法に沿ってということではなく、市長の意見すなわち地元の見解をどのように審査した上での判断なのか、許可の根拠を知事にたずねべきと考えるところですが、とにかくですね、市長がはっきりと同意できないと表明した事実がないがしろにされているという気がしてなりません。このような点を市長御自身はどのように考えておられるのか。

（二）です。防衛大臣、県知事に直接伝えた際の感想と市長の表明を無視してボーリング調査への手続、実際にはもう潜水調査が始まっているということですか。や、住民説明などを進めている防衛省の姿勢に対する見解をお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

先日、防衛省に大臣をお訪ねして所見をお伝えしたときにおっしゃった言葉でありますけれども、今後、丁寧に施設について、計画について説明の上、理解を求めていくということを言われました。その対応、スタンスというのは変わっていないと思います。

ただ、海上ボーリング調査や環境アセスメントを進めるという姿勢は崩さずに続いているということは、私の、地元とは逆行した動きを取っているように感じております。

また、その後お訪ねした県知事についてでありますけれども、知事は、さきの海上ボーリング調査については許可の判断をしたわけでありまして、法令にのっとってということをおっしゃっておりますが、全体として、この問題の現状把握に努めている最中だとい

うふうに感じております。

私自身は、直接大臣に対しまして考えを申し述べたところでございますので、少なくとも、感じられるようなスケジュールありきではなくて、焦らずに、一度立ち止まって地元の声にしっかり耳を傾ける真摯な姿勢を取っていただきたいと感じておるところであります。

○七番（和田香穂里さん） 市長のおっしゃるとおりだと思いますので、その一度立ち止まって地元の声をしっかりと聞いていくということを求め続けていただきたいと思います。

さて、防衛省による説明についてですが、今週行われている榕城校区と下西校区への説明で、市内十二校区での説明が一通り終わるということですよ。

これまで校区によって周知の方法が違ったり、全戸に案内されず、説明会の開催を知らない方がいたり、公開、非公開の違いがあったり、校区外の住民が参加できた校区と参加できない校区があったりと、それぞれの地域の方からの聞き取りによって、校区での説明会の在り方の違いが多々あることが分かっています。

周知のチラシは防衛省が作ったようですが、その配布協力要請も国の事業の一環として適切な形だったかどうか疑問の残る点があります。

さらに、居住校区での説明会に参加できなかった市民への対応が全く明確ではなく、国の事業の説明を受ける主権者としての権利が

担保されていません。つまり、不公平が生じています。

主催は防衛省ですが、対象が西之表市民である以上、見過ごすことはできないと考えますので、（三）です。各校区での防衛省による説明の在り方がそれぞれ違い、地域への協力の要請や市民全体への公平性などに問題があると考えますが、これらについて市としてはどのような見解を持っているのかお聞かせください。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今議員がおっしゃいましたように、校区での防衛省の説明会は防衛省が主催でございます。防衛省から依頼を受け、各校区のほうで校区の組織として対応をしている状況でございます。

したがって、校区の主体性に係ることでございますので、これに係る見解につきまして回答のほうは差し控えたいと思います。御指摘のありました不平等さであったり、住民からの御意見につきましては市のほうにも届いておりますので、そういったことを踏まえて、防衛省に対しまして今後の対応等を促していく、そういうことは今後検討してまいりたいと思います。

○七番（和田香穂里さん） おっしゃるとおり、やはり校区、地域での自治というところにも関わってくる問題で難しいと思うんですが、でも西之表市民全体のその権利を守る、公平性を保つということに関してはやはり何らかのことを考えていただきたいなと思うところではあります。

さて、住民説明会では様々な質問が出されましたが、国防に関する

ることや施設整備に関することはごく少数でした。まだ続いているんですが。これから出るかもしれませんけれども、今のところ、少ないです。

で、騒音などの影響、影響を受ける見返りとしての施策、あるいは米軍機は本当に種子島上空を飛ばさないのか、米軍兵は馬毛島から出ないと言うのが確約できるのかなど、市民の不安や疑問が生活に直結して、そういった質問が多く出されています。当然です。

これまでの住民説明で明らかになったことの中で、私は特に市民の皆様を知っていただきたいことが幾つかあります。

まず、防衛省が交付金の金額を示したことはなく、現時点では全くの白紙として、市内の一部で配られたチラシに掲載されている二百五十億円という数字を否定したこと。

以前から噂されている市民一人一人に数百万円戸別に配られる交付金、そんなものはないと防衛省が明言したこと。

そして、米軍の運用に関しての質問には、防衛省は答えをすり替えて、一つもはつきりと答えていないということ。

これがこれまでの住民説明で明らかになったことの幾つかです。さらに、市内全域の説明が終わる前に、米軍FCLPと自衛隊機のタッチ・アンド・ゴーなどを合わせて百五十日の戦闘機訓練が行われるという新たな情報が明らかになりました。

防衛省はこれまでも、質問されなければ、自ら情報を明らかにすることはなく、数々の疑問にも答えていません。とある会場で、防

衛省の職員に対して「信用できません」と言った市民の言葉は、これは感情論ではなく、論理的帰結と言えるでしょう。そのような姿勢の防衛省に対してはもちろんですが、市民のためにも、今後対応すべき課題がさらに出てくると思います。

そこで、(四)ですが、今後の課題と対応ということで、市民から要望があったことを受けて、防衛省は軍用機の試験飛行を検討するとしています。もし防衛省から試験飛行に関して申入れがあった場合、どのような対応を検討されているのか、ア、試験飛行についてお答えください。

○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

騒音把握のための試験飛行につきましては、これまで賛成、反対の双方から要望の声があることで、防衛省におきましても実施の可能性を示唆してございます。

試験飛行の時期や時間、場所など、どれくらい実態に近づけられるのか、その有効性の担保が課題だと考えております。

実施するかどうかも含め検討段階であり、対応については今の段階ではお答えできないと考えております。

○七番(和田香穂里さん) おっしゃるとおりですね、有効性の担保、これは非常に重要だと思えます。誰が考えても分かることです。戦闘機が馬毛島上空を一回飛んだからといって、FCLPを含む各種戦闘機の訓練の騒音の実態が分かるはずはありません。使用される機種、飛行経路、日中と夜間、雨の日、風の日など、様々な

条件で音や振動に違いが生じるのは当然です。特に、エンジンを一
気に吹かすときとただ上を通り過ぎるだけのときとで騒音が明らか
に違うことは、車を運転していても分かることですよ。それとは
桁違いの音がするわけです。もしも試験飛行をするということにな
れば、細分化した条件で行ってほしいというふうに考えます。

ところで、防衛省からはいまだに交付金の額などは全く示されて
いません。先ほども御紹介しました。

でも、基地建設を契機にした活性化を望む声に対して、基地に依
存しないまちづくりや活性化、これは市長にとって大きな課題だと
思いますが、それをどのように実現していくのか。

イです。活性化を望む声に応える施策、もし今構想されているも
のがあればお示しく下さい。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

活性化に望む声に応える施策についてのお尋ねであります。

現段階で具体的な施策を用意しているわけではございませんけれ
ども、本市には、もともと土地に見合った産業、一次産業、農業と
しては、さとうきびも畜産を基盤として生計が営まれております。

一方で、まだまだ島の持つ資源などの潜在的な地域力といえます
か、そういうものを、例えば、再生エネルギー、あるいは歴史、文
化なども踏まえた地域力を生かしたものが十分に発揮されている状
況にはないと思います。

地道ではありますけれども、長期振興計画の着実な推進を基本に

して、あらゆる面で持続可能な地域づくりに取り組んでまいりたい
と思います。

抽象的で申し訳ありませんが、そういうことで御承知いただき
たいと思います。

○七番（和田香穂里さん） やはりそのところをしっかりと示し
ていかないと、基地による活性化を望む声にはなかなか応えてい
れないのかなとは思いますが、ただ、対案を示せという言葉を聞
くことがあります。でも、基地を造る、馬毛島で米軍FCLPが行
われる、これはそもそも地域の経済の活性化のために行われる事
業ではないので、そこについて、私、対案というのは不要だといふ
うに考えています。

ただ、地域の活性化を望む声、それに対しては、やはり行政とし
て示していくべきものを早急に構築していただくのは重要なことだ
というふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次にですね、防衛省が市長や市民に対してどれほど誠実に丁寧な
説明をしても、米軍軍に関しては何も空手形です。米軍は日米地位
協定によって自由に自衛隊基地を使うことができ、基地以外に空や
海までも我が物顔で行き来することができます。どこを飛んでどこ
に行くかも自由、どこの空港に下りて給油するかも自由、米軍関連
の事件、事故が起きて、なぜか日本が払う賠償金、子どもや女性
が被害者となる痛ましい事件が日常生活と隣り合わせに起きている
沖縄の現実。市長は沖縄駐在時に日米地位協定の理不尽さを当然見

聞きされてきたと思われま。

で、ウなんです、ただ、先ほどの同僚議員の質問で、日米地位協定への市長の見解、FCLPの運用についてもお答えはいただいております。もし追加してお話しされたいことがあれば承りますが、よろしければ、ここは割愛させていただきます。いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） よろしいです。

○七番（和田香穂里さん） もうよろしいですか、はい。

それでは、そこは削除させていただいて、次ですね。

失うもののほうが大きいとして、基地経済に依存しないまちづくりの推進と将来にわたって島の子どもたちが安心して生活できる島を築くために、国の計画に同意できないと表明した市長は、国、防衛省に対してその姿勢を貫くと同時に、市民が納得する市政の運営が求められています。

そこには細々とした各種の課題解決と施策の充実もまた欠かせないと考えますので、私、今回が任期最後の一般質問ですが、前回までの十四回で様々な課題について伺ってまいりましたので、その一部ではありますが、三番ですね、これまで質問した課題に関して、新型コロナウイルス感染拡大防止対策下における進捗状況、方向性の変更、新たな課題等の現状を伺ってまいりたいと思います。

そこで、（一）番、昨年度から新型コロナウイルス感染拡大防止のために多くの事業が中止や変更を余儀なくされましたが、対策を講じ対応する中で進捗を見たもの、新たな方向性を見いだしたもの、

これまでとは違う課題が明らかになったものなど様々あると思われま。

続けては各課題については伺うんですが、現状について全体を俯瞰しての市長の所見をお聞かせください。

○議長（永田 章君） 和田議員、その前に、時間があと十六分です。後をよろしく願います。

○七番（八板俊輔君） はい。

○市長（和田香穂里さん） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染対策が重要であることはもちろんでありますけれども、経済も回さなければならず、国の制度を見ながら、そして一方では、市の基金も活用しながら、できる限りの対応を行ってまいりました。

俯瞰的ということではありますが、その中で、例えば、台風十号の避難所対策などで、非常に教訓といえますか、課題がはっきりしてまいりました。そういうこともございます。

自然災害や未知のウイルスへの対策などについては、人間の歴史の中でこれまで繰り返されてきた戦いでもあります。本市での対策会議を繰り返し開いてきておりますけれども、様々な担当からですね、それぞれの立場で、厳しい局面にいろいろな知恵を出してまいったところがあります。

これからも新たな困難なトラブルがあると思っておりますけれども、常に状況を把握し対策を講じていきたいと思っております。必ず道は開けて

くるものというふうを考えているところであります。

○七番（和田香穂里さん） 以降は所管課にお尋ねします。今年の新型コロナウイルス感染拡大防止対応の中での進捗状況や新たな方向性や課題などについてお聞かせください。

まず、（二）妊娠、出産、子育てについて、ア、産後ケア事業についてお聞かせください。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えをします。

産後ケア事業につきましては、これまでも何回か御質問をいただいておりますが、事業開始につきましては、来年度、事業の開始を目指して取り組んでいるところでございます。

本年度につきましては、その前段として産婦健診事業を開始したところでございますが、これまで九月まででも四十七名の方が受診していただいております。

その後のフォロー等につきましては、産後ケア事業が実際には始まっておりませんので、その代替として、保健師等の訪問やその後の乳児健診などにつないだりして経過観察をしているところでございます。

そういったフォロー体制につきましては、これはコロナだからといってやめるということ、受診者の不利益が大きいと、事業だということふうを考えておりますので、コロナ対策をしっかりと取りながら事業は続けていくというようなところでございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、イです。子育て支援センター、これは主にファミリー・サポート・センター事業についてお願いいたします。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） コロナ禍における子育て支援センターに係る進捗状況、方向性の変更、新たな課題等について御説明をいたします。

同センターにおいては、集客を伴うような事業の実施は控えたものの、相談窓口としての機能もあることから、コロナ禍においても、感染防止対策に十分配慮しながら、閉じることなく対応してきたところです。七月までは大幅な利用者の減少がありました。現在は利用者も増えてきているところです。

また、同センターが実施しているファミリー・サポート・センター事業についても御説明をいたします。

本年上半期の実績は、昨年同時期と比較して七十二件減少して、十六件にとどまっております。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、利用者の方が利用を自粛されたのではないかとというふうを考えているところです。

預かりの場については、原則としてまかせて会員の自宅となっておりませんが、双方の合意が得られれば、子育て支援センターも利用できることとしており、感染防止対策が図られやすいことに加え、

お子様を預け、預かる双方の心的負担を軽減するとともに、お子様自身の負担も和らげることに繋がっているのではないかと感じているところ です。

今後、感染防止に細心の注意を払いながら、おねがい会員とまかせて会員の双方が安心できる機会を確保してまいりたいというふうに考えております。

○七番(和田香穂里さん) では、三番の高齢者支援については、ア、イ、ウ、併せてお答えいただきましたんですが、この地域における集いの場というところは、西之表市は通いの場という言葉を使っているそうですので、そのように読み替えていただいております。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長(下川昭代さん) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策下における高齢者支援の状況等についてお答えをいたします。

まず、施設や事業所等における高齢者へのサービス提供につきましては、各事業所において、消毒や職員の体調チェックなど徹底した感染防止対策を講じるとともに、利用者やその御家族の理解も得ながら、場合によっては、一部サービスの利用制限であったり面会の制限を行うなど、細心の注意を払いながらサービス提供に努めていただいております。特に問題は生じておりません。

一方、在宅の高齢者につきましては、地域の通いの場におきまし

ても、緊急事態宣言の発令時は一時活動を自粛していただきましたけれども、夏以降、感染症対策のガイドラインを配付したり、支援者の方々を対象にした感染対策の研修会を実施するなどをして、現在ではほとんどの地域で活動を再開していただいております。

高齢者の社会参加の自粛については運動機能や認知機能の低下に悪影響を及ぼすということが言われておりますので、今後も感染防止対策を講じながら、代替りの取組なども検討をして、できる限り高齢者の社会参加、交流の場を提供していきたいと考えております。

しかしながら、中には外出を控えて閉じ籠もりがちになる高齢者も心配されることから、地域においては高齢者支援協議会等による声かけや見守りの活動を引き続き行っていただくとともに、包括支援センターからの訪問や必要な支援へのつなぎなど、地域や関係機関と連携をして、高齢者の閉じ籠もり、社会的孤立を防ぐ取組を引き続き行ってまいりたいと思っております。

なお、現在、来年度からスタートをする第八期の介護保険事業計画の策定を進めておりますが、この中でも、近年頻発している自然災害への対策や今回の新型コロナウイルス感染症への対策等の取組を追加しているところでございます。

今後、そういった災害や感染症の発生時においてもサービスを継続して提供できるように、関係機関と連携をして支援体制を整備していきたいと思っております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） ありがとうございます。

それでは、（四）の大字地域の環境整備や生活支援について、アトイは総務課所管だと思えますので、ごめんなさい、企画課所管だと思えますので、併せてお願いします。

○議長（永田 章君） どっち。

○七番（和田香穂里さん） どんがタクシーは。

○企画課長（森 真樹君） まず、どんがタクシーにつきましてお答えさせていただきます。

どんがタクシーにつきましては、利用者の減少傾向が続いておりますけれども、要因といたしましては、新規登録者数の減少、あるいは新型コロナウイルスによる通院などの外出自粛が影響していると考えられます。

大字と市街地を結ぶ公共交通として運行しておりますけれども、利用者からは、途中下車などの様々な要望が寄せられております。それらの要望に対しまして、昨年度から運輸支局あるいは運業者などと協議を重ね、本年十月から半年間の試験運行として、各路線上の六つの郵便局等で途中下車、あるいは種子島高校にバス停を新設するなど、実証を行ってきているところがございます。

引き続き要望あるいは課題をしつかり整理の上、改善に向け検討を重ねてまいりたいと考えております。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えします。

情報伝達についてであります。コロナの関係で防災行政無線を使った放送ですとか大変増えまして、四月から十一月まで集計してみたら二百三十九件ありました。月に二十九回ですから、もう毎日ぐらいの放送があったわけです。

その中で、確かに情報伝達の手段というのは非常に重要でして、ただ、運用の仕方ですね、防災ラジオの使い方ですか、あるいはインターネットを使うときの、何ていいますかね、基盤、パソコンの使い勝手とかですね、そういったものに課題があるうかと思えますので、そういったものを使う研修の機会とかそういったものを増やしたいと思えます。

それと、大字地域の環境整備という冠がついておりますので、不感地域の対策、防災ラジオでしたらロングアンテナというのがありますので、それとか屋外のアンテナですね、そういったものを使って整理したいと思えますし、インターネットの環境でしたら、光ファイバーのところまで自営柱を立てて拡大するというをやります。届かない場合ですね。そういったところでの工夫をしながら、大字の環境整備に努めたいと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、ウの行政連絡員制度と集落支援員、地域おこし協力隊の部分をお願いいたします。

〔地域支援課長 松元明和君〕

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

行政連絡員制度にしましては、報酬の増額見直し、地域役員をサポートできるよう、集落支援体制を充実したところです。

また、地方公務員法の改正に伴い、地方公務員法の任用を外れ、私人という立場で業務を委嘱しているところがございます。

コロナ禍におきましては、活動の自粛が続いている現状で、行事の中止、縮小など、従来と違う取組となり、調整等御苦勞をいただいていると認識しております。

引き続き、担い手の減少は大きな課題となっておりますので、多様な主体と連携できる仕組みづくりを進め、業務負担の軽減化に努めてまいります。

集落支援員、地域おこし協力隊につきましては、より地域内の活動、地域の特性に目を向けるため、昨年四月から順次集落支援にシフトしてございます。

地域おこし協力隊につきましては、テーマを明確化することで、協力隊の持つアイデアやスキルを生かした取組とし、それぞれで御活躍をいただいております。

コロナ禍におきましては、島外との交流・出張自粛などがありますので、その点においてオンラインでの対応しているところがございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん）では、五番、特定健診とがん検診についてです。

○健康保険課長（長野 望君）お答えいたします。

特定健診、がん検診につきましては、実施時期や実施方法を含め、例年どおりでは感染防止が図れないと判断したところがございます。

健診（検診）スケジュールについては、例年四月から十一月まで各種健診（検診）を行ってまいりましたが、今年につきましては、女性がん検診を九月、複合検診、特定健診とがん検診を同時に行う健診でございますけれども、この半分を十一月までに既に実施済みでございます。

残っておりますのは、複合検診の半分については十二月、それと複合検診と胃がん検診を同時に行っておりますが、時間短縮のため、胃がんについては一月に実施することとし、同時に肺がん検診を実施するというようなスケジュール変更をしております。

既に行いました健診（検診）におきまして、感染症予防対策として、健診（検診）受診者に対する問診票の事前記入や体調チェック、検温、アルコール手指消毒、マスク着用などをお願いしました。

会場については、換気のため窓を常時開放し、身体的距離が保てるような機の配置や飛沫防止のつい立て等の設置を行ったところとございます。

また、会場内が密集状態にならないように、集落ごとに受付時間をずらすなどの対応も行ったところがございます。

これまで、異なる方法や開催時期の変更に対して、市民の方々の御理解と御協力の下、大きな混乱もなく、おおむねスムーズに実施

できたと思っておりますが、今後につきましては、細かなまだ工夫する余地もあつたりしますので、その点も配慮しながら今後も実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） では、六番、ア、イ併せてお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） それでは、ア、イ併せて行いたいと思えます。

防災計画のほうでございますけども、コロナの影響で申しますと、要保護者の施設に対しまして、避難訓練とかですね、そういったものを求められるような状況になっておりますので、地域の防災計画をつくっていく、これから改定作業をやるんですけど、そういったものに配慮しながら対策、作業を行っていききたいと考えております。

それと、避難所のマニュアルについてでございますけども、避難所のマニュアルにつきましては、感染症に配慮したマニュアルを策定しなければならぬということで、今年の五月、六月ぐらいだったと思うんですけども、福祉のほうともですね、一緒になりまして、みんなで一緒に集まりまして感染症のマニュアルを作る作業を行っております。一応完成はしておるんですけども、まだまだいろんな工夫とか問題点もあろうかと思えますので、さらに改善を進めていきたいと思えます。

ア、イ、二つでございました。

○七番（和田香穂里さん） 最後、移住・定住促進についてお願いいたします。

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

移住・定住促進につきましては、直近三年間の移住者数が二十二名、四十四名、六十名と増加してございます。

転入、転出の手續に来庁された方を対象に状況調査、本市が把握する移住者に対しアンケート調査を実施し、今後の移住・定住施策の構築に生かしていきたいと考えております。

コロナ禍への対応は、オンラインでの相談、イベント参加など取組を導入しておりますが、他自治体や民間企業とも連携した移住者の確保も進めてまいります。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それぞれ、ありがとうございます。

情報発信と表現力というお話が先ほど市長からありましたので、その情報発信と表現力を高めていくことも大事だと思っておりますが、当事者の声を聞く、今聞いた中、全てに言えると思うんですが、当事者の反応を聞く、声を聞くということもぜひしっかり行っていただいですね、こういった地道な取組の一つ一つがこの私たちの平和な暮らしを守って、地域本来の力を生かす道を切り開いていく、市長が先ほどから繰り返し返されている、そういった道を切り開いていくものだと考えます。

市長が掲げた基地経済に依存しない持続可能な社会を築いていく

のは、そういった本当に地道な各所管課の取組の積み重ねだと思
ますので、今後も、コロナ、大変だと思えます。また、様々な課題
が山積していると思えますが、よろしくお願ひしたいと思います。

これからも、私も市民と共に、市長の掲げた基地経済に依存しな
い持続可能な社会を築いていく道を共に目指し歩いていきたいと思
います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） ただいまの和田香穂里さんの質問をもって、
本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） 明日三日は午前十時から本会議を開きます。
日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後三時三十分散会

本會議第五号（十二月三日）

本会議第五号（十二月三日）（木）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一番 田添辰郎君
二番 生田直弘君
三番 橋口好文君
四番 長野広美さん
五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長 八板俊輔君
副市長 中野哲男君
教育長 大平和男君
会計管理者兼
会計課長 下川由喜さん
総務課長兼
選管書記長 大瀬浩一郎君
企画課長 森真樹君
市民生活課長 川畑利昭君
財産監理課長 奥村裕昭君
地域支援課長 松元明和君
税務課長 柳田さゆりさん
健康保険課長 長野望君
高齢者支援課長 下川昭代さん
経済観光課長 岩下栄一君
農林水産課長 中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	小園啓太君
書記	和田帆波さん

令和二年十二月三日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

日程第一 一般質問

一四番 長野 広美 議員

一一番 田添 辰郎 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、

また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

それでは、日程第一、一般質問を行います。発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

順次、質問を許可いたします。

初めに、長野広美さんの発言を許可いたします。

〔一四番 長野広美さん登壇〕

○一四番（長野広美さん） おはようございます。

二〇二〇年も終えようとするとき、この年を振り返りますと、昨日来、同僚議員らからの質問事項に多くありましたように、新型コロナウイルス対策に、さつまいもの基腐病、そして馬毛島問題、さらに大型台風への備えなど、かつてないほど住民生活に根底から打つ返す厳しい環境がございました。そして、このような状況は、今年当初、もしくは昨年のこの時期、誰もが予測できるものではありませんでした。そのような中であって、住民の安全・安心を支える行政当局の皆さんのこれまでの努力を感謝し、高く評価いたします。また一方で、今後も大変厳しい環境が続くことは誰の目にも明らかです。これまでの課題山積の中から何を優先的に取り組むのかを、市民にも納得できる身近な行政であるためにも議論すべきだろうと考えます。

それでは、一般質問通告書に沿って始めたいと思います。

最初に、災害対策についてです。

既に同僚議員らの質問に回答していただいておりますが、台風十号に対して、避難所運営の実績、また利用者数や課題など、その状況についての報告をお願いいたします。

以下は質問者席より行います。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） それでは、台風十号の避難所の運

営に關しまして御報告いたします。

九月五日から九月七日にかけて実施をいたしております。

まず、九月の五日、十七時に市内十五か所の指定避難所を開設し、当日の避難者は五十四世帯、七十六人でございました。また、同時刻に市内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令をいたしました。

九月六日、六時に市内全域に避難勧告を発令し、七時に高潮危険区域、市内の二十四集落に当たりますが、避難指示を発令をいたしております。同日九時に十か所の指定避難所の追加を行っております。なお、市民体育館のほうは同時刻で閉鎖をしております。この時点で三百八十世帯、七百四人の避難者がありました。

九月七日、七時に市内の全避難所を閉鎖したところでございます。運営に關しましては、今回初めて新型コロナウイルス感染症対策のために感染症対策用品を携帯させるとともに、事前に説明会を開催をし、準備を努めてきたところでございます。

避難所の運営につきましては、物品の用意や施設の状況など多くの課題があったと認識をしております。ふだんの台風におきましては避難者がそれほど多くない状況でございましたので、今回で様々な問題が浮き彫りになったところでございます。

九月補正で物品の購入予算をいただいておりますので、必要な物品を確保し、施設の状況等につきましても、校区の力も借りながら整備に努めていきたいと考えております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

今回の避難所の運営に当たっては、かつてない人数を市民の方々への対応といったことが行われました。その中で、特に現時点です、例えば、連泊をされた方、それから介護サポートが必要だった方、プライバシーの問題、そのような顕著な課題といったのはどんなところだったのか、複数点でも結構ですので簡単に御説明をお願いいたします。

○福祉事務所長（下川法男君） まず、今回の避難におきまして、年代別の内訳になりますけれども、ただ、避難所から避難所へ移られた方々もいらつしゃって、そこら辺がまた置いてないところもありますので、あくまでも概数ということで御承知おきいただければと思います。

まず、六十五歳以上の高齢者に当たる方々が今回の避難におきましては四七・一%、約半数に近い方が高齢者ということでございます。なお、二十歳未満、成年に達してない方々が一四・九%ということで、御家族で避難された方も多かったのかなあということを感じております。

また、避難の滞在時間ですけども、半日から一日にかけて避難されている方々が約四・八%です。それから、一日から一日半にかけて避難された方々は四・七%。すいません、半日から一日かけて避難された方々が六五・八%。失礼しました。一日から一日半の滞在時

間の方が四・七％。二日にかけて避難された方々が五・一％というふうな内訳になっております。

今回大変多くの方々が避難された中で、確かに介護が必要な方々等もいらっしやいましたし、また、高潮の警戒があつた関係で、海岸に施設がある施設が、施設に入所されてる方々がそのまま避難をされたいという意向もありましたので、可能な限りそのような方々に対応できる施設、例えば、すこやかであるとか、また市民会館も、今回、幸い発熱の方が一人もいらっしやらなかつたということもあつて、急遽そういう方々の対応、できればプライバシーに配慮された空間が必要という方々がいらっしやいましたので、市民会館の会議室等を利用して、そのような対応をさせていただいたところです。また今後そのような状況が発生することもありますので、事前の準備、検討を今後また進めてまいりたいと思います。

○一四番（長野広美さん） 年齢別ですとか、それから滞在の期間に合わせた分析を特徴的なことを御説明いただきましたが、私たちの市の指定している避難所の設定については、短期滞在の場所と、それから長期的に避難が必要になつてる場所というところで避難所の指定がされていますね。その中では、今回のように連泊、少なくとも一泊以上されたような方々も当然想定されてるわけで、この方たち、食料、飲料、また寝具類、そのような部分についてのサポートはいかがだったんでしょうか。

○福祉事務所長（下川法男君） 市の持っている備蓄がそもそもあ

まり多くない状況ではございましたけども、可能な限り各避難所のほうに配置をさせていただいたところですが、今回のような台風等、一日から二日にかけての短期間については、市民の皆様方にも身の回りのものは可能な限り持ってきていただいで対応していただいとるところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えつとですね、市のホームページ等につきましても、避難の仕方ですとかルールの詳細が参考になるような形で紹介されております。その中で、持ち出しをしてくださいといった部分がですね、飲料やライター、食料、飲料、衣料、日用品、医薬品、貴重品などですね、かなり多岐にわたります。いわゆる震災のように帰るところがないことが想定されてる避難の仕方と、それから、台風のようにですね、嵐が過ぎ去れば、何かと自宅が駄目でもその近辺に帰れるとか、もう少しきめ細かなですね、避難の仕方の説明も今後見直す必要があるのかなと思つたところですが、特に今回のこの二日間にわたる避難の支援体制についてですね、こちらでまず御提案したい点は、ホームページ等で今紹介されている避難の仕方等のルールについて、例えばですね、それぞれの避難所で提供ができるものについてを明確に避難所ごとについて明記するとか、Wi-Fi、それから電源の確認等についても、できる限り情報はしっかり提示する。そういった部分をですね、事前に市民が分かれば、避難する際の持ち出し用だとか対応の仕方についても随

分変わってくると思いますので、そういった部分はぜひ今後御検討いただきたいと思います。

で、また改めまして、今回のこの避難所の運営につきましましては、大変大きな社会実験といえますか、本市にとっては初めてのような規模で避難所の方たちを受け入れました。そういった部分で、今回の課題をですね、しっかり改善に向けて生かしていただきたいと思いますのですが、今後の取組についてはどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

議員の御指摘のとおりですね、非常に今回の台風十号というのは特異な案件でございます、事前の準備もいたしましたけれども、その後で、関係した職員及び避難した人たちから意見を収集しました。百七十七件ぐらいありましたけれども、やっぱり物品の不足、情報の不足、そもそも人が足りないんじゃないかっていう不足、そういう課題が残っておりますので、それをしっかりとですね、実際できるような計画に落とし込んでいって、これから地域防災計画の中にも反映させていきまして、そういった取組を進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 今回のこの運営の在り方についての課題と同時に、指定避難所そのものについても課題が出てきたんだら

うと考えております。

現在、西之表市の指定避難所については、短期滞在を想定した十カ所、そして、長期滞在向けにということと二十三か所というのが明示されております。しかし、この長期滞在向けの施設というのはですね、特に大字地区では学校施設が中心になっていると思えます。例えば、伊関の小学校の場合はですね、わざわざ体育館を指定されておりますが、この体育館は老朽化していたり、過去に台風被害で破損しているといった実績があるわけです。多くの施設そのものがもう老朽化している中で、全体的に見直しが必要だと考えております。見解をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 議員おっしゃいますとおり、いろんな課題があります。説明いただきましたけれども、避難所には指定避難所と指定緊急避難所があります。で、これまで台風のとさぐらいつしか動いておりませんので、指定緊急避難所だけを使うケースが多かったです。で、今回の場合は、それに加えて指定避難所まで使いましたので、本当に課題が明るくなったところであります。

で、実際活用してみまして、その施設の状況によってですね、大分問題点がありましたので、一つ一つまた施設の点検をしてみたいと思いますし、場合によっては、その設置設定そのものを変えるということも検討してみたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 本市の地域防災計画の中にもありますように、自主防災組織といった部分は非常に今後も重要になってくるわけで、地域ごとの自主避難体制に向けた強化、取組とか、それから今年度どのようなことがされたのか、また、その自主防災組織そのものについても御説明いただければと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

自主防災組織につきましては、結構、随分前に設定はしてあったんですけども、なかなかその運営ができてないというのが実情でございました。で、実際のところは、各校区単位でありますので、各校区で自主防災組織というのを設定していただいているという状況であります。

ただ、それぞれ御認識もなかなかうまくいかないということもありまして、昨年ぐらいから連絡協議会をつくりまして、区長さん方に集まっていたりしまして、自主防災組織連絡協議会というもので会議をいたしております。で、昨年も避難所の関係とかで意見をもらったんですけども、今年は南海トラフの地震防災対策の推進計画をつくらないといけないということで、その関係で、それが主になってお集まりをいただいております。で、第一回目を十一月の五日に開催しましたので、そのときにも台風の、今回の十号のこともですね、随分意見をいただきまして、いろんな提言をいただきました。

自主防災組織との関連につきましては、本当に市のほうもですね、

人もそんなにたくさん対応はできませんし、それに身近な課題っていうのは、やっぱり一番最初に動くのは地域なので、その活動というのとはとても大事なものだろうと思います。今後も、十二月に入りまして、議会の後でも第二回目の自主防災組織の連絡協議会を予定しております。それで終わりませんが、その後も引き続き来年になりましても行いますので、連携しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 本市のですね、防災計画の中で、自らの生命を守る、自らが守る自助といったことを基本理念に掲げています。そういった部分でもですね、自主防災組織の在り方、それから、当然自ら守るという意味では、地元の住民の皆様の意見とか声とかがしっかりと反映される形の組織づくりというのが大変大事なんだろうと思います。基本的には、この避難所指定も、それから自主防災組織も、校区単位のは基本としてつくられています。今回のこの台風、それから津波、そして高潮、そういった部分を考えますと、河川、それから海岸付近などの地形、そういった部分も、実は避難経路としてはですね、十分検討しなければならぬ課題になったと明らかになったと思います。そういった部分で、広域的な体制についても、ぜひこの連絡協議会を含め、皆さんで協議をしていたいただきたいことを要望したいと思います。

併せて、今課長のほうからもありました地域の防災計画というのは、平成二十七年度に作成されて見直されたものなんです。で、

今もいろいろと、短期滞在型、長期滞在型の避難所の運営そのものについても、物資も、それから対応の在り方とかそういった部分でも、また一方で、災害の質がですね、台風なのか地震なのか津波なのかで全く異なってくるというものもだんだん分かってきました。そういった部分で、ぜひ新たに、まあ抜本的といえますか、本来この防災計画をより事態に合わせて見直しをしていただきたいと思いますですが、いかがでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 地域防災計画に関しましては、本来に実態に沿った計画にしないといけませんので、議員の指摘のように、地元としっかり話し合いをしながらやっていきたいと思えます。

で、十一月の五日の会議のときにもですね、実はある校区のほうから、ま、津波に関してだったんですけども、うちの校区は津波の被害を想定できないんだが、ほかのところが困ってたら連携して避難者を迎えるようなことも考えたらどうだろうかというふうな意見もございました。そういった意見も拾いながらですね、全体的な目で防災というものを考えてみたいと思っております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 次の質問に移ります。

安納いもの産地づくりの強化についてです。これ、さつまいも基腐病というのは、さつまいも全般的なんですけど、今回、私はこの安納いものに限定した部分で質問いたします。

これまで種子島産という農作物が、安納いもほど全国的に知名度、

認知度を得た作物はなかったと思えます。種子島産と明記された有名な菓子屋さん、食品会社などの商品のラインナップというのは、ますます増えているというふうに認識しております。何としてでもこの基腐病をですね、克服して、種子島産の安納いもといった部分を守っていかなければならないというふうに強く思うところです。

まず、対策についてですが、複数年度これはかかるということは明らかです。そういったことから、中長期的にどのような政策、戦略でですね、安納いもをブランドとして守っていくのか、政策づくりについての方針を明らかにしていただきたいと思いますので、御説明お願いします。

「農林水産課長 中野賢二君」

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

安納いものブランド戦略づくりにつきましては、安納いもブランド推進本部が令和元年度に作成いたしました種子島安納いも産地ビジョンを基に、令和十年度を目標年度といたしまして、産地化及びブランド化に向けた様々な取組を行っております。この産地ビジョンの実現化に向け、生産の安定、品質の安定、販路の安定、経営の安定、地域経済の安定といった五つのテーマを柱に、バイオ苗の利活用促進、糖度審査の実施、効果的な販売促進活動、GAPの取組、地理的表示制度の取得等、様々な活動を行っております。

今後、安納いもの本場の産地として本市が維持・発展していくためにも、このビジョンをブランド戦略の核と位置付け、種子島一市

二町の生産者、関係機関と共有し、その実現に向けて取り組みたいと考えております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） ぜひですね、その戦略を具体的に成果が出せるようにしていただきたいんですが、当面ですね、作付面積、農家戸数の維持、土づくりについての技術的な専門職員を配置する、また、考える農家といますか、個別にチャレンジする農家への支援ですとか、そういった部分もですね、ぜひまたこの戦略の中でしっかり位置付けて、この難局を乗り越えていただきたいと思います。

この安納いも農家についてですね、特に気になっているのが、規模拡大を推進している農家が多いという中で、収入保険制度加入のですね、実は大変重要だろうと考えております。先日も国、県などによる基腐の支援対策について説明をいただきましたが、継続作付支援、もしくは代替支援などの様々な支援がある中で、これらの補助要件には収入保険に関する説明を受けたこととあります。この点について御説明をお願いいたします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

収入保険制度の加入要件につきましては、青色申告をしている方が対象となっております。で、今回、国は支援の部分で、収入保険制度に対象とならない白色申告をしている方たちにつきましては、収入保険制度の説明を受けていれば交付対象になるということを要綱のほうに書かれておりましたので、それで一応対応しておるとこ

ろでございます。

○一四番（長野広美さん） 今回、基腐病による所得減を實際経験されている農家というのはですね、本当に農家経営にかつてない圧迫している現実があるんですね。で、今後さらにまた自然災害による被害拡大のリスクも当然出てきます。安納いもだからこそですね、本市の農家さんの中では、いわゆる農協系列とはまた別に、直接販路を持つ個人もしくはグループの経営体も存在しているわけですね。そのような事業形態が進んでいる一方で、固定費、それから所得の変動幅が非常にぶれてくるといった部分の対応について、経営体質改善といった部分がかなり重要になると、今後ですね、思います。ぜひ収入保険への加入促進を具体的に支援していただきたいと思えます。その点についてはどのように考えてらっしゃるでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） 収入保険制度につきましては、基本的に運用当初より共済組合を中心に実施しているところでございます。収入保険制度の保険料につきましては、粗収入の保険料が二％が保険料なんです、そのうち一％国が持つておるといところなんです、この一％でも、やはり金額がかなり大きいというところでございます。

で、今回、安納いもの基腐病が出たことで、収入保険制度の必要性とか重要性が明らかになったということで、ぜひかかっていたいただきたいんですけども、これ安納いもだけという話じゃなくて、作

物全体に対しての保険ということになってきますので、コロナの絡みで保険料の補填という形はちよつと厳しいですけれども、今後そういうところ、保険料につきましては、ちよつと今後、市としてもちよつと幾らか支援していかねければならないかなという考えではございますが、収入保険制度が、締切りが十一月いっぱい、振込が十二月いっぱいということですので、今後支援をしたとしても、次の年の年、令和四年作に対してはなってますので、ちよつと時間的にはすぐすぐというのはできないですけども、その辺は対策として今後検討していきたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） えとですね、少しデータを見ていただきたいと思います。これはですね、農林水産省が出している資料の中にあります。農林水産省は、基本的には、この農家ですね、脆弱な経営体制といった部分を非常に問題視しており、収入保険加入率を促すための政策といった部分を近年様々に検討されております。今回見ていただきたいのは、今年九月末での全国統計の加入率の状況ですが、個人が昨年に比べて二%以上、法人においては七%以上がですね、加入率が増えているという実態があります。

また、こちらで見ていただくと、これ加入状況の品目別になります。例えば、米とか野菜類は五〇%を超えております。そして、甘しょ、さつまいもですね、これは前年対比で九〇%の加入率の増加といった部分がここに出てきております。

今、令和四年度以降にかかるような部分もあると。それは確かに

実際そうなのかもしれませんけれども、実際には、この収入保険制度、いろんな課題はあるにしても、国が五〇%補助を出してる実態もありますし、また、さつまいも、特に安納いものブランド推進を大きく掲げる本市にとっては、優先的にですね、この導入をしつかり検討していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次の質問は、有機農業などの多様な農業形態に向けた職員の専門性を高める取組を要望したいと思います。

基腐病については、ちよつとこちら変えますね、基本的には土づくりが一つの課題だとされております。その中でも、有機農業については新規就農者の三割ですね。ここに出ています。これ農林水産省の資料です。三割はもう既に有機農業を取り組んでいるという実態もあります。若い世代ほどこのように高い関心を持っている傾向にあります。

そのような中で、本市の農業振興策の中で、例えば、この有機農業の方針について位置付けられているかというところ、それはまだ見られていない実態があると思えます。そういった部分も含め、まだまだ有機農業者数としての実態は少ないかもしれませんが、安納いものブランドづくりの一環として位置付けてもいいかと思えますので、職員の専門性を高める、もしくは有機農業など幅広い農業形態の支援策を検討していくといった部分を取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

本市が把握しております有機農業や減農薬栽培等の取組を行っている安納いもの生産者につきましては、安納いもブランド推進本部会員の中に数名おられます。

有機農業は、化学肥料や農薬等を使用しないことなど一般的な栽培方法と異なった技術が必要なことから、関係機関の技術員の協力をいただきながら、栽培に関する相談、技術指導、環境保全型農業に係る補助事業等を行っております。現在、本課職員には有機農業に特化する専門性を持った職員はおりませんが、多様な農業形態に対応するため、情報収集、研修会等への参加は必要であると認識しております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） ぜひですね、一つの柱としても位置付けて、不足している部分を努力していただきたいと思えます。

次の質問は新型コロナウイルス対策についてです。

この新型コロナウイルス、突然降って湧いたような状況で、突然にですね、人の移動制限であり、人の集会の禁止であり、様々な影響が私たちの生活にも及びました。そういった中で、本市の地元経済の影響がどのようになってきているのか、その点について担当課のほうから御説明お願いいたします。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 本市経済への影響の把握についてお答えをします。

市では毎年、市内事業者に対して景気動向調査を実施し、経済状況を把握しております。例年二月頃に実施をしているところですが、本年度は新型コロナウイルスの影響を把握するため、十月から十一月にかけて実施をいたしました。市内の商工会及び種子島観光協会の会員約五百事業所を対象に、十一月二十四日現在で百四十八事業所から回答をいただいております。

これによりますと、八月末の前年同期と比較し、経営状況が悪くなったと回答した事業者は約四六％、非常に悪くなったは約二二％となっております。また、今年度の決算期の見込みにつきまして、悪化が見込まれる事業所が約六三％となっており、本市経済への影響は非常に厳しい状況であると考えております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） かなり厳しい状況が見てとれるわけですが、特に深刻な打撃を受けた業種、事業形態など特徴的なことがあれば、少し追加的に説明をお願いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

景気動向調査における売上状況によりますと、マイナスの影響が出た事業所のうち、四割近くが五〇％以上減少したと回答しております。さらに、五〇％以上減少した事業所の七五％、約三分の二が宿泊業、土産品などの小売業、食品製造業、体験やイベントなどのサービスマスや旅行業など観光関連の事業所及び飲食店となっております。そのほかでは、受注の延期や縮小により影響を受けました建

設業など、こういったところとなっております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 基本的に、やはり人の移動制限が大きく経済にも影響を及ぼしているというふうに受け止めました。

そして、今後についてです。しばらくは、いま一度対策を引き締めて、万全の対策を投じながらも、バランスのよい経済活動といったことが望ましいわけです。

そこで、農林水産業、市民生活、商工業、教育分野、医療、それぞれの分野での今後の対応策等について、申し訳ございませんが、簡単な御説明をそれぞれお願いいたします。

○農林水産課長（中野賢二君） まず、農林水産業についてお答えいたします。

農業につきましては、新型コロナウイルスの影響による失業対策としまして、新規就農者への支援により担い手不足対策ができたかと考えております。また、感染予防としまして、スマート農業などの機械化によって人との接触を避けることも対策になるかと思っております。

あと水産業につきましては、本年四月頃からすると、鮮魚の取引においては、島外出荷においても安定して取引されてる状況でございます。

林業分野におきましては、慢性的な就業者不足が課題となっております。新型コロナウイルスの影響による失業対策として、林業へ

の就業も選択肢の一つとしてもらえたらと考えております。地元的林業事業体の受入れの可能性、万全な安全講習の実施など課題はありますが、関係者と一緒になって検討できたらと考えております。以上です。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

私のほうからは市民生活と医療分野というところで答弁をさせていただきますと思います。

新型コロナウイルス感染症については、三密を避ける、マスクの着用、小まめな手洗い、新たな生活様式の実践、それと最近では感染リスクが高まる五つの場面など、国から様々な感染防止対策が示されまして、市としましても、その都度市民への周知を図ってまいったところでございます。今後も適時情報発信をしてまいります。こういった感染防止対策を市民に実践していただくということが、まずもって重要なことかと思っております。

また、島内においては、幸いなことに、これまで感染者はいないわけですが、発生した際、患者、家族、医療従事者等への誹謗中傷など社会的影響も懸念されるところでございます。市民への冷静な対応の呼びかけも必要なことかと思っております。

それと、このところ報道等でワクチン開発が話題となっておりますが、時期はまだ不明ですが、国内においても、いざれワクチンの供給が開始されるかと思っております。その際にスムーズに接種を開始で

きるよう、国の動向を注視しながら準備しておくことも必要かというふうに感じております。

以上でございます。

○**経済観光課長（岩下栄一君）** 商工業の対応策についてお答えをいたします。

島内で感染が発生し、経済活動がストップしてしまうことが最も懸念されることから、まずは、関係機関とともに感染防止策を徹底することが重要であります。このため、プレミアムつき商品券登録店舗、約二百五十店舗に対しまして、消毒液やマスク、飛沫防止のパーテーション、さらには各店舗の感染防止を見える化するポスター、こういったものを十二月から配布し、対策を強化してまいります。

その上で、事業の継続や雇用の維持のために、国や県の支援が及ばない点について、事業者の意見を把握しながら丁寧に対策を講じていく必要があると考えております。これに関しては、要望に基づき対象期間を延長した第二次の事業持続化支援金について受付を十一月三十日から始めたほか、今後、歳末に向けた地域活性化プレミアムつき商品券を発行するなど、追加の支援策を実施してまいります。引き続き状況を注視しながら、商工業の対策に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

「学校教育課長 内 健史君」

○**学校教育課長（内 健史君）** 教育分野についてお答えします。

今後求められる対応策としては、まず、学校における感染症予防対策の徹底が挙げられます。家庭での検温、健康観察、体調不良児の登校の回避、マスクの着用、教室における三つの密の回避、手洗いやせきエチケット、校内の消毒等の基本的な対策を今後も徹底していくことが重要であると考えます。

また、感染者や濃厚接触者、その家族に対する誤解や偏見に基づく不当な差別やいじめ、誹謗中傷が起きぬよう、新型コロナウイルス感染症への理解、予防対策、発生時の校内対応、いじめの防止等に関する指導の一層の充実を図る必要があります。

これらの取組を着実に進め、感染と拡大のリスクを可能な限り軽減しながら、子どもたちの学びを保障してまいります。

以上です。

○**一四番（長野広美さん）** 各分野での御説明ありがとうございます。いま一度しつかりですね、感染が広がらないように、それぞれの皆さんの取組をお願いしたいと思います。

一点だけ確認させていただきたいんですが、今の現状の中で、市民の集まりですとか、移動の制限ですとか、そういった部分については今のところ全くないわけですが、感染者が発生した場合にはどのような対応をされるのか、あれば御説明お願いいたします。

○**健康保険課長（長野 望君）** 感染者の発生ということで、島内での発生を想定しての質問かと思っておりますので、そちらで答えたいと

思います。

島内で発生した場合につきましては、医療機関への入院とかそういった措置になるかと思えますけども、その方からの感染の広がり具合、例えば、蔓延状態になるだとか、そこからリンクが広がらないだとか、そういった状況によって取られる方法は違うんだというふうに理解しております。例えば、もう入院措置でして、それから開かなければ、その周りのところでは、そのほどの制限はかからないと。感染が蔓延するようであれば、そういった措置が取られる可能性があるということと理解しております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） はい、分かりました。当初はですね、一人でも発生したときには様々な制限をかけようというような雰囲気がありました。今の答弁では、発生状況を見て、その都度きめ細かく対応していくということと理解したいと思えます。

最後に、この部分については柔軟な対応をしていただきたいといった部分が質問の趣旨なのですが、相談窓口を設置するとか、それから納税等ですね、個人負担の軽減についても、対策があれば御説明をお願いいたします。

○福祉事務所長（下川法男君） 新型コロナウイルス感染症に係る総合的な相談窓口の設置について御説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症への対策については、その実施主体が国、県、市等とそれぞれ異なっております。その点で、市民の皆様

におかれましては、分かりにくさにつながっていることもあろうかと思えます。市民総合相談係においては、市民相談のほか、庁舎の総合案内の機能も含まれております。相談先が定かでない市民の皆様にあつては、市民総合相談係においてお話を伺って、必要に応じて関係課や関係機関におつなぎをさせていただきたいと考えておりますので、ぜひ御利用をいただければと思います。

また、その件に関して、市民総合相談係での案内を気軽によりしただけのように、メッセージボードや案内等の工夫を今後していきたいと思えますけども、また、行き先が分かってる方の足を止めるようなことがあつてはいけませんので、そこはしっかり工夫してまいりたいというふうに考えております。

「税務課長 柳田さゆりさん」

○税務課長（柳田さゆりさん） 柔軟な納税制度の導入についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に対する柔軟な納税制度として、市税等の徴収猶予の特例や、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免などを行っております。一定要件はあるものの、随時、納税相談等を通じて対応しているところです。

市税等の納付方法につきましては、従来の窓口納付と口座振替に加え、納税者等が納付しやすい環境を整えるため、平成二十九年年度からコンビニエンスストア等での収納を実施しております。また、外出することなくスマートフォン等を活用して納税できるキャッシュ

ユレス決済の仕組みも拡充し、納付ししやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） そろそろですね、ウイルスに対するワクチンもニュースの中で話題になるようになってまいりましたので、いま一度、ぜひ各分野、また市民の皆様も、このウイルス対策についてしっかり対応していただきたいと思えます。

最後に一点だけ。コロナウイルスは、言う必要もございませんが、行政区は全くございません。そういった部分でまた、各自自治体、ほかの島内の自治体との連携等もですね、必要に応じて対応していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

行財政改革と行政経営力の強化に向けてと題しました。

昨年度、また今年度、行財政改革の取組の概要、決算審査に対する説明等についてですね、なかなかよく受け止めができてないところもございまして、改めまして、この実績等についての御説明を当局からお願いいたします。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

行財政改革につきましては、二〇一八年度からスタートしてございます。第五期西之表市行財政改革大綱に基づき取り組んでございます。大綱の方向性としたしましては、組織力と職員力の向上、財産の有効活用、健全な財政運営の推進、計画的で効率的な行政運営の

推進を掲げてございます。大綱に基づきまして十四の取組項目を定めておりますけれども、基本的には、その取組の進行管理が中心でございまして。最近の特徴といたしましては、行財政改革推進のためのプロジェクトチームを設置してございます。本年度上期におきましては、試行的ではございますが、事務事業の最適化を目的としまして、事務事業の見直し作業を実施したところでございます。

また、成果説明書につきましては、おとしまでは款項目ごとに構成される事務事業の決算額とその内訳を列記した資料内容となつてございましたけれども、昨年度、より具体的な事業の目的や成果を説明するため、見直しを行ったところでございます。そこで、長期振興計画の基本計画では、毎年度施策の振り返りや年度途中の振り返りを行っていることから、より成果についての説明ができる判断した結果、決算審査におきまして施策のマネジメントシートを活用したところとございまして、その中で議員の皆様には御確認いただいております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） えとですね、第五期の行財政改革大綱が二〇一八年から二〇二一年ということ、今課長が御説明いただいたとおりで、その結果としてですね、成果説明資料等をですね、かなり具体的に分かりやすく、分析等についても非常に状況把握に大変役に立つんだといった部分も了解しております。

しかし、またですね、市民アンケートの結果を見ていただきたい

と思うんですが、資料を見ていただきたいと思います。これはですね、全体の分割の満足度、市民による満足度調査の結果です。暮らし、仕事、人、行政分野を区分してる中で、非常に重要度は高いんですが、この行政分野の全体はですね、仕事と、次いで低いマイナス一九・四ポイントという、このことがあります。

そして、その行政分野を具体的に見たのがこちらになるわけですね。行政の分野の中では、例えば、健全な財政運営、財政の有効活用、組織力・職員力の向上、計画的・効率的な行政運営の推進とあります。この中を見ていただくと、特に一番は残念ながら、この黄色い部分で書きました組織力と職員力の向上といった部分についての評価が一番課題となっているのが、これ顕著に出てきているところですよ。

で、今の課長の御説明でもしっかり取り組んでるといような内容だったかと思いますが、この実績、第五期の行財政改革大綱のこの状況の五年間の中でも、ほぼほぼこの評価はあんまり変わっていないのではないかとというふうに考えると、これもありますので、この結果についてどのように検討されたのか、御報告お願いします。

○議長（永田 章君） 市長、八板市長、ここは市長に。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 職員の職員力の向上ということにつきましては、議会から御指摘いただいたことも踏まえてですね、また、検討チームとの議論にも落としながら、対応を考えているところであ

ります。これには政策担当課長会議、あるいは、その上で経営会議という最終決定する機関もございますけれども、そういうところで最終的にはやるわけですけれども、いずれにしても、事務の効率化ということ、それから、それを支える職員力の向上につきましては、若い方々の係長以下の意見等も拾いつつですね、くみ上げていきたいと考えております。

○議長（永田 章君） 森企画課長、取組について説明があれば。

○企画課長（森 真樹君） はい。

○議長（永田 章君） はい、お願いします。

○企画課長（森 真樹君） 行政改革の上では、組織力と職員力の向上につきましては、五つほど取組の項目を定めてございます。一つが職員のメンタルケアを進めないといけないということ。二点目として、人材育成、それから職員研修を進めていきたいと思います。三つ目としまして、臨時・非常勤職員の在り方の検討が必要だということ。四つ目としまして、定員管理適正化計画、そういうものをしっかりとっていく必要があるということ。五つ目として、連携のための仕組みをしっかりとっていくまいしょう。こういったことを項目として定め、取り組んでるところでございます。

で、全てうまく取り組めるとは決して言えない状況ではございます。御指摘の点多々あるうかと思えますけれども、実際にアンケート結果、今見させていただきましたけれども、そういったものは、実は我々もしっかり認識をしてございまして、特に市民から見まし

て重要度が高いにもかかわらず満足度が低い、そういった結果のものにつきましては、今後より一層重点的に取り組んでいかなければいけない事項として整理をさせていただきますので、引き続きこの部分につきましては、より注力してまいりたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） えとですね、この今課長の御説明いただいた具体的な取組項目は、この行財政改革大綱の中で内容についても評価についても示されております。しかし、それでもですね、それでもなおかつ市民評価についてはつながらないと。改善がつかないというこの現状認識をしっかりと持っていた上で、改めて申し上げたいと思います。

これはぜひ市長に回答していただきたいんですが、冒頭で申し上げたとおり、今現在、本市が直面している課題、新型コロナウイルス対策、基腐病、台風などの自然災害、そして馬毛島問題対策です。これらはいずれも通常の皆さんの職員の業務の上に乗っかってるものです。通常業務ではない部分の対応をですね、それぞれの職員がですね、これ悩みながら現場で走りながらやってる状況っていうのが見てとれるんです。

今課長が御説明いただいたこの施策の中の取組は、決してこのような緊急の外部から新たに追加的に出てきた課題に対応するようなものは含まれていないと思います。これまででは行財政改革では、ボトムアップで現場の皆さんからの声をしっかりと反映させて改善につなげていくといった手法が主だったかと思えます。しかし、この非

常事態にですね、特に組織力と職員力、この部分をどう強化していくのか、補強していくのかといった部分については、明らかにトップマネジメント、行政マネジメントが不可欠な対応がここには求められてるんだと思います。この点について、いま一度市長の認識をお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

役所の仕事には、よく事務分掌という言葉がございます。税金を使つて仕事をする場合に、様々な事業を各担当が所管して、それに当たるわけですが、それは、それ以外にやらなくてはいけないことというのは、コロナにしろ、基腐病もそういう意味ではそうですが、いろんなものが想定外といえますか、常に起こってくるわけです。それは役所のどの部署にしようがですね、これをどうやってこの組織で対応していくのかということは、常に職員一人一人が考えなければならぬことでありますし、それを幹部、そしてまた三役、トップと協調してですね、対応していくということであるうと思えます。ですから、コロナにしろ、突然の災害にしろ、何が起きてもそれに対応するという心構えはですね、我々三役、それから末端の職員まで一人一人が、公務員として常日頃心がけていると思っております。

そうした新たな事象に対応するための研修というのはいろんな場がございますけれども、例えば、鹿児島県ですとか派遣研修とか国へのものもあります。それから、民間とのやり取りもあります。そ

ういう情報収集、研修というのをいろいろ考えながら構築して、それを行財政改革という中で組み上げていく。そういうことではないかと、そう考えております。

○一四番（長野広美さん） 冒頭でも申し上げましたとおり、今現在の職員の皆様の心がけですとか努力ですとかそういった部分については、本当にこの時点ですすね、高く評価しております。

しかし、今私が、この分析結果も踏まえ、この本市の非常事態と云われている状況の中では、かなり具体的に外部を含めて、その対策についてはですね、通常業務じゃない部分をどうこなしていくかというの、緊急の逼迫した課題という位置付けをしっかりと持っているいただきたいと要望いたしました。次の質問に移りたいと思います。

馬毛島問題についてです。

特に大事なことはですね、森林法に係る部分についてです。これは同僚議員の質問についてもお答えいただきましたが、防衛省に対して、今後も立入調査を要請するというふうな御回答をいただきました。それでは伺いますが、これまでにどれぐらいの頻度で、何回ぐらいこの防衛省との協議をなされてきたのか、その成果といったものが全くないのか、進捗状況について御説明をもう少し詳しくお願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） 直近のちょっと状況でお話をさせていただきますと、本年の一月に、実は市長のほうで防衛省を訪問いたしました。四項目にわたる質問書を提出をいたしました。その中で、

森林法に基づく許可申請、届出の範囲を超える開発及び伐採を不問に付すかのような土地購入の在り方についてというところで質問を投げかけたところです。

その際に防衛省から、国が取得した土地にある森林については、林地開発許可制度等の対象外となるというところで回答が出てきたところでございます。で、本市としましては、そこはちょっと認識の違いがあるということで、再質問という形で、さらに防衛省に對しまして、前地権者の行為に対する行政手続、法的措置は完結すべきであると。で、森林法上の疑義が未解決であり、行政として法益を守るための措置を講じる責務があるんだというところで、再度防衛省側に回答を求めたところです。

そうしたやり取りを通じながら、伐採届について、本市としては現地調査をさせていただきという申し入れのほうをさせていただいてる。そういう状況にあるということです。

○一四番（長野広美さん） もう一度確認いたしますが、この森林法の中で、市町村の責務といった部分、業務の部分ですね、伐採の造成がしていない、もしくは伐採後の造成をしないといったことが明らかになった場合は、伐採の中止をすること、もしくは伐採後の造林をすべき旨を命ずることができると。これは最近改定されたものですけれども、そういった部分です。

なぜこのようなことをするかという条件としては、伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出・崩壊、その他災害が発生させるおそ

れがあること。伐採前の森林が有する水害の機能、いわゆるその森林機能がですね、壊れたことによる水害の発生のおそれがあること。それから、伐採前の森林が持っていた水源涵養の機能が、その地域の水の確保が難しい、支障が及ぼす。また、伐採後の周辺の地域における環境を著しく悪化させるといったことが掲げられております。

いずれも、特に漁業被害がですね、相当の土砂が流出したことが当然当時行われていたわけで、で、また、当然担当課のほうは承知しておられると思いますが、平成十八年十一月三十日付けで、西之表市長から鹿児島県知事に対し、伐採届の取扱いについてのお伺い書が出されております。要は、今回の伐採届は林地開発に該当するものではないか、環境アセスメントの手続が必要ではないか、その他法令に基づいて事前調整など必要ないかということを書面で提出して、県知事に回答を求めています。

当時の県の回答はですね、門前払いに近い大変非礼なことでしたけれども、過去から現在までにおいて、本市のこの伐採届の扱いについては、かなり努力してですね、問題の解決に向けて取り組んできた実績があるわけです。

そこで、今担当課長のほうは、防衛省に出向いてその旨を伝えたというふうな話でしたが、同様の内容で、監督庁である林野庁については、これお伺いはかかっているんでしょうか。どのような見解が出てるんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

林野庁に対しまして特段のアクションを起こした、そういった経緯はございません。

○一四番（長野広美さん） 本来はですね、これ防衛省ではなくて林野庁じゃないですか。本来は林野庁にまず問合せをするべきではないでしょうか。農林水産省からは意見をいただいたと回答されますけれども、どのようなやり取りがあったのか詳細は説明されておられません。まず、地元市町村としては、市としてはですね、林野庁に対してしつかり文書でこの扱いについての見解を求めるべきだと思います。

その上で、地方自治体ですから、国地方係争処理委員会というのがございます。当然御存じだと思います。かつて沖縄県が辺野古の新基地建設に関係して、こちらでも申入れをされています。

この森林法のこの問題については、不作為で、行政がですね、不作為だったから土砂が流出して、そのために漁師さんの皆さんがですね、長年、もう既に十五年を経過しているわけですけども、裁判です。県知事相手にやったり、前地権者を相手に調整をしたり、様々な取組を行われております。本来、行政手続がしつかり取られれば、問題はかなり改善された可能性があるわけですね。

で、本市が今後この森林法に係る部分については追及していきますというのであれば、現時点で防衛省とのやり取りに進捗状況がなければ、次の策を具体的に検討すべきだと思いますが、いかがですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

森林法の関係のところでありませうけれども、これは議員御指摘のように、もう十年以上にわたって、本市、あるいは鹿児島県、そして地権者等を巻き込んでやってきた事柄であります。そういう長年の経過を整理した上で、先ほど課長が申し上げたとおりで、現地権者である防衛省に対しまして、西之表市として、この問題での対応を迫ったところでもあります。解きほぐしてそういうところでありまして、まず、そこを整理しないでですね、現状での当事者のところから解きほぐしていくための作業をしてきたところでもあります。それについては、やり取りについて、文書をその都度、議員の皆様や市民にも報告してあるところでもあります。

で、先ほど課長が申し上げたように、この森林法の伐採に関する国の考えとしては、国有地の上にある森林については関係ない。簡単に言えば、そういうような回答であるわけです。それに対して再質問でしているのは、国有地にあるものではなくて、過去にあった森林に対する市としての考えを申し上げるわけです。それに対する答えがきちんと返ってきていないことから、現地調査を再度求める、そういう作業をしているところでもあります。

林野庁のこともございましたけれども、それは間接的にですね、情報収集はしておりますけれども、そういう状況にあるということをお理解いただきたいと思います。

○一四番（長野広美さん） 理解をするっていうのはですね、ちょ

っと私理解できないんですけど、課題を整理されるとおっしゃいました。もう防衛省に対して本市の方針はしっかり伝えてあります。

国も明確に、国というのがですね、これ国がというふうには市長の御回答いただきましたけれども、防衛省です。防衛省の見解は、もう明らかです。国有地なので、それは適用しないと。もうそれをさらにどう整理するのかですね。方針があるんであれば、何を期待されて整理されるのでしょうか。どこを求めていらっしゃるのでしょうか。そこをもう少し説明いただけますか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

先ほど申し上げたとおり、現地権者の防衛省が、国が、この森林法の関係については、現在の土地、国有地の上に存在する森林について云々と言っているわけです。我々が、今、西之表市が問題にしているのは、その前にあった、防衛省が取得する前に、前の地権者が所有していた頃の森林に対する伐採を問題しているわけで、そのことを防衛省の回答としては、まあ詭弁というような言い方もできると思いますが、きちんと答えていないということをしつかり指摘して、そこから始めていかなければいけない。そういう認識にあるということでもあります。

○一四番（長野広美さん） えとですね、まず一点、市長のお答えは、国がという回答おっしゃいましたけれども、あくまでも防衛省としての見解が本市に伝えられてるわけですね。防衛省としての見解は、現国有地としての扱いでしか回答されておりませんし、それ以

上踏み込んで回答することをどう求めるのか、具体的なものがなければ、双方立場は平行線のままですよね。それは明らかですね。この問題について早急に解決する意図を持ってらっしゃるんですか。

○市長（八板俊輔君） 解決するためにやり取りを続けているというところがあります。

○一四番（長野広美さん） 同じやり取りをやりたくはございませんが、誰とどのようにやるかということをもう少し戦略的に検討していただきたいと思います。防衛省との対話だけで国とやっているとこの話ではありません。国は、国家機関は様々な機関を持っており、直轄する行政分野が分かれています。それも当然行政ですので皆さん百も承知だと思いますが、そういった部分で、防衛省の皆さんに前地権者だから理解してくれって言ったことを、市長としてはあくまでも追及していきますということをおっしゃってるんでしょうか。その点だけ確認させてください。

○議長（永田 章君） 長野議員、この件については最後の質問です。

○一四番（長野広美さん） はい、分かりました。もうそれは、はい、最後です。

○市長（八板俊輔君） 西之表市が関わっております森林法の案件というのは、最初の伐採届に関することでもありますので、その関係でやり取りをするということでもあります。

○一四番（長野広美さん） 市長とのやり取り、残念ながらちよっ

とうまくかみ合いませんので、また改めてお伺いしたいと思います。少なくとも私の主張としては、次を進むべく対策をしっかりと投じていただきたいということです。

次の質問の市有地の扱いについては、昨日も同僚議員の回答をいただいたところです。特別に今現在、土地の買収に向けた国からの交渉はないということを確認いたしましたので、少し安心いたしました。

しかし、議会に対して防衛省は明らかに買収したいんだという意向を伝えておりますので、いま一度この部分についてもしっかりと検討を、利活用についてですね、検討していただきたいと思えます。

最後の漁業協同組合については、これも申し訳ございません、時間の関係で私一方的に申し上げたいのは、漁業権を持っている、漁業権の扱いについての漁業協同組合というのは、漁業振興の立場であります。昨今の海上タクシーの心配ですとか、これから行われるであろう海上ボーリングの際の監視船等の心配についても、公平な立場です、協同組合としてやっていきたいと。

○議長（永田 章君） 終わりました。

○一四番（長野広美さん） はい。失礼いたします。

○議長（永田 章君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十五分頃より再開いたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時二十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 田添辰郎です。よろしくお願いいたします。

通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

市長におきましては、分からない、答えられない質問がありましたら、そのまま答弁していただいて結構ですので、よろしくお願いしたいと思います。

今回も、馬毛島の自衛隊基地、FCLP訓練について質問させていただきます。

我が国は主権国であります。主権国である我が国日本に、外国の軍隊が戦後七十五年にわたって駐留し続けております。誠におかしな話でもございます。事実としては、そのせいもありまして、戦後七十五年の平和が維持されたというのも現実でありましょう。しかしながら、このおかしな状況が、今回の馬毛島の自衛隊基地、FCLP訓練につながっている。私はそう考えております。

まず、馬毛島の自衛隊基地、FCLP訓練について質問する前に、

二つのことを前提としてお話をいたしたいと思います。

今回、自衛隊の基地ができ、そしてFCLP訓練が行われる馬毛島の位置は、一番近いところで十キロから十二キロ、そういうことになっております。今私はここに立っております。西之表市の西之表市役所に立っておりますが、そこにあるマイクが馬毛島だとします。そこまで十二キロだと考えてもらいたいと思います。この離れた馬毛島というマイクが動いて北のほうに行けば、国上の喜志鹿崎灯台、その海の先のほうに行きます。そして、逆に東のほうに行けばですね、安納、現和を過ぎて太平洋上に位置することになります。そして、南のほうに行けば、古田小学校を過ぎたところが馬毛島の位置ということになります。

ですから、馬毛島で自衛隊の基地ができ、そしてFCLP訓練が行われるとどうなのか。防衛省の示す資料によりますと、かからないように造っているようではありますが、それでもこの訓練、昼間だけではなく夜間から深夜にも行われます。午前三時ぐらいで行われるということ。以前から承知しておりましたが、そうなりますと、深夜の場合には、騒音の問題が生じてくるのは現実にありますかと思えます。

しかしながら、それで考えていただきたいと思えます。私が馬毛島にあるFCLP訓練を行う滑走路であります。神奈川県厚木基地、普天間の基地、滑走路のそば、本当二百メートル。普天間のほうに大学に落ちた事故がありました。本当に隣り合わせにある状

況でございます。厚木基地でいいますと、十二キロ離れていると、ちょうど海側のほうに行きますと、湘南のほうに向かつてまいります。その辺の地域になります。そして、東側に向かいますと、新幹線の新横浜駅程度の距離になってまいります。普天間の基地のほうも、本当に隣接した厚木のほうも、隣接した地域でありまして、厚木のほうにおきましては、以前聞いた話によりますと、爆音の下に二十万人の方が住んでいるということでもあります。

冒頭申し上げました。ここにあれば私も反対派の議員と同じように、馬毛島の、自衛隊基地はどうか分かりませんが、FCLP訓練にも必ず先頭に立って反対をしております。この場所があり、そして、十二キロ範囲といっても、今十二キロ関係ありませんが、滑走路の方向上に長く騒音はいたします。横側のほうはあまりいたしません、かなりの距離するわけでありまして。その事実が分かっておりますから、西之表市に造るんであれば反対するわけでありまして。

では、馬毛島はどうなんでしょうか。年間に十日間程度、それが二回行われるということでもあります。これも確実な事実ではございません。パイロットの練度に応じて、期間が短くなったり長くなったりするのが当たり前の話であります。馬毛島で行われた場合、神奈川県厚木基地、そして普天間基地、そのほかの米軍基地周辺の住民がこれまで被ってきた騒音被害とどうなのか。比較をすれば、防衛省のおっしゃるように、かなり軽減されたものになるかと思われま

厚木基地のほうから、航空部隊のほうが山口県岩国基地のほうに移動しました。沖合に滑走路を移設して騒音被害を減少化しようとしたわけですが、馬毛島には、そもそも周囲十二キロの範囲は海であります。そのような位置関係のほうも、ぜひとも御理解をいただきたいと思えます。

そして、二点目に前提として御理解いただきたいのが、平和の話をいたしますと、私の場合やはり、日本の歴史教科書のほうもヨーロッパの歴史を基にして書かれておりますので、やはり戦争と戦争の間が平和であるというような定義を聞いたことがあります。ヨーロッパにおきましては本当に戦いの連続でありました。城があり、住民のほうも城の中に住んでいる。中国においてもそうであります。争いが絶えないからこそ、城の塀に守られてきたわけであります。

日本の場合はどうでしょうか。古代の遺跡においては塀があったという事実もあるわけですが、ほとんどのそれ以外の時代は、皇居におかれまして、江戸城におかれまして、江戸城は、やはりその時代の権力者がいたわけでありまして、堀があったりいたしますが、皇居にいたしましても、飛び越えられるような塀であります。そして、それぞれの藩主がいた時代にも城下町というものがありました。城下町は塀で守られたりはいたしません。戦は侍とその城主が命運をかけて戦うものであり、そこに住む住民に迷惑をかける。それが日本においては当たり前であったからであります。しかしながら、この平和を守るといっても大変厳しいことにな

ってまいりました。今日、朝起きて顔を洗い、朝御飯を食べ、ここ
にきたわけですが、子どもたちがいれば、「おはようござい
ます」と言い、学校に出て行く。お父さん、お母さんは仕事に行く。
そういった当たり前の日常の生活は、日常の規模でも、毎日の中
でも、この空気と同じようになってはならないものであります。

日本には島が六千八百以上あるそうであります。そのうち無人島
は六千四百あります。六千四百ある島の中で、南西諸島の防衛や、
そして大規模地震が起きたとき、さらにはFCLP訓練、一番重要
なのは自衛隊の陸海空三軍が訓練する場所ができるということ。日
本で唯一の訓練地になるかと思えます。そして、その馬毛島が大災
害が起きたとき、地震や津波が起きたとき、国民の生命・財産を守
るため出動し、そして救出が行われます。東日本大震災のように長
引いた場合には、疲れ果てた自衛隊員は馬毛島で休息を取るとい
うことになってくるかもしれません。そして、我々西之表市民も、そ
のような災害が起これば、決して見捨てられることはなく、救われ
ることになると私は信じております。

このようなことを考えれば、我が国の平和を守る国、防衛省から
見ても、六千四百ある無人島の中で、唯一馬毛島しか適地がないと
いうことが事実であります。そして、議員の皆様御存じのとおり、
議員に対する説明会の中で、私のほうも質問をさせていただきました。
馬毛島以外の代わりの土地はないのか。代替地はないのか。曖
昧な答えでありましたが、ほかにないのが現実であります。

今申し上げました二点を前提といたしまして、市長のほうに質問
をさせていただきたいと思えます。いまだにはつきりしないことが
ございます。馬毛島の自衛隊基地、FCLP訓練について、賛成な
のか、反対なのかであります。賛成、反対と明確に言えなければ、
答えられないで結構であります。よろしくお願いいたします。

以下の質問は質問者席より行います。

○議長（永田 章君） 田添議員、田添議員、これ一番の市長に対
する答弁はいいわけですか。

○一 番（田添辰郎君） ああ、ちよつと後で見失礼かなと思
いましたんで。

○議長（永田 章君） 分かりました。

○一 番（田添辰郎君） はい。すいません。

○議長（永田 章君） じゃあ、二番について、八板市長、答弁お
願います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

国、防衛省が示しております馬毛島への施設整備の計画にいたし
まして、せんだつての所見という形でも申し上げますとおり、地
元の市長として同意できないとの判断に至っているとあります。
○一 番（田添辰郎君） 私が捉えますに、同意できないというこ
とは、今回の調査のほうに同意できない、アセスメントのほうにも
同意できないということかと思えます。賛成なのか、反対なのか、

いまだに明確に答えられないということは確認させていただきます。

同意できないという答弁であります。また、明確に答えられないという事実がございました。これは現時点での答弁なのか。それとも、これから刻々と変化してまいります。通告書を出した時点から、既に状況は変化しております。今の答弁のほう、これから一月後、二月後、三月後、やはり同じ考え方を持って、信念を持って、市長のほうは答弁をなされるのかどうか教えていただければと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

私の考えは、三年前ですが、市長選、選挙に立候補いたしましたときから何ら変化はございません。確固たる意思を表明させていたできました。

以上です。

○一番（田添辰郎君） 四年前の公約ですか。まあ、パンフレットに書いたものが公約なのかどうか分かりませんが、それには軍事施設は造らせないようなことを書いておりました。そのときと変わらぬ。明確に答える。私はそのような答弁、問題があるかと思っております。

先日に行いました防衛省の議会に対する説明会で、たくさんの方が傍聴にお見えになりました。私のような馬毛島の自衛隊、FCL P推進する議員もいるわけであり、当然十人程度の反対の議員もいるわけであり。傍聴した市民の中に、議員の議論ではできると

とが前提のように思えるという不安を持った方がいらっしゃいます。市長のほうも、これまでの答弁におきましても、反対派がおっしゃるように、絶対造らせないんだ、反対なんだということは明確におっしゃいませんでした。今分かっていることは同意ができない。でも、賛成とも反対とも言えないという事実であります。そのようなこともあって、先日の議会における説明会、市民の不安の声があったと思うんですが、その市民の不安の声を払拭していただきたいと思いますが、市長はどう答えるおつもりでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市民の皆様には、議員がおっしゃる賛成、反対、あるいは推進とか容認とかいう言葉もあるようですが、そうした中で、正確な情報というのが徐々に絞られてきているのではないかと思っております。今後とも正確な情報を得て、市民に正しい判断をしていただけるように、また、私も正しい判断をするために努力をしてみたいと考えております。

○一番（田添辰郎君） 二〇一一年六月ですか、ツー・プラス・ツー合意がありまして、それから事は始まったわけがあります。その当時の資料のほう、本当に市長がおっしゃるように、まあ、大まかなことは書いてありますが、中身が詰めてありませんでした。今年以上の歳月がたち、防衛省のほうも、自衛隊とも、そして米軍のほうとも様々な協議をし続けてきて、やっと今このような説明資料に結実した。私は思っております。これまで防衛省が説明しよう

と思っても、きっちり協議しなければできなかったということが多かったと思うんですね。そういう意味では、今回の資料のほうは、かなり踏み込んだ説明までしていただいているかと思えます。

防衛省のほうは調査のほうを行うということで、数日中に行われるような話も聞いております。アセスメントのほうもやるようであります。これは市長がおっしゃるように、市民に対してきちっと説明するためにも、防衛省側としてはどうしても必要だというわけでありませう。反対派のほうとしては絶対造らせたくないわけでありませうから、それは一歩歩を進めることになるという議論も成り立つかと思えます。

しかし、市長がおっしゃるように、市民にきっちり十分説明しようと思えば、今回の調査のほうも、アセスメントのほうも、同意できないではなく、市民のためにも、きっちり正確な事実を進めるためにも、サインを示すべきではなかったかと思うわけでありませう。これまでの答弁と、市民に対する説明を十分に行おうと思うという気持ちと、不同意ということは、相矛盾するように私は考えるわけでありませうが、市長はどのように考えますか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今年の夏に、防衛省が施設の整備案について説明を始めたところでありませうけれども、それに対する私どもの質問への回答を含めまして、国の説明は不十分さはまだ続いていると感じているところでありませう。

議員も御承知のとおり、本年の二月十八日の衆議院予算委員会において、施設整備の必要な調査の前に、しかも土地の取得の前に設計作業に入っていることが明らかになり、その費用は在日米軍等駐留関係諸費を流用したというふうにされまして、地元の頭越しに物事が進んでいる状況にあります。この際には抗議文を出してございまして、きちんと説明をするように求めてきたところであります。

これまで本市が国に対して詳細な情報を提供するように求めてきたことと、一般の国の海上ボーリング調査や、それから環境アセスメントの結果がなければ詳細な説明ができないという防衛省の回答というものは、それぞれ違う場面での発言でありまして、時間軸的に合致しておりませう。こういうことから、議員御案内のような矛盾は一切ないと考えております。

○一番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。

六番のほうも大体分かりましたので、七番目の質問に移らせていただきますと思います。

得るものより失うもののほうが大きいとおっしゃっております。何を得て何を失うのか。具体的に示される部分があれば教えていただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

十月七日に所見を公表しておりますけれども、かなり、ある程度詳細に列記しておりますので、ここでは繰り返しいたしません。また御覧いただければありがたいと思えます。

○ 一番（田添辰郎君） 私も一応目は通していただきました。目を通しましたが、何を得て何を失うのか、まあ、これは私の感想ですから遠慮をします。

戦争になればですね、得るもの、失うものの議論どころではないと思うんですよ。当然ですね。戦争になった場合の得るもの、失うものの議論をこの場で市長と行うつもりは全くございません。もし起きたとすれば、日本国民はもとより、我々西之表市民のほうも、自由は奪われ、日常の日々の生活が奪われるということになります。馬毛島の自衛隊基地、そしてFCLP訓練は、戦争を防ぐための日本の抑止力を高め、日米安保体制の強化・深化につながっていくものだと私自身は信じております。諸外国の暴挙を未然に防ぐということにもなるわけでありませう。

私は、馬毛島の自衛隊基地化、得るものと失うものがあるかと思えます。しかしながら、平和以上に大切なものがあるのでしょうか。市長は、私から見れば、日本の平和を放棄しているかのように、そのような決断を行っているように思えるわけですが、平和って何なんでしょう。市民の日常の生活、当たり前の生活を守るためにも、このような決断変えていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○ 市長（八板俊輔君） 戦争と平和ということでの考えということでありませうけれども、戦争を起こさないために努力したいと考えております。先ほどちょっと省略しましたが、失うものの例といたしましては、それは平和の世の中で享受できるものであります。例え

ば、自然、歴史・文化、そして騒音のないという静かな生活環境、そして、これから発生する産業衰退や人口減少を食い止める地域力の資源、そういったものが失われるものであります。そういう現在あるこの種子島の資源を大事に守って、それを育てていきたいと、そういうふうと考えております。

○ 一番（田添辰郎君） この場で、市長の前で申し上げるのは恥ずかしいんですが、戦前には、アジアに独立国というのは日本とタイしかございませんでした。それは御存じかと思えます。西洋諸国、アメリカ等の植民地となっておりまして。そして、日本の判断があつて、私は追い込まれて決断した戦争だったと思えますが、戦争が行われ、その結果として、たくさんの方が植民地から主権国として変わってまいりました。これは誰が言おうとも事実であります。

一九四九年に、中国において中国共産党の下に国が生まれました。それから数年後に、御存じのとおり、チベットのほう、戦争をしかけられ、チベットのほうは仏教国であります。チベット仏教というものは、歴史は古く、中国大陸の人たちにもかなりの影響を与えたと聞いております。法王を守るための僅かな兵しかない、そのような国に中国は押し入って侵略をし、現在に至っております。

ウイグルのほうも、その後すぐでしたかね。共産党ができてからすぐ侵略をされました。核兵器の実験場として頻繁に使われた土地であります。そして、今現在では、百万以上のウイグル人が収容所に入れられ、再教育と名で人権侵害を受けてます。

モンゴルのほうも、昔は大きな国をつくったわけでありましたが、モンゴルのほうも、そのまま自治区という形になり、今、母国語を奪われようとしております。

満州の地域はどうかといえば、かつて満州人という方がいたようでありますが、満州人は今どこにいても分かりません。中国人の民族の一部となったかのように見えてはいます。

そして、最近によりますと、世界で一番平和な国と言われたブータンのほうにも、中国が、共産党の中国が勝手に町をつくっているということでもあります。

インドのほうとも、ごたごたは絶えません。

新聞報道を見ましても、日本の尖閣諸島、毎日のように中国の公船が来ております。そして、先日は、中国のほう、中国の閣僚が尖閣諸島が自らの領土のような主張をして、共産党の志位さんが怒ったという面白い事例も発生いたしました。

香港の問題も御存じだと思います。台湾もそうです。チベット、ウイグルもそうでありますが、香港、そして台湾、そして尖閣諸島も、彼らからよれば革新的な利益で、絶対手からは放さないそうです。

我々は平和を守ると言いながら、チベットの人たちのように何も備えをせずに、七十五年間苦しむようなことになっていいんでしょか。市長は西之表市の市長でありますから、そこまで考える必要はございません。国、防衛省は、そのことを考えるのは仕事であり

ます。馬毛島は、冒頭申し上げました唯一無二の土地であります。

では、続いて、次の質問に移らせていただきます。

FCLP以外の利活用とは何かであります。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

FCLP以外の馬毛島の利活用についての御質問であります。これにつきましては、市民の皆様の意見をお聞きしながら、活用策の検討を続けているところであります。様々な意見を集約していきますと、馬毛島の特異な自然環境や、種子島と密接なつながりのある歴史を生かした取組の推進についての意見が多くを占めております。この島が教育、観光面で十分活用できることを再認識しているところであります。幸いにして、学校跡地、それから市道、港湾施設、文化財など活用可能な資源がございます。これらの資源を活用した、具体的かつ実現可能な活用策の検討を進めてまいりたいと考えております。

○一一番（田添辰郎君） まあ、FCLP以外の利活用というのは、四年前から市長のほうおっしゃってたような気がいたします。今、任期を終えようとしてます。もう四年がたとうとしてあります。FCLP利活用とはそういうものだったのか。そういうふう思うわけです。

他人の所有する土地であります。御存じのとおり、日本では所有権というものは絶対であります。私は、この所有権は公共の福祉以外の制約もかけるべきだと私自身は思っておりますが、しょうがあ

りません。そのような下で、馬毛島の他の形で利活用するといつて、どうやるんでしょう。国、防衛省は、この国を平和を守るために馬毛島を活用しようとしております。それをどうやって違う利活用をするのか、できるのか、法的な根拠はあるのか、教えていただきたいと思ひます。

○市長（八板俊輔君） 途中経過ではありますが、国有地にはほぼなるということであります。国有地ということは、国民の税金を使つてあがなう土地でありますので、我々といたしましても、利用について意見を述べる権限は十分にあると考へております。まずは、活用可能な資源を用いた活用策の検討を進めてまいりたいと考へております。

○一一番（田添辰郎君） 立場が逆でありまして、国の場合であれば強制収用という方法も取れるかもしれませんが。戦前であればそういうこともあつたんでしょうが、今の日本です。そういうことはいたしません。きちつと、だからこそ国、防衛省は説明して、これまで八年半以上かかつたわけであります。そして、百六十億円の巨費を投じたわけであります。

続いて、前の前の前の市長ですかね、大分前になります。国のほうが、西之表市さん、馬毛島のほうを活用してみませんかというお話がありました。でも、財源的に厳しくつて、そのときお断りしたんです。馬毛島の歴史、本当にいい歴史もあるかもしれませんが、種子島島民から見ると、馬毛島を有効活用しようとして、なかなか

うまくいかない土地でありました。川がないんです。市長も御存じのとおり、雨が降れば小さな小川ができてきます。希少生物のメダカがいたりするんです。でも、いつも流れてる川がないんです。牛を飼つたり、さとうきびを作つたり、本当に本当に努力をしたんですが、当時の市長は、何億円もの金を出して馬毛島購入してもいかんともし難いという思ひで、無念の思ひで購入を断念したわけであります。市長は、今そのような財源、担保ができるんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 私個人といたしましては、後知恵かもしれませんが、そのときに買つておけばよかつたのかなと思ひます。まあ、活用内容にもよりますけれども、一般的な予算措置同様、可能な限り補助財源等を模索することになるかと考へております。

○一一番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。十二番行きますね。FCLP以外の利活用、その具体化のプロセスを示してください。念のために、今御答弁いただいたようなものであります、具体化のプロセスを示していただきたい。今示せるか示せないかで結構です。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。学校跡地など活用可能な資源を活用した具体的かつ実現可能な活用策の検討を今続けております。作成中でありまして、本来ならこの議会にお示ししたいところでありましたけれども、まだその段階に至つておりませんので、こういう説明で御勘弁をいただきたいと思ひますけれども、まずは、現地調査などを踏まえて構想を練る作

業も必要になってまいります。詳細はそれからだと考えております。

○議長（永田 章君） 田添議員、田添議員、すいません。

ここで議長からお願いをいたします。正午となりましたが、このまま一般質問を続行いたします。

○一番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。

まだ、もう四年たつてののにまだやるんですか。あと何年かかるんですかね。あと四年ですかね。八年ですかね。まあ、先に進みますよう。

僕これまで一般質問してきて、僕の限られた脳みそですが、僕の頭の中で考えるには、市長はできないことをできるよりに言つてるようにしか思えないんです。市長としては、できると思つて本当にやつてるんでしょうか。僕が考へてるように、できないと分かつていながらできると言つていれば、それは市民に対して不誠実なことになってくるかと思ひます。どうでしょう。

○市長（八板俊輔君） まあ、あと四年か八年かというお言葉もございましてけれども、このFCLPの問題は、国は一九八〇年代から造ろうとしてできていない案件であります。そのことを四十年近くなるんでしょうか。そういう問題であります。実際に活用な資源がございまして、決してできないということはないと考へております。

○一番（田添辰郎君） できないことはないと考へ、まあ、できると信じて発言されてるんでしょうね。できると信じて発言して

ただかなければ僕も困りますので、その辺はよろしく願ひします。続きまして、十四番の質問に行きましょう。騒音について質問したいということでありませう。

一般質問のたびに、私は中種子町の自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会の議会だよりの文言を使わせていただいております。ちよつと正確ではありませんが、滑走路から十二キロ離れば騒音の問題もさほど生じない。これは条件が全く違いますから、その辺の留保条件はきちつとその議会だよりに書いてあります。

その議会だよりのほう、なぜ今回手に入れて見てほしいというふうに思つたかという、我々の歴代市長も、そして今の市長もそうなんです。ところが、議会も反対なんです。ですから、市民の皆様の税金を使つて調査に行つても、市民の皆さんの最も関心のある騒音の問題、測つたりしたことないんです。僕おかしと思つてね。それにおいて、厚木市に行つたら、爆音訴訟で一生懸命頑張つてる人たちの話を聞いて、勉強、調査をしたとなつてるんですけど、音も測らないんですよ。まあ、これはいいです。

ですから、中種子町のほうは、きちつと音を測つてきております。滑走路から十二キロ離れた場所。我々の議会の席では、こういった、ある意味中立の立場からの報告は出せません。今の我々の議会では、そういうことはできません。だからこそ見ていただきたいと思つたんですが、その記載内容、御存じでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 詳細は記憶しておりませんが、拝見したこ

とはあるように思います。

○ 一 番 (田添辰郎君) 様々な資料がございます。調査を深めてですね、市民の皆様が事実に伝わるようにお願いします。

次の質問ですね。

十キロ、十二キロ離れていて、冒頭説明いたしました、その騒音ほどの程度なのか。例えば、今、夜も眠れない、牛の乳の出も悪くなる、牛が出産しなくなるといった声も聞いたりいたします。四年前はもつとひどいことが言われました。八年前はもつともつとひどいことが言われました。米軍人がやってきて、いろんな事件を、事故を起こす。これはまだいいです。もつともつとひどいことは言われておりました。事実が明らかになって、反対派の皆さんもそのようなことはおっしゃらなくなった。明らかに外国人に対する人権侵害と思えるようなことを平気で言ってる方々がいた。しかし、今も残ってます。可能性はあるかと思いますが、夜も眠れない、牛の乳の出も悪くなる、牛が子を産まなくなる。こういった騒音が発生すると市長は思いでしょうか。十五番です。

○ 市長 (八板俊輔君) 十五番。騒音についてのこと。騒音につきましては、国においても現段階では答えられないというふうな回答かと思えます。

試験のことは別ですかね。

○ 一 番 (田添辰郎君) 市長はどう思ってるかですよ。

○ 市長 (八板俊輔君) はい。牛の。

○ 一 番 (田添辰郎君) 市長がどう思ってるか。

○ 市長 (八板俊輔君) 試験の。

○ 一 番 (田添辰郎君) あ、いやいや、夜も眠れないとか、ほら、そういった声を聞くんですが、市長も本当そうだと思うてるのか。どうなんだろう。分からないのか。分からなけりや分からないで結構です。

○ 市長 (八板俊輔君) ただいま答弁したとおりであります。

○ 一 番 (田添辰郎君) 十六番移りますね。

FCLPの騒音の可能性は年に一回から二回。FCLPですね。自衛隊の航空自衛隊、また海上自衛隊のほうの騒音は今抜いておきます。FCLPの騒音。実際にタッチ・アンド・ゴーを行うのは十日ぐらいと防衛省は説明しております。国際環境の変化により、運用は変わり得ます。回数も、やらない、ゼロということにもなりかねますし、二回以上になる可能性もあります。日数も大体十日で、それ以下になることもあります。私が見た資料では、十三、十四日、二週間程度といったものも見たことがあります。これはパイロットの練度次第ということになってくるかと思えます。

また、国防の問題であるからこそ、状況の変化に応じて柔軟に対応するのが当たり前だと思います。平時ではございます。訓練のときはそうかもしれませんが、いろいろなきことがある。抑止力を発揮するために米軍空母を出して、米軍のプレゼンスを示すためにやらなければならないこともある。プレゼンスを示すと

うことは、戦争をするということではありません。抑止するためにプレゼンスを示すということもあり得るかもしれませんが。そういったことがあって当たり前だと私は思うわけでありませんが。

だから、前もって防衛省の職員の方々に、自衛隊、米軍と協議をして、何々はどうだどうだどうだって事細かく協議をしたとしても、それは、そのときの国際状況、東アジアの状況で、この国をいかに守るのが適当かという判断の中で変わらざるを得ないものだと思うんですが。

市長がおっしゃるように、先ほど変なこと言っていましたよね。調査をしなきゃ騒音が分かんないとかね、言っていましたけど、それは困るというんですかね。初めから、八年前言ったことと今言っていることは、内容は詳しくなつて大分変わってきました。分かりやすくなりました。現時点で、これから造る施設がある、あらゆる可能性を判断して目の前に出せと言っても、出せないのが現実であります。それを困るという立場なんですか。

○市長（八板俊輔君） 十六番のところですかね。

○一一番（田添辰郎君） 十六番です。

○市長（八板俊輔君） はい。議員御指摘のとおり、訓練につきましては、実際の運用については状況に応じて変化することが予想されます。すなわち、及ぼす影響が増加する可能性も否定できないと考えております。加えまして、訓練以外の訓練の前後、あるいは不時の場合に、市街地近辺に飛来することも起き得ないわけではあり

ません。そうしたことも踏まえて防衛省には問うておるわけですが、それでも、それに対してはつきりした回答がないというようなことだと思います。

○一一番（田添辰郎君） 市長、考えてください。僕、無責任なことを言うかもしれませんが、僕も、飛行経路にしたって、絶対あの飛行経路以外来ないなんて言えません。誰が言えるんでしょうか。日本の事故を起こした原発にしても、反対派の皆さんがおっしゃるから、原子力発電をしている会社のほうは、絶対安全みたいな安全神話をつくり上げて、福島事故につながったと僕は思っているんですが。

仮定の話というか、いろいろ不都合な部分なんですけど、突発的に起きることはあるわけでありまして。それを考えて、市長がおっしゃるように、議会がおっしゃるように、全てテーブルの上に出せと言われても、これはできない。当り前だと思いますので、御認識を改めていただければと思います。

十七番に移ります。

FCLP訓練を行う米軍人は馬毛島内の宿舎に寝泊まりする。これは規定の事実であります。いまだに馬毛島で訓練を行う米軍人が西之表市にやってくるという発言が、一部の議員からも飛び出しております。馬毛島は自衛隊の基地であり、滑走路も港湾の管理も自衛隊が行います。移動する手段である飛行機も船舶も自衛隊の管理であります。米兵がやってきて事件・事故を起こすと市長は本当に

お考えなのかどうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

米軍人の来島につきましては、現段階では仮定のことであり、答弁を差し控えたいと思います。

○一番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。

私のほうは、本当にメリットを最大に、デメリットを最小限にしようという立場でありますから、今回FCLP訓練を行うパイロットの皆さん、ある意味では米軍のエリートでもあります。失礼な言い方になるかもしれませんが、皆さんがいろいろ問題を起こしているときに念頭するような軍隊ではないということは、お知りおきいただいているかと思えます。整備士の皆さんもそうであります。整備士や準備の方は前後十日間ずついますが、訓練をするパイロットの皆さんは、訓練を終えたら岩国のほうに戻るわけにあります。

そして、以前にも誰かが一般質問で言っていました、泳いで渡る、空を飛んで渡るとか考えなきや、飛行機とか船舶を使うわけしかないわけです。これは、私はデメリットを最小限にする意味でも、我が国防衛省、自衛隊のほう、そして米軍とも協議をして、そのような場合は船舶、航空機を動かさない、そういう取決めができるのではないかと思えます。米軍は言うことを聞かないからといって、米軍が自衛隊の持っている飛行機やヘリや船を勝手に乗り回すことができるのでしょうか。そういうことは僕あり得ないと思いません。

では、十八番に移ります。

防衛大臣は、二〇二二年度、もう一年半ぐらいですか、再編交付金を西之表市に交付するような報道がありました。金額は未定であります。当然であります。協力度合いによるわけありますから。その場合のですね、再編交付金、基地交付金など、交付税算定の基礎となる基準財政収入額とかに算入されるのかどうか。これはですね、交付金もらっても、補助金もらっても、その分国からもらえるお金がほかから減ったら同じことじゃないかという疑問、よく伺うんです。私自身もこうだろうと思うところありますが、やはり担当課長のほうに、簡潔でよろしいですから、答弁お願いします。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

地方交付税法第十四条に、基準財政収入額の算定方法が記載されております。こちらでは、再編交付金及び基地交付金については記載がございません。したがって、基準財政収入額に算入されていないと考えます。

以上でございます。

○一番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。安心いたしました。

では、十九番です。

市長、再編交付金は、二〇二二年度、もし国のほうがそういった申出があった場合、受け入れるのかどうか、明確な答弁をお願いします。

ます。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

防衛省によりますと、この再編交付金を受け入れるためには、FCLP施設整備への理解と協力が必要と言っております。国の馬毛島への施設整備計画について、最終的に、私は議会、市民の皆さんの判断に委ねられていると考えております。私自身は計画に同意できないという立場でございます。

○一番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。

私の資料を見た場合ですね、再編交付金が支給されるようになってみてもですね、再編事業の進捗に支障が生ずる場合には、交付額を減額し、または交付額をゼロとすることができるといふふうになってるんですね。ですから、市長がおっしゃるように、協力することが前提になってます。市長のほうが市民の考え方や自らの考え方についてくるということでは、私のほうは、二〇二二年度、再編交付金は市長のほうは受け入れないという、市民と相談をした上で、再編交付金は受け入れないという今は判断だというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 現段階ではということをお申し上げておりますけれども、それは状況が変われば変わるのかということ、そういう意味で申し上げるわけではありません。この計画自体は決まっております。それで、その地元の理解、協力ということを国が言って、同意を求めているわけでありまして。先ほどもちよっと申

しましたが、例えば、三宅島では、地元の同意が得られないということでも断念して三十何年。広島でもありましたけれども、同意が得られず断念してきている。そういう状況があるということをお理解いただきたいと思います。

○一番（田添辰郎君） 馬毛島の場合はですね、三宅島もそうなんです。ほかの土地でも断念した事例、はっきり言っているんです。市長も分かり切っているじゃないですか。その場所には、その場所に命を持った人間生きてるんです。

次に移りますね。二十番目です。

自衛隊の宿舎の対象は種子島となっております。市民は西之表市に造ってほしいと望んでおります。そういう方多いんですね。市長も御存じだと思います。市長は、仮定の話ですけど、市内に造られなくてもいいと考えてるんですかね。

○市長（八板俊輔君） 宿舎を望む声は市民の皆さんの中にもございます。しかしまた、望まない声もあります。国の回答では、宿舎の場所は、今後、種子島島内において幅広く調査する考えであり、西之表市外とする可能性もあるとしております。まだ調査検討の段階だと受け止めております。

○一番（田添辰郎君） 本当に宿舎のほう、また二十五番でも言いますが、本当お願います。

二十一番に移ります。

騒音という多少の迷惑は我々市民が受け、宿舎は隣の町にできた

場合、市長はどう対応するのか。本来なら西之表市の小中学校で見られたはずの子どもたちのかわいい笑顔も笑い声も、隣の町で聞こえたり見られたりするようになってまいります。このことは数年後には現実になるわけですが、それでもいいと思ってるんですか。

○市長（八板俊輔君） 繰り返しになりますけれども、宿舎の場所については、まだ調査検討の段階だと受け止めております。

○一番（田添辰郎君） 二十二番に移ります。

自然を守り、静かな西之表市を守る、つくるとおっしゃいます。私が思うに、静かな西之表ではなく、赤ん坊の泣き声のしない沈黙の島、沈黙のふるさとなるのではないかと危惧しております。それでもいいと思ってるんですか。お願いします。

○市長（八板俊輔君） 私も赤ん坊のことについては非常に危惧を持っておりまして、例えば、産婦人科医院の上空を飛んだりするところがあれば、非常に心配だというふうに思っております。

基本的には、議会も含めて、本市ではこれまで基地経済の依存によるまちづくりなどを推進しておりません。基地経済に依存しない形での活性化を図ってまいりたいと考えております。

○一番（田添辰郎君） この国の平和を守るため、ひいては我々市民の命を守る、日常の平和を守るため、馬毛島が利用されようとしてます。そのことが基地依存経済に結びつく。私は、基地依存経済ではなく、せっかくだいたいだいたチャンスであります。国民の生

命・財産を守ること、そしてこの国の形を守ること、ひいては大規模災害から市民を守ることに通じます。そのような馬毛島の問題を通じて、この西之表市、子どもたち、孫たちが一旦は出ていきますが、帰ってこれるような島にしたい、ふるさとにしたいという思いがあります。これは基地経済に依存するからではありません。今回の馬毛島への貢献をチャンスとして、その反対給付というものを使って、種子島の農業、西之表市の農業、難しい問題ではありますが、漁業のほうも、飯が食える農業にしなければなりません。私も含め推進派が言うのは、基地経済に依存して働かなくてもいいような墮落した西之表市をつくらうとは一切思っておりません。これをきっかけにしてどうできるのか。農業、漁業、もう少し基腐病の対策、コロナの対策、まだまだ打てたのではないか。基地経済に依存するわけではないんです。そのことを御理解いただければと思います。

二十三番です。

宮崎のほうの自衛隊の基地に参りました。西之表出身のたくさんの方に迎えられ、歓迎会も開いていただきました。僕の隣にいたおばあちゃんは、孫に会いに来るんだということで、本当に楽しみにして、一泊は息子さんの御自宅に泊まってまいりました。

子どもが出ていく。種子島が嫌いだからじゃないですね。昨日も一般質問でおっしゃってました。僕は親として、帰ってきて帰ってこなくてもいいと思ってます。本当は帰ってきてくれたらほっとして安心なんです、子どもの人生だからと思ってます。今僕が五

十過ぎて五十七になりました。何人もの同級生が、おやじやおふくろが年老いたから帰ってきたという話がありました。二、三人帰ってまいりましたが、ほとんど帰ってこれません。子どもを育ててからです。

もし馬毛島に自衛隊の基地ができ、宿舍のほうが種子島にできることになれば、わざわざお孫さんの顔を見にトッピーに乗ったりする必要もなくなってくるかもしれません。僕には喜ぶおじいちゃん、おばあちゃんの顔を思い浮かべることができます。今ではその可能性がなくなっていくわけですが、市長はそういう可能性を潰してもいいとお思いでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

種子島出身の自衛隊員、現役隊員も多うございます。OBも市民にたくさんいらっしゃいます。その家族もたくさんおられます。また、自衛隊の災害時の活動等、それから離島での急患輸送の任務等、大変自衛隊の社会貢献については評価しておりますし、感謝もしているところがあります。その中で、さらにまた防衛力の整備について、私は否定をしておるわけではございません。そしてまた平和については、外交への期待もございます。

この馬毛島の問題について、例えば、県も当事者ではございますけれども、県のほうも、では、馬毛島がなぜ必要なかというところでの説明を知事も求めておられます。私もそれをそばで見ながら、十分に答え切れてないという印象を持っているところであります。

議員御指摘の気持ちは十分に理解するものであり、否定するものでもございません。一方で、基地経済に偏った地域の発展は、基地機能の強化の度合いに比例し、同時に他の資源利用を妨げるおそれがあると、そういうふうを考えております。

○一番（田添辰郎君） 質問には答弁いただいてませんが、結構です。

二十四番、馬毛島の自衛隊基地ができない場合ですね、市長は西之表市の未来に対してどのような計画を抱いているのか。西之表の経済発展をどう図っていくのか。代替案を何か示してください。これ同じような答弁いただいたんですが、また簡潔にお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

防衛省が現在示している施設案そのものに不明な点が多いというふうに感じております。提示する内容をまずしっかり地元で説明する必要があると思います。そして、本市の経済発展のためには本当に自衛隊誘致しかないのか。仮に誘致できなかった場合の経済振興策はどうしていくのかなど、持続可能なまちづくりについて議論も必要だと感じております。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

先ほどから何度も説明してますんでね、説明できる部分、きちつと協議をして、時間の経過とともに説明できる部分が出てくると思えます。その辺は市長のほうも御理解をお願いしたいと思います。基地経済に関しましては、考え方の違いだということなんでしょ

う。代替案は何かということで、なかなかないというのが正直だと思えます。それはやむを得ません。

二十五番目です。

西之表市の経済六団体で提案した要望書がございました。それに誠実に応えるのが市長の責務だと思います。宿舎はどうしても欲しい。そして、できればですね、市長ね、本前から言ってるじゃないですか。もう本当に事故が起きたりとか血管の病気があったときに一分一秒を争うときに、日が暮れたら、なかなか自衛隊のヘリぐらいしか来てくれないんですよ。今では常駐する予定がないんですが、本当に交通事故遭った人や血管の病気、困った病人のために、宿舎ももちろんですけど、できれば本当このへり、馬毛島でもいいです、種子島でもいいです、常駐するよう強く要望してもらえないですかね。通告書にないんですが、そういうことも含めて市の責務ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 宿舎に関する御質問でありますけれども、隊員の宿舎の誘致をするべきだという御意見については承知しております。しかし、それには、その前に、私どもの疑問点を全て払拭できるような、情報を得てからの行うべきではないかと考えております。宿舎に伴う経済的な効果というものについて、それに代わるものというものもございますので、そのほかに移住・定住を促進する努力というのもこれまでも続けておりますし、そういうものと比較しながら考えていかなければならないと思えます。

○一番（田添辰郎君） 続きまして、種子島の家プロジェクトについてであります。時間がありません。まとめて質問させていただきます。

木材の地産地消にどう取り組んでいくのか。国、県、市の施策について簡潔に説明をお願いし、取り組むのかどうか教えていただきたいと思えます。これは担当課のほうで構いません。

種子島の家プロジェクト、これは榕城小学校建設のときに建築の本を読んだりとか、また、様々な平成十三年災害を見たときからずっと思っていることであります。台風災害にも強く、そしてシロアリにも強い。そして、今ある杉山を守らなければ災害の巣になって、大水害のときに広範な被害を催す。昨日も様々な川の清掃の話がありました。それも大切であります。山が荒れていけば人の命を奪うことにもなりますし、そして家屋を壊すことにもつながる。そういう思いもあるからであります。

種子島の風土に根づいた木造住宅の振興を図らなければならないと思うわけがあります。種子島の風土。ヨーロッパを見れば、地震がない国でありますから石造りで丈夫なものができてますが、日本の場合には地震国ということで、木を使って造られております。そういった風土に基づくものがあるわけでありますが、台風災害が多いということになれば、木造であっても、やはり傾斜をどうするか、また場所をどうするかあるかと思えます。そして、湿潤な気候でありますから、シロアリ対策をどうするかという問題もある

かと思えます。

こういう問題をクリアでき、そしてシックハウスという言葉を使っても存じかもしれません。ビニールの壁があったりとかそういうものによって、子どもたちがアレルギーを起こして、かゆみが抜けなくて大変だ、家を引っ越したりって話が、もう僕が知ってる範囲では十数年前から起きていることであります。

そして、コンクリートの壁において、学校の場合は校舎内において子どもの落ち着きが減ってくるのか、そういう研究もございません。木の壁にした場合には、子どもが、アレルギーの問題もそうではありませんが、落ち着きを取り戻すといった研究もございません。家においても同様なんです。ですから、やはり木造家屋をきっちり進めていかなければならないと思うわけでありまして。

今残念ながら、以前には百二十軒目標でプレカット工場を造りたいたという話もあったんですが、今現在は本当に年間六十軒とかそういう形。ここ十年で六十八・五軒が平均です。令和元年度には五十五軒でした。家を造っても、そのうち木材が使われる場所は一〇%ぐらいということなんです。

壁に今までは使われなかったわけですから、子どものアレルギーの問題、また湿潤の問題、湿り気の問題を考えると、できるだけ壁も板壁にしてもらうことによって地杉の使用料を増やしていくことも考えていったりとか、そういう先ほど言いましたシロアリの対策。いろいろな条件を持って、地元の木材を使って、本当にここに

ふさわしい家はこういうもんだと示した上で、地元の設計士さん、地元の大工さん、そして地元の材を作ってくれて家を新築してくれた方には百万円の補助を出す。

今それぞれ補助が行われているようです。中種子町のほうでも何かある。中種子町、屋久島のほうでも様々な検討はなされ、実施されるようではありますが、僕はやっぱり、ふるさとの自然を守ろうと思うたら山を守んなきゃ。森は海の恋人と昔から言われております。海を守るためにも山を守んなきゃいけない。そして、ここに住む人間を守るためには、経済的にも仕事をつくってお金を回していかなければならない。そういうふう信じるんです。ですから、こういった種子島プロジェクトみたいな価値のある住宅を造っていただいた場合は、百万円補助するというのを、市長、検討できないでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

地元木材の利用に関しましては、関係業界からも要望受けておりますので、現在行っている補助制度を活用して、例えば、空き家バンク等の可能性についても検討の価値があると思われまます。十分今後、強化について考えたいと思えます。

○一番（田添辰郎君） 様々なものがあるかと思えます。市営住宅のほうも新しく造らなければならないという話もあるわけでありまますが、若い子たちに木造の新築の家を造れる、そういう経済にしたいと思えます。

以上です。

○議長（永田 章君） 時間です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） 明日四日は総務文教委員会、七日は産業厚生委員会、八日と九日は予算特別委員会、十四日は各特別委員会及び議会運営委員会及び全員協議会です。十六日は午前十時から本会議を開きます。日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後零時三十六分散会

本會議第六号（十二月十六日）

本会議第六号（十二月十六日）（水）

◎出席議員（十四名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一二番 生田直弘君
一三番 橋口好文君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（一名）

一番 田添辰郎君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	下川由喜さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩二郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	柳田さゆりさん
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	小園啓太君
書記	和田帆波さん

令和二年十二月十六日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第六号のとおりであります。

議事日程（第六号）

日程第一	諸般の報告	日程第八	議案第八一号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
日程第二	議案第七五号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	日程第九	議案第八二号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）
日程第三	議案第七六号 西之表市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定について	日程第一〇	議案第八三号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）
日程第四	議案第七七号 公の施設の指定管理者の指定について	日程第一一	議案第八四号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）
日程第五	議案第七八号 公の施設の指定管理者の指定について	日程一二	請願第二三号 西之表市ウミガメの繁殖促進及び生息環境保全等に関する条例制定を求める請願書
日程第六	議案第七九号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に ついて	日程一三	議案第八六号 安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書の提出について
日程第七	議案第八〇号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第九号）	日程一四	議案第八七号 馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、計画の撤回と計画に係る手続きや調査等の全て中止を求める意見書の提出について
		日程一五	議案第八八号 馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に対する地元意向の尊重と慎重な対応を求める意見書の提出について
		日程一六	議案第八九号 公立学校情報機器購入事業契約について

日程第一七 議案第九〇号 令和二年度西之表市一般会計補正予算
(第十号)

日程第一八 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

日程第一九 議員派遣の件

日程第二〇 閉会中の継続審査

△諸般の報告

○議長(永田 章君) 初めに、日程第一、諸般の報告を行います。
ただいま、地方自治法第八十条第一項の規定により、議会において指定されている事項についての専決処分について、同条第二項の規定による報告がありましたので、お手元に配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。

△議案審議

△議案第七五号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(永田 章君) 次は、日程第二、議案第七五号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 生田直弘君登壇〕

○産業厚生委員長(生田直弘君) おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第七五号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準等について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和三年一月一日に施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の減額を規定する第二十三条において、低所得者に対する保険税の負担を軽減するため、所得の合計額が一定額以下の場合の軽減措置を講じる同条第一号から第三号について、軽減判定基準の算定方法を見直すものであります。

具体的には、基礎控除額相当分の基準額を現行の三十三万円から四十三万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等を受け取る者が二人以上いる世帯においては、一定の給与所得者と公的年金等を受け取る者の数の合計数から一を減じた数に十万円を乗じて得た額を加えることと規定します。

主な改正理由は、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ十万円の振替等を行う当該制度改正によって、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が被保険者に生じないよう必要があるためという旨の説明を受けました。

また、附則第二項は公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課

税の特例について定めたもので、軽減判定所得基準の見直しに合わせる規定の整備を行うものです。

附則第一条で、この条例の施行日を令和三年一月一日からとし、第二条で、適用区分を定め、令和三年度以後の年度分の国民健康保険料から適用し、令和二年度分までの国民健康保険料については従前の例によるものとしています。

今回の改正で、給与や公的年金等の受給者については不利益が生じないようになり、また、農業従事者やフリーランスで仕事をされている方等については控除額が増えるため、全体として軽減対象者の人数は増える予想との説明を受けました。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七六号 西之表市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第七六号、西之表市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 河本幸男君登壇」

○総務文教委員長（河本幸男君） おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第七六号、西之表市督促手数料及び延滞金条例等の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、地方自治法の一部を改正をする法律の一部が令和三年一月一日をもって施行されることに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものです。

その内容について説明します。

第一条は、西之表市督促手数料及び延滞金条例の一部改正で、附則第二項は、令和二年度税制改正において、国税と同様に地方税法において用語の見直しが行われたことによる改正で、「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたため、所要の規定の整備を行うものです。附則第三項として、延滞金の割合が〇%とならいうよう、割合が〇・一%未満であるときは年〇・一%の割合とすることを定める規定を追加しようとするものです。

第二条は西之表市介護保険条例の一部改正、第三条は西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、第一条と同趣旨により、それぞれ条例の一部を改正しようとするものです。

附則として、第一条は施行期日で、令和三年一月一日から施行することを定め、第二条は経過措置を定めるもので、改正後の条例の規定は令和三年一月一日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日以前の期間に対応するものは、従前の例によるものとしています。

なお、今回の条例改正は、予算など数値への影響はないとのことでした。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決

しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七七号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第七七号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 生田直弘君登壇〕

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会が付託を受けました議案第七七号、公の施設の指定管理者の指定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市立かもめ児童館並びに西之表市立美浜児童センターの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、社会福祉法人西之表市社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするもので、指定する期間を令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までとしています。

指定管理者については、原則、一般公募となっておりますが、西之表市社会福祉協議会が市の指定管理者選定委員会において、安定的な管理能力、危機管理能力、法令遵守能力等を踏まえて一定の評価を得ていること、また、所管課においても、地域福祉を共に進めていく民間団体として重要な位置を占めていると認識していることから、一般公募という形を取らずに指名しているとの説明を受けました。

令和二年度の指定管理委託料は、両児童館で千三百九十八万八千八百二円で、市職員の給与表の改定等を参考にしながら処遇改善を

随時行っているとのことですが。

本委員会は、審査の中で、職員の処遇改善や環境改善等が進んでいることへの評価もあり、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七八号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第七八号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第七八号、公の施設の指定管理者の指定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、西之表市指定文化財種子島家住宅、赤尾木城文化伝承館月窓亭の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、赤尾木城文化伝承館月窓亭ひとつ葉の会を指定管理者として指定しようとするものです。

その内容について説明します。

ひとつ葉の会は、これまでも指定管理者として活動してきましたが、独自の活動により順調な運営を続けていることから、引き続き管理運営を任せる旨の説明がありました。

指定管理者に管理を行わせる施設は、西之表市指定文化財種子島家住宅、赤尾木城文化伝承館月窓亭。

指定管理者に指定する団体は、赤尾木城文化伝承館月窓亭ひとつ

葉の会。

指定する期間は、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの三年間です。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定しま

す。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七九号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方

公共団体の数の減少及び同組合規約の変更

について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第七九号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第七九号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したので、地方自治法第二百八十六条第一項及び第二百九十条の規定により、議会の議決を求められたものです。その内容について説明します。

大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組

合規約別表第一及び別表第二中、「大島農業共済事務組合」を削るとし、附則として、この規約は令和三年四月一日から施行することとしています。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決するべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八〇号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第九号）

△議案第八一号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第三号）

△議案第八二号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）

△議案第八三号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）

△議案第八四号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第八〇号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第九号）、日程第八、議案第八一号、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、日程第九、議案第八二号、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）、日程第一〇、議案第八三号、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）、日程第一一、議案第八四号、令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）の議案五件について、一括して議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第八〇号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第九号）について、審査の結果を御報告いたします。

地方債補正は変更四件であります。

辺地対策事業は、事業の進捗に伴う完了や縮小による減額、公営住宅建設事業は、市営住宅改修工事の設計変更によるもの、緊急自然災害防止対策事業は、県単急傾斜地崩壊対策事業の県補助金減額に伴うものであります。

災害復旧債は、七月豪雨や台風十号による災害の復旧事業に対応しており、合計限度額を七億一千六百六十一万四千円に変更いたします。

次に、歳入から説明します。

国庫支出金、民生費国庫負担金は二千三百五十五万三千円の増額です。主なものは社会福祉費負担金二千三百九十六万七千円の増額で、障害者自立支援給付事業に係る補助基本額増額に伴うものです。県支出金、総務費県補助金は一千九百二十一万円の減額です。主なものは総務費補助金の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金一千八百二十一万円の減額で、雇用機会拡充事業の申請実績によるものです。

農林水産業費県補助金は一千六百六十四万円の減額です。これは、農業費補助金の農業次世代人材投資事業の補助金変更交付決定によ

る五百二十五万円の減額と中心経営体等施設整備事業の事業不採択により六百三十九万円を減額しているとの説明を受けました。

繰入金、基金繰入金は一千七百五十六万六千円の減額です。主なものは公共施設建設基金一千九十八万九千円の減額で、本会議場映像音響設備整備の事業費が確定したことによるものです。

続きまして、諸収入、雑入は四千三百三十九万八千円の増額です。主なものは、衛生雑入の種子島地区広域事務組合精算返納金一千九百六十六万九千円の追加、消防雑入の熊毛地区消防組合負担金返納金一千六百二十五万八千円を追加しております。

市債の土木債は、公営住宅建設事業債の市営住宅（桜が丘）改修事業の計画変更による二百九十万円の増額、災害復旧債の一千十萬円の増額は、七月豪雨や台風十号により被災した農林水産施設や公共土木施設復旧事業に対応しております。

次に、歳出について説明します。

議会費は一千六百三十七万七千円の減額です。主なものは備品購入費の減額で、本会議場映像音響設備整備の事業費が確定したことによるものです。

総務費、財産管理費は、積立金を二千九百五十七万五千円増額しています。これは、財政調整基金と西之表市学校教育施設整備基金へそれぞれ計上しています。

総務費、企画費は一千七十七万七千円の減額です。主なものは負担金補助及び交付金で、種子島幹線バス対策補助金の減額で、路線バ

ス維持対策事業における補助金交付について、概算払いで交付していたものを赤字額確定後の次年度交付に変更したことに伴い、減額するものであるとの説明を受けました。

総務費、地域振興費は一千二十二万四千円を減額しています。これは主に委託料の減額で、当初、校区ごとのワークショップの委託業務を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止したことによるものです。

民生費、障害者福祉費は五千八百三十七万二千元を増額しています。主なものは扶助費の増額で、各種障害福祉サービスの利用者が増加したことによるものです。

衛生費、保健衛生総務費は一千三百六万六千円を増額しています。これは主に負担金補助及び交付金の増額で、種子島産婦人科医院の医業収益減収に伴う資金不足を補うため、負担金を増額しているとの説明を受けました。

農林水産業費、農業経営合理化対策事業費五百二十五万円の減額は、主に負担金補助及び交付金の農業次世代人材投資資金の減額で、対象就農者（新規・継続）の減によるものです。

商工費、産業創出費は二千六百三十九万一千円を減額しています。主なものは負担金補助及び交付金で、雇用機会拡充事業の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響により当初採択された事業者が申請を取り下げたことなどから減額しようとするものです。

土木費、住宅管理費四百二十四万四千円の増額は工事請負費が主

なもので、市営住宅（桜が丘）改修事業に伴うものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に、本委員会が付託を受けました議案第八一号、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ三十一万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億五千六百三十四万七千円とするものです。

補正の内容につきまして、歳入から説明します。

国民健康保険税の減額は、滞納繰越分で当初見込みより減額が見込まれることによるものです。

県支出金、保険給付費等交付金の追加は、令和二年度の交付要領案等に基づき再計算したこと等によるものです。

繰入金、一般会計繰入金について、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び保険者支援分の減額は、国庫及び県負担金申請額の確定によるものです。

職員給与費等繰入金の追加は、会計年度任用職員の人件費に充当する繰入金の追加等によるものです。

次に、歳出について説明します。

総務費、一般管理費について、役務費の追加は、国のマイナンバーカード取得促進の取組要請により、被保険者証の更新に伴い、新

被保険者証送付に併せ、マイナンバーカード申請書類等を同封したことによる通信運搬費の増額補正です。

保健事業費、疾病予防費について、委託料の減額は、新型コロナウイルス感染症により頸動脈超音波検診を実施しないことによるものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に、議案第八二号、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ五千七百四十五万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億八千六百二十二万一千円とするものです。

補正の主な内容につきまして、歳入から説明します。

介護保険料の減額は、滞納繰越分で当初見込みより減額が見込まれることによるものです。

国庫支出金、保険者機能強化推進交付金は、本年度交付金の内示により増額しています。

介護保険保険者努力支援交付金については、令和二年度より創設されたもので、介護予防や健康づくりに資する取組に重点化して交付されるもので、本年度交付額内示により増額しております。

その他、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の一般会計繰入金までは、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の補正に

に伴い再算定しています。

基金繰入金の追加補正は、本補正予算の財源調整によるものです。諸収入、雑入の追加補正は、種子島地区広域事務組合負担金の前年度精算額確定による返納金が主なものです。

次に、歳出について説明します。

総務費、一般管理費は、現在策定中の介護保険事業計画の策定委託料の確定により委託料を減額し、制度改正に伴うシステム改修の負担金を増額しています。

総務費、認定審査事務負担金は、種子島地区広域事務組合負担金の変更決定による減額補正です。

保険給付費、施設介護サービス給付費の追加は、介護老人福祉施設で給付費の過誤調整に伴う再請求が増えたこと、また、一月当たりの利用件数が増加していることが要因に挙げられるとのことです。

保険給付費、介護予防サービス等諸費の追加も、上半期の給付実績を踏まえ、増加が見込まれることから、介護予防サービス給付費と介護予防住宅改修費をそれぞれ増額しています。

保険給付費の高額介護サービス等費は、介護サービス利用時に支払う自己負担において、負担限度額を超過したときにその超過分を申請のあった利用者に支払うものですが、サービス利用から二年間で時効となるため、未申請者に申請勧奨を行った結果、給付が伸びたことによる増額です。

保険給付費の特定入所者介護サービス等費は、低所得の要介護認

定者の施設利用において、食費、居住費等の自己負担が過重とならないよう補足給付を行うものですが、上半期の実績を踏まえ増額しています。

地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費のサービス事業費についても、訪問型及び通所型のサービスで利用者が増えていることから増額しています。

地域支援事業費、任意事業費は、制度改正によるシステム改修に係る業務委託料と、独り暮らし高齢者の安否確認と緊急時の対応のため、押しボタン式の緊急通報装置十台を追加購入するため増額しています。

諸支出金の償還金及び還付加算金の追加は、過年度分の保険料還付金の不足が見込まれることにより増額しています。

繰出金の追加は、種子島地区広域事務組合負担金の前年度精算額確定に伴い、一般会計へ返納するものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第八三号、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ六百十三万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億四千八百六十一万七千円とするものです。

補正の主な内容につきまして、歳入から説明します。

後期高齢者医療保険料の補正は、滞納繰越分について、九月末の状況と現予算との乖離が見込まれるため減額補正です。

繰入金、保険基盤安定繰入金の追加は、歳出の保険基盤安定負担金の補正に伴い、一般会計からの繰入を増額するものです。

次に、歳出について説明します。

後期高齢者医療広域連合納付金の増額は、保険基盤安定分担金の確定による増額と歳入の滞納繰越分の補正に伴い、保険料負担金として鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金に減額が生じたため補正するものです。

諸支出金、保険料還付金の補正は、今後も過年度の還付金の支出が見込まれるため増額することです。

本委員会は、審査の中で、今後七十五歳以上の被保険者の負担が増が見込まれるものとの意見も出しましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第八四号、令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）について、審査の結果を御報告いたします。

第二条の収益的収入及び支出の補正は、収入の事業収益を五万九千円減額し、四億八千三百八十七万円とし、支出の事業費を二百八十万円増額し、四億七千六百六十五万二千元とするものです。

第三条の資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を百二万九千円増額して四千七百七十三万二千元とし、資本的支出を一千四百万円

増額して三億五百二十七万九千円とするもので、収入に対する不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するとしています。

内容について、収益的収入及び支出の執行計画書、収入の営業外収益、他会計補助金の減額は、基礎年金に係る公的負担に要する経費です。

支出の事業費の減額は営業費用の法定福利費で、職員共済負担金の増減によるものです。

予備費の増額は、現予算を原水及び浄水費の修繕費として阿曾浄水場活性炭更新に充当したため、予備費を確保するためのものです。資本的収入及び支出の補正は、収入の資本的収入、工事負担金の増は県道西之表港線の維持工事に伴う配水管移設補償費です。

支出の資本的支出の増額補正は、人にやさしい道づくり東町工区に伴う配水管布設替、及び発注済みの県道伊関国上西之表港線配水管布設替、市道野木平又延伊関線送水管布設替、南部浄水場送水ポンプ付帯配管取替の設計変更による工事費の増額です。

第四条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費を二十万円減額して、九千二百七十一万八千円とするものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 予算特別委員長の報告は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く十四名の議員で構成をされておりますので、質疑は省略いたします。

議案第八〇号から議案第八四号の五件は、議案ごとの採決をいたします。

初めに、議案第八〇号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第九号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第八一号、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第八二号、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第八三号、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） おはようございます。

議案第八三号、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）について、委員長報告に反対の立場で討論を行

います。

後期高齢者医療保険制度は、十月あるいは十一月が基準日となることから、本議会での補正となっています。そのことにより、後期高齢者医療保険広域連合への納付金として保険基盤安定分担金が確定し、増額するとの報告がありました。

現在、低所得者への保険料の軽減制度である保険基盤安定制度は特例が設定されて、年金収入三十三万円以下の世帯で、令和元年度均等割額五万五千円を八・五割軽減でしたが、令和二年度は七・七五割軽減となり、約四千八百円負担が増えています。

さらに、令和三年度からはこの特例が外され、年金収入三十三万円以下の世帯でも七・七五割の軽減が七割軽減となり、四千二百円また負担が増えてしまうこととなります。

後期高齢者医療保険制度は健康にリスクを抱える七十五歳以上の高齢者だけを別枠に困う制度で、医療費が増えていくのは当然です。一九八三年、老人医療費に占める国庫負担割合は四五%でしたが、後期高齢者医療保険制度の導入で、国庫負担は三五%と引き下げられています。結局、高齢者の中で負担を増やす自助、現役世代に負担を肩がわりさせる共助、そして、国庫負担の公助は後回しということになっています。現役世代の負担軽減を考えれば、国庫負担の引上げこそ必要ではないでしょうか。

二〇二〇年十二月一日現在の加入者は三千四人との報告を受けています。年間所得三十三万円以下の低所得者への負担が増えること

になれば、病院に行かなければならない状態であっても医療を受けられない状況に追い込んでしまうことになるのは明らかです。

私たち日本共産党は、二〇〇八年の後期高齢者医療保険制度発足当初から意見を述べております。これまで何度も繰り返してありますが、日本社会をこれまで支えてきた高齢者を七十五歳という年齢で区切ることは、命と健康をないがしろにし、高齢者の尊厳を踏みにじる制度だと批判してまいりました。

自民、公明政権は、さらに、現行の窓口負担を、単身世帯で年金収入二百万円以上を対象にして、一割負担から二割負担に窓口料金を引き上げる方針を決めました。約三百七十万人の高齢者の負担が二倍になることになります。

現役世代にとっても、高齢家族が健康でいることが支えとなっております。さらに高齢者の窓口負担増が現役世代にも打撃となることは間違いありません。能力に応じた負担をとという論理で、高齢者と現役世代を分断するのではなく、大企業の税や保険料負担、そして、富裕層にこそ応分の負担を求め、窓口二割負担増はやめるべきであります。

以上、後期高齢者医療保険制度の問題点を指摘いたしましたして、反対の討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） 議案第八三号、令和二年度西之表市後期高

齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

本案は、本年度における本市の高齢者医療保険特別会計について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ六百十三万七千円を追加しようとするものであります。

今、反対論者が述べました医療負担の増、医療費の増についてはですね、国のほうで検討をされている部分であります。

確かに高齢者医療保険のですね、個人負担を増加させようとすることについてはですね、大変なことだと思っておりますけれども、これはあくまで国の制度のことです。本委員会が付託を受けた、本市における高齢者医療保険特別会計補正予算とは全く関係がないと私は考えております。

ということで、この補正予算については、委員長報告に賛成であります。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第八四号、令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定しま

す。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△請願第二三号 西之表市ウミガメの繁殖促進及び生息環境保

全等に関する条例制定を求める請願書

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、請願第二三号、西之表市ウミガメの繁殖促進及び生息環境等に関する条例制定を求める請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 生田直弘君登壇」

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会が付託を受けました請願第二三号、西之表市ウミガメ繁殖促進及び生息環境保全等に関する条例制定を求める請願書について、審査の結果を御報告いたします。

本請願書は、和田香穂里議員、渡辺道大議員を紹介議員として、西之表市伊関一一五番地、山本伸司氏ほか九名より提出され、令和二年第三回定例会から継続審査となっているものであります。

本委員会は、令和二年九月十一日に、まず、紹介議員からの説明を求めるため、和田香穂里議員、渡辺道大議員に委員会に出席いただき、本件に係る請願事項や請願理由等の説明を受け、各委員からの質疑を行いました。

二人の紹介議員からの説明の後、参考人制度に基づき、請願者である山本伸司氏、猪狩毅士氏、安藤衆氏、池亀寛治氏に参考人として出席いただき、請願理由、経緯の説明を受け、各委員から質疑を行いました。

また、同日午後からは、漁業への影響について説明を受けるため、種子島漁業協同組合代表理事組合長の浦添孫三郎氏に参考人として出席いただき、各委員から質疑を行いました。

加えて、令和二年十月二十一日に開催された本委員会において、専門家の意見を参考にすることとなりました。

その後、令和二年十一月十五日に本市市民会館で開催されましたシンポジウム「ブルーエコノミーと種子島の漁撈文化」において、環境法や民法を研究分野にされる拓殖大学政経学部教授の奥田進一氏が専門家の一人として登壇され、「我が国のウミガメ保全に関する条例の動向」を発表し、その中で鹿児島県ウミガメ保護条例や関連法令に係る資料等が示されました。これを受けて、令和二年十一月十九日に再度本委員会を開催し、当該資料をもとに主に以下の認識を共有しました。

一つ目は、鹿児島県ウミガメ保護条例の保護対象の範囲は、県内の海岸に上陸しているウミガメ及び産卵された卵であり、漁業従事者のなりわいに被害を及ぼす海上、海中のウミガメは保護の対象として規定されていないこと。

二つ目は、ウミガメを捕獲している他地域の事例があり、日本国

内法の下、一定の制限を規則で定め、捕獲できることを明文化することで、漁業被害をそのまま放置せずに抑制していること。

こうして、本委員会は本会議閉会中も継続して委員会を開催し、慎重に審査を進めてまいりましたが、令和二年第四回議会定例会開催中に開催された委員会において、本会期中に採決することで合意がされました。

加えて、審査の過程で、請願者の趣旨が大事であり、また、漁師の被害や藻場の磯焼け現象等も今のまま放置できず、これをきつかけに、生態系全体と環境の保全に向けて海岸清掃のより一層の充実を含めた市民全体の実践的な取組につながってほしい旨の意見等が出されました。

一方、被害を受けているものの立場からすると、当該条例名では理解が得られないと思われる、不採択として、改めて環境保全条例あるいは保護条例等ということを検討してもよいのではないかという意見が出されましたが、本委員会は審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

また、当該審査結果に対して、本件に係る条例制定を今後協議する際の留意事項として、以下の点について委員会としての意見を付与いたします。

一、ウミガメの頭数増減や漁業従事者の被害の実態把握をより一層図ること。

二、鹿児島県ウミガメ保護条例で保護対象として規定していない

海上や海中のウミガメについては、一定量の捕獲等ができることを明文化することで、利害関係者間の認識を共有するとともに、本市の漁撈・食文化を継承し、漁業従事者のなりわいを阻害する要因を減じる仕組みをルールとして定められるか検討すること。

三、請願者の願意は、ウミガメという固有の生物のみにとどまらず、種子島の森林や陸並びに河川や藻場を含む海の生態系システムの環境保全といった範囲までを対象としていることから、本市の豊かな自然環境の保全と持続可能な生態系の維持が市民参加型の取組によって推進され、将来に引き継がれていくように配慮すること。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「三番 竹下秀樹君登壇」

○三番（竹下秀樹君） 請願第二三号、西之表市ウミガメの繁殖促進及び生殖環境保全等に関する条例制定を求める請願書について、委員長報告に反対の立場で討論をいたします。

県が実施した令和元年度のウミガメによる被害調査に対し、種子島漁協は、被害金額はアサヒガニが二百五十万円ほど、漁具被害が三十万円ほどと報告をされています。

係る状況下でのこの条例制定は、利害関係者である漁協をはじめ、

漁業をなりわいとする方々の理解を到底得られるものではないと考えますし、実際、漁協の組合長は、この条例制定の動きを憤りを持って見ていると言われております。

委員長報告にありましたウミガメ保護条例で規定していない海上や海中のウミガメについては一定の捕獲ができ、被害を減ずる仕組みがルール化できる可能性についても、認識として現時点では共有できていない状況かと思えます。

条例ありきではなく、まず漁協と認識を共有する丁寧な議論を重ねることが先決だと考えます。

また、本市も環境基本条例並びに環境保全条例等は既に整備されていますけれども、今回請願者の願意がウミガメという特定の生物のみにとどまらず、森林や陸並びに河川や海の生態系システムの環境保全までを対象としているなら、本請願が求める条例名ではなく、中種子町が自然の保護に関する基本的な事項、自然の保護を必要とする地域に関する事項、自然の保護の方途に関する事項等を定めている自然保護条例のような包括的な内容をもって市民全体への自然保護に対する啓発等、実践的な取組につなげるべきと考え、もって反対の討論をいたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 請願第二三号、西之表市ウミガメの繁殖促進及び生殖環境保全等に関する条例制定を求める請願書について

て、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

委員長報告では、この請願の趣旨、そして問題点、さらには課題等々、余すことなく報告をされたと感じております。そして、報告にあったとおり、この請願は第三回定例会において継続審査となっていました。その最大の理由の一つは、種子島沿岸での漁業におけるウミガメの被害の実態、そして、被害を被っている漁業者への視点が不十分ではないかという点にあったと思われまます。

しかしながら、委員長報告にあったとおり、非常に丁寧かつ慎重な審査の中で、ウミガメと漁業者の関係性や種子島を取り巻く海の状態についての情報や、条例制定の効果あるいは残される課題等、また、関係当事者の思いなどが各委員に共有され、請願に対する疑問点等は一定程度解消されたと考えます。

特に、国際的に保護すべきとされているウミガメが、私たちの目と鼻の先の海で漁業者を苦しめている事実、これが広く明らかにされたことは特筆すべきことです。報告にあったシンポジウム「ブルーエコノミーと種子島の漁撈文化」においては、漁業者によっても一つの報告がなされました。

先ほどの反対討論にもあったとおり、確かにこれまでウミガメの被害についてはあまり共有されてきていませんでした。実際にウミガメの産卵状況についての調査報告はあっても、沿岸におけるウミガメの生息状況や漁業被害の実態などはほとんど調査されてきていませんでした。

しかし、請願が採択されれば、委員長報告の附帯意見一のとおり、条例制定の過程や条例そのものによって専門家による調査が行われ、漁業者の苦悩に科学的根拠が与えられるとともに、被害への対策も進むでしょう。

また、かつては被害があってもそれを補って余りある漁獲高が得られていたものが、近年、漁獲高が大きく減少したためにウミガメの被害が相対的に大きくなっていると、さきのシンポジウムでも、漁業者の一人は、「漁師は決してウミガメが憎いわけではなく、漁師は、けれど、網を食い破られたり、せつなく捕ってきたエビやカニを籠ごと食いちぎられては、ただでさえ少なくなっている水揚げがなくなってしまう。網の修理の手間も大変なものだ。どうかしてほしい」と悲痛な面持ちで訴えられました。

その漁業者の苦悩の原因は、ウミガメばかりではなく、むしろ藻場の消失によるところが大きいとの指摘もあります。多くの魚介類の産卵の場所となり、餌場となり、すみかとなり、豊かな漁場を形成してきた藻場が馬毛島を含む種子島の沿岸から消失している原因は、地球の温暖化も含めた複合的なものと考えられます。

そして、委員長報告の附帯意見三のとおり、藻場の再生も含めて、森林や陸、河川や海を一体のものとして、この藻場の再生等に取り組むこと、漁業者、専門家、市民、行政などがそれぞれの立場から意見を出し合い、議論し、生かし合いながら仕組みをつくっていくことで漁業者とウミガメとが共存共栄できる豊かな海を取り戻し、

子どもや孫に引き継いでいけるものとなると考えます。

今、種子島中央高校の生徒が、亀の甲羅という名称で藻場の再生プロジェクトを立ち上げています。そして、漁業者とウミガメが共存できていた以前のような豊かな種子島の海の復活を目指しています。

三月には、さきのシンポジウムのファシリテーターを務めた拓殖大学の奥田教授とともに、漁業者への聞き取りや河川調査を計画しています。そして、彼らは、この条例制定に向けた動きに注目し、条例づくりに参加したいと名のりを上げています。彼らの意欲と行動力、これは私たち大人にとって大きな希望です。ぜひとも手を取り合って、この条例づくりを進めたいと心からそう思います。

また、ウミガメというのは、一つの環境保全、多様な生態系の保全のための一つのシンボルであると考えます。地球規模で見るとき、ウミガメの繁殖地は非常に貴重かつ希少な場所です。

我が国の環境省は、西之表市の海岸を含む種子島の砂浜海岸をウミガメの貴重な繁殖地として、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に指定しています。この貴重かつ希少な環境の保全が求められる一方で、ウミガメの被害に悩み苦しむ漁業者が継承してきたウミガメにまつわる食文化や漁撈文化もまた守られなくてはならないものです。どちらも失ってはならない、この島の宝です。

附帯意見の二に述べられた文化の継承は、請願者を含むシンポジウム主催者が掲げたテーマでもあります。

産業厚生委員長の報告には、請願者の請願趣旨と今後取り組むべき課題が余すことなく述べられており、私、先ほど申し上げました、反対者の討論のとおり、請願の表題の繁殖促進という言葉をもつて、これ以上ウミガメを増やすということが漁業者の理解を得られないとの意見があることは事実ですが、請願者が重きを置いているのは繁殖促進ではなく、環境保全の部分だという点を改めて御理解いただきたいと思えます。また、請願の表題の条例名について、請願者がこだわっていないという点も付け加えておきたいと思えます。

最後に、国の法律や県の条例には反映されない地域の実態や特性を盛り込んで条例をつくること、そこに様々な人たちが関わっていくこと、それこそが自治のあるべき姿と捉え、自治体議員として、地方自治の矜持を持って本請願の採択に賛意を示していただくことを議員各位に訴え、賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） 請願第二三三号、西之表市ウミガメ繁殖促進及び生息環境保全に関する条例制定を求める請願について、委員長報告に反対の立場で討論いたします。

私は、ウミガメ保護に対して反対を述べるつもりは毛頭ございません。このウミガメを守るといふ県条例ができたとき、私は市の職員として当時の商工水産課水産係に勤務しておりました。世界的に、

ウミガメを捕って甲羅を加工したり剥製にしたり、食糧としてウミガメを捕ったりして、そうした中でウミガメそのものが減少していった時代でありました。県条例の制定と同時に、ウミガメを守る仕事は本市にも県から幾らかの交付金を基にですね、下りてまいりました。

その当時は、本市においては、剥製をする方や、漁業者においては、亀魚としてですね、食用として幾らか捕獲をされておりました。その事務についてですね、漁協にその下りてきた事務を水産係で行うことについて協議をしたところでもあります。そのときは大変なお叱りを受けたことを覚えております。

しかしながら、当時の庁内の議論ではですね、海で生きる動物なので水産係で行われるべきだということで、やむなく業務については水産係で行うことになったところなんです。ウミガメを保護するためには広報あるいは看板の設置、砂浜を見守る監視人を見つけて依頼し、その年間上陸頭数などを県に報告するということが主な仕事でございました。

その仕事は、現在、市民生活課で行っておりますけれども、当時とすれば、本当に水産係で行う仕事だったのかなと思っております。といいますのは、この請願の審査の過程で漁協からも意見聴取をしたようですので、産業厚生委員の議員の皆さんはですね、分かっていると思っております。

ウミガメの生態としては、雑食で何でも食べます。あらゆるもの

を食い荒らす動物です。特に、人間も好きな、大好きな甲殻類が大好物でありまして、エビ、カニ、イカなどを飛びついて食べます。漁師がやつとの思いで捕った獲物をですね、さも自分のものかのようですね、船の横について食べて食べるのです。

獲物だけ取っていけばいいんですが、エビ網あるいはカニ籠、そういうものにも同時に飛びつきます。むちゃくちゃにして逃げていくのです。その修理に相当の時間を要しますし、悪いときには、網、籠をですね、捨てることも多々あると聞いております。

漁業をされている皆さんも、現在では、食べる習慣がほとんどないと聞いております。

海岸に時々ウミガメの死骸が上がっておりますが、その亀を解体、解剖してみますと、胃や腸にビニール類が詰まり消化されていないと聞きます。自然に死亡する第一の原因は、このようなことが原因と聞いております。

私も釣りが好きで、以前は船も持ってイカ釣りなどをしております。その当時も何度となく亀から獲物を盗られました。もちろん鯨からも盗られております。

現在、魚釣りに馬毛島周辺に行きますと、一日に何匹もの亀に出会います。多いときには二十数頭になることもあります。魚釣りをしていますと、釣れていた魚が急に釣れなくなります。すると、餌が流れていく方向から亀が表面に空気を吸うために、呼吸するためにながってまいります。また呼吸が済むと、すっと沈んでいきます。

本当に漁師にとって迷惑な動物であります。時々行く私でさえそうですので、毎日漁に出る漁師の皆さんは大変な思いだと思っております。

審査の過程で、県ウミガメ保護条例は海岸に上陸したウミガメと卵を保護するということが対象で、漁業従事者が生業に及ぼす海上、海中のウミガメは保護の対象としてないということですが、この県条例が制定されてから、どこかの浦でも、ウミガメを捕ってですね、食べているということは聞いたことがありません。

また、先ほど述べたようにですね、ウミガメの数は確実に増えていると私は思っております。

このような請願を求めることは、認めることは、漁業従事者に対し、海での生活を諦めなさいというふうにしかな聞こえません。確かに希少動物であるウミガメを保護することは大切なことだと思います。ウミガメを保護するために、ビニール類を海に流さず、ウミガメが誤ってこれらをクラゲと誤食しないようにすること自体がですね、私は、現法令、県条例などで行うことが、このウミガメを守る第一と私は考えております。

現在、陸上では、年間三千頭のシカを駆除しています。この請願は、シカ駆除をやめて、シカを守るようにしようというようなものには私は見えません。農家の皆さんに、来年からはシカは捕らないようにしますと議員の皆さんは言えるでしょうか。私には言えません。

このようなことからですね、本市において、ウミガメの保護及び生息環境保全に関する条例を制定することについては断固反対をします。

先ほど委員長がいろんな条件を申し上げました。私は、これは問題のすり替えにしかならないと思っております。常識ある議員の皆さんの判断をお願いして、私の反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 請願第二三号、西之表市ウミガメの繁殖及び繁殖促進及び生息環境保全等に関する条例制定を求める請願書について、委員長報告に賛成の立場から討論を行いたいと思います。

今、地球環境の問題が大きくクローズアップされています。温暖化が予想外の速さで進んでいます。これは、産業界を含め、私たち人類がどのように暮らしていくか、こういう提案をしている問題だと思えます。

この緊急の課題の中で、今般提出されましたウミガメ保護条例の請願の提案は、この課題の問題を投げかけるものと捉えています。委員会として附した三点を、今後、十分協議するということが大事だと思えます。

特に第三点の、三番目の問題について、ウミガメという固有の生物のみにとどまらず、種子島の森林や陸並びに河川や海、この生態

系システムの環境保全といった範囲までを対象としていることから、本市の豊かな自然環境の保全と持続可能な生態系の維持が市民参加型の取組となって推進され、将来に引き継がれていくように配慮する、このように第三点目に附しております。私は、この環境保全の問題と、そして、このウミガメの保護条例、本当に一致したものだと思っております。

私たちが今、住んでいる地球環境、多くの人類が暮らしてきた中で、自然破壊が繰り返されてまいりました。賛成論者の中でもシカの問題も出されましたが、シカが暮らす場所を私たちがどんどん侵略していった、そういうこともあるのではないかと思えます。動物と人間の共存、この問題が今、大きく人類の課題として問われている問題と思えます。

私は、そういう中で、委員会の中で、自然環境をどのように保護していくのか、そして、この条例が漁業者にもなりわいとしてきちんと保障されていくような、海の環境も守っていく、さらには、サングの問題も検討していく、そういうことまで大きく広がっていく課題を投げかけていただいたと思っております。私たちが暮らす地球の問題、一緒にこの地域から考えていく大事な問題だと思えます。そういう意味で、この条例制定、市民と一緒に自然環境を考えていく、そして、漁業や農業も、私たちの暮らしをどのように毎日暮らしていかなきやいけないのか、そのことも考えていく、こういう立場で、私は、この条例制定、賛成の立場から、賛成の意見を出し

たいと思えます。

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、請願第二三号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時三十五分頃より再開いたします。

午前十一時二十二分休憩

午前十一時三十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、総務文教委員会から、議案第八六号、安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書の提出についてが、馬毛島対策特別委員会から、議案第八七号、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、計画の撤回と計画に係る手続きや調査等の全ての中止を求める意見書の提出について、あわせて、議案第八八号、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に対する地元意向の尊重と慎重な対応を求める意見書の提出についてが、また、市長から、議案第八九号、公立学校情報機器購入事業契約についてと議案第九〇号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第一〇号）の議案五件が提出されました。

この際、議案第八六号から議案第九〇号の議案五件を追加上程し、直ちに議題したいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

直ちに議案審議を行います。

△議案第八六号 安心安全な教育環境のための少人数学級を求

める意見書の提出について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一三、議案第八六号、安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「総務文教委員長 河本幸男君登壇」

○総務文教委員長（河本幸男君） 西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。提出者、総務文教委員会委員長、河本幸男。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症対策として、「新しい生活様式」を学校現場にも導入することが求められているが、現在の学級編制基準では、感染症拡大防止のため児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっており、感染拡大終息後も次なる感染症等の緊急時であっても、子どもたちの豊かな学びを持続的に保障できるための教育環境をつくるのが急務となっている。

令和二年九月八日に開催された政府の教育再生実行会議の初等中等教育ワーキング・グループにおいては、ポストコロナ期も見据え、令和時代のスタンダードとして「新しい時代の学びの環境の姿」を描き、特に、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備や

関連する施設整備等の環境整備を進める方向で議論するとともに、今後、予算編成の過程において、関係者間で丁寧に検討することを期待するとの成果文書が取りまとめられたところである。

様々な課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しているが、教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級の推進とそのため教職員定数改善を行うことが重要である。

よって、国においては、「新しい生活様式」に沿った安心安全な教育環境をつくり、新型コロナウイルス終息後も感染症対策として、子どもたちの成長・発達及び学びの保障を両立していくために、義務標準法を改正し、早急に義務教育における三十人以下の学級編制が可能となるよう、教職員定数の充実と教室確保を国の責任で行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年十二月十六日。鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

議員各位の御賛同方、よろしく願います。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第八六号、安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書（案）について、これを提出すべきとの立場から討論いたします。

少人数学級の重要性については改めて議論するまでもなく、当市議会においては、これまでも同趣旨の内容を含む意見書を出してきたところです。そして、今年は新型コロナウイルス感染症拡大によって、ウイズコロナ、ポストコロナの視点からの教育環境の整備が新たな課題となっています。その課題解決には、感染予防のための物理的な空間の確保も含めた少人数学級の実現が欠かせないことは、誰の目にも明らかです。

また、この意見書にあるとおり、既に独自に少人数学級を実施し

ている自治体もありますが、これは自治体の努力に委ねられるものではなく、あくまでも国の責任において学級編制や教職員定数などに係る法令の整備をもつて全国で実施されるべきと考えます。

既に鹿児島県は、同趣旨の意見書を十月七日付けで衆院両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に提出しています。このたび提案された意見書の趣旨は、一九九四年に我が国が批准している子どもの権利条約の四つの原則、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止にも合致したものである点からも、地方自治体として早急な対応を国に求める意見書案に賛成し、これを提出すべきと考えます。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十三時頃より再開いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△議案第八七号 馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FC

LP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、

計画の撤回と計画に係る手続きや調査等の
全ての中止を求める意見書の提出について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第八七号、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、計画の撤回と計画に係る手続きや調査等の全ての中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。
議案説明を求めます。

〔馬毛島対策特別委員長 長野広美さん登壇〕

○馬毛島対策特別委員長（長野広美さん） 議案第八七号、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、計画の撤回と計画に係る手続きや調査等の全ての中止を求める意見書について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出いたします。

提出者、馬毛島対策特別委員会委員長、長野広美。
読み上げて説明に代えさせていただきます。

馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、計画の撤回と計画に係る手続きや調査等の全ての中止を求める意見書（案）。

これまで西之表市議会は、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対する意見書を幾度となく提出したが、これらを防衛省は顧みることなく、また市長が「計画には同意できない」旨、防衛大臣に直接伝えたにも関わらず、

海上ボーリング調査及び環境アセスメントを進めようとしている。

このような防衛省の姿勢は明らかに地方自治を無視したものであり、甚だ遺憾である。

先般市内各地で開催された説明会においては、丁寧に説明すると繰り返しながら、出された質問に十分に答えていない防衛省の姿勢に對して、地元住民から不信の声が高まっている。さらに、知事への説明で、これまで説明になかった年間のタッチアンドゴー訓練が日米合わせて百五十日にのぼることが明らかにされた。こうした曖昧な部分が多い説明の在り方は馬毛島問題が顕在化した当初から変わっていない。

一方、全国知事会及び全国市長会が抜本改革を訴えている「日米地位協定」に係る問題点及び米軍関連の事件事故等の実態や対応等について、市長、議会、並びに住民への説明は全く不足しており、本市議会としては地方自治上看過できない問題が軽視されていると指摘する。

本市は馬毛島周辺の漁場を含む豊かな島の自然を重要な資源と位置づけて、第一次産業をはじめとする島内産業の振興を図り、帰郷者や移住者を広く受け入れ、持続可能な社会を目指す方向性を示している。

本市議会は、この方向性も踏まえて、これまでの防衛省との意見交換や市長・市民への説明を鑑みるに、防衛省の示した計画は承認しがたいことを改めて確認した。

よって、本市議会は馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、防衛省の計画には承認しないとの立場から、計画の撤回と計画に係る詳細検討等の手続き及び海上ボーリング調査並びに環境アセスメント他調査等の全ての中止を強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年十二月十六日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣であります。

議員各位の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 馬毛島対策特別委員会は議長を除く十四名で構成をされておりますので、質疑は省略いたします。

ここで討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） 議案第八七号、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、計画の撤回と計画に係る手続きや調査等の全ての中止を求める意見書の提出について、委員長報告に反対の立場で討論をいたします。

意見書の趣旨は、今回の計画全てを中止するよう求めるものであります。しかし、国は既に民間の土地を約百六十億円で、国民の税金を使って購入をしたという現実があります。また、一昨日ですが、

今月十四日の特別委員会でも、防衛省の説明は不十分であるとか、肝腎なところで説明がなかったなどの意見も出されました。また、市民の皆さんもそのように思っているようであります。

このような疑問を少しでも解決するために、ボーリング調査や環境アセスメントの調査等は必要と考えます。その結果で、市民に対してより詳細な説明ができ、可否の判断もできるものと思っております。

よって、今回の意見書を提出をする必要はないと思います。

以上、討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第八七号、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、計画の撤回と計画に係る手続きや調査等の全ての中止を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論をいたします。

既に我々西之表市議会は、この件について幾度となく意見書を提出し、反対を表明してきました。この意見書案にあるとおりです。また、先般、市長も計画に同意できないと防衛大臣に直接意見を述べております。これが、馬毛島を行政区に持つ地元としての西之表市の意思であり、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備計画において最も重視され、最も尊重されるべき点であると考えます。

しかしながら、防衛省はこれまで示された地元の反対の意思を尊重する姿勢を一切見せることなく、一方的に理解を求め、計画を進め、ボーリング調査に着手し、環境アセスメントを行おうとしています。本当に地元自治体を尊重するのであれば、計画を一旦止めて、防衛省の常套句であるところの「丁寧な説明」を行い、疑問や不安の解消に努めるべきではないでしょうか。

ところが、なりわいの場所が奪われるとして反対している漁業者の声を無視して海上ボーリング調査を進めようとするその傍らで行われた住民説明会でも、何度も繰り返された市長の質問への回答でも、また、当市議会との質疑及び意見交換等でも、地元が知りたいことは少しも明らかにありません。その点は反対の討論をされた方も認めておられると思います。

その上、今度は、来年度、道路建設着手というニュースが入ってきました。工事の前段階として、車両や重機が使う道路を来年度整備するというニュースです。これは、環境アセスメントは必要なく、来年度には着手し、道路ができるということです。しかしながら、ボーリングと同様、どのような影響があるかについては全く不明です。

このように、地元の知りたいことは明らかにされずに、一方的に情報が流れてくる。今までと何ひとつ、その状況が変わっていません。

また、地元の知りたいことの一つとして、米軍のFCLPが前提

である以上、避けては通れない日米安保、日米地位協定の問題があります。米軍は飛行経路を守るのか、本当に米軍関係者は種子島には来ないのか、将来的にFCLP以外の運用はあるのかなどについて、防衛省は「米側と調整する」とか「協議する」としか答えられない。事件事故を含め、在日米軍に関して国内法が適用されていないことをただしても、防衛省は「米側とやり取りを重ねている」としか答えられない。

米軍に関する全ての事柄の底辺に、日米安保、日米地位協定がある限り、米軍の馬毛島基地運用に関しては、防衛省は地元の質問、疑問には答えられないという点をこそ説明されるべきであるのに、そこはうやむやのままです。

また、地域活性化に資すると期待される部分について、これも全く白紙として、具体的には何ひとつ示されていません。騒音その他の影響があることは認めながらも、それは限定的と説明する一方で、影響の緩和の措置として交付金などを挙げていますが、それがどのくらい地域経済にプラスになるのか、本当に基地や訓練の影響に見合うものなのかということは、まだ今の段階では示せないと言っています。

これでは、基地による経済効果を期待して基地建设に賛成する市民も納得できないのではないのでしょうか。もとより、基地による活性化を望まない市民にとっては、防衛省のこの姿勢は不誠実としか映りません。

さらに、FCLPと自衛隊合わせて年間百五十日に上る戦闘機訓練をはじめとする各種訓練も、また、馬毛島が南西諸島における軍事衝突を想定した一大兵たん拠点になることも、これは戦争の準備にほかなりません。

二〇一四年の閣議決定で集団的自衛権が容認されて、日本は他国の後方支援ができる、つまり米軍の戦争を後押しできる国になりました。米国が戦争を始めたら、馬毛島はその後方支援拠点に使われるかもしれません。そして、そのとき私たち西之表市民は、戦争に使われる馬毛島と馬毛島から戦争に向かう米軍兵、さらには戦場に向かう自衛隊員の姿を見ることになるかもしれないのです。いえ、その前に、自分たちが逃げ惑うことになるかもしれません。戦争を想定した馬毛島の役割を警戒監視体制や抑止力の強化などという言葉で説明されても、到底、「はい」と、「そうですか」とは言えないのです。

憲法前文で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」したと掲げる私たちこの国の主権者として、平和な社会を子々孫々に残すためにも、馬毛島の自衛隊基地建設も米軍FCLPも認められないということを強く訴えます。

最後に、馬毛島基地建設に使われるであろう巨額の血税は、コロナ禍に苦しむ全ての人々に対してこそ使われるべきです。あるいは、いまだに復興の途上にある各種災害の被災地や、さつまいも基腐病に苦悩する種子島の農家など、地域での様々な困難に直面している

全ての人々の支援にも使われるべきではないでしょうか。

当然、教育や医療や福祉、産業振興、インフラ整備など生活に直結するものについては、基地などの国家事業の見返りとしての交付金ではなく、直接的に税金が投入されるべきです。もちろん、周辺国を含めた諸外国との友好な関係を築くためにも使われてほしいものです。

多額の血税が投入される巨大国家事業が、防衛省という一省庁による不誠実かつ不透明な説明をもって小さな自治体に押しつけられる理不尽を到底受け入れられるはずもなく、改めて意見書を提出することで、地方自治体の議会として断固たる姿勢を示すことは必要であると考えます。

以上をもって賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「三番 竹下秀樹君登壇」

○三番（竹下秀樹君） 議案第八七号、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に反対し、計画の撤回と計画に係る手続きや調査等の全ての中止を求める意見書提出に対して反対の立場で討論いたします。

この意見書において、本市が馬毛島周辺の漁場を含む島の豊かな自然を重要な資源と位置付け、第一次産業をはじめとする島内産業の振興を図り、帰郷者や移住者を広く受け入れ、持続可能な社会を目指す方向性を持っていることを踏まえ、施設整備に係る計画と調

査の撤回を求めるとしております。

私も、その目指す方向性には賛意を示すものですが、一方、本市においては、人口減少、少子高齢化は依然として進み、あらゆる産業の担い手不足は深刻であります。人口等推計によれば、二十年後は今現在より五千人ほど減り、本市の人口は一人前後になるとの統計もあります。多くの課題が抜本的に変わらず、むしろ山積する状況になってきた市の現状を踏まえると、果たして今の延長線上に持続可能な社会が待っているのかと、多くの市民から懐疑的な声を聞きます。

施設があることが農業を柱とする一次産業の振興を著しく阻害するわけでもなく、また、基地が多く存在する沖縄においても、これまで移住者等は増えてきており、決して施設の存在が本市の目指す方向性の決定的な阻害要因になるわけではありません。

施設整備受入れがもたらす経済的インセンティブを活用しながら、より重層的に、産業振興に係る施策の充実やU・Iターン者、希望者の受入れ体制の環境整備を強化していくことが、むしろ本市が持続可能な社会を目指す上で必要なことであると考え、本意見書の提出に反対する討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、馬毛島対策特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思っております。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決しました。

△議案第八八号 馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（F C

L P）の移転及び自衛隊施設整備に対する

地元意向の尊重と慎重な対応を求める意見

書の提出について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第八八号、馬毛島

への米軍空母艦載機離着陸訓練（F C L P）の移転及び自衛隊施設整備に対する地元意向の尊重と慎重な対応を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「馬毛島対策特別委員長 長野広美さん登壇」

○馬毛島対策特別委員長（長野広美さん） 議案第八八号、馬毛島

への米軍空母艦載機離着陸訓練（F C L P）の移転及び自衛隊施設整備に対する地元意向の尊重と慎重な対応を求める意見書について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出いたします。

提出者、馬毛島対策特別委員長、長野広美。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（F C L P）の移転及び自衛隊施設整備に対する地元意向の尊重と慎重な対応を求める意見書（案）。

西之表市議会が、「馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（F C L P）の移転及び自衛隊施設整備」について、国及び防衛省に対し

一貫して反対の立場を表明し、西之表市長も「失うものが大きい」と同意できない旨を伝えていることはご承知のとおりです。

一方、先に防衛省が県知事に提出した海上ボーリング調査申請に対し、十一月二十七日付で許可したことは遺憾であります。

この調査はそもそも米軍空母艦載機離着陸訓練（F C L P）の移転及び自衛隊施設整備を前提とした調査であり、西之表港をも凌ぐ程大規模な軍港整備計画については、先ごろ行われた地元説明会で住民が求めて初めて概要が明らかにされたばかりです。地元の八板市長も「漁業環境に影響が生じる可能性を否定できない」との意見書を付しており、地元から十分な理解が得られているとは言えず、今後漁業への影響が及ぶに至った場合には、速やかな対応を求めます。

防衛省は、今後環境アセスメントの後に着々と馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（F C L P）の移転及び自衛隊施設整備を進めようとしています。また、防衛省は、知事に対する説明で、日米合わせて年間のタッチアンドゴーの訓練が百五十日にのぼることを明らかにするなど、地元住民からも防衛省の説明姿勢のあり方に対して不信感が広がっています。また、住民説明会において、地元高校生からも恒久施設に対する不安の声が上がっています。

以上のことから、「多様な魅力を持つ離島は、鹿児島県の宝」を掲げる知事におかれましては、馬毛島で漁を営む漁師の声を聞き、馬毛島の米軍空母艦載機離着陸訓練（F C L P）の移転及び自衛隊施設

設整備について、今後、住民生活や環境悪化など様々な基地問題が想定され、更にはその影響が子々孫々まで及ぶことから、地元の意向を尊重し、慎重な対応をしていただきますよう強く求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。
令和二年十二月十六日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、鹿児島県知事であります。

議員各位の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「三番 竹下秀樹君登壇」

○三番（竹下秀樹君） 議案第八八号、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊設備に対する地元意向の尊重と慎重な対応を求める意見書の提出に対して、反対の立場で討論をいたします。

この意見書において、防衛省の提出した海上ボーリング調査申請を県が許可したことに対し遺憾の旨が示されています。県知事は、海上ボーリング調査を許可したことについて、法令に沿って審査を進め、手続上の瑕疵がなかったとし、あくまで行政手続として許可したとコメントされています。同じく、行政の長でもある八板市長もそこは承知されていらっしゃると思いますので、県として法令に沿って審査した結果の判断と聞いており、特段申し述べることはないとのコメントをされたのだと理解をしているところです。

確かに八板市長は漁業への影響を懸念する意見書を付しています。が、審査においては、調査の際は海中の濁り対策や水産資源の保全措置を講じるとされていることから、漁業に著しい影響はないと判断されており、もとより利害関係者である地元漁協の同意書が提出されています。

法令に基づき所要の手続を経て出された許可に対し、遺憾の意を示すのは、公平公正であるべき行政手続を首長が随時恣意的に取り扱って構わないと言っているのと同じであります。法令に基づいた行政手続上の判断を尊重するのが本来議会が取るべき態度と考え、もって意見書提出の反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論ありますか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第八八号、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に対する地元意向の尊重と慎重な対応を求める意見書の提出について、委員長報告に賛成の立場から討論を行います。

まず、西之表市議会は、自衛隊施設整備については、国、防衛省に対して一貫して反対の立場を伝えております。そのような中、さきに防衛省が県知事に提出していた馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に基づいた海上ボーリング調査の申請を十一月二十七日付けで早々に許可したことに対し、断固抗議するべきと考えています。

この調査は、そもそも米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備につながる調査であり、この海上ボーリング調査によって漁業に甚大な被害を及ぼすことは明らかです。知事は、「今回の海上ボーリング調査については基地の賛否と切り離して考慮していく」としていますが、馬毛島近海を漁場として生活している漁師は、防衛省は説明になかったことを突然やろうとしている、許せないと憤っています。

海上ボーリング調査予定を指定した漁場は、漁民が稚魚を放流し、四年後の漁が期待されている横瀬漁場です。漁民の暮らしを支えている重要な漁場の掘削は、到底許されるものではありません。地元八板市長も、漁業環境に影響が生じる可能性を否定できないと意見書を付しています。この意見書を重く受け止め、知事は一旦立ち止まるべきではなかったでしょうか。若者や地元の十分な協議もつと必要だったのではないのでしょうか。

防衛省から提出されている海上ボーリング調査の申請とは、やぐらを設置して土石を採取するための許可です。この行為が、漁場に影響を及ぼす行為であることは明らかではありませんでしょうか。県民の生命、暮らしを守り、県民の声を聞くという責任ある立場である県知事が申請を許可したことに対し、不信感を禁じえません。

さらに、防衛省の説明会でも、巨大な軍港を建設するための環境アセスメントであることがはっきりいたしました。知事が今回の海上ボーリング調査について、基地の賛否と切り離して精査していく

との立場を表明していますが、基地の賛否と切り離して考えられるものではありません。防衛省は環境アセスメントを隠れみのにして、着々と馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備を進めようとしています。

以上のことから、塩田県知事に対し、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備によって今後生じる住民生活や環境への影響、そして基地の運用全体を十分に調査検討することを求めます。

よって、海上ボーリング調査については地元意向の尊重と慎重な対応を求め、賛成の討論といたします。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第八八号、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備に対する地元意向の尊重と慎重な対応を求める意見書の提出について、委員長提案に賛成の立場から討論をいたします。

まず、ボーリング調査は遺憾であるが、撤回は求めていません。この意見書案については、そのところは、反対討論者の方にも、もう一度、御確認をいただきたいと思えます。

表題の防衛省計画について、知事はいまだ賛否を明らかにしていません。本意見書では、地元の意向の尊重を求めています。そもそも県知事にとって県内全てが地元であることを強く自覚された上で、この問題に向き合っていたらいいと考えます。それを前提にして、やはり直接的に影響を受ける地元が、第一に馬毛島を行政区に持つ我が西之表市であることは異論を待たないでしょう。

その地元には、様々な意見、様々な立場の人が住んでいます。馬毛島への基地建設に反対している人、誘致賛成、容認、許容など基地建設を受け入れようと考えている人、どうすべきか判断に迷っている人、さらに馬毛島を宝の島と呼び、代々馬毛島周辺で漁を続けてきた漁師さんがいます。漁業権を持つてはいても、馬毛島の近くでは漁をしたことがないという漁協組合の方もいます。

子どもたちへの影響を心配する人、病気の人や高齢者への影響を心配する人、家畜への影響を心配する人、事件事故を心配する人、隣町に自衛隊宿舎ができることを心配する人、いろいろな方々が全て地元と考えられます。地元のそういった様々な意見、様々な立場の人の声に耳を傾けた上で、八板市長は計画に同意しないとしたり考えます。また、私たち西之表市議会も、様々な人の声に耳を傾けた上で、幾度となく反対の表明をしてきたわけです。

この市長の表明、市議会の姿勢、地元の声として十分、十二分に尊重することを求めることが、もっともっと早い時期に行われるべきであったと思いますが、残念ながら既にボーリング調査の許可は

出されてしまいました。しかし、今後も県知事の意見や許可が求められる場面はあると思われるので、今回この意見書を県知事に対して出すことには重要な意味があると考えます。

また、巨大な軍港建設が前提である今回の海上ボーリング調査そのものによるナガラメの稚貝放流を含め、漁業環境に及ぼす影響、これらを注視し、影響が認められる場合に直接的な対応を県に求められるの言うまでもありません。

さらに、防衛省が行う調査もアセスメントも、基地建設が前提である以上、知事が政治的な判断及び姿勢を明らかにして、ただ単に行政手続としての瑕疵の有無のみの許可の判断基準としないでいただきたいと私は考えます。当たり前といえば当たり前で地元の意向の尊重と慎重な対応を地元自治体として求めるのは当然と考え、意見書提出に賛成するものです。

以上です。

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、馬毛島対策特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決しました。

△議案第八九号 公立学校情報機器購入事業契約について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第八九号、公立学校情報機器購入事業契約についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） 議案第八九号、公立学校情報機器整備購入事業契約についてであります。

地方自治法第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

これは、国が掲げるGIGAスクール構想において、児童生徒一人一台の端末の実現が急務とされる中、国の令和二年度の補正予算である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本市全ての児童生徒分、千百九十五台を一括して整備しようとするものです。

契約内容については、二ページを御覧ください。

契約の目的は、公立学校情報機器整備購入事業。

契約の方法は、随意契約。

契約金額は、九千四百八十八万三千九百二十五円。

契約の相手方は、住所、鹿児島県鹿児島市金生町四番十号。名称、富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店支店長福永志保であります。

なお、随意契約とした理由については、本年度中に効果的、効率的に整備するため、国が提示する標準仕様書に基づく都道府県単位を基本とした広域大規模調達計画が端末整備国庫補助の措置要件となっており、県による共同調達の指定業者が富士電機ITソリューション株式会社であることに基づいたものです。

以上です。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） もう少し詳しい説明をいただきたいんですが、まず、一点目は、県での共同購入という御説明でしたが、これはどのような内容のものなのか。本来、この金額であればですね、競争入札のほうが、むしろ市民の財産の効率的運用という部分でもですね、より安い契約ができたかもしれないといったことも考えられますので、もう少し詳細の説明いただきたいのが一点。それから、この契約によって入札率がどの程度になるのか、入札率です。

それと、あともう一点は、契約の期間も教えてください。

○学校教育課長（内 健史君） 今回の共同調達は、日本全国の校児生徒徒全員に対して一斉に端末を整備することを目的としたものであります。端末の仕様やOS、導入ソフト、納入業者等を事前に統一することによって実現したものであります。

鹿児島県においては、市町村立公立学校情報機器整備業務として委託先を公募し、選考委員会の結果、Windows 機種の業者として採用決定されたのが富士電機ITソリューション、一社であったため随意契約となりました。

ちなみに、落札率は一〇〇%、当初の見積予算に対して七八・八%の金額となっています。

当初は二、三年かけて年次的に導入する予定でしたが、一斉の導入が急務となり、臨時交付金も活用できることとなったため、本年

度中の導入へ急遽切り替えることとなったものです。よって、一括購入としたものです。

以上です。

○一四番（長野広美さん） もう一点、契約の内容についての確認なんです、今のお話ですと、いわゆるハードの整備といった部分が主に聞こえるんですが、実際この契約の中にはソフトのサポートといった部分も含まれているんでしょうか。

○学校教育課長（内 健史君） この金額には、OS、導入ソフト、あと設置、全ての費用が含まれたものであります。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） このGIGAスクール構想ですが、教職員の指導する立場から、どのような指導研修というか、そういうのがなされているのかどうかを教えてください。

○議長（永田 章君） ちよつと休憩します。

午後一時四十三分休憩

午後一時四十五分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

ただいま、橋口美幸議員の質問に質疑については、課長に答弁を求めないことといたします。

ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定しま

す。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九〇号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第九〇号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十号）を議題といたします。議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） それでは、御説明いたします。

本案は、議案第九〇号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十号）であります。

別冊の予算書を御覧ください。

二枚めくっていただきまして、条文です。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億二千二百三十八千円を追加し、歳入歳出それぞれ百三十二億五百三十六万五千円とするものであります。

それでは、今回の補正内容について歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

三款民生費、二項児童福祉費、二目ひとり親福祉費に千二百四十六万円増額しております。主なものは十九節扶助費千二百四十一万

円の増額で、本年六月に国の補正予算により実施したひとり親世帯臨時特別給付金について、年内に追加で再支給を目指す決定がなされたため、これに対応しようとするものです。

その下、六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費、十八節負担金補助及び交付金、説明欄の補助金、さつまいも生産者経営安定化支援緊急対策事業に一億九百六十七万八千円増額しております。こちらは本市独自の支援対策事業で、さつまいもの基腐病の被害により経営が危機的状况にある農家が、基腐病対策を講じながら次年度生産を継続できるように支援を行い、農家の経営安定と生産維持を図ろうとするものであります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

十三款国庫支出金、二項国庫補助金、一目民生費国庫補助金、二節児童福祉費補助金に千二百四十六万円を増額しております。こちらは、歳出で御説明いたしましたひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に対応してございます。

その下になります。十七款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金、一節基金繰入金に一億九百六十七万八千円増額しております。こちらにも、歳出で御説明いたしましたさつまいも生産者経営安定化支援緊急対策事業の財源とするため、財政調整基金より繰入れしております。

説明を以上で終わります。

○議長（永田 章君） 議案説明は終わりました。

質疑は省略いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

ここで、予算特別委員会開催のため休憩をいたします。

予算特別委員会は直ちに委員会を開催し、議案審議をお願いいたします。

再開時間については、庁内放送等でお知らせいたします。

ここで休憩をいたします。

午後一時五十分休憩

午後五時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議

案第九〇号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、国庫補助事業によるひとり親世帯臨時特別給付金の支給、及び本市においても被害が深刻なさつまいもの基腐病に対し本市独自の対策を実施するため予算を増額しようとするものです。

補正の内容につきまして、歳入から説明します。

国庫支出金、民生費国庫補助金の増額については、本年六月に国の補正予算により実施したひとり親世帯臨時特別給付金について、年内に追加で再支給を目指す決定がされたため、これに対応しようとするものです。

繰入金、基金繰入金の増額については、さつまいもの基腐病の被害に対する本市独自の支援対策を行う、さつまいも生産者経営安定化支援緊急対策事業の財源とするため、財政調整基金より繰入れをするものです。

次に、歳出について説明します。

民生費、ひとり親福祉費は千二百四十六万円を増額しています。主に扶助費一千二百四十一万円の増額で、歳入で説明しました国の補助金事業であるひとり親世帯臨時特別給付金を本市の対象となるひとり親世帯に対し支給しようとするものです。

農林水産業費、農業振興費については一億九百六十七万八千円を増額しております。これは、本市独自のさつまいもの基腐病対策として、さつまいも生産者経営安定化支援緊急対策事業に補助金を計上するものです。

内容については、さつまいもの基腐病の被害により経営が危機的状況にある農家が、基腐病対策を講じながら次年度生産を継続できるように支援を行い、農家の経営安定と生産維持を図ろうとするものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のものとしまして決しました。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 予算特別委員長の報告は終わりました。質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を議題といたします。

選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が、令和二年十二月二十五日をもって満了する旨の通知がありましたので、これより選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、これより選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。お諮りいたします。

指名の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。再度お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

西之表市選挙管理委員会委員に西門謙二君、柳良子さん、江口一徳君、栗島輝文君。同補充員に山口三雄君、塩崎友子さん、濱尾実君、古田幸さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました西門謙二君、柳良子さん、江口一徳君、栗島輝文君が選挙管理委員会委員に、山口三雄君、塩崎友子さん、濱尾実君、古田幸さんが同補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定をいたしました。

△議員派遣の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会において審査、調査中の事件につき、会議規則第一百一条の規定に基づき、継続審査、調査の申出がありました。

委員長の申出のとおり継続審査、調査に付することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することを決しました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 令和二年第四回定例市議会の閉会に当たって御挨拶を申し上げます。

十一月二十六日に開会いたしました十二月議会は、本日十二月十六日まで各議案について熱心に御審議をいただきました。誠にありがとうございました。

なお、今回の議会では議会最終日に追加議案二件を提案することとなりました。契約案件及び新型コロナウイルス感染症とさつまいも基腐病に関する追加補正予算議案であります。議決いただきましたことに感謝申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症とさつまいも基腐病という二つの災厄に対し、先頭に立って立ち向かわなければならぬと決意を新たにいたしましたところでございます。

また、今回の議会の一般質問や議案審議の中でたくさんのお意見や御指摘をいただきました。議員の皆様にとりましては、今回の十二月議会が現在の任期の最後の議会であったと承知しております。これまでの御活躍に敬意を表しますとともに、今後の御活躍に期待申し上げます。

国のほうでは、月末に閣議で来年度政府予算案が示されようとしております。感染症対策と経済の再生という両面から、今年度追加補正予算と併せて大型の予算が編成されるものと思っております。積極的

に国等の予算を獲得し、市民福祉の向上に努めてまいりたいと思
います。

馬毛島問題でありますけれども、私は、十一月、防衛大臣に対し
て、地元の見解が得られていないということ、それから、計画をこ
れ以上進めないでほしい旨をお伝えしたところでありました。今後も、
国の対応を注視しながら、粘り強く対処してまいりたいと考えてお
ります。

今年は例年と違い、感染症、基腐病など厄災との戦いの年となり
ました。大きな台風の襲来や馬毛島問題の課題拡大など、課題山積
の年でもありました。議場に空席ができていることには、いささか
寂しさを覚えております。

そうした中、時間は経過してまいります。地に足をしっかりと
つけて、住民のための施策はいかにあるべきか、しっかりと考えなが
ら市政に取り組んでまいりたいと思います。

徐々に寒さも厳しくなり、体調を崩しやすい季節でもあります。
日頃の体調管理にはお気をつけいただきたいと思います。

最後に、議員各位、市民の皆様のみならずの御健勝と御活躍を祈
念申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

△議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げ

ます。

私ども議会任期四年、最後の定例会となりました。これまで、そ
れぞれの立場で議会運営に御尽力をいただきましたことを心より厚
くお礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、日々、産業振興、生活福祉
の向上等に御尽力をいただいていることに対し、改めて敬意を表す
るものです。

令和二年も余すところでは、新型コロナウイルス感染拡大で、危
機管理が問われることとなりました。馬毛島の問題も動き始めた感
があります。一方で、さつまいも基腐病の発生で、基幹産業に大き
な被害が発生をいたしました。どの事例においても早急な対応、対
策が求められております。

私ども議会の任期が令和三年二月の十八日、市長の任期が令和三
年三月十八日となっておりますが、引き続き、当局と議会が情報共
有しながら、一日でも早い解決策が講じられることを願うものであ
ります。

令和二年も余すところ二週間となりました。この一年間、市民の
皆様はもとより、議員、理事者皆様方におかれましては、市政発展
のために御尽力賜りましたこと、改めて議長として厚くお礼を申し
上げます。ゆく年に感謝を申し上げ、くる年を心待ちに、今後の皆
様方の御活躍を御祈念申し上げ、私の挨拶といたします。

△閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、令和二年第四回西之表市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後五時十三分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 五 番 議 員

一 六 番 議 員